

飯塚市地域防災計画

— 本 編 —

平成 2 6 年 6 月

(最終改正 令和 8 年 5 月)

飯塚市防災会議

総 則

第1節 計画の策定方針.....	1
第1 計画の目的	
第2 背 景	
第3 基本方針	
第4 計画の位置づけ	
第5 計画の構成	
第6 計画の修正	
第7 計画の周知	
第2節 関係機関等の業務大綱.....	4
第1 市	
第2 消防本部	
第3 消防団	
第4 自主防災組織	
第5 県	
第6 警 察	
第7 指定地方行政機関	
第8 自衛隊	
第9 指定公共機関	
第10 指定地方公共機関	
第11 広域連合・一部事務組合	
第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者	
第13 市民・事業所	
第3節 用語の定義	16
第4節 市の概況	17
第1 自然的条件	
第2 社会的条件	
第5節 災害危険性	23
第1 災害履歴	
第2 災害危険性	
第3 想定する災害	
第6節 計画の運用及び周知.....	30
第1 計画の運用	
第2 計画の周知	
第7節 防災ビジョン.....	31
第1 防災ビジョン	
第2 基本目標	

予 防

第1節	基本方針	1
第2節	災害に強い組織・ひとづくり	2
第1	防災組織の整備	
第2	自主防災活動の推進	
第3	災害ボランティア活動の支援体制の整備	
第4	防災知識の普及	
第5	防災訓練	
第6	調査・連携	
第3節	災害に強いまちづくり	17
第1	都市構造の防災化	
第2	建築物の安全化	
第3	文化財災害予防対策の推進	
第4	ライフライン施設等の整備	
第5	交通施設の整備	
第6	風水害予防対策の推進	
第7	土砂災害予防対策の推進	
第8	火災予防対策の推進	
第9	林野火災予防対策の推進	
第10	鉱山災害予防対策の推進	
第11	原子力災害予防対策の推進	
第4節	災害に備えた防災体制づくり	35
第1	防災施設・資機材等の充実	
第2	情報の収集伝達体制の整備	
第3	応援体制の整備	
第4	二次災害の防止体制の整備	
第5	救出救助体制の整備	
第6	医療救護体制の整備	
第7	輸送体制の整備	
第8	避難体制の整備	
第9	要配慮者等の安全確保体制の整備	
第10	給水体制の整備	
第11	災害備蓄物資機材等供給体制の整備	
第12	住宅供給体制の整備	
第13	防疫・清掃体制の整備	
第14	業務継続計画の策定	

風水害

第1節	応急活動体制	1
第1	職員の動員配備	
第2	警戒活動	
第3	災害警戒本部の設置	
第4	災害対策本部の設置	
第5	災害対策本部の運営	
第2節	気象情報等の収集伝達	14
第1	通信体制の確保	
第2	気象情報、河川情報等の収集伝達	
第3	洪水予報の収集伝達	
第4	水防警報の収集伝達	
第5	土砂災害警報等の伝達	
第6	異常現象発見時における措置	
第3節	被害情報等の収集伝達	29
第1	警戒活動	
第2	初期情報の収集	
第3	被害調査	
第4	災害情報のとりまとめ	
第5	迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供	
第6	県、関係機関への報告、通知	
第7	国への報告	
第4節	災害広報・広聴活動	41
第1	災害広報	
第2	報道機関への協力要請及び報道対応	
第3	広聴活動	
第5節	応援要請	44
第1	自衛隊派遣要請依頼等	
第2	広域応援派遣要請	
第3	要員の確保	
第4	災害ボランティアの受入れ・支援	
第5	海外からの支援の受入れ	
第6節	災害救助法の適用	57
第1	災害救助法の適用申請	
第2	災害救助費関係資料の作成及び報告	
第7節	救助・救急・消防活動	60
第1	行方不明者の捜索	
第2	救助活動の実施	
第3	救急活動の実施	
第4	消防活動の実施	
第8節	医療救護活動	64
第1	医療救護チームの編成	
第2	医療救護所の設置	
第3	医療救護活動	
第4	後方医療機関の確保と搬送	
第5	医薬品、医療資器材等の確保	
第6	被災者の健康と衛生状態の管理	
第7	心のケア対策	

風水害

第9節 交通・輸送対策	70
第1 交通情報の収集、道路規制	
第2 道路交通の確保	
第3 車両等、燃料の確保、配車	
第4 緊急通行車両の確認申請	
第5 緊急輸送	
第6 物資集配拠点の設置	
第7 臨時ヘリポートの設置	
第10節 避難対策	75
第1 避難の指示等	
第2 警戒区域の設定	
第3 避難誘導	
第4 避難所の開設	
第5 避難所の運営	
第6 旅行者、滞在者の安全確保	
第7 広域的避難者の受入れ	
第11節 避難行動要支援者等の対策	91
第1 安全確保、安否確認	
第2 避難支援	
第3 避難所での応急支援	
第4 福祉避難所等の確保、移送	
第5 災害時要配慮者への各種支援	
第6 福祉仮設住宅の供給	
第7 福祉仮設住宅での支援	
第8 外国人等への支援	
第9 帰宅困難者への支援対策	
第12節 生活救援活動	96
第1 飲料水の確保、供給	
第2 食糧の確保、供給	
第3 炊き出しの実施、支援	
第4 生活物資の確保、供給	
第5 救援物資の受入れ等	
第6 被災者相談	
第13節 住宅対策	103
第1 応急仮設住宅の建設等	
第2 応急仮設住宅の入居者選定	
第3 空家住宅への対応	
第4 被災住宅の応急修理	
第14節 防疫・清掃活動	107
第1 食品の衛生対策	
第2 防疫活動	
第3 有害物質の漏洩等防止	
第4 し尿の処理	
第5 清掃	
第6 障害物の除去	
第7 動物の保護、収容	

風水害

第15節 遺体の処理・埋葬.....	115
第1 遺体の捜索	
第2 遺体の処理、検案	
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	
第4 遺体の埋葬	
第16節 文教対策.....	118
第1 事前の措置	
第2 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	
第3 応急教育	
第4 保育所児童、学童の安全確保、安否確認	
第5 応急保育	
第6 文化財対策	
第17節 公共施設等の応急対策.....	123
第1 上水道施設	
第2 下水道施設	
第3 電気施設	
第4 ガス施設	
第5 通信施設	
第6 道路施設	
第7 河川、水路	
第8 ダム	
第9 ため池	
第10 鉄道施設	
第11 その他の公共施設	
第18節 災害警備.....	130
第1 防犯活動への協力	
第19節 鉱山災害の応急対策.....	131
第1 鉱山災害への対応	

震 災

第1節	応急活動体制	1
第1	職員の動員配備	
第2	警戒活動	
第3	災害警戒本部の設置	
第4	災害対策本部の設置	
第5	災害対策本部の運営	
第2節	気象情報等の収集伝達	12
第1	通信体制の確保	
第2	地震情報の収集伝達	
第3	異常現象発見時における措置	
第3節	被害情報等の収集伝達	18
第1	警戒活動	
第2	初期情報の収集	
第3	被害調査	
第4	災害情報のとりまとめ	
第5	迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供	
第6	県、関係機関への報告、通知	
第7	国への報告	
第4節	災害広報・広聴活動	25
第1	災害広報	
第2	報道機関への協力要請及び報道対応	
第3	広聴活動	
第5節	応援要請	28
第1	自衛隊派遣要請依頼等	
第2	広域応援派遣要請	
第3	要員の確保	
第4	災害ボランティアの受入れ・支援	
第5	海外からの支援の受入れ	
第6節	災害救助法の適用	41
第1	災害救助法の適用申請	
第2	災害救助費関係資料の作成及び報告	
第7節	救助・救急・消防活動	44
第1	行方不明者の捜索	
第2	救助活動の実施	
第3	救急活動の実施	
第4	消防活動の実施	
第8節	医療救護活動	48
第1	医療救護チームの編成	
第2	医療救護所の設置	
第3	医療救護活動	
第4	後方医療機関の確保と搬送	
第5	医薬品、医療資器材等の確保	
第6	被災者の健康と衛生状態の管理	
第7	心のケア対策	
第9節	交通・輸送対策	54
第1	交通情報の収集、道路規制	
第2	道路交通の確保	

震 災

第3	車両等、燃料の確保、配車	
第4	緊急通行車両の確認申請	
第5	緊急輸送	
第6	物資集配拠点の設置	
第7	臨時ヘリポートの設置	
第10節	避難対策	59
第1	避難の指示等	
第2	警戒区域の設定	
第3	避難誘導	
第4	避難所の開設	
第5	避難所の運営	
第6	旅行者、滞在者の安全確保	
第7	広域的避難者の受入れ	
第11節	避難行動要支援者等の対策	75
第1	安全確保、安否確認	
第2	避難支援	
第3	避難所での応急支援	
第4	福祉避難所等の確保、移送	
第5	災害時要配慮者への各種支援	
第6	福祉仮設住宅の供給	
第7	福祉仮設住宅での支援	
第8	外国人等への支援	
第9	帰宅困難者への支援対策	
第12節	生活救援活動	80
第1	飲料水の確保、供給	
第2	食糧の確保、供給	
第3	炊き出しの実施、支援	
第4	生活物資の確保、供給	
第5	救援物資の受入れ等	
第6	被災者相談	
第13節	住宅対策	87
第1	被災建築物の応急危険度判定	
第2	被災宅地の危険度判定	
第3	応急仮設住宅の建設等	
第4	応急仮設住宅の入居者選定	
第5	空家住宅への対応	
第6	被災住宅の応急修理	
第14節	防疫・清掃活動	94
第1	食品の衛生対策	
第2	防疫活動	
第3	有害物質の漏洩等防止	
第4	し尿の処理	
第5	清 掃	
第6	障害物の除去	
第7	動物の保護、収容	
第15節	遺体の処理・埋葬	102
第1	遺体の捜索	

震 災

第2	遺体の処理、検案	
第3	納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	
第4	遺体の埋葬	
第16節	文教対策.....	106
第1	幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	
第2	応急教育	
第3	保育所児童、学童の安全確保、安否確認	
第4	応急保育	
第5	文化財対策	
第17節	公共施設等の応急対策.....	110
第1	上水道施設	
第2	下水道施設	
第3	電気施設	
第4	ガス施設	
第5	通信施設	
第6	道路施設	
第7	河川、水路	
第8	ダム	
第9	ため池	
第10	鉄道施設	
第11	その他の公共施設	
第18節	災害警備.....	117
第1	防犯活動への協力	
第19節	鉱山災害の応急対策.....	118
第1	鉱山災害への対応	

大規模事故

第1節	大規模事故対策	1
第1	大規模事故の応急対策	
第2節	危険物等災害対策	6
第1	危険物等災害の応急対策	
第3節	林野火災対策	11
第1	林野火災の応急対策	
第4節	放射線災害対策	14
第1	放射線災害の応急対策	
第5節	原子力災害対策	19
第1	原子力災害の応急対策	

復旧復興

第1節	災害復旧事業	1
第1	災害復旧事業の推進	
第2	激甚法による災害復旧事業	
第2節	被災者等の生活再建等の支援	7
第1	生活相談	
第2	り災証明の発行	
第3	女性のための相談	
第4	雇用機会の確保	
第5	義援金品の受入れ及び配分	
第6	災害弔慰金等の支給	
第7	生活資金の貸付	
第8	租税の減免等	
第9	住宅復興資金の融資	
第10	災害公営住宅の建設等	
第11	郵便事業の特例措置	
第12	風評被害等への対応	
第3節	地域経済復興の支援	18
第1	農林漁業者への支援	
第2	中小企業者への支援	
第4節	復興計画	20
第1	復興計画作成の体制づくり	
第2	復興に対する合意形成	
第3	復興計画の推進	

第 1 章 総 則

- | | |
|-------|------------|
| 第 1 節 | 計画の策定方針 |
| 第 2 節 | 関係機関等の業務大綱 |
| 第 3 節 | 用語の定義 |
| 第 4 節 | 市の概況 |
| 第 5 節 | 災害危険性 |
| 第 6 節 | 計画の運用及び周知 |
| 第 7 節 | 防災ビジョン |

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に関係する各防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）などについて明らかにするものである。

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯塚市長を会長とする「飯塚市防災会議」によって決定し、策定するものであり、市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、さらに、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現により、市民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2 背景

東日本大震災の発生を受け、国では防災基本計画の見直し、福岡県では県地域防災計画の見直し作業が行われており、巨大な津波を防潮堤等のハード面だけでは防ぎきれなかった教訓から、地震・津波の想定の見直しをはじめ、避難行動のための体制整備や防災意識の向上、自主防災組織の育成等の対策について検討が進められているところである。

一方、本市の地域防災計画は、必要に応じて修正を行ってきたものの、災害時要援護者支援対策や地域の防災力の向上、また、平成24年7月に発生した九州北部豪雨に代表される異常気象への対応等、新たな課題も生じている。

第3 基本方針

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、市民の避難といった人命を守ることを最重要視した。併せて、女性、高齢者、障がいのある方等の支援を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女のニーズの違いを把握し、平常時より男女共同参画の視点に基づいた防災対策を推進することを基本方針とする。

本市においても過去に台風や大雨による大きな災害を経験しており、九州北部豪雨においては市内の一部家屋に被害が発生した。そのため、災害の歴史や地理的条件等を踏まえ、本市にふさわしい地域防災計画を作成する。

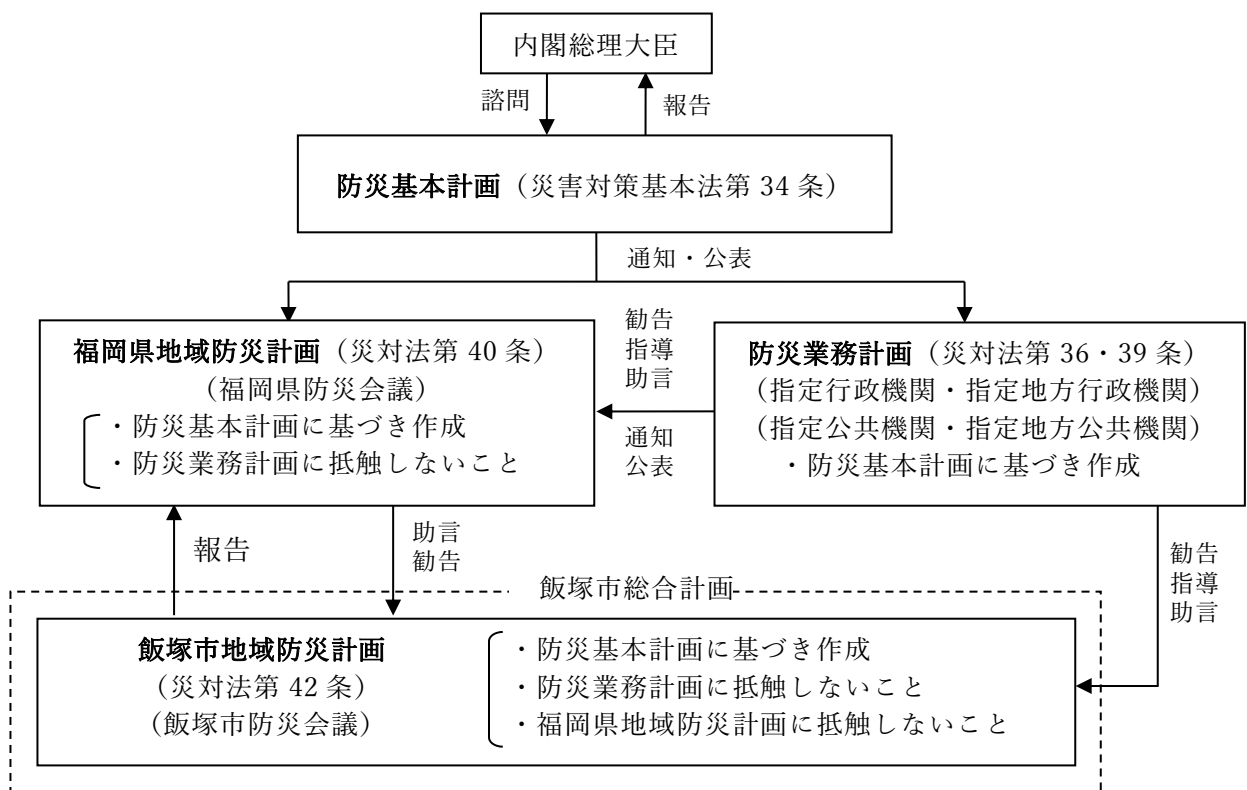
第4 計画の位置づけ

本計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心とし、関係機関等が分担し処理すべき事務・業務又は任務を明確にした指針とするものである。

また、国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた本市独自の計画である。

『地域防災計画の役割』

- 地方公共団体が計画的に防災行政を進める上での指針としての役割
- 市民等の防災活動に際しての指針としての役割
- 国が各種の地域計画を策定し、事業を行うにあたっての尊重すべき指針としての役割



第5 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

■計画の構成

構 成		内 容
本編	第1章 総 則	市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の内容、想定される被害、防災の基本方針等について定めたもの。
	第2章 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、風水害や地震災害等をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定めたもの。
	第3章 風水害応急対策計画	風水害における災害警戒時の応急対策、災害発生後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。
	第4章 震災応急対策計画	地震発生直後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策等について定めたもの。
	第5章 大規模事故等 応急対策計画	風水害や地震以外の災害発生後における応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。
	第6章 災害復旧復興計画	災害応急対策以降において、市民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針等を定めたもの。
資料編		上記に係わる各種資料をとりまとめたもの。

第6 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを飯塚市防災会議において修正する。

第7 計画の周知

本計画は、市職員及び防災関係機関その他防災に関わる主要な施設管理者等に周知徹底を図るとともに、市民にも周知を図る。

第2節 関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その業務が直接的・間接的なものであるとを問わず、一体となつて災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

本市を管轄する各防災関係機関等の管理者が処理すべき業務の大綱は次のとおりである。

第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
飯 塚 市	(災害予防) ① 防災会議に係る事務に関すること ② 市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 他の市町村との相互及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること ⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑧ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること ⑨ 給水体制の整備に関すること ⑩ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること ⑪ 住民の自発的な防災活動の促進に関すること ⑫ 災害危険区域の把握に関すること ⑬ 各種災害予防事業の推進に関すること ⑭ 防災知識の普及に関すること ⑮ 要援護者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ⑯ 企業等の防災対策の促進に関すること ⑰ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ⑱ 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること ⑲ 帰宅困難者対象の推進に関すること (災害応急対策) ① 水防・消防等の応急対策に関すること ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ③ 避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること ④ 災害時における文教、保健衛生に関すること ⑤ 災害広報及び被災者からの相談に関すること ⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること ⑦ 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること ⑧ 復旧資機材の確保に関すること ⑨ 災害対策要員の確保・動員に関すること ⑩ 災害時における交通、輸送の確保に関すること ⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること ⑫ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること ⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること ⑭ 市所管施設の被災状況調査に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	⑮ 救助実施市は、当該市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助に関すること (災害復旧) ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ② 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること ③ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること ④ 義援金品の受領、配分に関すること

第2 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
飯塚地区消防本部	(災害予防) ① 風水害、火災等の予防に関すること ② 消防力の維持向上に関すること ③ 市と共同での地域防災力の向上に関すること ④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑤ 防災知識の普及に関すること (災害応急対策) ① 災害に関する情報収集、伝達に関すること ② 風水害、火災等の警戒、防御に関すること ③ 消防活動に関すること ④ 救助・救急活動に関すること ⑤ 避難活動に関すること ⑥ 行方不明者の調査、搜索に関すること ⑦ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること

第3 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
飯塚市消防団	(災害予防) ① 風水害、火災等の予防に関すること ② 団員の能力の維持・向上に関すること ③ 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること (災害応急対策) ① 風水害、火災等の警戒、防御に関すること ② 消防活動に関すること ③ 救助・救急活動に関すること ④ 避難活動に関すること ⑤ 行方不明者の搜索に関すること ⑥ 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること

第4 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 (自治会)	(災害予防・災害応急対策) ① 地域住民への災害に関する情報の収集伝達、広報広聴活動 ② 出火防止及び初期消火 ③ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力 ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運営業務等の協力 ⑤ その他応急対策全般

第5 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県 (県本庁 教育庁 飯塚・直方県税事務所 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 田川児童相談所 筑豊労働者支援事務所 飯塚商工事務所 飯塚農林事務所 北部家畜保健衛生所 飯塚県土整備事務所)	(災害予防) ① 防災会議に係る事務に関すること ② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること ⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること ⑨ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること ⑩ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑪ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ⑫ 防災知識の普及に関すること ⑬ 要援護者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ⑭ 消防応援活動調整本部に関すること ⑮ 企業等の防災対策の促進に関すること ⑯ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ⑰ 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること ⑱ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること ⑲ 帰宅困難者対策の推進に関すること (災害応急対策) ① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること ④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること ⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること ⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する こと ⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること ⑨ 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の 確認及び確認証明書の交付に関すること ⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること ⑫ 災害ボランティアの活動支援に関すること ⑬ 福岡県所管施設の被災状況調査に関すること （災害復旧） ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関す ること ② 物価の安定に関すること ③ 義援金品の受領、配分に関すること ④ 災害復旧資材の確保に関すること ⑤ 災害融資等に関すること

第6 警 察

機関の名称	事務又は業務の大綱
飯 塚 警 察 署	（災害予防） ① 災害警備計画に関すること ② 警察通信確保に関すること ③ 関係機関との連絡協調に関すること ④ 災害装備資機材の整備に関すること ⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑥ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑦ 防災知識の普及に関すること （災害応急対策） ① 災害情報の収集及び伝達に関すること ② 被害実態の把握に関すること ③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ④ 行方不明者の捜索に関すること ⑤ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること ⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること ⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること ⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ⑩ 広報活動に関すること ⑪ 遺体の死因・身元の調査等に関すること

第7 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡財務支局	(災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること ② 国有財産の無償貸付等の措置に関すること (災害復旧) ① 地方公共団体に対する災害融資に関すること ② 災害復旧事業の査定立会い等に関すること
九州厚生局	(災害応急対策) ① 災害状況の情報収集、通報に関すること ② 関係職員の現地派遣に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局 (福岡地域センター)	(災害予防) ① 米穀の備蓄に関すること ② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること ③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること (災害応急対策) ① 応急用食料の調達・供給に関すること ② 農業関係被害の調査・報告に関すること ③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること ④ 種子及び飼料の調達・供給に関すること (災害復旧) ① 被害農業者等に対する融資等に関すること ② 農地・施設の復旧対策の指導に関すること ③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること ④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること ⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること ⑥ 技術者の応援派遣等に関すること (災害応急対策) ① 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(災害予防) ① 国有保安林・治山施設の整備に関すること ② 林野火災予防体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 林野火災対策の実施に関すること ② 災害対策用材の供給に関すること (災害復旧) ① 復旧対策用材の供給に関すること
九州経済産業局	(災害予防) ① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること (災害応急対策) ① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること ② 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること ③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること (災害復旧) ① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること ② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州産業保安監督部	(災害予防) ① 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に關すること (災害応急対策) ① 鉱山における応急対策の監督指導に關すること ② 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に關すること
九州運輸局 (福岡運輸支局)	(災害予防) ① 交通施設及び設備の整備に關すること ② 宿泊施設等の防災設備に關すること (災害応急対策) ① 所管事業者等への災害に關する予警報の伝達指導に關すること ② 災害時における所管事業に關する情報の収集に關すること ③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に關すること ④ 災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整に關すること ⑤ 緊急輸送命令に關すること
大阪航空局 (福岡空港事務所 北九州空港事務所)	(災害予防) ① 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に關すること ② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に關すること (災害応急対策) ① 災害時における航空機輸送の安全確保に關すること ② 遭難航空機の搜索及び救助活動に關すること
福岡管区気象台	(災害予防)・(災害応急対策) ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に關すること ② 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に關すること ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に關すること ④ 地方公共団体の行う防災対策の技術的な支援・助言に關すること ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に關すること
九州総合通信局	(災害予防) ① 非常通信体制の整備に關すること ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に關すること ③ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び発電機の貸し出しに關すること (災害応急対策) ① 災害時における電気通信の確保に關すること ② 非常通信の統制、管理に關すること ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に關すること
福岡労働局 (飯塚公共職業安定所)	(災害予防) ① 事業場における災害防止のための指導監督に關すること ② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に關すること (災害応急対策) ① 労働者の業務上の災害補償に關すること ② 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に關すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州地方整備局 (北九州国道事務所 筑豊維持出張所、 遠賀川河川事務所 飯塚出張所)	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 (災害予防) ① 気象観測通報についての協力に関すること ② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること ③ 災害危険区域の選定または指導に関すること ④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること ⑤ 雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関すること ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること ⑧ 港湾施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること ② 水防活動の指導に関すること ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ④ 災害広報に関すること ⑤ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること ⑥ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること ⑦ 海上の流出油に対する防除措置に関すること ⑧ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること ⑨ 災害対策用車輛（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること ⑩ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること ⑪ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること ⑫ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること (災害復旧) ① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること ② 港湾・海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

第8 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第四師団 (飯塚駐屯地)	(災害予防) ① 災害派遣計画の策定に関すること ② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること (災害応急対策) ① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

第9 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道(株)	(災害予防) ① 鉄道施設の防火管理に関すること ② 輸送施設の整備等安全輸送体制の確保に関すること (災害応急対策) ① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること (災害復旧) ① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話(株) (NTT 西日本ビジネスフロント(株) 福岡支店飯塚営業所) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (株)NTT ドコモ(九州支社) KDDI(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株) 楽天モバイル(株)	(災害予防) ① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること ② 応急復旧用通信施設の整備に関すること (災害応急対策) ① 津波警報等、気象警報の伝達に関すること ② 災害時における重要通信に関すること ③ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	(災害予防・災害応急対策) ① 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節に関すること ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること ⑤ 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害予防) ① 災害医療体制の整備に関すること ② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること (災害応急対策) ① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること ② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
西日本高速道路(株)	(災害予防) ① 管理道路の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ① 管理道路の疎通の確保に関すること (災害復旧) ① 被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運(株) (筑豊営業所) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	(災害予防) ① 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) ① 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力送配電(株) (飯塚営業所)	(災害予防) ① 電力施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ① 災害時における電力の供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵便(株) (飯塚郵便局、 筑穂郵便局、 庄内郵便局)	(災害応急対策) ① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保

第10 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信社福岡支社 共同通信社福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における報道の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象予警報等の報道周知に関すること ② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ③ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
RKB毎日放送(株) (株)テレビ西日本 九州朝日放送(株) (株)福岡放送 (株)TVQ九州放送 (株)エフエム福岡 (株)CROSS FM ラフエフエム国際放送(株)	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
福岡県医師会	(災害予防・災害応急対策) ① 災害時における医療救護の活動に関すること ② 負傷者に対する医療活動に関すること ③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間の連絡調整に関すること。
福岡県歯科医師会	(災害予防) ① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時の歯科医療救護活動に関すること
福岡県トラック協会	(災害予防) ① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 緊急・救援物資の輸送協力に関すること
福岡県LPガス協会	(災害予防) ① LPガス施設の整備と防災管理に関すること ② LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) ① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

第11 広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
ふくおか県央 環境広域施設組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策

第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
飯塚医師会	(災害応急対策) ① 医療救護及び助産活動 ② 遺体の検案 ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
飯塚市社会福祉協議会	(災害応急対策) ① 災害時のボランティアの受入れ ② 要援護者への救助及び生活支援活動の協力
飯塚歯科医師会	(災害応急対策) ① 歯科医療活動 ② 遺体の検案の協力 ③ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
飯塚薬剤師会 福岡県病院薬剤師会	(災害応急対策) ① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理 ② 医薬品の調達、供給 ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
福岡県助産師会	(災害応急対策) ① 助産活動
社会福祉施設経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における入所者の保護
危険物施設等管理者	(災害予防) ① 安全管理の徹底及び防災施設の整備
福岡県広域森林組合 (飯塚支所)	(災害応急対策) ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 林産物の災害応急対策の指導 ③ 被災林家に対する融資及び斡旋 ④ 林業生産資材及び林家生活資材の確保、斡旋
福岡嘉穂農業協同組合	(災害応急対策) ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
商工会 (庄内町商工会 潁田町商工会 筑穂町商工会)	(災害応急対策) ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 災害時における物価安定の協力 ③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋

機関の名称	事務又は業務の大綱
穂波町商工会 飯塚商工会議所)	
建設事業者団体	(災害応急対策) ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 ② 倒壊住宅等の撤去の協力 ③ 応急仮設住宅の建設の協力 ④ その他災害時における復旧活動の協力 ⑤ 加盟各事業者との連絡調整
飯塚地区防犯協会	(災害応急対策) ① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報 ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力 ③ その他災害応急対策の業務の協力
金融機関	(災害応急対策) ① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置

第13 市民・事業所

区分	とるべき措置
市民	① 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保（自らの身の安全は自らが守る） ② 地域の災害危険性の把握及び避難行動等の確認 ③ 食料、飲料水の備蓄、非常持出品の準備 ④ 家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策 ⑤ 地域の防災訓練等への参加、自主防災組織活動の推進 ⑥ 災害発生時の自主的な総合救済活動への参加・協力 ⑦ 市、県が行う防災活動への協力
事業者	① 従業員、顧客等の安全の確保 ② 二次災害の防止、経済活動の維持（事業継続等） ③ 地域住民の安全確保への協力 ④ 防災体制の整備、防災訓練の実施 ⑤ 市、県が行う防災活動との連携・協力

第3節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

No	略称（本計画）	正式名称
1	市	飯塚市
2	災害対策本部	飯塚市災害対策本部
3	県	福岡県
4	県災害対策本部	福岡県災害対策本部
5	農林事務所	福岡県飯塚農林事務所
6	保健福祉環境事務所	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
7	土木事務所	福岡県飯塚県土整備事務所
8	県税事務所	福岡県飯塚・直方県税事務所
9	警察署	福岡県警察飯塚警察署
10	自衛隊	陸上自衛隊第四師団（飯塚駐屯地）
11	J R 九州	九州旅客鉄道株式会社
12	N T T 西日本	西日本電信電話株式会社（(株)N T T西日本－九州筑豊営業支店）
13	九州電力	九州電力送配電株式会社（飯塚営業所）
14	消防本部	飯塚地区消防本部
15	環境広域施設組合	ふくおか県央環境広域施設組合
16	消防団	飯塚市消防団
17	日赤県支部	日本赤十字社（福岡県支部）
18	医師会	飯塚医師会
19	歯科医師会	飯塚歯科医師会
20	薬剤師会	飯塚薬剤師会
21	農業協同組合	福岡嘉穂農業協同組合
22	商工会	飯塚市商工会、 飯塚商工会議所
23	社会福祉協議会	飯塚市社会福祉協議会
24	防犯協会	飯塚地区防犯協会

第4節 市の概況

第1 自然的条件

1 位置、面積

本市は、面積 213.96 k m²で福岡県のほぼ中央部（福岡市より東に約 35km、北九州市より南西に約 40km）に位置する、筑豊地方の中心都市である。東は田川市を中心とする田川圏域に、西は福岡都市圏に、南は嘉麻市、桂川町の嘉穂圏域に、北は直方市を中心とする鞍手圏域に、それぞれ接している。

■飯塚市の位置



2 地 勢

本市は、市域の西北部から西部～西南部にかけて連なる三郡山地と、それらを源とする河川を集め、市域中央部を南北に流れる遠賀川が形成する盆地からなる内陸都市である。

市街地は、この盆地を中心に広がるとともに、筑豊で最大の人口を擁し、筑豊の政治・経済の中心的な機能を持つ都市であるが、市全体の約 60%を森林や耕作地が占め、水とみどりの豊かな地域である。

しかしながら、盆地地形のため夏場は非常に暑く、冬場は氷点下まで気温が下がることが多く積雪しやすい地域でもある。

■本市の主な河川

級 別	水 系	河川名
一級河川	遠賀川	遠賀川
一級河川	遠賀川	穂波川
一級河川	遠賀川	久保白川
一級河川	遠賀川	内住川
一級河川	遠賀川	庄内川
一級河川	遠賀川	鹿毛馬川

3 気 象

福岡県のほぼ中央部に位置する本市は、周りを山に囲まれた盆地となっており、夏季は気温が上がりやすく非常に暑く、冬季は放射冷却等で氷点下まで下がる日も多く、積雪することもある。

飯塚市は、年平均気温は 16.0℃、1 月の平均気温は 5.3℃で、福岡県のほかの地域の平野部に比べて低い。

飯塚特別地域気象観測所（旧 飯塚測候所）による気象観測の結果（30 年間）では、年降水量の平年値は 1,813.4 mm、年平均気温は 16.0℃である。月ごとの降水量の変化では、梅雨と台風の影響で 6 月～7 月に降水量が多い。

■筑豊地区の四季の気候

【春】	昼夜の気温差が年間で大きくなることが多く、内陸では 10～13℃となり、明け方の冷え込みで凍霜害を起こす危険性がある。また、低気圧が日本海に入って急に発達すると、低気圧に吹き込む強い南風は山地を越して乾燥する（フェーン現象）ため、大火を起こす危険性がある。
【夏】	6 月上旬に梅雨に入り、7 月中旬に梅雨が明けて本格的な夏になる。 福岡県への台風接近・上陸は 7 月～9 月がほとんどである。
【秋】	9 月中旬から 10 月初めまでは前線が停滞して秋雨と呼ばれる長雨となる。 9 月は勢力の強い台風が襲来することが多く、大きな災害を起こすことがある。
【冬】	日本海型気候区の特徴を持ち、北西の季節風が強く、曇りや雨の日が多い。

資料：「福岡県地域防災計画」（福岡県）

■本市の気象（平年値）

月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)
1月	5.3	9.6	1.3	2.1	103.0	76.5
2月	6.2	11.0	1.7	2.2	119.4	78.6
3月	9.4	14.5	4.6	2.4	156.6	115.5
4月	14.3	20.0	9.1	2.4	181.9	128.6
5月	19.1	24.7	14.0	2.2	199.8	149.0
6月	22.6	27.3	18.9	2.1	137.3	281.8
7月	26.6	31.0	23.3	2.4	161.0	347.1
8月	27.3	32.1	23.8	2.2	191.2	209.6
9月	23.4	28.2	19.7	1.9	154.5	178.0
10月	17.8	23.2	13.4	1.8	171.0	89.5
11月	12.3	17.5	7.7	1.7	136.9	89.1
12月	7.3	11.9	2.9	2.0	115.6	70.3
全年	16.0	20.9	11.7	2.1	1825.9	1813.4

(注) 統計期間は1991～2020の30年

資料：気象庁ホームページ飯塚特別地域気象観測所

■台風の平年値

項 目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
九州上陸数	—	—	—	—	—	0.0	0.2	0.3	0.5	0.1	—	—	1.1
九州北部地方接近数	—	—	—	0.0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4	—	—	3.8

資料：福岡管区気象台「九州・山口県 防災気象情報ハンドブック」

(注) 平年値は、1991年～2020年の30年間の平均。

(注) 九州北部地方への接近数とは、台風の中心が九州北部地方（山口県を含む）のいずれかの気象官署から300km以内に入った台風の数を求めている。

(注) 1個の台風が2ヶ月にまたがって接近した場合は、両方の月の接近数として集計している。

(注) 九州北部地方とは、天気予報で用いる地域名「九州北部地方」のことで、山口県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県の6県を指す。

4 地 形

本市の地形の大部分は山地・丘陵からなり、平野は北部を中心に、遠賀川水系の各河川沿いに広がった氾濫平野として広がっている。山地は、市西部から南部にかけて、筑豊地区と福岡地区を二分するように標高600～900mの三郡山地が横たわり、標高200m付近からなだらかな丘陵地へと変化している。

また、本市の特徴的な地形としては、丘陵地を切土して平坦化した段丘、炭滓物を集積して形成されたボタ山等、人工改変地が比較的多い。

5 地 質

本市の地質の特徴としては、南部から西部にかけての山地に、主に白亜紀深成岩の花崗岩・花崗閃緑岩と、古生代変成岩類の緑色片岩・砂質片岩が広く分布し、中部から東

部にかけての丘陵地には、古第三紀堆積岩類の砂岩・頁岩及び白亜紀深成岩の花崗岩・花崗閃緑岩が広く分布している。

北部の遠賀川周辺には、第四紀の沖積層が分布するとともに、北部と東部の一部に、古生代堆積岩類の砂岩・泥岩が分布している。

■飯塚市の地質層序表

地質時代				基盤岩・地質	防災地質上の特性
新生代	第四紀	完新世～更新世	未固結堆積物	砂・泥・礫：沖積層	一般に地下水が浅い。後背湿地などでは軟弱粘土層が分布する。
	古第三紀	始新世～漸新世	堆積岩類	砂岩・頁岩及び礫岩・凝灰岩・石炭を含む	砂岩新鮮部は硬質、頁岩部は風化で土砂化しやすい。層理面が発達。
中世代	白亜紀		深岩類	花崗岩・花崗閃緑岩	風化するとマサとなり土砂化し、崩壊しやすい
古生代			堆積岩類	砂岩・泥岩	片理が発達する
			変成岩類	緑色片岩・砂質片岩・角閃岩	片理が発達する

第2 社会的条件

1 人口等

本市の人口、世帯数（令和8年3月31日現在）は、下記のとおりである。

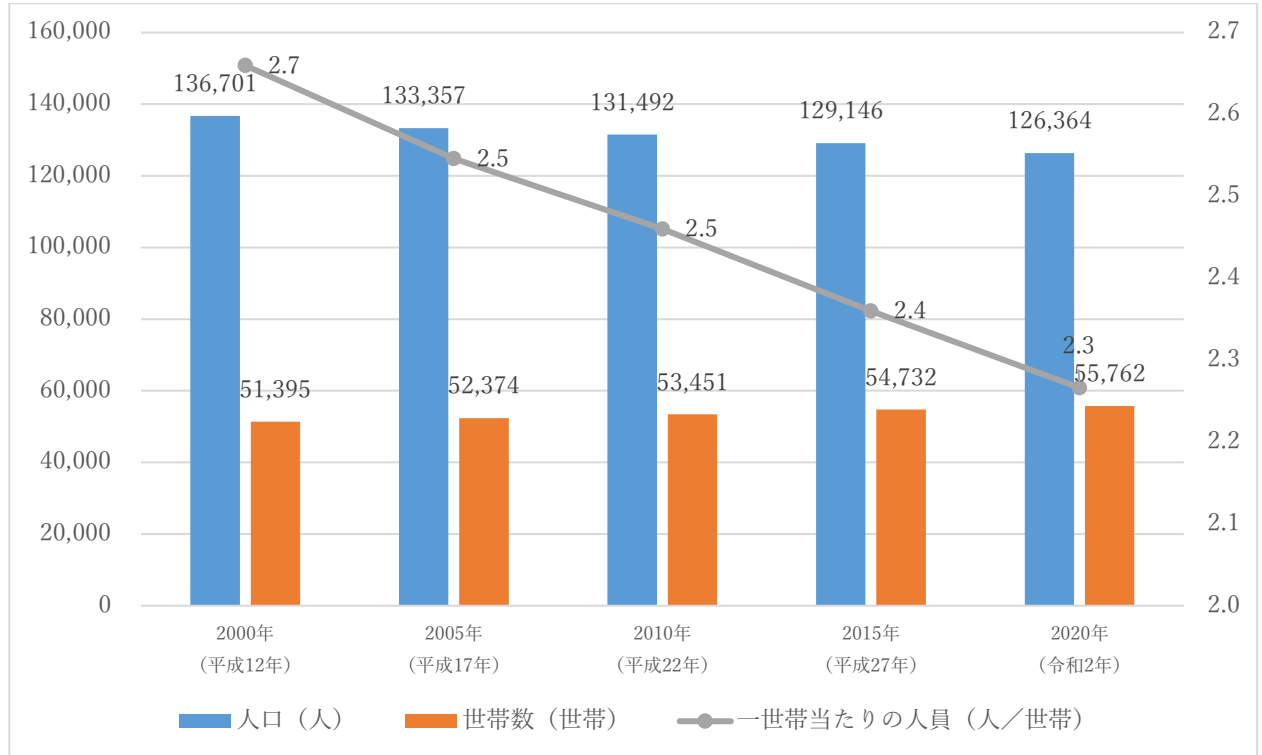
国勢調査によると、人口は、平成7年の140,463人以降、減少傾向を示しており、令和2年は126,364人となっている。また、世帯数は、増加傾向にあることから、一世帯当りの人員は減少している。

■飯塚市の人口等（令和8年3月31日現在）

人 口	123,098 人（男 58,832 人、女 64,266 人）
世帯数	64,578 世帯
高齢化率	32.4%（65歳以上の割合）

資料：住民基本台帳

■飯塚市の人口等の推移



資料：国勢調査

2 土地利用の状況、変遷

土地利用の状況を地目別に見ると、昭和40年代後半から現在にかけての約40年近くで宅地面積が約2倍に増え、田、畑、山林、原野、その他は減少している。

以上のことから、昭和40年代の高度経済成長期から田、畑、山林、原野等の開発により、宅地化・市街地化が徐々に拡大していることが示されている。

■土地利用変遷の状況（単位：％）

土地利用区分	昭和40年代	昭和50年代	昭和60年代	H25.1.1
田	15.0	14.1	13.2	11.8
畑	3.7	3.4	3.1	2.6
宅 地	5.5	8.3	9.5	12.7
山林・原野	33.0	31.2	27.2	37.8
雑種地・その他	42.8	43.0	47.0	35.1

注1) その他は非課税地を含む

注2) 合計値は四捨五入の関係上、必ずしも100%とは限らない。

資料：県地方課「土地に関する概要調書」他

また、市街地の拡大による災害危険性については、以下の通り懸念される。

■住宅地・市街地の拡大状況と災害の危険性

住宅地・市街地の拡大状況	災害危険性の変化
① 沖積平野部における中心市街地の拡大	
水田の宅地化 →不透水面の増加、湧水機能の消失	河川氾濫・内水氾濫の危険性の増大
市街地の高密度化	火災時の延焼の危険性増大
旧市街の老朽化	地震時の倒壊の危険性増大
② 丘陵部における宅地開発	
山麓・丘陵地の切土・盛土による宅地造成	盛土地における地盤の液状化の危険性増大
埋め立てによる宅地造成	埋め立て地における地盤の液状化の危険性増大
③ 山麓地域の宅地化	
山麓部への宅地の拡大 →斜面下部、谷出口付近の宅地化	土石流、斜面崩壊などの土砂災害の危険性の増大

第5節 災害危険性

本市における風水害及び地震の災害危険性等について、「飯塚市防災アセスメント調査報告書」（平成19年3月、飯塚市）、福岡県地域防災計画（平成23年3月及び平成24年5月修正版、福岡県）及び「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月、福岡県）等をもとに、以下の概要のとおり検討を行った。

第1 災害履歴

1 風水害

本市における昭和時代以降の風水害で被害規模の大きいものを見ると、昭和28年、47年、平成15年の大雨（梅雨前線）が挙げられる。また近年でも、平成21年7月中国・九州北部豪雨（7/24～8/6）、平成22年7月梅雨前線による大雨（7/11～7/16）、平成30年7月豪雨（7/5～7/6）で、床上浸水50床以上、床下浸水100床以上の被害を受けている。

水害及び土砂災害の要因は大雨によるものが多く、家屋被害は台風の暴風雨によってもたらされている。

また、近年では、がけ崩れによる土砂災害被害が増加していることが特筆される。

資料編 1-1 飯塚市の風水害

資料編 1-2 飯塚市の土砂災害発生状況

2 地震災害

福岡県は、国内でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、2005年3月20日の福岡県北西沖（当時の震央地名は福岡県西方沖）の地震（マグニチュード7.0）により、福岡市（震度6弱）で甚大な被害を経験した。本市の被害は、震度5弱〔当時の飯塚市（合併前）の最大震度〕で、負傷者2人、家屋の一部損壊79棟等であった。

また、1919年からの震度データを取りまとめている気象庁震度データベースによれば、福岡県では、震度5弱以上が3回、震度4が27回となっている（2026年3月31日現在）。

資料編 1-3 飯塚市の地震状況

■飯塚市川島における震度別地震回数表

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
1927～ 2004年	82	46	17	0	0	0	0	0	0	145
2005年	40	12	2	1	1	0	0	0	0	56
2006年	3	3	0	0	0	0	0	0	0	6
2007年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
2008年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
2009年	4	0	1	0	0	0	0	0	0	5
2010年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2011年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
2012年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

震度	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	合計
2013 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2014 年	4	0	1	0	0	0	0	0	0	5
2015 年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
2016 年	52	15	4	1	0	0	0	0	0	72
2017 年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
2018 年	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
2019 年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2020 年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
2021 年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
2022 年	2	3	0	0	0	0	0	0	0	5
2023 年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2024 年	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4
2025 年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3

注) 1996 年 9 月以前の 5, 6 は 5 弱, 6 弱としている
資料 ; 気象庁震度データベース (1927 年～2024 年)

■福岡県北西沖地震による福岡県の被害状況

区分	人的被害				住家(住居)			り災		道路被害	河川被害	がけ崩れ	その他
					全壊	半壊	一部損壊						
	死者	負傷			棟	棟	棟	世帯	人	箇所	箇所	箇所	
	計	重傷	軽傷										
福岡県	1	1186	197	989	143	352	9190	1161	2535	381	44	24	自主避難 3 市町村 412 世帯、818 人 避難勧告 1 市町村 19 世帯、40 人
飯塚市	－	－	－	－	－	－	75	75	187	1	3	－	被害 文教施設 4 箇所

資料：平成 17 年災害年報（福岡県）

3 火 災

令和 5 年では 73 件（建物火災 39 件、林野火災 1 件、車両火災 5 件、その他火災 28 件）の火災が発生している。
出火原因の上位は、たき火 16 件、放火（疑いも含む）6 件、ストーブ 5 件となっている。
林野火災については 1 件であったが、乾燥時期には大規模な延焼による林野火災が発生しないように注意が必要である。

資料編 1-4 飯塚地区の火災発生状況

第2 災害危険性

1 風水害

本市において風水害を受ける可能性がある箇所は、「福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）」（平成24年修正、福岡県）、「遠賀川水系浸水想定区域図」（国土交通省九州地方整備局遠賀川事務所）等によれば、次のとおりである。

■飯塚市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所・種別		箇所数・面積
水害	重要水防箇所	【県知事管理区間】（河川）	16箇所
	重要水防区域	【国土交通大臣管理区間】（Aランク：河川）	1箇所
	〃	【〃】（Bランク：河川）	27箇所
	〃	【〃】（要注意区間：河川）	1箇所
	〃	【〃】（重点区間：河川）	—
	重要水防構造物	【国土交通大臣管理区間】（Aランク：河川）	—
	〃	【〃】（Bランク：河川）	20箇所
	〃	【〃】（要注意区間：河川）	—
	災害危険河川区域	【県知事管理区間】	96箇所
	浸水危険地区	【県知事管理区間】（穂波川）	1.46km ²
	〃	【〃】（泉河内川）	0.32km ²
	〃	【〃】（建花寺川）	1.47km ²
	〃	【国土交通大臣管理区間】（遠賀川・穂波川）	14.25km ²
土砂災害	土石流	土砂災害警戒区域	251箇所
		うち土砂災害特別警戒区域	226箇所
	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域	678箇所
		うち土砂災害特別警戒区域	622箇所
	地滑り	土砂災害警戒区域	1箇所
		うち土砂災害特別警戒区域	0箇所
	合計	土砂災害警戒区域	930箇所
		うち土砂災害特別警戒区域	848箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）		5箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）		179箇所
	崩壊土砂流出危険地区（国有林）		17箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）		67箇所
	地すべり危険地区（民有林）		4箇所
水害 土砂災害等	道路危険箇所		115箇所
	トンネルの震災による危険箇所		—

出典：福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）（令和7年8月）

「遠賀川水系浸水想定区域図」国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所

「遠賀川水系浸水想定区域図」福岡県飯塚土木事務所

2 地震災害

福岡県の「福岡県防災アセスメント調査」において、大きな影響を及ぼすと考えられる4つの活断層のうち、本市に最も影響を及ぼす活断層を西山断層と想定しているが、活断層の存在が確認されていない地域においても、直下型地震の震源になることが否定できない状況にある。

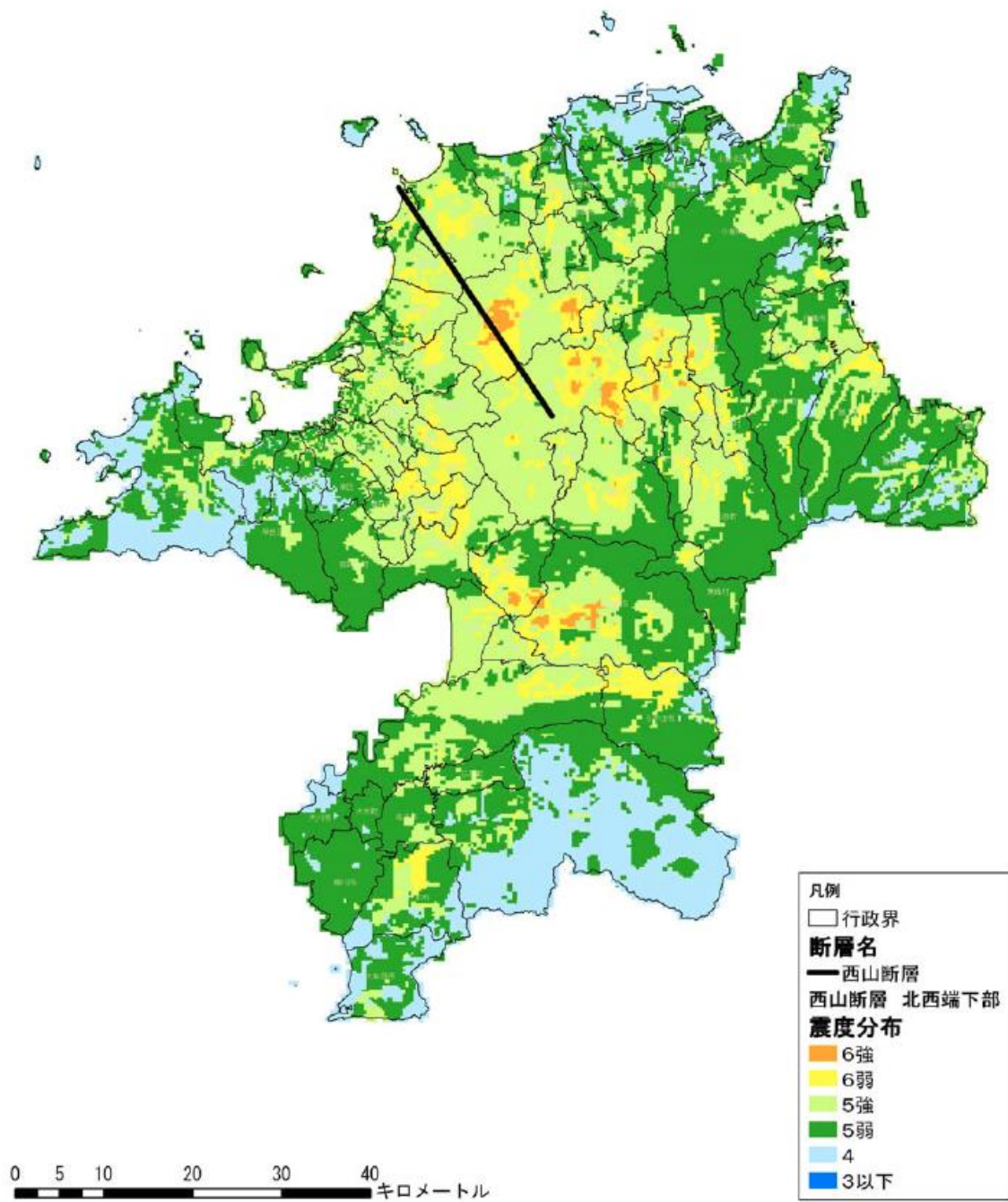
本市は、平成24年3月に福岡県が作成した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づき、地震による被害の想定を行い、想定地震を以下のとおりとした。

■市域の被害が大きい地震想定の設定

震 源	規 模	震源深さ	備 考
西山断層	M7.3	上端 2km 下端 17km	冬季の夕刻（午後5～6時） 及び風速4mを想定

出典：飯塚市耐震改修促進計画（平成25年2月）

■震度分布図（西山断層・北西端下部）



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

■被害想定結果

想定項目			被害想定結果
建築物被害	木造	全壊棟数	1,376 棟
		半壊棟数	930 棟
		合計	2,306 棟
	非木造	大破棟数	1,434 棟
		中破棟数	976 棟
		合計	2,410 棟
火災被害		出火件数	9 件
		焼失棟数	0 棟
上水道管被害箇所			558 箇所
下水道管被害箇所			89 箇所
都市ガス管被害箇所			10 箇所
人的被害		死者数	108 人
		負傷者数	1,573 人
		要救出者数	484 人
		要後方医療搬送者数	157 人
		避難者数	2,691 人
要救護者		食糧供給対象人口	125,226 人
		給水対象世帯	55,489 人
		生活物資供給対象人口	2,691 人

出典：飯塚市耐震改修促進計画（平成 25 年 2 月）

第3 想定する災害

本計画は、本市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本市で発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎として作成を行った。

この計画の作成の基礎として想定する主な災害は、次のとおりである。

■想定災害

1. 風水害

- 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等の災害
- 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 低湿地域などの排水不良による浸水等の災害
- 豪雨、台風に伴う大雨による土砂災害

2. 地震災害

- 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害
- 上記災害に起因する火災による二次災害

3. 大規模事故等

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- その他

4. 危険物等災害

- 消防法で規定する「危険物」による災害
- 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
- 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
- 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害

5. 林野火災

- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等

6. 放射線災害

- 火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生

7. 原子力災害

- 原子力発電所における事故等が起こったことによる放射性物質の放出等の発生

8. 鉱山災害

- 地表の変動（沈下、傾斜など）、地下水の変化
- ボタ山の崩壊、地すべり、流出、自然発火、有毒ガスや酸性不良水の発生

第6節 計画の運用及び周知

第1 計画の運用

1. 平常時の運用

1) 災害予防計画に基づいた業務の遂行

市及び防災関係機関は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業を修正する。

また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努める。

- ア) 防災アセスメントの結果及び当該地域の地形地盤条件の考慮
- イ) 災害危険への影響
- ウ) 施策・事業計画における防災上の効果等

2) 災害応急対策計画等の習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は、災害応急対策計画、災害復旧復興計画に沿って行われることから、市及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアル（活動要領）を整備しておく。

3) 事業継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時に必要な人員や資機材等を、必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うよう努めるものとする。

2. 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

第2 計画の周知

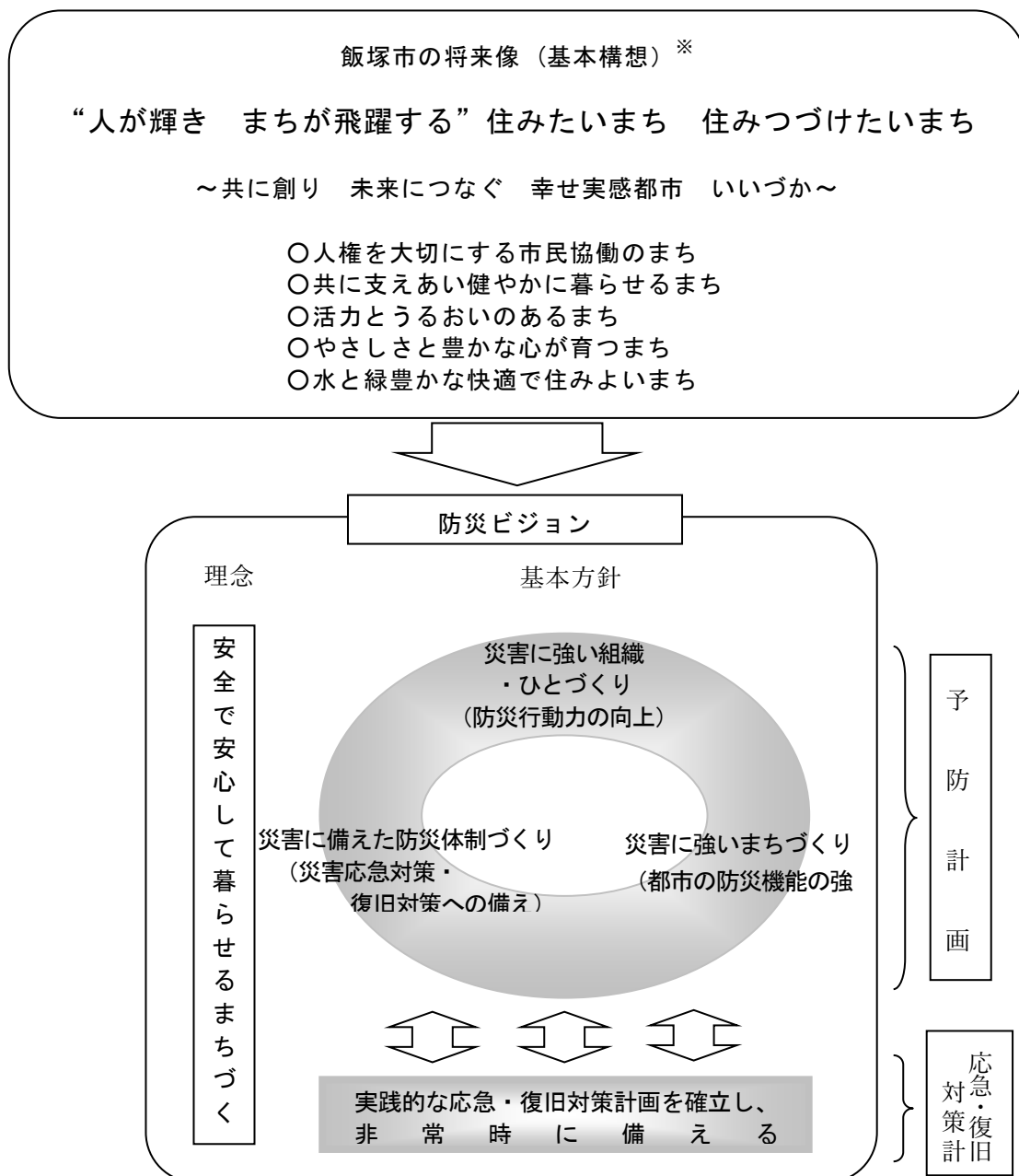
市防災計画は、市及び防災関係機関等の職員に周知徹底させるとともに、市民にも広く周知を図るものとする。

第7節 防災ビジョン

第1 防災ビジョン

本市の地域特性や今後の開発動向を踏まえた地域防災計画の策定及び運用の指針として、過去の災害の教訓を踏まえ、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を理念とし、市民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として、力を結集して災害に強い飯塚市を創りあげるため、次の5つを基本方針として掲げる。

■防災ビジョン



※第2次飯塚市総合計画より

第2 基本目標

市民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のように定める。

■基本目標（災害予防計画）

方針	災害予防計画	基本目標
防災行動力の向上	第1節 基本方針	○ 災害の想定や重点的に取り組むべき対策をふまえ、災害予防に向けて基本的に取り組むべき方針を設定する。
	第2節 災害に強い 組織・ひとづくり	○ 市民や企業等が「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という意識を持ち、自主的に防災活動に参加し、市内の防災・減災に寄与するよう努める。 ○ 市民ひとり一人が、自らの安全を確保し、被害を最小限に抑える。 ○ 市及び関係機関の職員が、防災の知識と技術を身につけ、平常時から防災に係る必要な組織の整備等を行い、災害時には速やかに任務を遂行できるよう体制を構築する。 ○ 大規模災害に備え、男女共同参画の視点で全市民が積極的に防災に対処しながら、避難所生活等における2次的苦痛を防止するための組織づくり、ひとづくりを推進する。 ○ 混乱期における被害の抑制や災害時要援護者の救援を、地域の相互扶助によりカバーできるようにするための、自主防災組織を構築する。 ○ 市、消防団、関係機関、学校、事業所、団体、自主防災組織、市民等が、臨機応変に対処できるよう、実践的な防災訓練を実施するとともに、防災知識の普及を推進する。 ○ 男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる事に鑑み、「主体的な担い手」として、防災会議委員をはじめ、女性の登用を推進する。

方針	災害予防計画	基本目標
都市の防災機能の強化	第3節 災害に強いまちづくり	○ 災害に強い都市空間の形成を図り、快適で安全な市民生活を確立するため、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、密集市街地の整備、狭隘な道路の改善を図るなど防災機能を強化する。 ○ 大地震による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、被害の発生が予想される箇所における点検・整備、建物の耐震化、まちな延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。 ○ 不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を除去し、倒壊・落下物による被害を防止する。 ○ 道路、橋梁、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。 ○ 河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちづくりを推進する。 ○ 液状化が発生する危険のある箇所を事前に把握し、二次災害の抑制に備える。
災害応急対策・復旧対策への備え	第4節 災害に備えた防災体制づくり	○ 情報収集伝達ルートを確認する観点から、多様な情報収集伝達ルートの充実、災害情報データベースシステム整備、情報の分析・整理・活用の推進を図る。 ○ 速やかな協力体制が得られるように、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を図る。 ○ 各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制の強化を図る。 ○ 社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業所防災組織等を指導・支援し、災害時要援護者の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を図る。

■基本目標（災害応急対策計画）

方針	風水害、震災 応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 応急活動体制	○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外においても指揮命令系統を迅速に立ち上げる。 ○ 大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動体制により対応する。
	第2節 気象情報等の収集伝達	○ 災害対策に係る気象情報、河川情報等を的確に監視し、災害対策としての警報等の迅速な伝達が行える体制を整備する。 ○ 市民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係機関への伝達を行う。

方針	風水害、震災 応急対策計画	基 本 目 標
	第3節 被害情報等の収集 伝達	○ 被害状況を的確かつ迅速に把握する。 ○ 市域の全地区について、被害の全体像を把握する。 ○ 被害状況、被害予測に従って適切な対応を行い、必要に応じて関係機関、市民等への伝達を行う。
	第4節 災害広報・広聴活動	○ 二次的被害・混乱等を防止する。 ○ 情報の空白地域・時間を解消する。 ○ 被災者からの相談受付、並びに必要な広報活動を行う。
	第5節 応援要請	○ 市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県・自衛隊・民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受入れ体制を確保する。
	第6節 災害救助法の適用	○ 法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の確保を図る。
	第7節 救助・救急・消防活動	○ 延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、市、消防本部、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を行う。 ○ クラッシュ症候群*等に対処するため、市、消防本部・消防団・関係機関・団体、市民等が協力し、倒壊建物等からの人命の救出及び搬送を迅速に行う。 ※ クラッシュ症候群：事故で手足を挟まれた人が救出された後、腎不全や心不全になる全身障害。
	第8節 医療救護活動	○ 災害発生直後から医療救護サービスが実施できるよう、医療救護チーム、救護所、資機材等を迅速に確保する。 ○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携体制を確立する。 ○ 避難所及び在宅の被災者への継続的な医療救護サービスを供給する。
	第9節 交通・輸送対策	○ 予想される道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞や倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・道路管理者等が連携して、迅速に緊急活動用の道路を確保する。 ○ 輸送拠点を適切に設置するとともに、市及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段とその従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。

方針	風水害、震災 応急対策計画	基 本 目 標
	第10節 避難対策	○ 消防・警察等の各機関や、施設管理者等と役割を分担し、市民、及び外来者等を安全に避難させる。 ○ 災害発生直後から避難所を開設し、運営は住民組織等と協働して運営する。 ○ 災害から受ける災害時要援護者や女性等の多様なニーズに配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食糧、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第11節 災害時要援護者等の対策	○ 高齢者・障がいのある方・乳幼児・外国人・難病患者・妊産婦等の災害時要援護者に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。 ○ 避難所、仮設住宅における災害時要援護者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。
	第12節 生活救援活動	○ 医療機関等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。 ○ ライフラインの復旧や住宅の再建により被災者が自活できるようになるまでの間、飲料水・食品・生活必需品等の供給を行う。
	第13節 住宅対策	○ 迅速な建物応急危険度判定等を実施し、余震等による建物の危険を防止するとともに、仮設住宅の建設等、住宅供給体制を早期に確保する。 ○ 仮設住宅供給体制、及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。
	第14節 防疫・清掃活動	○ 災害発生後の感染症・食中毒・その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。 ○ ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・感染症、集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。
	第15節 遺体の処理・埋葬	○ 遺体の腐乱を防止するため、搜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適正に確保する。
	第16節 文教対策	○ 学校教育の早期再開を行う。 ○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。
	第17節 公共施設等の応急対策	○ ライフラインの早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。 ○ 公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止や低下に対し、利用者の安全確保と施設機能の早期回復を図る。 ○ ガス漏れ時の供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。

方針	風水害、震災 応急対策計画	基 本 目 標
	第18節 災害警備	○ 警察と協力し、市・事業所・団体・市民等が連携して、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。
	第19節 鉱山災害の応急対策	○ 鉱山における災害時に速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止、二次災害防止を図る。

■基本目標（災害応急対策計画）

方針	大規模事故等 応急対策計画	基 本 目 標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 大規模事故対策	○ 大規模事故における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や連絡、緊急避難、応急活動内容の明確化などを行う。
	第2節 危険物等災害対策	○ 危険物や有毒物等の安全性を強化するため、自主保安体制等の確立、施設管理者、保安監督者等による速やかな応急対策の実施などを行う。
	第3節 林野火災対策	○ 林野火災を未然に防止するため、監視体制の強化、防火水槽などの火災対策用施設、資機材の整備、山火事防災月間等における防火思想の普及などを行う。
	第4節 放射線災害対策	○ 事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や提供、事故現場における応急活動上の役割分担の明確化などを行う。
	第5節 原子力災害対策	○ 広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、情報の収集・伝達、観測体制、広域避難の受入れ等の必要な措置を行う。

■基本目標（災害復旧復興計画）

方針	災害復旧復興計画	基 本 目 標
急実・実践的な復旧対応	第1節 災害復旧事業	○ 被災施設の復旧にあたっては、関係機関との連携を図りながら、被害の再発防止と将来の災害に備えた災害復旧計画を策定し、速やかに復旧事業を行う。 ○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。

	第2節 被災者等の生活再建 等の支援	○ 災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、義援金品・災害弔慰金の支給、資金の貸与・融資、雇用機会の確保、生活相談、風評被害への対応など、被災者等が安心して生活できる緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。
	第3節 地域経済復興の支援	○ 独力での再建が困難な市民・中小企業・農家等に対して、その被災から再起更生できるよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。
	第4節 復興計画	○ 被災前の地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改変する。 ○ 関係する機関等との調整及び合意形成を図り、速やかに復興計画を策定する。

第2章 災害予防計画

- 第1節 基本方針
- 第2節 災害に強い組織・ひとづくり
- 第3節 災害に強いまちづくり
- 第4節 災害に備えた防災体制づくり

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「災害に強い組織・ひとづくり」「災害に強いまちづくり」と「災害に備えた防災体制づくり」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防計画を提示した。

第1節 基本方針

1 人命損失防止対策の重点的推進

災害時には、第1編「総則」第5節「災害危険性」で示したような種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物（被害）に対する対策及び防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

2 重度の生活障害防止対策の推進

大規模な災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

3 防災的な土地利用の推進

災害から市民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、市民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

- 県による防災アセスメント調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、市民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。
- 災害危険性が高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導するとともに、災害に強い都市構造の形成に努める。

4 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、市役所や町役場、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等の防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、県の防災アセスメント調査結果等を参考に、地域の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮し、防災対策を推進する。

5 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、市民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進する。

6 効果的な応急対策のための事前対策の推進

災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。

第2節 災害に強い組織・ひとづくり

項 目	担 当
第1 防災組織の整備	総務部、消防本部、消防団
第2 自主防災活動の推進	総務部、市民協働部、消防本部
第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備	総務部、市民環境部、福祉部 社会福祉協議会
第4 防災知識の普及	総務部、教育部、消防本部
第5 防災訓練	総務部、消防本部
第6 調査・連携	関係各部、消防本部

第1 防災組織の整備

1 飯塚市防災会議

市は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、飯塚市防災会議を設置し、関係機関相互の調整を行い、市域の特性に応じた地域防災計画を作成し、防災対策を推進する。

なお、会議の委員については飯塚市男女共同参画プランに基づいた女性の登用を推進する。

資料編 4-1 飯塚市防災会議条例

資料編 4-2 飯塚市防災会議委員名簿

■防災会議で協議する事項

- 災害に関する情報を収集
- 各防災関係機関と災害時の初動・応急・復旧対策における調整
- 市の防災体制に対する意見・方向性

2 飯塚市災害対策本部

市は、地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、「飯塚市防災初動マニュアル」等を周知徹底し、職員の応急対応力の強化を図る。

また、各課（班）等は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や各種マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

資料編 4-3 飯塚市災害対策本部条例

資料編 4-4 飯塚市災害対策本部規程

3 消防団

市、及び事業所等は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第8条の規定に基づき、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、消防団員の加入促進、及び消防団の活動の充実強化の推進を図る。

消防団は、消防本部、災害対策本部等と連携し、適切な消火・救助活動等を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

また、男女共同参画の視点に基づき、男性のみならず女性消防団の組織づくりを推進し、防災指導、及び後方支援活動などを強化するとともに、地域における身近な消防防災リーダーとして、安心・安全な地域づくりの一環として重要な役割を目指す。

■消防団の強化

〔消防団への加入の促進〕

- 地域住民への啓発
- 公務員の消防団員との兼職に関する特例に基づく、公務員の加入を促進。
- 消防団協力事業所表示制度の活用による事業所における消防団活動の理解・協力を促進
- 大学の協力による学生団員の加入を促進

〔消防団の活動の充実強化のための施策〕

- 消防団員の報酬、手当等の処遇を改善
- 消防団の装備の改善・相互応援時の救助資機材の充実強化
- 消防団員の教育訓練の充実強化

資料編 4-5 飯塚市消防団の組織等に関する規則

4 関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、及び指定地方公共機関等は、それぞれ平常時から、防災に係る必要な組織体制の整備・改善・充実を図る。

5 自主防災組織

市は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、市民が的確に行動し、被害の防止・軽減することができるよう、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、消防本部と連携しながら、男女共同参画の視点に立った自主防災組織を育成する。

市民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、市内の防災・減災に寄与するよう努める。

■自主防災に係る主な組織

〔自主防災組織〕

- 自治会、まちづくり協議会、校区等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの。

〔施設、事業所等の防災組織〕

- 高層建築物、地下街、劇場等多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において管理者が自主的に組織し、設置するもの。

〔公共的団体等の防災組織〕

- 民間の防火組織（自衛消防隊）、婦人会、アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

6 事業所

市内事業所は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）の策定を行うよう努める。

また、自衛防災体制を整備・充実させ、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

なお、事業継続計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示している「事業継続ガイドライン」（平成21年11月）等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努めるものとする。

■災害時の企業等の事業継続の必要性

- 災害の多いわが国では、県や市町村はもちろん、企業、市民が協力して災害に強い地域づくりを行うことは、被害の軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するものであること。
- 特に、経済の国際化が進み、企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等においても、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要があること。

第2 自主防災活動の推進

市は、自主防災組織を育成し、その活動を促進させるため自治会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、企画の段階から、女性の参画をすすめるとともに、固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、男女共同参画の視点をもってあたる。

また、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に止めるため、自主防災組織の防災計画書等の作成を支援したり、平常時から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施するなど、災害に対する備えを推進する。

また、災害時には、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導について必要な措置を講じる。

1 活動内容

市は、市民、自治組織、事業所及び各種団体等に対し、広報紙やパンフレットの配布等を行い、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。

また、自主防災組織を対象に、研修会等を実施しリーダーの養成を図るとともに、自らの防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行う。

■自主防災組織の活動内容

〔平常時〕

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発
- 地域における情報収集・伝達体制の確認
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 地区別防災カルテの作成（危険箇所、避難所、消防水利、医療救護施設等）
- 自主防災組織の防災計画書等の作成

〔警戒・災害時〕

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達
- 地域住民の安否確認
- 救出・救護の実施及び協力
- 集団避難の誘導、避難生活の指導
- 要配慮者の安全確保
- 炊き出し及び救助・救援物資の分配に対する協力等

2 育成強化対策

市域における自主防災組織の育成を促進し、併せて自主防災組織に対する意識の高揚を行い、その活動の活性化を図る。

■ 育成強化の活動内容

- 啓発資料の作成
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 情報の提供
- 自治会等地域コミュニティへの個別指導・助言
- 地域コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- 地域防災リーダー（男・女）の育成
- 表彰制度の活用
- 活動拠点となる施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

〔重点地域〕

- 人口が密集している地域
- 要配慮者の比率が高い地域
- 木造家屋が集中している地域
- 消防水利が不足している地域
- 過去の災害で被害が甚大であった地域

3 地域コミュニティごとの防災ファイルづくりの推進ファイル

自治会等の地域コミュニティにおいて、災害時における自主的な応急対応等が迅速に行われるよう、各地域コミュニティごとに、災害時の応急対応方策をはじめとする、防災に関する各種の情報をとりまとめたファイルを作成し、地域コミュニティ内での防災情報の共有化を図っていく。

市は、各地域コミュニティに対し、ファイル作成にあたっての指導・助言やファイル管理等を行い、各地域コミュニティの自主防災活動の活性化や地域コミュニティ内外の連携強化が図られるよう支援する。

4 事業所、団体等の地域防災活動への参画促進

市内の企業は、従業員・利用者等の安全を確保するとともに、的確な防災活動により地域における災害を拡大させないよう、企業内における自衛防災体制を整備・充実させ、関係地域の自主防災組織と連携を図り、地域の安全の確保に努める。

市は、消防本部と連携し、事業継続計画策定の普及啓発に努めるとともに、自衛防災組織の育成指導並びに防災計画書等の作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

また、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」*等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

さらに、各企業の防災に係る取り組みについては、優良企業表彰等を行うことにより、企業の防災力向上に努める。

※消防団協力事業所表示制度

消防団に対して、事業所が市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

■対象施設

- 多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、旅館、学校、病院等）
- 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
- 多数の従業員がいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

■事業所等における主な防災対策及び防災活動

- 防災訓練
- 避難対策の確立
- 従業員等の防災教育
- 応急救護
- 情報の収集・伝達体制の確立
- 飲料水、食料、生活必需品等物資の備蓄
- 火災その他災害予防対策
- 施設耐震化の推進
- 事業継続計画（BCP）の策定
- 施設の地域避難所としての提供
- 帰宅困難者対策
- 消防団との連携・協力

第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備

市は、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、多くの人の参加・協力が不可欠であることから、社会福祉協議会等と連携し、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、受入れ体制の整備やボランティア活動環境等の整備を推進する。

1 受入れ体制の整備

飯塚市社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアの受入れ窓口（災害ボランティア本部）を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

また、ボランティアの受入れに関する実施計画の策定に努める。

■災害ボランティアの活動内容

生活支援に関するボランティア	専門的な知識を要するボランティア
○ 被災者家屋等の清掃活動 ○ 現地災害ボランティアセンター運営の補助 ○ 避難所運営の補助 ○ 炊き出し、食料等の配布 ○ 救援物資等の仕分け、輸送 ○ 高齢者、障がいのある方等の介護補助 ○ その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）	○ 救護所等での医療、看護 ○ 被災宅地の応急危険度判定 ○ 外国人のための通訳 ○ 被災者へのメンタルヘルスケア ○ 高齢者、障がいのある方等への介護・支援 ○ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○ 公共土木施設の調査等 ○ その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 ボランティア活動の環境整備

県と協力し、災害時におけるボランティア活動が円滑に実施できるよう、県及び日赤県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、活動拠点の確立、資機材等の充実整備、災害に係るボランティアやコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体や企業及び行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。

■災害ボランティアの環境整備

県社会福祉協議会	○ ボランティア受入れ拠点の整備 ・災害ボランティア本部の設置場所の決定 ・責任者の決定や担当者の役割分担 ・地域住民との連携 ・通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討 ・資機材のリストアップと調達方法の確認 ・災害ボランティアの受入れ手順確認・書式の作成 ・活動資金の確保 ○ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備 ○ 災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討
県	○ 県社会福祉協議会等との連携による活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援
コラボステーション福岡（福岡県NPO・ボランティアセンター）	○ 災害時におけるボランティアに関する情報の受発信

市社会福祉協議会	○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○ 災害ボランティアの受入れに関する実施計画の策定 ○ 災害ボランティアの受入体制の整備等（災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制） ○ 本部運営マニュアルの作成 ○ 定期的な訓練の実施
日本赤十字社 福岡県支部	○ 活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援
男女共同参画 推進センター	○ 避難者における男女のニーズ、子育て家庭、DV等の諸対応支援

3 ボランティアリーダー等の育成・支援

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担う人材が必要である。

そのため、市は、社会福祉協議会と連携して、男女共同参画の視点に立った研修会や講習会を通じて、活動内容は性別で固定せず、男女双方の力を発揮出来るようにボランティアリーダー及びコーディネーターを養成する。

■災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動

県	○ 県災害ボランティア連絡会との連携による育成・支援活動 ・講習会、防災訓練等の実施によるボランティア意識の醸成、災害ボランティアに関する知識の普及啓発 ・防災士等との連携体制の構築 ○ 専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアの把握 ○ ボランティア保険の普及啓発
市	○ 市社会福祉協議会との連携による育成・支援活動 ・講習会、防災訓練等の実施による「地区災害ボランティアリーダー」等の育成・支援 ○ ボランティア保険の普及啓発
市社会福祉協議会	○ 災害ボランティアリーダー等の育成 ○ 災害ボランティア活動マニュアルの作成
日本赤十字社 福岡県支部	○ 講習会の開催 ○ 講師の派遣 ○ 災害時ボランティア活動マニュアルの作成

4 ボランティア活動の普及・啓発

市は、市民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の紹介、体験活動等による普及・啓発に努める。

第4 防災知識の普及

市は、災害に強いまちづくりを推進するため、職員に対し防災教育を行うとともに、市民等に対し、防災に関する知識の普及を推進する。

1 市職員に対する防災教育

市は、市職員に対し、多様な性のニーズを踏まえた防災知識、役割の分担等に関する防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。

特に、各班の所掌事務に留意し、初動活動について重点をおくようにする。

■防災教育の方法及び内容

教 育 の 方 法	○ 研修会、講習会、講演会等の実施 ○ 見学、現地調査等の実施 ○ 手引書等の資料作成・配布 ○ 防災週間の設定
教 育 の 内 容	○ 災害に関する基礎知識 ・災害種別毎の特性・発生原因 ・気象情報 ・過去の主要な被害事例 ・本市の災害特性・地域別危険度等 ○ 本市地域防災計画の概要 ○ 防災関係法令に関する知識 ○ 職員として果たすべき役割（任務分担） ○ 災害時の活動要領 ・職員の動員体制 ・情報収集伝達要領 ・無線取扱要領等 ○ 応急手当

2 市民に対する防災知識の普及

市は、市民に対し、多様な性のニーズを踏まえた防災知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、ビデオの上映等を利用して、正しい防災知識の普及・醸成に努める。

なお、災害知識の普及にあたっては、高齢者、障がいのある方等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

また、各施設管理者と協力し、園児・児童・生徒、従業者等へのわかりやすい防災教育の推進や、学校教育による防災活動・体験活動等による災害対応への知識の普及・啓発に努める。

■防災知識の普及の方法及び内容

啓 発 の 方 法	○ 各種メディア（テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、広報紙、パンフレット、ポスター、映画、ビデオ等） ○ 防災センターの活用 ○ 各種相談窓口の設置 ○ 防災士*を通じた啓発 ○ 講演会、講習会、展示会等の実施 ○ 防災訓練の実施 ○ 各種ハザードマップ等の利用 ○ 広報車の巡回による普及 ○ 洪水関連標識等の設置（市街地における想定浸水深等の洪水関連情報の表示） ○ 防災週間の設定
-----------	--

啓 発 の 内 容	○ 災害に関する基礎知識 ○ 備蓄に関する知識 ○ 住宅等における防災対策に関する知識 ○ 災害発生時にとるべき具体的行動 ○ 山・崖崩れ危険予想地域、浸水想定区域等に関する知識 ○ 防災気象情報、避難指示等に関する知識 ○ 避難所、避難路、その他避難対策生活に関する知識 ○ 早期自主避難の重要性に関する知識 ○ 高齢者・障がいのある方等要配慮者への支援及び女性への配慮事項 ○ 応急手当方法等に関する知識 ○ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識 ○ 災害時の家族内の連絡体制の確保
-----------	---

※防災士：防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、家庭・地域・職場において、知識と技術を効果的に発揮できる者。

3 学校教育における防災知識の普及

市は、小・中学校において、ホームルームや学校行事を中心に防災教育を行うように指導する。

特に、避難、災害時の危険性及び行動については、児童・生徒の発達段階に応じた指導に留意する。

■学校教育での防災教育

学 校 行 事	○ 防災専門家、災害体験者の講演 ○ 消防署等の見学会 ○ 防災訓練
教 科 指 導	○ 自然災害発生のしくみ ○ 災害時の正しい行動 ○ 災害危険箇所
教 職 員 教 育	○ 応急手当 ○ 初期消火 ○ 災害時にとるべき措置

4 社会教育における防災知識の普及

市は、社会教育において、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高めていく。

5 防災上重要な施設の職員等の教育

災害予防責任者（施設管理者）は、職員に対し講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

消防本部は、災害予防責任者等への教育として、防火管理者への講習や防災指導書・パンフレットを配布して、出火防止、初期消火等の初期活動や、通常の管理保安方法等を周知する。

※災害予防責任者とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者である（災害対策基本法第47条）。

※災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない（災害対策基本法第48条）。

6 防災知識の普及に際しての留意点

市は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。

さらに、防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における男女のニーズの違い等多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

7 防災意識調査

市は、住民の防災意識を把握するためのアンケート調査及び行政モニターからの意見聴取等の、防災意識調査を必要に応じて実施する。

第5 防災訓練

市は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加とその他関係団体及び要配慮者も含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練を実施する。

1 総合防災訓練

市は、消防団、消防本部、近隣市町村、国、県、警察、自衛隊、水防協力団体、非常通信協議会等の防災関係機関や、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、さらには自主防災組織、ボランティア組織等の団体、市民・企業等の参加による総合防災訓練（会場型訓練、広域連携訓練、地域総ぐるみ訓練等）を実施する。

なお、実施にあたっては、高齢者、障がいのある方、外国人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者（要配慮者）に十分配慮して実施するものとする。

また、訓練等を通じて、その成果の検証とともに、防災訓練マニュアル等の作成・見直しを随時行っていく。

■訓練種目

- 災害対策本部の設置、運営
- 各種火災消火
- 交通規制及び交通整理
- 道路復旧、障害物排除
- 避難準備、避難誘導、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営
- 救援物資輸送
- 救出救護、医療救護
- 無線等による情報の収集伝達
- ライフライン復旧
- 給水・給食
- 被災地偵察

2 個別訓練

市は、上述した総合防災訓練に加え、下記に示す個別の訓練を実施する。

■個別訓練

応急対策計画 確認訓練	○ 応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練（図上訓練等）
組織動員訓練	○ 職員動員訓練
非常通信訓練	○ 無線通信系における非常通信に関する訓練
水防訓練・演習	○ 水防警報及び洪水予報等の情報伝達、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練
消防訓練	○ 非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練
被災建築物応急 危険度判定訓練	○ 応急危険度判定に備えた訓練
避難訓練	○ 土砂災害等に備えた訓練

3 地域住民等の訓練

市は、自主防災組織等の地域住民の防災行動力の向上を資するため、地域住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、要配慮者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

■防災知識の普及事項

- 出火防止訓練
- 応急救護訓練
- 初期消火訓練
- 災害図上訓練
- 土砂災害等避難訓練
- その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4 施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設等の管理者は、関係機関の協力を得て、避難訓練等を実施する。

また、各事業所も消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施するものとする。

5 防災訓練に際しての留意点

市は、防災週間（8月30日～9月5日）等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。

また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具

体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを市民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の市民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。

6 訓練の検証

市は、防災訓練を準備する過程から訓練を通じて、把握された問題点・課題を訓練後に整理・検証し、その結果を次回訓練や地域防災計画の改正に活用する。

第6 調査・連携

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的、計画的な防災対策を推進するため、被害要因の研究、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について、調整・研究を継続的に実施・推進し、その結果を積極的に災害防災対策に取り込み、その充実を図る。

さらに、消防本部、国、県、近隣市町村、及び関係機関との情報交換など広域的な連携に努める。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

市の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査等を実施し、今後とも必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等のほか、本市における災害記録をはじめ、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害関連資料について収集・整理に努める。

2 地区別防災カルテの活用

防災アセスメント調査、被害想定、現地調査の結果をもとに学校区等单位に防災に関連する各種情報をよりわかりやすく整理した地区別防災カルテを作成するとともに、適宜見直しを行い、地域住民の自主的な防災活動に活用出来るよう検討する。

3 大学・学会・防災研究機関等の連携

大学、研究機関等と連携し、災害による被害の軽減を図るための、災害及び防災に関する調査研究を総合的に推進する。

4 近隣市町村との情報交換、連携

近隣市町村と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

5 関係機関等との情報交換

国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

6 災害記録の蓄積と公開

消防本部、防災関係機関と協力し、過去の災害をはじめとして、飯塚市の大災害に関する資料、文献をライブラリー化する。

また、災害の記録、教訓等の公開に努める。

自主防災組織は、台風、大雨時の災害対応及び最大浸水位の記録に努める。

第3節 災害に強いまちづくり

項 目	担 当
第1 都市構造の防災化	都市建設部
第2 建築物の安全化	都市建設部、関係機関
第3 文化財災害予防対策の推進	教育部、消防本部、消防団
第4 ライフライン施設等の整備	企業局、関係機関
第5 交通施設の整備	都市建設部、道路管理者
第6 風水害予防対策の推進	総務部、都市建設部、経済部、消防本部、消防団、関係機関
第7 土砂災害予防対策の推進	総務部、都市建設部、消防団、関係機関
第8 火災予防対策の推進	総務部、都市建設部、消防本部、消防団
第9 林野火災予防対策の推進	総務部、経済部、消防本部、消防団
第10 鉱山災害予防対策の推進	都市建設部、消防本部、消防団
第11 原子力災害予防対策の推進	総務部

第1 都市構造の防災化

市は、快適で安全な市民生活を確立するため、災害に強い都市空間の形成を図り、風水害、火災、震災等の災害に強いまちづくりを推進する。
また、まちづくりの諸計画の防災に関する事項に関して、地域防災計画との整合を図る。

1 安全な市街地の形成

災害時には被害が市街地全体に広がるおそれがあるため、市街地の都市計画にあたっては、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、密集市街地の整備、狭隘な道路の改善を図るとともに、必要に応じて市街地再開発事業や土地区画整理事業等を推進し、防災機能を強化する。

地震に対しては、建物倒壊の危険性、避難困難性、延焼危険性、住宅の密集度等の市街地の危険性を示す地震危険度マップ等の作成を図り、実現可能な施策を総合的に展開する。

また、広域避難地等の選定・整備、避難路の安全確保及び誘導標識の充実整備に努める。

2 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他

に、災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有している。

市は、公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備においては、その適正な配置に努める。

3 宅地開発の指導

県は、造成地等、宅地開発地で発生する災害の防止を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）や宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）などに基づき、開発許可の審査及び当該工事の施工における指導、監督を行う等、安全な宅地開発の指導、監督に努める。

市は、無秩序な開発防止や防災都市づくりの観点から、適正な土地利用のあり方を検討するとともに、県の災害防止に協力する。

なお、現在規制区域（宅地造成等規制法）には福岡市内及び北九州市内に指定区域がある。

4 共同溝・電線共同溝事業の推進

市は、道路構造の弱体化や交通障害・道路陥没などの事故を防止し、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼすところについて共同溝・電線共同溝の整備を推進し、ライフラインの安全性・信頼性の向上を図ると共に、都市災害の防止及び防災活動の空間を確保する。

第2 建築物の安全化

市は、被害の発生が予想される箇所に対する点検・整備を強化するとともに、耐震化、不燃化、液状化対策の指導・整備を推進する。

1 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域等の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。

商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定するとともに、それ以外の用途地域については、建築基準法第22条に基づく屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行い、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化

既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅については、不燃化の推進を図る。

新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出を図る。

2 建築物の耐震化・液状化対策

市は、昭和56年建築基準法施行令改正前の各建築物の耐震性等の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に沿って、耐震改修促進計画を策定するとともに、

耐震及び液状化の診断・改修の充実を図る。

なお、住宅等の耐震化を効果的に推進するために、地震ハザードマップ（揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）を作成・活用し、住宅所有者等の防災意識の高揚に努める。

(1) 公共建築物

大地震時の安全性を確保するため、年次目標を設定して耐震診断、改築、改修工事等を効果的に行う。

新たに建築する施設は、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。

防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。

■重要施設の耐震性強化対策項目

- 耐震性に考慮した機器類の取付け
- 自己水源の確保
- バックアップ機能の充実
- 消火・避難経路の確保
- 早期復旧ができる設備の構築
- 排水処理（汚物処理を含む）備品の確保
- 自己電源の確保
- 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備の確保

(2) 一般建築物

民間建築物の耐震化は、原則、所有者または使用者の責務として行うものとし、市は、下記に示すような助言、指導等を必要に応じて行うものとする。

また、がけ地の崩壊等による危険を防止するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

■一般建築物の耐震化対策

新築建築物	○ 建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ、指導を行う。
既存建築物	○ 広報の充実や耐震改修促進体制の整備を行う。 (耐震工法・補強方法等技術、知識の普及・啓発、耐震改修相談窓口の開設、耐震診断講習会の開催、建築士団体等との連携)

(3) その他の建築物等の安全対策

その他の建築物や附帯する設備等の安全対策については、以下に示す対策を講じるものとする。

■その他の建築物等の安全対策

特殊建築物等	○ 病院、劇場、映画館、ホテル、百貨店等及びその設備について定期的に所有者等から状況報告をさせるとともに、必要に応じて査察を実施し、改修等必要な助言、指示を行う。
エレベーター 閉じ込め防止対策	○ 既設エレベーターの安全性を建築所有者に周知し、「P波感知型地震時間制運転装置」の設置等を推進する。

窓ガラス等の落下防止対策	○ 地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、所有者や管理者に対し、啓発や改善指導等を行う。
ブロック塀等の倒壊防止対策	○ 業界団体等と連携し、安全点検や補強方法等の普及啓発や巡回、指導等を行う。
工事中の建築物	○ 工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。
建物内の安全対策	○ 学校校舎、社会福祉施設、病院、保育所、市庁舎等の施設管理者等や、民間建築物の所有者、管理者等は、備品等の転倒、落下等の防止を行う。
公共施設及び危険物施設の点検整備等	○ 道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の点検を行うとともに、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。
その他の対策	○ 自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

第3 文化財災害予防対策の推進

市は、消防本部及び防災関係機関と連携し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、予防対策の強化を図る。

1 文化財保護思想の普及・啓発

県と連携し、文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を推進する。

2 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

3 防火施設等の整備推進

消火施設、警報設備等、防火施設の整備推進及び助成措置を行う。

4 文化財のき損防止及び点検設備

建造物や古墳を含む遺跡などの文化財のき損防止対策を図る。

第4 ライフライン施設等の整備

市及び関係事業者は、災害によるライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりを推進する。

1 水道施設

市及び水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。

また、日本水道協会制定の水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針等により施設の耐震化を推進する。

(1) 水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良・耐震計画に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。

また、電力停止時の機能確保のために、非常用電力の確保について、自動化設備等のバックアップ等の対策を図る。

(2) 水道施設の保守点検

平常時においても、貯水、浄水、導水、送水、配水等の施設巡回点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

また、水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

(4) 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

(5) 危機管理体制の作成

震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制、応急給水及び応急復旧活動体制に関する行動指針を作成する。

また、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する水道工事業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

(6) 災害時用の資機材の整備

必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は、交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(7) 教育、訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育、訓練等を実施する。

■平常時からの教育・訓練

- 職員に対する防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- 住民に対する平常時の広報
- 飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意、給水訓練等

2 下水道施設

市は、市街化の拡大に対応し、災害等の被害を防止するため、汚水の迅速な排除が行えるよう施設の整備増強を図る。

また、処理場においては、河川側との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

(1) 下水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築・耐震化に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。

また、停電等による二次的災害を考慮して、最小限として排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

(2) 下水道施設の保守点検

平常時においても、巡視及び点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

また、下水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

(3) 災害時用の資機材の確保

緊急措置及び応急復旧に必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。

また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(4) 教育、訓練

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から訓練等を実施する。

3 工業水道施設

市は、災害による工業用水道の被害を最小限にとどめ、速やかに工業用水の供給を確保するため、日本工業用水協会制定の「工業用水道施設設計指針」に基づき、給水体制の整備、並びに施設の整備増強を促進する。

また、供給体制、施設等の総合的な点検を行い、必要な施設等の整備増強を図る。

4 電力施設

九州電力送配電株式会社は、台風、地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

■電力設備の災害予防措置

電力設備の 災害予防措置	○ 風害・水害対策、雷害対策、雪害対策、地盤沈下対策、土砂崩れ対策、耐震性の強化
電力の安定供給	○ 通信設備の確保、電気施設予防点検、気象台等との連携
広報活動	○ 電気事故防止PR、停電に起因する二次災害の防止
電気工作物の 巡視、点検、調査等	○ 定期的に電気工作物の巡視点検、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等、感電事故の防止、漏電等により出火にいたる原因の早期発見・改修
資機材の整備・点検	○ 資機材の確保、輸送、広域運営
防災訓練、防災教育	○ 防災訓練等の実施又は参加、従業員の防災教育

5 ガス施設

ガス事業者は、風水害及び地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

市は、被害を受けにくく、被災しても機能全体が低下せずに被害を早期に復旧できるガス施設の整備と、それに関連する広報活動・教育訓練等、防災対策の強化に努める。

6 電気通信施設

通信事業者は、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図ため、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

市は、その他電気通信事業者に対し、上記に準じた施設整備を要請する。

■災害予防対策

- 電気通信設備等の高信頼化
- 災害対策用機器及び車両の配備
- 電気通信システムの高信頼化
- 災害対策用資機材の確保と整備
- 災害時措置計画の作成
- 防災訓練の実施
- 通信の利用制限
- 防災に関する防災機関との協調

7 放送施設

放送事業者は、災害報道の確保に万全を期するため、放送電波の確保を図るための放送設備、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

第5 交通施設の整備

道路管理者は、災害時の緊急輸送ネットワークの確保を考慮し、防災点検結果等を踏まえ、災害に強い施設整備を推進する。整備検討にあたっては、緊急輸送路線を優先しつつ、地震や豪雨による浸水などで道路が寸断され、孤立集落になる可能性が高い集落について留意する。

1 緊急交通路・緊急輸送道路ネットワークの選定・構築

大規模災害発生時における、緊急通行車両の通行を確保すべき道路を緊急交通路として選定し、重点的に当該道路の施設等の安全性を強化することにより、災害発生時における迅速、的確な応急対策を実施し、災害の防止、軽減を図るものとする。

また、上記を踏まえ、幹線的な道路と防災拠点とを、総合的に連絡する道路を緊急輸送道路として選定し、安全性の強化に努め、それらのネットワークの構築を図る。

2 道路の整備

道路は、災害時の避難路としてだけでなく、救助活動、救援活動、物資輸送等のための緊急輸送路としての機能、さらには沿道地域の火災の延焼を防止する機能としても有効である。そのため道路が被災し、不通になったときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。

従って、災害時における道路機能の確保のため、所管道路について法面等危険箇所の把握に努めるとともに、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の環境整備を推進する。

資料編 1-12 道路危険箇所

■市域の主な幹線道路

一般国道	国道 200 号、201 号、211 号
主要地方道	飯塚福間線、飯塚停車場線、飯塚大野城線、北九州小竹線、筑紫野筑穂線、桂川下秋月線、穂波嘉穂線、大日寺潤野飯塚線
一般県道	飯塚山田線、口ノ原稲築線、鯉田停車場有井線、鯉田停車場線、新飯塚停車場線、内住篠栗線、白川桑曲線、才田筑前内野停車場線、高田天道停車場線、大分太郎丸線、幸袋柏森線、口ノ原川島線、八木山若宮線、瀬戸飯塚線、飯塚直方自転車道線、小竹穎田線、飯塚穂波線

3 橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、緊急度の高い橋梁から順次耐震点検調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、必要に応じて橋梁の補修、耐震補強及び架換を行う。

4 横断歩道橋の耐震点検調査

地震時における歩道橋が、落下等による交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補修等対策が必要なものの整備を推進する。

5 道路啓開体制及び資機材の整備

発災後の緊急輸送道路の障害物の除去や応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう努めるとともに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

また、応急復旧等に必要となる人員や、速やかに事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作者等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者、

団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておくものとする。

6 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

第6 風水害予防対策の推進

1 河川等の整備

市は、関係機関、施設管理者と協力し、河川の決壊等による災害を未然に防止し、治水の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行う。

また、災害防止事業の実施時には、周辺の環境や景観への影響の低減・回避にも配慮する。

資料編 1-5 重要水防箇所（河川）

資料編 1-6 災害危険河川区域

■主な水害防止策

氾濫・浸水 抑制対策	緊急排除水門の増改築、フロンティア堤防の整備、緊急排水ポンプの増設、新設、二線堤盛土の整備、調整池等の整備
警報・避難対策	避難地・避難所の整備、水防・復旧活動道路の整備、ソフトの充実

2 ダム施設の維持管理

ダム管理者は、ダムの決壊による災害を未然に防止するため、ダム及び貯水池周辺の点検を実施するとともに、施設管理体制の強化により適正な維持管理に努める。

資料編 1-17 ダム

3 ため池の整備

市は、ため池の決壊による災害を未然に防止するため、農林水産省が行う「農業用ため池緊急点検」の結果を1つの目安とし、その他の状況等を総合的に勘案して、農業用ため池の整備等の計画作成を行い、老朽ため池の改修並びに防災上特に重要なため池を中心に、整備等を行う。

資料編 1-18 ため池

4 水防体制の強化

市及び消防団は、水防計画に基づき、消防本部及び関係機関と連携し、風水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

■水防体制の強化事項

- 情報連絡体制の整備
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

資料編 2-3 水防倉庫

5 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

(1) 浸水想定区域等における避難確保措置

市は、水防法第14条の規定に基づく浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項、及び利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等または高齢者等要配慮者利用施設の名称・所在地及び洪水予報等の伝達方法を本地域防災計画に定める。

浸水想定区域が指定された区域の住民へは、洪水予報等の伝達方法、避難所その他避難確保のため必要な事項を広報紙、いづか防災及び洪水関連標識等により住民へ周知する。

資料編 2-8-2 社会福祉施設

資料編 2-9 医療機関

資料編 2-11 保育園、幼稚園

■浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
浸水想定区域の指定	国土交通大臣 (九州地方整備局長) 知事	○ 河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域 ・ 水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位情報(周知)河川が対象 ・ 市域では遠賀川が対象
浸水想定区域ごとに定める事項	市(総務部)	○ 洪水予報等の伝達方法 ○ 避難場所 ○ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ○ 地下街等※¹又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の指定(名称及び所在地、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合) ○ 地下街等及び要配慮者が利用する施設への洪水予報等の伝達方法 ○ 洪水関連標識等※²の表示
洪水予報等の伝達方法	市(総務部)	○ 浸水想定区域内及びその周辺の住民、地下街等及び要配慮者関連施設の所有者又は管理者に対し、防災情報を電子メールによる配信確立 ※ 有効な通信伝達手段の整備拡充を図る。
住民への周知	市(総務部)	○ 市広報誌 ○ いづか防災等

- ※1 地下街等：地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設
 ※2 洪水関連標識等；国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月を参考とする。

(2) 地下街等の範囲

地下街等の範囲は、地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設で、具体的な施設の種類として消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない特定防火対象物で、地階が消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イまたは（13）項イに掲げる防火対象物の用途（関係者のみが利用するものを除く）に供されているもの、（16の2）項、及びその他市長が必要と認めるものとする。

■地下街等の範囲

○ 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない特定防火対象物のうち、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に該当する地階	
1項	劇場、映画館、演劇場、観覧場、公会堂又は集会場
2項	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、遊技場、ダンスホール又は性風俗関連特殊営業を営む店舗
3項	待合、料理店、飲食店
4項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5項イ	旅館、ホテル、宿泊所
6項	病院、診療所、助産所、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、幼稚園、特別支援学校
9項イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場
13項イ	自動車車庫又は駐車場
16の2項	地下街
○ その他、市長が必要と認めるもの	
・ 地階に駅舎を有するもの	
・ 大規模地下道、地下コンコース	
・ 建築物の地階が、地下街、地階の駅舎又は大規模地下道などに接続している施設	

(3) 地下空間の浸水対策

市は、地下空間における災害を未然に防止するため、河川管理者等からの情報を得て、河川氾濫等による浸水被害の危険性のある箇所に関する調査を実施し、対象施設を把握することにより、地下空間における適切な浸水対策の立案、実施を図る。

■地下空間の浸水害予防対策

浸水被害 予防対策	○ 浸水防止施設等の設置の促進 ○ 浸水対策事業の実施 ○ 浸水対策の立案、実施 ○ 浸水想定区域内の地下街等の指定
--------------	---

情報収集伝達体制の整備	○ 地下空間の管理者等への情報伝達体制の整備 ○ 利用者等への情報伝達体制の確立 ○ 地下空間管理者等の情報収集
避難体制の整備	○ 避難体制の整備 ○ 避難誘導体制の整備 ○ 地下空間の管理者等の連携
住民等への周知等	○ 浸水により起こる危険な事態の周知・啓発 ○ 浸水実績の公表 ○ 浸水想定区域等の把握及び公表 ○ 浸水想定区域の指定に係る避難確保計画の作成 ○ 浸水被害を想定した防災訓練の実施

(4) 避難確保計画の作成指導等

市は、浸水想定区域内に地下街等が建設される場合又は存在するときは、所有者又は管理者等へ水防法施行規則に則し、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」を参考に避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

また、これに該当しない、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

6 平常時の巡視

市及び消防団は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努める。

別途 水防計画書参照

第7 土砂災害予防対策の推進

市、県及びその他防災関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う。

また、災害防止事業の実施時には、環境や景観への影響の回避・低減も配慮する。

1 危険区域の指定、整備

市は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。

- 資料編 1-7 砂防指定地指定箇所
- 資料編 1-8 土石流発生危険箇所
- 資料編 1-9 地すべり危険箇所
- 資料編 1-10 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表
- 資料編 1-11 急傾斜地崩壊危険箇所
- 資料編 1-13 山腹崩壊危険地区
- 資料編 1-14 崩壊土砂流出危険地区
- 資料編 1-15 地すべり危険地区（民有林）

2 土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知

市は、「土砂災害防止法」第7条に基づき、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定があったときは、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を本地域防災計画に定める。土砂災害警戒区域が指定された区域の住民へは、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所その他避難確保のため必要な事項を広報紙、いづか防災等により住民へ周知する。また、土砂災害警戒区域内の学校、社会福祉施設等においては、災害対策本部による土砂災害に関する情報の伝達を行う。

資料編 2-7-2 指定避難所

資料編 2-8 指定福祉避難所

資料編 2-8-2 社会福祉施設

■土砂災害警戒区域等への措置

項目	担当	内 容
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定	県	○ 「土砂災害防止法」及び国土交通省が定める「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」に基づく基礎調査の実施及び市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を指定 ※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域 ※ 「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域
警戒区域ごとに定める事項	市 (総務部)	○ 土砂災害に関する情報の伝達方法 ○ 予警報の発令・伝達 ○ 避難、救助体制 ○ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制 ○ 区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法
住民への周知	市 (総務部)	○ 広報紙 ○ いづか防災等

3 土砂災害に対する避難

土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、現地調査において前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難を誘導する。なお、土砂災害が迫って逃げる際には、土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げることを指示する。

■土砂災害の前触れ

- 土石流の前触れ
 - ・ 山鳴りがする。
 - ・ 川が濁り、流木が混ざり始める。
 - ・ 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。
- 地すべりの前触れ
 - ・ 地面がひび割れたり、陥没する。
 - ・ 擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。
 - ・ 家の戸が開かなくなる。
 - ・ 沢や井戸の水が濁ったり、減少する。
- がけ崩れの前触れ
 - ・ がけから小石がばらばら落ちてくる。
 - ・ がけに割れ目ができる。
 - ・ がけから濁った水がわき出る。
 - ・ わき水が濁る。

4 宅地防災対策

市は、宅地需要に伴う丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性があるため、県と協力し、都市計画法の開発許可制度及び宅地造成等規制法等に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行い、災害の未然防止を図る。

5 ソフト対策等の推進

市は、県と連携し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等の規定に基づき、福岡県土砂災害危険度情報等を活用し、次のようなソフト対策等の推進に努める。

■土砂災害防止の対策事項

- 土砂災害警戒区域等の周知
- 住宅等の新規立地の規制
- 警戒避難体制の確立
- 既存住宅の移転促進等

第8 火災予防対策の推進

1 予防対策の強化

消防長は、火災予防のため、次の各号のとおり事業所等に対する予防対策を推進する。

(1) 火災予防査察の強化

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

(2) 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火管理講習を実施するとともに、防火対象物にかかる消防計画の作成、消防計画に基づく消火、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(3) 建築同意制度の効果的運用

建築物の新築、増改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度の効果的運用を図る。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合（防火セイフティマークの取得）の取組みを推進する。

(5) 危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。

また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

さらに、必要に応じて規定による指定数量未満の危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

資料編 1-16 危険物施設

(6) 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

(7) 住民に対する啓発

市は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等についての啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器（住警器）の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある方等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

(8) 火災予防運動の推進

市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

■火災予防運動

- 春秋火災予防運動の普及啓発
- 講習会、講演会等による一般啓発
- 報道機関等による防火意識の普及

2 消防力の強化

市は消防本部及び消防団と協力して、火災の防止のため、次の各号のとおり消防力の強化を推進する。

(1) 資機材等の整備及び点検

国や県の補助制度を活用し、消防車両、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

(2) 消防水利の整備

計画的な消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の点検を図るとともに、地域の実状に応じた自然水利の活用検討など、消防水利施設の整備の充実に努める。

また、特に消防活動が困難な地域における、消火体制の強化を図る。

(3) 総合的な消防計画の策定

市は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合における、消防機関の組織、消防隊の編成、運用、及びその他活動体制等について、毎年検討を行う。

(4) 市町村相互の応援体制の強化

市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し、消防体制の確立を図るものとする。

3 建築物の火災予防

市は、火災発生時の延焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、市域（都市計画区域）における道路・公園等の都市空間等防災施設の整備を行う。

また、石油類等の貯蔵施設・工場等特に危険性の高い施設については、地区計画等の決定により、住宅等との混在を制限するなど、区域内の火災予防を図る。

第9 林野火災予防対策の推進

市は、消防本部、消防団及び関係機関と連携し、次の各号のとおり林野火災の予防対策を推進する。

1 監視体制の強化

林野火災の発生のおそれがあるときは、監視等を強化するとともに、次の予防対策を推進する。

(1) 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。住民及び入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回、有線放送等を通じ周知徹底を図る。

(2) 火入れの制限

火入れによる出火を防止するため、飯塚市火入れに関する条例に基づき、時期、許可条件等について事前に消防本部と十分調整する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接するときは、関係市町村に通知する。

資料編 4-6 飯塚市火入れに関する条例

(3) たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないように指導する。また、必要に応じて

火災予防条例等に基づき、期限を限って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

2 予防施設、資機材等の整備

防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、消火作業用資機材の確保、消火薬剤等の備蓄を推進する。

3 防火意識の啓発

林野火災の発生期を中心に、林道、樹木等へのポスター、防火標識等の設置並びに広報紙等の配布を通じて、予防広報を積極的に推進する。

第10 鉱山災害予防対策の推進

市は、鉱山保安法、石炭鉱山保安規則に基づき、現存しているボタ山災害防止については、巡回検査により状況の把握に努めるとともに、管理者の存在しないボタ山、放置坑口、管理者はいても無資力で対策の実施が期待できない場合については九州産業保安監督部、県と緊密な連絡をとり、災害防止を推進する。

第11 原子力災害予防対策の推進

1 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備

市は、原子力災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集及び連絡体制を構築する。

■情報の収集・伝達手段

- 原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築（情報の収集・連絡要員の指定等）
- 放射性同位元素に係る施設の設置者等との連絡体制の構築
- 被災地への通信が輻輳した場合における「災害用伝言サービス」の活用促進
- 自主防災組織や市ホームページ等を活用した市民への情報連絡体制の構築
- 住民相談窓口の設置

2 放射能等モニタリング情報の収集体制の整備

市は、放射能発生源、近隣情報を含むモニタリング情報の収集体制を構築するため、国、県、その他モニタリング関係機関との平常時からの緊密な連携を図る。

3 小型放射能測定器の導入と観測体制の整備

市は、平常時から小型放射線測定器等による定点観測・定期観測を実施し、放射線数値情報の収集・分析・公表を行う体制の整備・強化を図る。

4 放射能等に関する知識等の普及・啓発

市は、放射性物質や放射線に関する知識、避難時の留意事項、汚染の除去等に関する

知識の普及・啓発を継続的に行う。

■放射能等知識の普及・啓発

- 放射性物質、放射線の特性
- 原子力施設の概要、原子力災害、その特性
- 放射線による健康への影響、放射線防護
- 緊急時にとるべき行動、屋内待避や避難
- 放射性物質による汚染とその除去、処理

また、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなど、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

■防災業務関係者の研修

- 原子力防災体制に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- その他緊急時対応に関すること

5 広域的避難者の受入れ体制の整備

市は、原子力災害時に発生する広域避難者の受入れに向けて、避難計画や避難誘導等の体制を構築する。

■受入れに向けた取り組み

- 管理者の同意に基づく広域的な受入れ避難所としての学校や公民館等の指定
- 上記の避難所を対象とした市民への周知徹底

第4節 災害に備えた防災体制づくり

項 目	担 当
第1 都市構造の防災化	都市建設部
第2 建築物の安全化	都市建設部、関係機関
第3 文化財の災害予防対策の推進	教育部、消防本部、消防団
第4 ライフライン施設等の整備	企業局、関係機関
第5 交通施設の整備	都市建設部、道路管理者
第6 風水害予防対策の推進	総務部、都市建設部、経済部、消防本部、消防団、関係機関
第7 土砂災害予防対策の推進	総務部、都市建設部、消防団、関係機関
第8 火災予防対策の推進	総務部、都市建設部、消防本部、消防団
第9 林野火災予防対策の推進	総務部、経済部、消防本部、消防団
第10 鉱山災害予防対策の推進	都市建設部、消防本部、消防団
第11 原子力災害予防対策の推進	総務部

第1 防災施設・資機材等の充実

1 防災拠点施設の整備

市は、防災拠点施設として、市庁舎が災害時に有効な機能を発揮できるように機能強化を図る。

また、市庁舎が被災した場合は、災害対策本部を代替施設に移設する代替施設の確保に努める。

■市庁舎の整備

- 建物の耐震・耐火性の確保
- 非常電源装置
- 耐震性貯水槽
- 備蓄物資及び備蓄倉庫
- 庁舎内機器、設備の耐震・耐火性の確保
- 災害対策本部室等の確保・配置
- 通信回線の確保
- その他災害拠点機能の確保

2 地域拠点の整備

市は、大規模災害時において地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点を整備するよう努めるものとする。

■各種防災拠点

役 割	○ 他地域や広域防災拠点から搬送される資機材等の緊急物資備蓄・保管拠点、情報通信拠点 ○ 地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点
機 能	○ 搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース ○ 地域の防災活動のための駐屯スペース ○ 防災資機材等備蓄施設 ○ 物資、復旧資機材等の備蓄施設 ○ 臨時ヘリポート ○ 要配慮者等の避難場所 ○ ボランティア等の活動拠点 ○ がれき処理のための仮置場

3 資機材等の点検整備

市は、資機材及び防災施設の整備を行う。

第2 情報の収集伝達体制の整備

市は、災害時における情報伝達を確保するため、次のとおり通信施設、連絡体制の整備を推進する。

1 通信施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

災害現場からの情報収集及び災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市防災行政無線（移動系）の充実強化を図る。

市民への情報伝達手段として、最も効果的な設備と考えられる市町村防災行政無線等（同報系）の整備について、市全域を対象として推進する。

また、消防本部と連携し、防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。

資料編 2-1 飯塚市防災行政無線

(2) 避難所との通信手段の整備

市庁舎から学校等の避難所への情報伝達のため、通信施設等の整備強化を図る。

(3) 各種防災情報システムの整備

市及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害において耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。

また、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設及び市の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（個別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナ

ビ・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国・県・市及び放送事業者は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

(4) 新しい情報通信設備の導入

情報通信技術の高度化にともない、防災気象情報等の伝達に係る、関係機関等との連携を図り、防災情報等配信システム、パソコン等による情報交換やインターネット、携帯電話の活用などの、災害時に有効な通信伝達手段の整備拡充を図る。

さらに、情報伝達手段をデジタル化及び双方向化することにより、画像による災害情報の収集、避難場所等との情報交換、文字表示板による防災行政情報等の周知等、多量の情報を早く聴覚、視覚を通して伝達できるような無線システムの導入を検討する。

(5) 被災者支援システムの整備

被災者台帳や被災者証明書の発行、避難所の管理、仮設住宅の管理等、災害時において速やかに被災者の支援体制を確立するため、被災者支援システムの構築及び運用の強化を図る。

(6) 防災関連地理情報システムの導入

災害や被害情報、応急活動情報などの早期収集・把握、情報の一元化のための、防災関連情報の表示・分析機能、施設・資機材・要員の管理機能をもつシステムを構築し、災害対策の円滑化を図る。

■導入に向けての検討事項

- 平常時における地理情報システムの活用と防災関連情報の蓄積
- 防災関連地理情報システムの活用と運用強化のための体制の整備
- 関係機関、インターネットパソコン通信関係事業者との情報（災害状況、安否、ボランティア等）の共有化

(7) 孤立集落対策

道路が寸断・遮断されるような災害において、電話回線の寸断や停電などの発生によって、外部との連絡ができなく孤立が予想される集落に対し、孤立時の安否情報や被害情報などの通信手段を整備する。

(8) 通信機能確保のための措置

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の耐震固定等の措置を図る。

2 通信連絡体制の整備

市及び消防団は、災害時に円滑な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に市が所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になったときに対応するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図

ることとし、九州地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う非常通信体制の整備充実に協力する。

また、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため衛星携帯電話の導入を検討する。

資料編 2-2 地方通信ルート（非常通信ルート）

■非常通信体制の強化項目

非常通信訓練の実施	○ 災害時等における非常通信を確保するため、関係機関相互の協力体制を確立するとともに、平常時より非常通信訓練等を行い、通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	○ 無線局の管理運用の強化充実を図るため、市職員の無線従事者の増員を図る。

(2) 非常時通信の運用方法の確立

市は、災害が発生し、又はおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集など非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目について整備する。

3 現地情報収集体制の強化

市、消防団は、次の情報収集体制の整備を検討する。

■現地情報収集体制

市	防災連絡員の指名	○ 災害時に自治会長以外からも信頼できる地域情報を得るため、市職員OB、消防団OB等を対象に、自治会長等の推薦の下、一定区域の情報収集を担当する防災連絡員
	ライブカメラの増設	○ 重要水防箇所や浸水常襲地区等に、ライブカメラの増設を検討するとともに、夜間にも視認可能な超高感度カメラの導入
	浸水モニター制度の創設	○ 災害発生時に避難困難となるおそれがある地区において、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局等が浸水情報を収集し、住民に提供する制度
消防団	災害時情報収集専門団員の指定	○ 各分団において、無線等の技術に習熟した団員で災害時における情報収集にあたる団員をあらかじめ情報収集専門団員の指定 ※ 災害時の緊急事態で分団長から指示を受けるいとまがない場合も直ちに業務に就くことが可能となる。
	携帯型消防無線送受令機の配備	○ 消防団への携帯型消防無線送受令機の配備を充実させるとともに、混線しないよう配慮した無線使用ルール
	機器の整備	○ 災害の状況を正確に記録することのできるデジタルカメラ等の機器の整備

4 情報の共有・伝達体制の強化

市は、防災関係機関と協力して、次の情報共有・伝達体制の整備を進める。

■情報の共有・伝達体制

職員間の共有と伝達	○ 本部が得た情報を時系列に整理し、全ての職員がリアルタイムに閲覧できるシステムの導入を検討する。
市と関係機関の共有と伝達	○ 市、河川管理者、道路管理者、警察署等の間で交換すべき情報の項目、内容、タイミング、手段、ルール等を災害情報連絡協議会等と連携して決定する。
市から住民への伝達	○ 職員による放送依頼原稿作成事務の省略化及びFM放送局が入手した情報の共有を図るため、FM放送局から連絡担当職員を本部に派遣する体制の整備を図る。 ○ 住民（特に聴覚障がいのある方）、自治会長、自主防災組織員等に、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等など、防災情報を携帯電話等に配信する「ふくおか防災ナビ・まもるくん」への登録を促進する。 ○ 通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。
放送マニュアル等の充実	○ 放送内容から事態の進展、地理的なイメージを住民が共通認識できるよう、広報演習・訓練等の結果を踏まえて、広報マニュアルや放送例文を毎年検証し、更新する。
電光掲示板の利用	○ 道路や街角に（移動）電光掲示板の導入を推進し、防災情報を周知するため、電光掲示板の管理者と災害時の利用について、運用体制を確立する。

5 協力体制の整備

(1) 災害時の電話利用ルール周知

市は、市民に対し、災害発生直後の固定電話、携帯電話の輻輳防止のための周知を行う。

■電話利用に関する周知事項

- 通報、緊急通話以外の利用控え
- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板の活用

(2) 無線通信に関する関係者との連携強化

市は、無線を取り扱う事業所、民間団体等と連携し、情報収集拠点及び通信網の多重ルート化を図る。

■連携に係る検討事項

- 市職員のアマチュア無線資格保有者、タクシー無線・MC A無線取り扱い業者、アマチュア無線愛好家団体との連携
- 災害時相互協力協定の締結
- 情報連絡の訓練、技術研修の実施

6 安否確認と支援情報等の提供体制の整備

(1) 安否確認・情報提供の体制整備、システム構築

市は、災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築に努める。

(2) 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市は、市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

※ 避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

第3 応援体制の整備

市は、防災全般に関する協力体制の強化のため、相互応援体制を検討するとともに関係団体等との協定の締結について推進する。

1 他市町村との相互協力体制の整備

市は、平常時から相互応援協定の体制整備に努めるとともに、近隣市町村との大規模災害に備えた協力体制の推進に努める。

また、近隣市町村との防災協定の締結においては、広域災害を想定して、本市と同時に被災しない自治体等との応援体制の整備を推進する。

■相互協力体制の構築

- 近隣の自治体との後方支援に関する災害時相互応援協定の構築
- 同時に被災する可能性の低い自治体との災害時相互応援協定の構築

資料編 6-1 応援協定等一覧

2 自衛隊との連携体制の整備

市は、防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 その他防災関係機関の連携強化

警察署は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

消防本部は、消防相互応援体制の充実に努めるとともに、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体勢の整備に努める。

4 広域応援拠点等の整備

市は、県や関係機関等と協議し、全県的な見地から広域応援活動を実施する上で、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定・整備する。

5 民間団体等との協定締結の促進

市は、災害時に市内外関係団体等から応急対策に関する協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

6 受援計画

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。

また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど防災対応業務の実効性確保に努める。

県及び市は、国や他の自治体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

■運用に向けての検討事項

- 担当者不在、情報不足時の想定
- 応援要請、受入れ、派遣実施手順の検討
- マニュアル化

また、他の自治体等からの支援部隊の受入場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定め、受援計画の整備を行うとともに、円滑な受入れ・受援のため、平常時から相互に交流を深めておくものとする。

第4 二次災害の防止体制の整備

市は、余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の事前登録等を推進する。

1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市町村職員OB等）の登録及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備等を推進する。

2 建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、市職員の応急危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。

また、被災時の連絡体制の確保を図る。

3 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、市職員の被災宅地危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。
また、被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備を図る。

4 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の事業者、施設管理者は、平常時から自然災害、大規模事故等に起因する安全確保に努めるとともに、災害発生時の被害拡大の予防対策を推進する。

■危険物施設等の予防対策

消防法上の 危険物	○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生時の安全確保についての必要な安全対策の周知、再点検 ○ 自主保安体制、事業所相互の協力体制の確立
火薬類	○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保 ○ 福岡県火薬類保安協会及び（社）日本煙火協会福岡県支部の緊急出動体制、応援協力体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
高圧ガス	○ 高圧ガス設備の架台、支持脚等の補強 ○ 防火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務の強化 ○ 感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性強化 ○ ホームのブロック化、ロープ掛等による容器の転倒・転落防止、二段積み防止（多数の容器を取扱う施設） ○ 高圧ガス防災協議会、高圧ガス関係保安団体、消防署及び警察署等の関係機関の連携、地域防災体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
毒物・劇物	○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底 ○ 自主保安体制の確立
放射性物質	○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制の整備 ○ 自主保安体制の確立

第5 救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。
市は、消防本部と連携し、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

市は、自主防災組織等に対し、救出救助方法の習熟や体制整備の支援を行う。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業組合等と連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

消防団は、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、教育訓練を推進する。

3 医療機関との連携体制の整備

市は、医療機関と連携した救出・救助を行うための体制整備を図る。

第6 医療救護体制の整備

市は、消防本部、保健福祉環境事務所及び医師会等と連携し、災害時の医療救護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ的確に実施されるよう、必要な体制の整備を推進する。

1 医療救護体制の整備

(1) 医療救護班の整備

災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施するため医師会や福岡県助産師会等と協議調整し、医療救護班を編成するため災害時における医療救護活動に関する協定を締結する。

(2) 保健福祉環境事務所等との連携強化

災害時には、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。

そのため、必要な事項について、保健福祉環境事務所等と連絡調整を図る。

(3) 医師会等との連携強化

災害拠点病院等が地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施される。

そのため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と、災害時の医療救護チームの編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。

また、災害時の通信手段等の確保を図る。

(4) 救急救命士の養成

消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進する。

保健福祉環境事務所、医師会及び医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を推進する。

(5) 長期的医療体制の整備

避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。

2 医薬品・医療資器材の準備

市は、応急医療活動に必要な医薬品・医療資器材を確保するため、保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

第7 輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の確保

市は、災害時の緊急輸送路を速やかに確保できるように、あらかじめ関係機関等と必要な体制の整備を推進する。

(1) 緊急輸送道路の設定

県が指定する緊急輸送道路ネットワークを踏まえ、地域防災拠点等を集められた物資を、市内の地区防災拠点等に送るための緊急輸送路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送道路ネットワークを形成する。

■緊急輸送道路の指定目安

県が指定した緊急輸送道路及び市庁舎と、次の施設を結ぶ道路

- ・市庁舎
- ・自衛隊駐屯地
- ・搬送先病院
- ・救護所設置予定場所
- ・臨時ヘリポート
- ・その他地域拠点施設

(2) 緊急輸送道路の確保

緊急輸送を効果的に実施するために、平常時から警察署と災害時緊急輸送路の確保について連携体制を整備しておく。

また、あらかじめ建設事業者団体との間で協定等を締結して、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

(3) 緊急輸送道路の周知

市民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図る。

2 車両、燃料等の調達体制の整備

市は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

市は、市有車両等災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

また、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

資料編 2-13 市有車両

4 物資集配拠点の整備

市は、物資集配拠点について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用

方法について予め整理する。

■物資集配拠点の検討事項

- 案内標識の設置、区画指定計画の策定
- 緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく、確保すべき輸送施設及び輸送拠点の事前把握
- 輸送施設及び輸送拠点における耐震性の確保

5 臨時ヘリポートの指定

市は、災害時の自衛隊等のヘリコプターの発着場として、臨時ヘリポートを指定する。設置予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

なお、市は新たに臨時ヘリポートを選定した場合、及び報告事項に変更を生じた場合には、県に次の事項を報告（略図添付）する。

■県への報告事項

- 臨時ヘリポート番号
- 所在地及び名称
- 施設等の管理者及び電話番号
- 発着場面積
- 付近の障害物等の状況
- 離着陸可能な機種

資料編 2-12 災害時における臨時ヘリポート

第8 避難体制の整備

市は、消防団及び関係機関と連携し、災害時に市民等の生命及び身体を守るため、市民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

県及び市は、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、公有財産の有効活用を図るものとする。

県及び市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の高齢者、障がいのある方、傷病者、乳幼児・児童、妊産婦、外国人等の要配慮者が利用する施設においては、利用者に対する避難確保計画の作成、及び避難訓練等、計画的避難対策を実施しなければならない。（水防法・土砂災害防止法改正 H29.6）

1 避難場所の整備

(1) 避難場所の指定

市は、避難場所を避難所と避難地に区分し、安全性、収容能力、近接性等を総合的に考慮し、適切な施設を指定する。

また、大規模地震により避難所収容が不足する場合を考慮して、拠点避難地等の整備及び近隣市町村との連携や自治会長、自主防災組織と協力して、民間施設からの候補施設選定に努める。

資料編 2-6 広域避難地
資料編 2-7-2 指定避難所
資料編 2-8-2 社会福祉施設

■避難場所の区分

項 目	施設等の指定基準
指定緊急避難場所	○ 異常現象の種類ごとに指定 ・洪水、津波、噴火、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり ○ 上記の災害の危険が及ぶことが予想される区域（災害想定区域）の外にあること。ただし、区域内であっても、その災害に対して安全上支障がないと認められる構造物であること。 ○ 災害が発生した場合において、指定場所・施設が住民等に開放されること。
指定避難所	○ 被災者の保護を行うために必要となる適切な規模を有すること。 ○ 被災者の適切な保護を行うことが可能な構造・設備を有すること。 ○ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が、比較的容易な場所にあること。

■避難場所の整備・点検項目

○ 人、輸送用車両のアクセスの容易さ ○ 分かりやすい施設 ○ 危険物施設等の有無 ○ 浸水等の被害の危険性 ○ 施設の耐震性及び避難経路の安全性 ○ 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能） ○ 冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況
--

(2) 避難所機能の整備等

大規模災害の発生時には、避難所を老若男女が長期にわたって使用することも予想される。

このため、市及び避難所施設の管理者は、避難所機能の現況を把握し、それに基づく避難所施設の耐震化等安全性の向上、さらには地域の防災拠点、生活の場としての機能を充たす施設の整備に努める。

■避難所機能の整備項目

- 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備
 - ・衛星携帯電話 など
- 避難所における救護設備
- 避難生活の環境を良好に保つための設備
 - ・日常生活用具等、備品
 - ・非常用電源設備（自家発電設備等）
 - ・飲料水兼用耐震性貯水槽
 - ・福祉仕様トイレ、簡易トイレ
 - ・ラジオ など
- 避難生活の長期化、高齢者等の要配慮者、妊婦や子育て家庭、女性のニーズに対応するための設備
- 備蓄倉庫及び備蓄 など

2 避難路の整備

市は、地域住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の整備に努める。

■避難路の整備項目

- 広い幅員を確保し、歩道の整備に努める。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化に努める。
- 避難誘導標識を設置する。

3 避難体制の整備

市は、関係団体、関係機関及び施設管理者等と協力し、各種避難マニュアルを作成し、自主的に避難誘導ができるような体制づくりを推進する。その場合、自主防災組織及び事業所等との連携がとれるようにする。

(1) 避難計画の策定

市は、災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難計画を作成し、訓練を行う。

■避難計画等の検討事項

- 避難の長期化に配慮した計画の作成・更新
- 居住地外(市外)に避難する被災者への情報提供や支援等を行う体制の整備

(2) 避難指示等の判断・伝達方法の整備

市は、避難指示、高齢者等避難情報等について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を指針として、県、気象台、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル整備に努める。

また、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行

動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の伝達体制整備に努める。

(3) 安全な避難誘導體制の確立

市は、関係機関、自主防災組織等の協力を得ながら、安全な避難誘導體制を整える。

特に、高齢者、障がいのある方等の要配慮者を適切に避難誘導するため、情報伝達体制の整備、要配慮者リストへの登録促進による要援護者情報の把握・共有、避難支援者の登録、避難行動要支援者名簿の作成、避難支援プランの作成等により避難誘導體制の整備に努める。

■避難誘導體制の検討事項

- 市民や観光客等への避難情報の伝達体制
- 高齢者等の要配慮者避難支援プランの整備
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係機関等との応援協力体制
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じた住民の理解

(4) 避難所運営組織の育成

市は、災害時に避難所自治組織を設立し、住民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ自治会長、自主防災組織等と協力して共通認識を深めておく。

また、災害時の避難所運営の支援体制を確立するため、市内の災害ボランティア団体等に災害時の避難所運営の支援体制について協力を図る。

(5) 施設管理体制の整備

市及び避難所の施設管理者は、自治会長や自主防災組織と連携して、避難所の開設・運営訓練を実施する。

また、避難所開設・運営マニュアルの作成・啓発を行うとともに、各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。

なお、避難所となり得る民間施設等の管理者に対しても可能な範囲において協力を求める。

■避難所開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理を施設管理者、市、地域代表の間で明確化する。
- 管理者不在時における開設体制を確立する。
- 避難所を管理するための責任者の派遣について明確化する。
- 自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制を確立する。
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類を整備する。
- 福祉避難所運営マニュアルの作成とその活用を図る。

4 避難所の環境整備

市及び避難所施設の管理者は、避難所の生活が長期化する場合に対応するため、次のような環境整備を行う。

ア) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。

イ) し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。

ウ) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。

- エ) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- オ) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。
(例えば、障がいのある方、女性、高齢者、子どもたちなどの目線)
- カ) 女性や子育てに配慮した避難所設計の促進に努める。
 - 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - 女性用物干し場の設置
 - トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置
- キ) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- ク) 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について「避難所開設・運営マニュアル」に反映させる。

5 避難所の周知

災害時に的確な避難が行われるよう、地域住民に対し、広報紙への掲載、ハザードマップ等の配布、誘導標識の設置、避難訓練等を通じて、避難所の周知に努める。

6 広域避難への備え

市は、避難所の指定に際しては、大規模広域災害の発生による市外や県外からの被災者の受入れ（広域一時滞在）に対応する避難所を定めておくとともに、当該施設の管理者等の協力・同意を得ておくよう努める。

また、被災者の他地区への移送や被災者の受入れ（広域一時滞在）について、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、他の地方公共団体と相互協力協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

このほか、他市町村からの受入れ手順、運営協力要領その他非常時の一時住居提供体制に関する事項、並びに他市町村への広域一時滞在の要請、被災住民の移送、広域一時滞在先での一時滞在用施設の運営等を円滑に行えるよう「広域一時滞在对策実施要領」を検討する。

第9 要配慮者等の安全確保体制の整備

市は、要配慮者（高齢者、障がいのある方、傷病者、乳幼児・児童、妊産婦、外国人等、以下「要配慮者」という。）が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられることから、次のとおり要配慮者の安全確保に一層努めるものとする。

1 要配慮者に対する対策

(1) 組織体制の整備

市は、要配慮者の分布を把握し、地域住民や、自主防災組織、事業所の組織等の育成・指導を通じ、平常時における防災知識の普及啓発、災害時における情報伝達、安否確認、救助活動を行う等、行政と地域社会が連携して、要配慮者を支援する体制づくりを推進する。

(2) 防災設備の整備

市は、一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がいのある方等の安全を確保するため、要支援者に対する緊急通報システムの充実、強化に努める。

また、一般住宅防火指導の中で、障がいのある方に対して防災機器についての指導・助言を行う。

(3) 防災知識の普及等

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への参加を呼びかける。

2 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑な避難の確保を図る為特に支援を要する者を避難行動要支援者とし、平成25年8月に内閣府から示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、基礎とする名簿を作成する。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲等

避難行動要支援者に記載する者の要件は、生活の基盤が自宅に有る者のうち次の通りとする。

区 分	要 件
障がいのある方	身体障害者手帳（2級以上）の交付を受けている者 療育手帳（「A」判定）の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
要介護者	介護保険制度による要介護状態区分が要介護3、要介護4、要介護5と認定された者
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者証所持者のうち、特に医療的ケアが必要と思われる者
医療的ケア児	小児慢性特定疾患医療受給者証所持者のうち、特に医療的ケアが必要と思われる者
その他	自治会・民生委員等支援者が支援の必要をみとめた者

- ※除外条件
- 1 自力避難が可能である者
 - 2 同居する家族などから常に避難支援を受けられる者
 - 3 名簿掲載を希望しない者

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住所地の地形的特性
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 上記に掲げるもののほか避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項。

(4) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

市は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意がえられた場合について、平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員、飯塚市社会福祉協議会（地区社協を含む）、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し名簿の提供をするものとする。（災害対策基本法第四十九条の十一第二項）

また、現に災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の意思に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報の提供を行う。（災害対策基本法第四十九条の十一第三項）

なお、災害の危険が過ぎ去った場合、提供した名簿情報の内、同意を得ていない名簿情報は回収する。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿の定期更新を行い、名簿情報の最新管理に努める。

また、名簿の更新が行われた場合、市は名簿情報の提供に同意した要支援者の情報について、避難者支援等関係者に提供し、情報の共有を図る。

(6) 避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

市及び避難支援等関係者は、事前に提供を受けた、また災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、知り得た避難行動要支援者名簿情報を厳重に保管し、また外部漏えいの未然防止に十分注意する。

3 個別避難計画の作成

市は、飯塚市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、医師会、福祉専門職、飯塚市社会福祉協議会（地区社協を含む）、民生委員、自主防災組織、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難支援を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）の作成に努める。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技

術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(1) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、次に掲げる事項を記載する。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住所地の地形的特性
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 避難予定場所
- 避難経路
- 避難支援等実施者（氏名、住所、電話番号）
- その他の連絡先情報提供同意の有無
- 上記に掲げるもののほか避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項。

(2) 個別避難計画の利用及び提供

市は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意がえられた場合について、平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員、飯塚市社会福祉協議会（地区社協を含む）、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に対し個別避難計画を提供するものとする。（災害対策基本法第四十九条の十一第二項）

また、現に災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の意思に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に個別避難計画の提供を行う。（災害対策基本法第四十九条の十五第三項）

なお、災害の危険が過ぎ去った場合、提供した個別避難計画の内、同意を得ていない個別避難計画は回収する。

(3) 避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

市及び避難支援等関係者は、事前に提供を受けた、また災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、知り得た個別避難計画を厳重に保管し、また外部漏えいの未然防止に十分注意する。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

市及び災害応急対策の実施機関等は、避難行動要支援者の避難行動に携わる避難支援等関係者の安全確保を十分配慮するものとする。

4 要配慮者利用施設に対する対策

(1) 施設の整備

市は、社会福祉施設、学校等の防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）の所有者又は管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための、防災設備等の整備を促進する。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災設備を整備する。

また、ライフライン等の停止に備え、入所者の最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品等の備蓄を行う。

(2) 組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と上記要配慮者利用施設との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

また災害発生時における上記施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の防災計画を作成するとともに、施設相互間、近隣住民等との連携を密にし、災害時に協力が得られるような体制づくりを行う。

(3) 防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力、及び社会福祉施設等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

(4) 避難確保計画の作成及び報告

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画を作成しなければならない。

また、当該計画を作成又は変更した場合は、市へ報告しなければならない。

(5) 防災教育、防災訓練の実施及び報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害知識や災害時の行動に関する理解や関心を高めるため防災教育を実施する。

また、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた防災訓練を実施する。

なお、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、その訓練実施結果を市へ報告しなければならない。

市は、社会福祉施設、学校等に対し、防火指導や防災訓練等について指導するなど支援を行う。

5 女性・子育て家庭に対する対策

(1) 組織体制の整備

市は、避難者となる男女のニーズの違いや女性・子育て家庭への配慮を行うため、男女共同参画推進センターと連携し、地域住民や、自主防災組織、事業所の組織等の育成・指導を通じ、女性・子育て家庭を支援する体制づくりを推進する。

(2) DV等被害者に関する個人情報管理

市は、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることの無いよう当該避難者の個人情報の管理を徹底することに努める。

6 外国人支援対策

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、平常時より支援体制を確保する。

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や、英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

また、避難場所標識や避難場所案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク、国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

また、県、国際交流センター、国際交流協会及びFM放送局等と協力して、地域内で生活する外国人に対する災害時の情報提供体制の整備を推進する。

(3) 外国人旅行者への支援対策

市は、災害発生時における旅行者への迅速な被害状況の把握と、その状況に応じた適切な避難場所や経路等の情報伝達を確実に行うことができるよう、ホテル、旅館等の宿泊施設の管理者や関係団体と連携し、あらかじめ情報連絡体制を整備する。

7 帰宅困難者への支援対策

市は、交通機関の不通に伴う帰宅困難者の発生に備えて、平常時より支援体制を確保する。

(1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅周辺や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備する。

(2) 帰宅困難者の安否確認の支援

福岡県防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」を効果的に活用できるよう普及・啓発を行う。

(3) 避難場所の提供

所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

(4) 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定の締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

(5) 企業、通勤者等への意識啓発

インターネットや広報誌、リーフレット、企業との合同の帰宅困難者対策訓練等を通

じ、企業や通勤者等への意識啓発を行う。

(6) 企業、学校等における対策の推進

企業や学校等における発災時の安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を十分に見極めた上での従業員、学生、顧客等の扱いを検討することを支援する。

また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

(7) 観光客対策

国内遠隔地からの被災観光客を受入れられる避難場所を確保するとともに、輸送対策等の体制づくりを行う。

第10 給水体制の整備

市は、災害による水の供給被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、次のとおり給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

1 水の確保

災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めると共に、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置等の整備を計画的に進める。

2 給水体制の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制の整備充実を図るとともに、災害時における関係機関からの情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、マニュアル等の充実を図る。

また、水道工事業者等との協力体制を確立し、停電を想定し、九州電力と非常用発電機車の提供について協定しておく。

第11 災害備蓄物資機材等供給体制の整備

市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、LPガス等の物資や、発電機や仮設トイレ等の機材について、次のとおりあらかじめ備蓄・供給体制を整備する。

1 備蓄倉庫及び物資の整備

東日本大震災を踏まえ、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資に関する備蓄基本計画を作成するとともに、あらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備する。

物資の備蓄にあたっては、乳幼児・女性・高齢者等を対象とした物品や機材を考慮して備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の要配慮者を重視する。

2 流通備蓄の確保

災害時の物資やL Pガス等の確保のため、在庫の優先的供給を受けるなど、協力業務の内容、協力方法等について関係団体（農業協同組合、商工会議所）、企業（卸センター、食料品取扱店等）、L Pガス業者・レンタル機材業者等と協議し、物資等の確保の他、配送要員や車両の確保についても協力を得ることのできる協定締結の促進に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーション強化に努める。

3 家庭、事業所等の備蓄等の推進及び啓発

市は、市民、事業所等に対し、広報活動を通じて、平常時から3日分の食糧、飲料水、生活物資の備蓄を奨励、指導する。

また、災害時における血液の不足に備え、献血促進についても市民への普及啓発を図る。

4 物資を避難所等への的確に供給する仕組みの構築

市の備蓄物資や各自治体、企業等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定避難所等に搬送できるように、物資供給体制の仕組みを次の事項を踏まえて構築する。

- ア) 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階では、被災者のニーズを待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給する（プッシュシステム）。最低限の必要物資が行き渡った後に、順次、被災者のニーズに対応した物資を供給する（プルシステム）。
- イ) 物資集配拠点から避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者によるのが効果的である。
- ウ) 必要なものが的確に出荷元に情報伝達されていないと、物資集配拠点に滞留在庫が大量に生じることになる。
- エ) 義援物資について
 - 必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信する。
 - ダンボール箱への混載は避け、中身を明示していただくよう周知する。
- オ) 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点に薬剤師を配置する。

第12 住宅供給体制の整備

1 応急仮設住宅の供給体制の整備

災害時に応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備を行う。

また、東日本大震災等の事例を参考に、応急仮設住宅の配置案を検討する。

2 空家住宅の確保体制の整備

民間賃貸住宅関連事業者と協力し、災害時における民間住宅の空き家状況を把握する体制を確立する。

3 リ災証明発行体制の整備

大規模災害時における円滑なり災証明の発行に向けて、住家調査に従事する職員の育成や、他市町村との連携の確保など、平常時より、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の強化に努める。

また、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（H22 内閣府）等を参考に、調査に必要なとなる人員規模の想定等も行っておき、災害時に迅速に応援要請ができるようにしておく。

第13 防疫・清掃体制の整備

1 防疫体制の整備

市は、災害の被災地域や避難所等においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるため、保健福祉環境事務所と連携し、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

また、保健衛生・防疫活動の方法や内容について、家畜防疫を含めたそれらの習熟を高めるために、保健師等への研修を行うとともに、学校教育の中においても、児童・生徒に対する指導を行っていくものとする。

さらに、防疫のために必要な薬剤や器具を備蓄するとともに、薬品業者等と連携し、必要資機材が確保できる体制を確立する。

2 し尿、ごみ、がれきの処理体制の整備

市は、災害が発生した場合には、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するための、次のとおり大規模な地震、洪水等を想定した災害廃棄物処理計画を整備する。

なお、処理計画においては、過去の実績を十分踏まえるものとする。

(1) し尿処理体制の整備

災害時に浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域において、素掘り用を含む仮設トイレを設置するため、仮設トイレ及び必要な資材を確保できるよう、建設・下水道業者との協力体制を構築する。

また、平常時より、社団法人日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、下水道台帳の整備を行うとともに、下水道施設の耐震診断を進めるものとする。

(2) ごみ・がれき処理体制の整備

災害時に大量に発生するごみ・がれきを処理するために必要な人員、資機材の確保等、収集・運搬・処理体制を整備する。

また、大量のごみ・がれきの仮置場の設置場所等を予め選定する。

(3) 応援協力体制の整備

し尿・ごみ・がれきの収集処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

また、し尿・がれきの処理については、処理施設を有する他市町村との協力体制を整備する。

第14 業務継続計画の策定

1 市における業務継続計画の策定・運用

市は、災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、優先業務を特定し、業務遂行のための体制を確立する。

■業務継続計画策定のための主な検討項目

- 業務継続体制
 - ・全庁的な検討体制の構築
 - ・国、県、関係機関等との連携、調整など
- 業務継続体制の検討
 - ・検討の対象及び実施体制
 - ・被害状況の想定
 - ・非常時優先業務の選定
 - ・必要資源に関する分析と対策
 - ・非常時の対応
- 業務継続体制の向上
 - ・教育、訓練等
 - ・点検、是正

2 事業所等における業務継続計画の策定・運用

市内の事業者や団体等は、災害時において重要業務を継続するため、業務継続計画の策定・運用に努める。

また、防災体制の整備や取引先とのサプライチェーンの確保、事業継続上の取り組みの継続的な実施など防災活動を支援する。

■防災活動の検討事項

- 職員、顧客等の安全の確保
- 火災や構築物の倒壊など、二次災害の防止に向けた取り組みの実施
- 市民、行政、取引先等との連携により、地域の早い復旧を目指す

第3章 風水害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 気象情報等の収集伝達
- 第3節 被害情報等の収集伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援要請
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 交通・輸送対策
- 第10節 避難対策
- 第11節 避難行動要支援者等の対策
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 防疫・清掃活動
- 第15節 遺体の処理・埋葬
- 第16節 文教対策
- 第17節 公共施設等の応急対策
- 第18節 災害警備
- 第19節 鉱山災害の応急対策

本章は、風水害時に市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、被害の発生が予想される場合、及び災害が発生した場合を想定して、災害警戒又は発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時期区分	目安とする期間
初 動 活 動 期	災害警戒又は発生～2日目まで
応 急 活 動 期	3日目～7日目まで
復 旧 活 動 期	8日目以降

第1節 応急活動体制

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 職員の動員配備	●			<u>事務局</u> 、 <u>人事班</u> 、 <u>関係各班</u>
第2 警戒活動	●			<u>事務局</u>
第3 災害警戒本部の設置	●			<u>事務局</u> 、 <u>関係各班</u>
第4 災害対策本部の設置	●			<u>事務局</u> 、 <u>支所対策部</u> 、 <u>関係各班</u>
第5 災害対策本部の運営	●			<u>事務局</u> 、 <u>関係各班</u>

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準により行う。

■ 配備基準【風水害等】 ※梅雨末期については、配備基準によらず配備を行う場合がある。

配備体制	配備規模	発令基準	配備職員
災害警戒準備室	第1配備	市域にレベル3大雨警報が発表されたとき 台風接近に伴い市域に暴風警報が発表されたとき 台風接近に伴い市域が強風域（風速15m/s以上）に入り、かつ暴風域（風速25m/s以上）に入る見込みがある場合 薄暮時から深夜にかけて市民の避難行動が予想されるとき	情報収集分析に必要な人員 災害対応のため現地に事前配備する人員
災害警戒本部	第2配備	水位観測点6箇所のうち2箇所以上が氾濫注意水位に達しているとき 強い台風（最大風速33m/s以上～44m/s未満）の暴風域に入るおそれがある場合 高齢者等避難の発令を検討する必要があるとき	パトロール等の災害対応準備に必要な人員
	第3配備	市域にレベル3土砂災害警報又はレベル3氾濫警報が発表されたとき 次の土砂災害の兆候が確認されたとき (1)大規模な小石の転落、斜面からの水の噴出し (2)地鳴り、草木の朽ちた臭い 水位観測点のいずれか2箇所が避難判断水位に達しているとき 非常に強い台風（最大風速44m/s以上～54m/s未満）の暴風域に入るおそれがある場合 1コの構造物に被害を及ぼす災害が発生した	偵察・調査等の活動に必要な人員

		とき 高齢者等避難を発令する必要があるとき	
災害対策本部	第4配備	気象庁ホームページ（雨雲の動き）で80mm/h以上の降雨が市内で予測されるとき 気象庁ホームページ（雨雲の動き）において、線状降水帯が確認された場合 数世帯に被害を与える災害が発生したとき 市域に気象防災速報（記録的短時間大雨）が発表されたとき 避難指示以上を発令する必要があるとき	避難、局地的な災害等に対する応急対策活動に必要な人員
	第5配備	市内全域にわたり災害が発生したとき レベル5氾濫発生情報が発表されたとき	全職員

2 動員指令

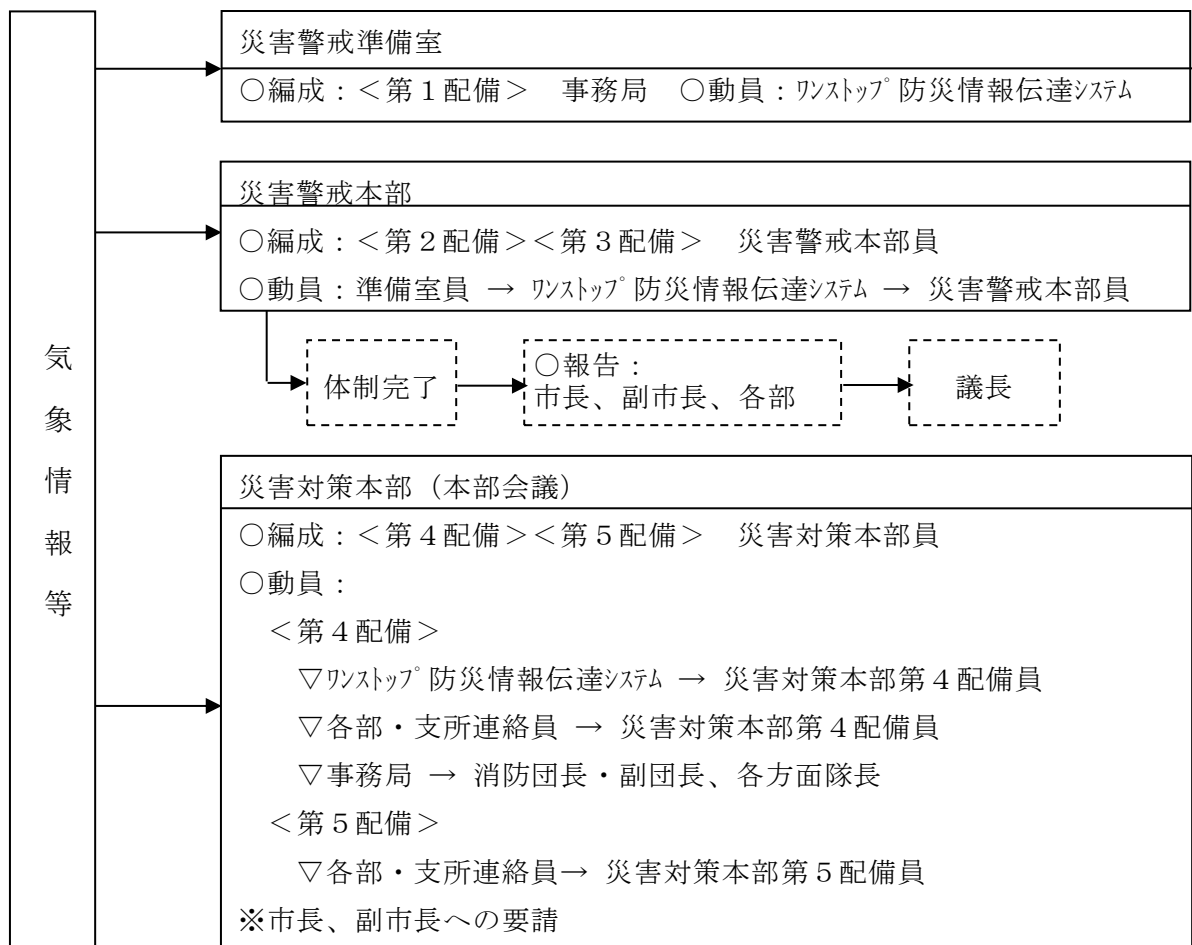
各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次のとおり行う。

また、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、当該職員は、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■職員の参集

配備体制	配備規模	参集発信者	参集手段
災害警戒準備室	第1配備	事務局	ワンストップ防災情報伝達システム
災害警戒本部	第2配備	災害警戒準備室員 (緊急時：事務局)	ワンストップ防災情報伝達システム
	第3配備		
災害対策本部	第4配備	災害警戒本部員 (緊急時：準備室員)	ワンストップ防災情報伝達システム 各部等連絡員
	第5配備		各部等連絡員

■動員指令の系統



3 参集場所

各職員は、勤務時間内・外を問わず、本庁及び支所の災害対策（警戒）本部に参集する。

なお、災害現場及び所属先以外へ直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

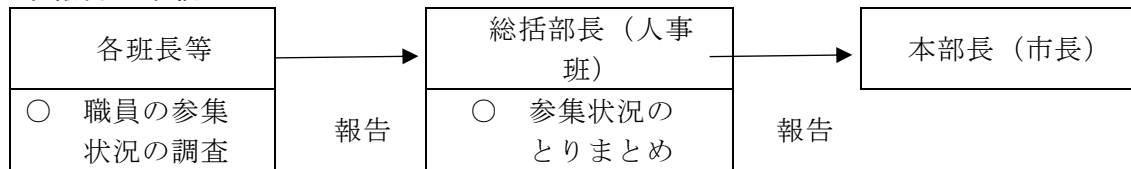
また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、直ちに該当する避難所に参集する。

4 参集の報告

参集した職員は、本庁及び支所の対策本部において参集報告を行う。各班長は各班（各部）で参集状況を取りまとめた後、本部（人事班）に報告する。

資料編 7-1 参集記録票
資料編 7-2 参集途上の被災状況記録票

■参集報告の系統



5 職員の動員要請

各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、応援を必要とするときは、人事班に職員の動員を要請する。

人事班は、各班長から職員動員の要請があった場合は、各班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

第2 警戒活動

1 警戒活動

防災安全課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、配備する。

■災害警戒準備室の設置基準

- 市域にレベル3大雨警報が発表されたとき
- 台風接近に伴い市域に暴風警報が発表されたとき
- 台風接近に伴い市域が強風域（風速15m/s以上）に入り、かつ暴風域（風速25m/s以上）に入る見込みがある場合
- 薄暮時から深夜にかけて市民の避難行動が予想されるとき

2 活動体制、活動内容

風水害等警戒体制時において、災害警戒準備室職員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 気象情報・河川情報等の収集、警戒、連絡
- 各排水機場、水門等の監視・操作
- 必要に応じ、災害警戒本部への移行準備

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総括部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、担当職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

■災害警戒本部の設置基準

- 水位観測点6箇所のうち2箇所以上が氾濫注意水位に達しているとき
- 強い台風（最大風速 33m/s 以上～44m/s 未満）の暴風域に入るおそれがある場合
- 高齢者等避難の発令を検討する必要があるとき

2 設置、指揮の権限

総括部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行う。
但し、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位 公共施設部長

第2順位 避難所・避難支援部長

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。
詳細については、「飯塚市防災初動マニュアル」による。

■主な活動内容

- 気象情報・河川情報等の収集・伝達、警戒
- 住民、消防団等への水防警報等の伝達
- 水害・土砂災害危険箇所等の巡視
- 各排水機場、水門等の監視・操作
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達

4 災害警戒本部の解散等

総括部長は、レベル3大雨警報の解除及び予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を解散する。

また、災害応急対策に備えるため、又は災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて次のとおり各班の担当職員を配備する。

市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行者が代行を行う。

なお、代理で意思決定を行った者は、事後速やかに市長にこれを報告し、その承認を得る。

■代行順位

第1順位	副本部長	第2順位	総括部長	第3順位	公共施設部長
------	------	------	------	------	--------

資料編 4-3 飯塚市災害対策本部条例

資料編 4-4 飯塚市災害対策本部規程

- 気象庁ホームページ（雨雲の動き）で80mm/h以上の降雨が市内で予測されるとき
- 気象庁ホームページ（雨雲の動き）において、線状降水帯が確認された場合
- 土砂災害クリティカルラインで1時間後に土砂災害の発生が予測されるとき
- 遠賀川川島橋又は穂波川秋松橋が避難判断水位に達し、さらに水位が上昇することが予測されるとき
- 数世帯に被害を与える災害が発生したとき
- 飯塚市に気象防災速報（記録的短時間大雨）が発表されたとき
- 避難指示以上を発令する必要があるとき
- その他、市長が必要と認めるとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、飯塚本庁舎内庁議室・301会議室に置く。
- 飯塚本庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により、次のいずれかの支所に本部を確保する。

穂波支所	筑穂支所	庄内支所	潁田支所
------	------	------	------

2 支所対策本部（穂波支所、筑穂支所、庄内支所、潁田支所）

支所対策本部は、所管区域内の災害情報の把握、市民に対する災害広報、災害応急対策等を行う。

支所対策本部には、事前指名された支所対策本部担当職員及び交通途絶等により非常参集した職員等を配備し、その機能をより強化する。

なお、初期活動がおおむね完了したとき、又は適当と認めたときは、支所対策本部担当職員等は本来の所属部署に戻り、支所対策本部は廃止する。

■支所対策本部の活動内容

- 所管区域内の災害情報のとりまとめ
- 所管区域内の災害応急対策
- 所管区域内の災害広報
- 所管区域内の被災者相談
- 所管区域内の住民組織（自治会、自主防災組織等）との連絡
- その他応急対策に必要なこと

3 現地災害対策本部

本部長（市長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置し、また、現地の災害応急対策が終了したと認められる時はこれを廃止する。

■現地災害対策本部の設置場所

- 支所の管轄区域内で設置が必要な場合は、それぞれの支所庁舎内
- 飯塚市防災センター内（飯塚市芳雄町16-7）
- その他、本部長が適当と認める場所

(1) 組織

現地災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

■現地災害対策本部の組織

設置場所	現地本部長	現地副本部長	現地本部員
支 所	本部長指名部長	支所長	支所職員及び本部長指名職員
防災センター	消防団長	消防団副団長	消防団員及び本部長指名職員

(2) 現地災害対策本部の役割

現地災害対策本部の役割は、次のとおりとする。

■現地災害対策本部の所掌事務

- 避難情報等の発表
- 災害時避難行動要支援者対策
- 被害軽減のための災害応急対策
- 関係機関との連携
- 被害者の救出・救護
- その他、応急対策に必要なこと
- 避難指示等の市民への伝達

(3) 現地対策班

現地災害対策本部を設置するには至らない程度に局地的に大規模な被害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合において、現地における被害情報の収集、関係機関との調整及び被災者への対応等を迅速に実施する必要がある場合は、本部長が現地対策班を設置する。

■現地対策班の概要

設置場所	交流センター、被災現地、指定避難所等
------	--------------------

活動内容	○ 被害情報の収集及び本部長への報告に関すること ○ 現地における関係機関との調整に関すること ○ 被災者の救出・救護、避難誘導に関すること ○ 災害時避難行動要支援者等の安否確認に関すること ○ 災害の応急復旧に関すること	
編 成	班 長	災害対策本部長が指名する者
	班 員	現地の状況を踏まえ、現地対策班長が必要な人員を配置する。

4 災害対策本部の解散

総括部長若しくはその命を受けた職員は、災害対策の必要がなくなったと認めた場合は、各部の責任者を召集し、災害対策本部の解散について協議を行い、その結果、災害対策本部の解散を認めた場合は、本部長（市長）及び副本部長（副市長）に具申する。

本部長及び副本部長は、具申を受けて、災害対策の必要がないと認めた場合は、災害対策本部解散を決定する。

5 災害対策本部の設置及び解散の通知等

事務局は、災害対策本部を設置又は解散したときは、直ちに県及び関係機関へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び解散の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、一般電話、電子メール等
関係機関	○ F A X、一般電話等
市民等	○ 同報無線、インターネット（市HP）、電子メール、報道機関等
報道機関	○ 一般電話、口頭、文書等

第5 災害対策本部の運営

1 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりとする。

各班員は、所属する組織とその役割を把握し、飯塚市防災初動マニュアルを確認しつつ、安全かつ迅速に行動を開始する。

なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図り、運営を行う。

■組織、役割

本部長	市 長	○ 本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
-----	-----	---------------------------

副本部長	副市長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	教育長 企業管理者 災害対策本部各部長 消防団長 本部長が必要と認める者	○ 災害対策に関する重要な事項について協議する。 ・本部会議は、本部長が招集し議長となる。
本部職員	本部長が指名	○ 本部長の命を受け、各部の事務に従事する。 ・本部に部、班及び係を置く。 ・班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。 ・係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。 ・係員は、係の事務を処理する。
連絡員	本部長が指名	○ 各部に連絡員を置き、次の事務に従事する。 ① 本部の指示により第3・4配備職員への連絡 ② 各配備職員の参集状況を人事班に連絡 ③ 各部・班の災害対策状況を本部に報告 ④ 本部からの情報及び指示を各部・班の責任者に伝達

なお、災害対策本部組織の詳細は、「■飯塚市災害対策本部組織図」に示す。

■災害対策本部 編成表

本部 長 副本 部長	企業 管理 者	総括部	事務局 総務班 秘書班 広報班 人事班	防災安全課長 総務課長 企画政策担当主幹 シティプロモーション担当主幹 人事課長
		総務部長		
		情報部	情報班（車両班） パトロール班 財政班 管財班 会計班	行政管理課長 税務課長 財政課長 財産活用課長 会計管理者
		行政経営部長		
		避難所・避難支援部	避難所班 避難支援班 民地調査班	市民活動支援課長 高齢者支援課長 生活支援課長
		市民協働部長 福祉部長 こども未来部長		
		環境対策部	医療班 清掃班 現地対策班	医療保険課長 環境整備課長 市民課長
		市民環境部長		
		被災者支援部	被災者支援班 外国人支援班 避難誘導班 物資受援班 公営競技班	農業委員会事務局長 国際政策課長 商工観光課長 産学振興課長 公営競技事業所副所長
		経済部長		
		公共施設部	公共土木班 都市計画班 農林班 建築住宅班	土木管理課長 都市計画課長 農業土木課長 建築課長
		都市建設部長		
		議会部	議会班	議会事務局次長
		議会事務局長		
		教育対策部	教育施設班 学校避難所班	教育施設課長 教育総務課長
		教育部長		
		上下水道部	水道総務班 水道対策班	企業管理課長 上水道課長
教育 長	企業局次長	企業局次長		
		穂波支所対策部	支所総括班 支所対策班	市民窓口課長補佐 経済建設課長
		穂波支所長		
		筑穂支所対策部	支所総括班 支所対策班	市民窓口課長補佐 経済建設課長
		筑穂支所長		
		庄内支所対策部	支所総括班 支所対策班	市民窓口課長補佐 経済建設課長
		庄内支所長		
		穎田支所対策部	支所総括班 支所対策班	市民窓口課長補佐 経済建設課長
		穎田支所長		
		警防部	情報連絡班 各方面隊 後方支援隊	防災安全課長 各方面隊長 女性分団長
消防団長	消防団長	消防団長		
		現地災害対策本部	設置場所 支所・防災センター・被災現地等	
		本部長指名部長		
本部長指名する者	本部長指名する者	現地災害対策班	設置場所 交流センター、被災現地、指定避難所等	
		本部長指名する者		

2 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

本部会議の開催時期	○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	○ 災害対策本部の組織図を参照
事務局	○ 防災安全課、防災危機管理監
協議事項	本部会議の議題（例） ○ 気象情報等の報告 ○ 全体の状況、問題点、今後の状況予測等の報告 ・被害状況 ・応急措置状況 ・要請状況 ○ 各班（部）の対応状況、問題点報告 ○ 対応方針、対策実施スケジュールの検討 ○ 市の体制検討 ・配備態勢の切替 ・班（部）間の人員等の調整 ・応急対策に要する予算、資金調達 ・本部の解散 ○ 外部への応援要請等の検討 ・自衛隊の災害派遣要請要求 ・県、他市町村及び関係機関、団体への応援要請 ・国、県への要望、陳情等 ○ 重要事項の検討 ・高齢者等避難、避難の指示の発令、警戒区域の設定 ・災害救助法の適用申請 ・激甚災害の早期指定要望 ○ 広報、記者発表の内容、時期等の検討 ○ その他災害対策の重要事項

3 関係機関連絡室の設置

必要に応じ、自衛隊、警察署、ライフライン機関等を招集し、庁舎内に連絡室を設置して災害対策本部との連携を図る。

4 災害対策本部の表示

(1) 腕章等

災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書（様式）を携帯する。

(2) 看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板（様式）を掲示する。

■主な災害対策拠点の種類

・災害対策本部	・応援部隊集結地	・福祉避難所
・現地災害対策本部	・医療救護所	・遺体安置所
・災害ボランティア本部	・災害対応病院（市指定）	・給水所
・プレスセンター	・臨時ヘリポート	・物資集積拠点
・災害相談窓口	・避難所	

5 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「■飯塚市災害対策本部の分掌事務（班別）」（飯塚市地域防災計画 資料編）のとおりである。

ただし、被害状況に応じて柔軟な対応をとる必要がある場合は、本部長の命によりこれを変更することがある。

なお、支所対策本部の各班は、所管区域内において、該当する本部の各対策部（総括部、公共施設部、避難支援部）の補完的役割を担う。

■飯塚市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	飯塚本庁舎（建物破損等の場合は本部長の判断により移設する；穂波庁舎、その他）
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊	状況に応じて指定
	災害ボランティア本部	飯塚社会福祉協議会
医療救護	地域災害医療情報センター	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	飯塚病院
交通輸送対策	県緊急輸送道路	（1次） 一般国道：国道200号、201号、211号 （2次） 一般国道：国道200号 主要地方道：飯塚福岡線、飯塚大野城線、 北九州小竹線、穂波嘉穂線 一般県道：口ノ原稲築線

	物資集配拠点	指定避難所ほか
	臨時ヘリポート	資料編 2-12 災害時における臨時ヘリポート参照
避難対策	指定避難所	資料編 2-7-2 指定避難所参照
災害時 要配慮者対策	福祉避難所	資料編 2-8-2 社会福祉施設参照
生活救援	市備蓄倉庫	状況に応じて指定
	給水拠点	指定避難所ほか
	炊き出し場所	指定避難所、学校の給食室・家庭科室、自治公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎、指定避難所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	状況に応じて指定
清掃活動	がれきの集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	状況に応じて指定
水防対策	水防（資機材）倉庫	幸袋、鎮西、穂波、筑穂、庄内、颯田、飯塚市防災センター、本庁

第2節 気象情報等の収集伝達

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 通信体制の確保	●			事務局 、 総務班 、 関係各班
第2 気象情報、河川情報等の収集伝達	●			事務局 、 総務班
第3 洪水予報の収集伝達	●			事務局
第4 水防警報の収集伝達	●			事務局 、 警防部
第5 土砂災害警戒情報の伝達	●			事務局 、 消防本部
第6 異常現象発見時における措置	●			事務局

第1 通信体制の確保

1 通信機能の確保と統制

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。

事務局及び総務班は、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

なお、無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置を取る。

資料編 2-1 飯塚市防災行政無線

資料編 3-1 災害時の連絡先

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信先
通信系等	一般加入電話・ファックス・Eメール	本部～自治会長、住民等
	災害時優先電話	本部～市出先施設、県、他市町村、防災関係機関、国等
	福岡県防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」	市～県～住民等
	災害対応情報ネットワークシステム	本部～県～他市町村、防災関係機関等
	防災行政無線（移動系）、消防防災無線等	本部～消防本部、県、現場職員等
	衛星（携帯）電話	本部～消防本部

主な通信手段		主な通信先
	防災行政無線（同報系）、 消防防災無線等	本部～住民等
	有線放送	本部 → 避難所、住民等
	広報車の巡回	本部、防災関係機関 → 住民等
	放送要請	本部 →（県→）放送事業者 → 住民等
	水防計画等による警鐘	本部 → 住民等
口頭	連絡員による伝令 （文書携行）	各班、防災関係機関等

2 窓口の統一解釈

事務局は、関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。

指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3 代替通信機能の確保

事務局は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 他機関の通信設備の利用

電話等の利用が不可能となり、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条及び79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定に基づき、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用する。

資料編 2-2 地方通信ルート（非常通信ルート）

■利用できる主な通信設備

☐ 県（福岡県防災・行政情報通信ネットワーク）	☐ 警察	☐ 福岡管区气象台
☐ 九州地方整備局	☐ 大阪航空局	☐ 自衛隊
	☐ 九州旅客鉄道株式会社	☐ 九州電力送配電株式会社

(2) 非常通信の利用

災害が発生又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条の規定に基づいて福岡地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとする。

(3) アマチュア無線の協力要請

災害時及び緊急時においては、アマチュア無線のボランティアに対し、市域内での災害情報の収集、伝達の通信協力を要請するものとする。

4 市民への周知

事務局は、関係各班と連携し、気象予警報等に基づき、浸水、がけ崩れ等による被害を受ける恐れがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の指示を実施することが予想される場合は、市民に対し相応の情報伝達手段により避難の指示を周知するものとする。

■活動内容

- 気象予警報等は、防災行政無線やワンストップ防災情報伝達システムによる周知、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施することによって周知されるが、被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、広報車、サイレンなどを利用し、又は状況に応じて自治会長・自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。
- なお、周知にあたっては、災害時要配慮者に特段の配慮を行うものとする。

第2 気象情報、河川情報等の収集伝達

1 気象情報、河川情報等の監視

事務局、総務班は、防災関係機関と連携し、災害対策に係る気象情報、河川情報等を県防災・行政情報通信ネットワーク、遠賀川情報通信システム、インターネット等で監視し、警報等の迅速な伝達に備える。

福岡管区気象台による、特別警報・警報・注意報（気象情報）の細分区域では、県内を福岡地方、北九州地方（北九州・遠賀地区、京築）、筑豊地方、筑後地方（筑後北部、筑後南部）に区分され、本市は筑豊地方に該当する。

■主な気象情報・河川情報の項目

発信元	情報項目	情報の意味（更新間隔）
気象情報 (気象庁)	警報・ 注意報	気象台は重大な災害が起こるおそれがあるとき警報を、災害が起こるおそれがある場合は注意報を発表する。
	レベル3大雨警報 ・レベル2大雨注意報	内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による被害が予想されるときに発表される。
	レベル3氾濫警報・ レベル2氾濫注意報	洪水予報河川（遠賀川・穂波川）において、大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、（破堤、溢水等の）浸水の被害が予想されるときに発表される。
	気象防災速報	極端な現象を速報的に伝える情報
	気象防災速報（記録的 短時間大雨）	数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間110ミリ以上）を観測又は解析したときに発表される。
	気象防災速報（線状降 水帯発生）	線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報
	早期注意情報	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が5日先までに予想されているときには、[高]、[中]2段階で発表される。

発信元	情報項目	情報の意味（更新間隔）
	気象解説情報	網羅的に解説する情報であり、現在の気象状況と今後の見込みを伝え、災害の備えや防災対応の検討・判断を後押しする情報
	台風情報	台風の位置や強さ等の実況は3時間ごとに、5日（120時間）先までの24時間刻みの予報は6時間ごとに発表される。台風が日本に接近し、影響するおそれがある場合には、台風の位置や強さの実況と1時間後の推定値が1時間ごとに発表
	アメダス	地上観測雨量の実況（10分）
	今後の雨	15時間先までの降水量分布の予測（6時間先まで10分、7～15時間先まで1時間）
	雨雲の動き	60分先までの降雨強度分布の予測（5分）
気象情報 （気象庁）	レベル3土砂災害警報 ・レベル2土砂災害注意報	大雨による重大な土砂災害の危険度が非常に高まったときに発表される。なお、レベル4土砂災害危険警報は福岡県の協力を得て発表される。 ※発表指標は土壌雨量指数と60分雨量の2要素からなる。
河川情報 （国土交通省）	レーダ雨量	レーダ観測の雨量強度の実況（10分間の平均値を時間雨量へ換算）
（国土交通省 又は県と気 象庁の共同）	洪水予報	国土交通大臣又は県知事が指定した河川において、洪水のおそれがあると認めたときに発表 ※遠賀川上流部の水位観測点は、川島（国）、秋松橋（国）
（国土交通 省、県）	水防警報	国土交通大臣又は県知事が指定した河川において、洪水又は高潮によって災害のおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表 ※遠賀川、穂波川が対象（国） ・川島水位観測所（遠賀川） ・秋松橋水位観測所（穂波川） 建花寺川、穂波川、泉河内川が対象（県） ・豆田橋水位観測所（穂波川） ・名代橋水位観測所（泉河内川） ・井手浦橋水位観測所（建花寺川） ・宮前橋水位観測所（庄内川）
	特別警戒水位到達情報	水位情報周知河川において避難指示の目安となる特別警戒水位に達したときに発表 ※対象水位観測所（対象河川） ・国；秋松橋（穂波川） ・県；豆田橋（穂波川）、名代橋（泉河内川）、井手浦橋（建花寺川）、宮前橋（庄内川）
	テレメータ 雨量	地上観測の雨量の実況（10分） ※対象観測所 ・潁田支所雨量観測所 ・三郡山中継局雨量観測所
	テレメータ 水位	河川水位の実況（10分） ※水位の上昇速度と、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位等を越える可能性 ・井手浦橋水位観測所（建花寺川） ・豆田橋水位観測所（穂波川）

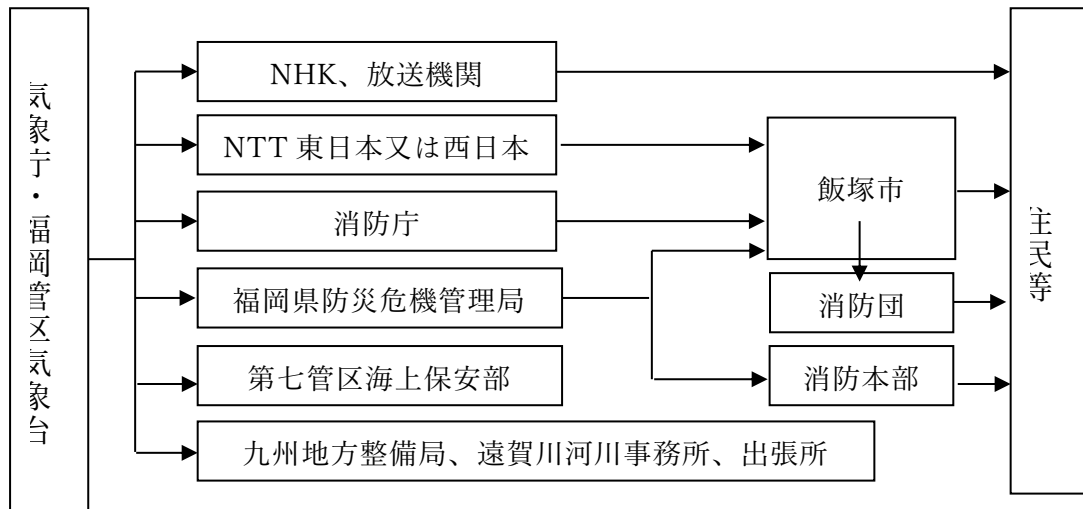
※異常潮：夏場から秋にかけての平常潮位が高い時期に異常潮位が発生し、低気圧などの通過が重なると更に潮位が上昇する現象。

■警報・注意報の種類

種 類	定 義	内 容
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表する。	6種類（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）の特別警報がある。
警 報	本市において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	7種類（大雨、氾濫、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）の警報がある。大雨警報は、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表する。
注意報	本市において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	16種類（大雨、氾濫、大雪、強風、風雪、波浪、高潮、雷、濃霧、乾燥、なだれ、着氷、着雪、融雪、霜、低温）の注意報がある。
気象解説情報	警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために発表するもの。	全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」（九州北部地方気象情報）、都道府県を対象とする「府県気象情報」（福岡県気象情報）がある。

資料編 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

■気象情報の伝達系統



2 火災気象通報

福岡管区気象台は、火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づき、その状況を火災気象通報として県知事に通報する。

県知事は、気象台から通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報する。

■通報の基準

- 乾燥注意報、強風注意報が予想されるとき

3 火災警報

市長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。なお、火災警報を発令した場合は、消防本部に連絡するものとする。

■警報の基準

- 消防法の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき
- 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき

第3 洪水予報の収集伝達

1 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象庁長官（福岡管区気象台）は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ関係報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。（水防法第10条第1項）

県知事は、気象台から受けた事項について、直ちにこれを水防管理者（市長）に通知する。

■水防活動用の注意報・警報発表基準（飯塚市）

	流域雨量指数基準	複合基準* ¹	指定河川洪水予報による基準
警報	穂波川流域=31.2, 泉河内川流域=14.3, 山口川流域=8.7, 内住川流域=13.2, 碓川流域=8.1, 建花寺川流域=13, 明星寺川流域=9.4, 庄内川流域=9.5, 鹿毛馬川流域=9.7, 八木山川流域=9.9, 庄司川流域=7.9, 畑川流域=6.1	遠賀川流域=(14, 25.8), 碓川流域=(12, 5.6), 建花寺川流域=(12, 10), 明星寺川流域=(12, 6.4), 庄内川流域=(12, 7.5), 鹿毛馬川流域=(12, 7.2), 庄司川流域=(12, 7.3)	遠賀川上流部 [川島]
注意報	穂波川流域=24.9, 泉河内川流域=11.4, 山口川流域=6.9, 内住川流域=10.5, 碓川流域=6.4, 建花寺川流域=10.4, 明星寺川流域=7.5, 庄内川流域=6.2, 鹿毛馬川流域=7.7, 八木山川流域=7.9, 庄司川流域=6.3, 畑川流域=4.8	遠賀川流域=(12, 18.3), 穂波川流域=(7, 24.9), 泉河内川流域=(13, 11.4), 碓川流域=(7, 5), 建花寺川流域=(7, 9), 明星寺川流域=(7, 5.8), 庄内川流域=(7, 6.2), 鹿毛馬川流域=(7, 6.5), 庄司川流域=(7, 6.2)	遠賀川上流部 [川島]

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 最新基準に変更されている可能性があります。詳細は気象庁 HP「警報・注意報発表基準一覧表

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/fukuoka/kijun_4020500.pdf」をご参照ください。

2 福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

福岡管区気象台は、遠賀川河川事務所（国土交通省九州地方整備局）と共同して遠賀川（川島、日の出橋、中間）の氾濫警戒情報や氾濫注意情報等を発表する。洪水のおそれがあると認められるとき、水位又は流量を示して、河川の状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

河川事務所は河川の水位や流量の予測を、気象台は雨量の予測を行う。

本県における対象河川は、筑後川、遠賀川、山国川、矢部川水系における一級河川で、別に国土交通大臣が指定するが、そのうち本市域の該当指定河川は遠賀川、穂波川である。

■洪水予報指定河川

水系名	予報区域名	実施区間	基準地点
遠賀川	遠賀川	福岡県嘉麻市中益字火渡田 705 番地先から 飯塚市口原字池向 786 番地 4 まで	川 島

水系名	予報区域名	実施区間	基準地点
遠賀川	穂波川	左岸 福岡県嘉穂郡桂川町大字中屋字下川原十三番の一 地先から遠賀川の合流点まで 右岸 福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命字前川原966 番地先から遠賀川の合流点まで	秋松橋

■洪水予報の種類及び内容

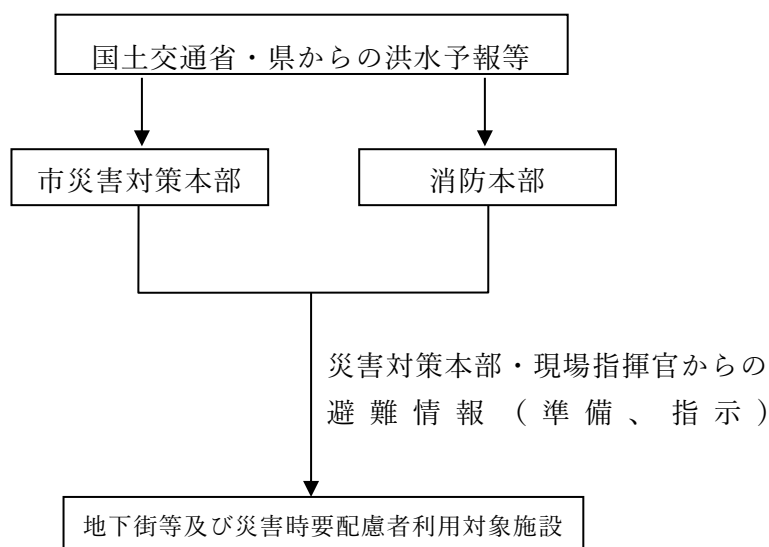
水位危険度	名称	発表する時期	市の対応基準
レベル1	発表なし	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達すると予想されるとき	水防団待機
レベル2	レベル2 氾濫注意報	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	排水機場要員等配備を検討・調整
レベル3	レベル3 氾濫警報	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・レベル4 氾濫危険警報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	高齢者等避難の発令を検討
レベル4	レベル4 氾濫危険警報	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	避難指示の発令を検討
レベル5	レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報	・氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到着するとき、堤防の損傷・水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったときなど） ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき	逃げ遅れた住民の救助等

※気象庁長官と国土交通大臣または県知事が共同して行う指定河川における洪水予報である。

3 地下街等及び災害時要配慮者が利用する施設への伝達方法

地下街等及び災害時要配慮者が利用する、施設への洪水予報等の伝達方法は、以下のとおりである。

■施設への洪水予報等の伝達系統



第4 水防警報の収集伝達

1 水防警報の種類

国土交通大臣・県知事は、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼について、水防警報を発令する。

（水防法第16条第1項）

県知事は、水防警報を発令したとき、又は国土交通大臣より通知を受けたときは、県水防計画に基づき直ちにその警報（通知）事項を市長（水防管理者）及び水防関係機関に通知する。（水防法第16条第3項）

市長（事務局）は、水防警報の通知を受けた場合、必要に応じ、関係住民に連絡するとともに、関係各班、水防団（消防団）及び水防関係者を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置を講ずる。

■県知事が発令する水防警報

第1段階	待機	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。
第2段階	準備	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。
第3段階	出動	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第4段階	警戒	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第5段階	厳重警戒	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。
第6段階	解除	氾濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき

■水防警報等を行う河川及び観測所並びに水防警報の発令基準

【国土交通大臣発令河川】

河川名 観測所名	水位基準値
-------------	-------

遠賀川 川 島	水防団待機水位=2.30m 氾濫注意水位=3.60m 避難判断水位 =4.70m 氾濫危険水位=5.60m
穂波川 秋松橋	水防団待機水位=2.80m 氾濫注意水位=3.70m 避難判断水位 =4.30m 氾濫危険水位=4.90m

【県知事発令河川】

河川名 観測所名	水位基準値
穂波川 豆田橋	水防団待機水位=1.05m 氾濫注意水位=1.40m 避難判断水位 =1.55m 氾濫危険水位=1.80m
泉河内川 名代橋	水防団待機水位=3.77m 氾濫注意水位=4.00m 避難判断水位 =4.30m 氾濫危険水位=4.48m
建花寺川 井手浦橋	水防団待機水位=1.99m 氾濫注意水位=2.41m 避難判断水位 =2.53m 氾濫危険水位=2.95m
庄内川 宮前橋	水防団待機水位=3.24m 氾濫注意水位=3.92m 避難判断水位 =4.23m 氾濫危険水位=4.71m

2 避難判断水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）については、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を設定する。

国土交通大臣が指定した河川について河川の水位が避難判断水位に到達した場合には、九州地方整備局（河川事務所）は、その旨を知事（県河川課）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条第1項）

県水防本部（県河川課）は、河川事務所からその旨の通知を受けた場合は、直ちに飯塚水防地方本部（飯塚土木事務所）へ通知し、水防地方本部は水防管理者（市長）にその受けた通知に係る事項を通知する。（水防法第13条第3項）

知事が指定した、河川の水位が避難判断水位に到達した場合には、水防地方本部は、水防管理者へ通知するとともに、水防本部に報告する。また、水防本部は、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条第2項）

3 国土交通大臣が水防警報、避難判断水位到達情報を行う河川

本市域における該当指定河川は、遠賀川水系遠賀川及び穂波川である。

■河川及び区域

水系名	河川	区 域	基準地点
遠賀川	遠賀川 幹川	左岸：福岡県嘉麻市中益字火渡 火渡橋～海 右岸：福岡県嘉麻市中益字上川原 火渡橋～海	川島
遠賀川	穂波川 支川	左岸：福岡県嘉穂郡桂川町大字中屋字下川原 13 番 1 地先～幹川合流点 右岸：福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命字前川原 966 番地先～幹川合流点	秋松橋

■水防警報対象量水標及び条件

河川名	対象 量水標	第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 警戒	第5段階 厳重警戒	第6段階 解除
遠賀川	川島	水防団待機水位(2.30m)を超え、氾濫注意水位(3.60m)に達する見込みがあるとき	水防団待機水位(2.30m)を超え、氾濫注意水位(3.60m)を突破する見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.60m)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	避難判断水位(4.70m)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	氾濫危険水位(5.60m)に達し、氾濫発生のおそれがあるとき	氾濫注意水位(3.60m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき
穂波川	秋松橋	(2.80m) → (3.70m)	(2.80m) → (3.70m)	(3.70m)	(4.30m)	(4.90m)	(3.70m)

■水防警報の基準とする水位観測所

河川名	観測所名	位置	種別	零点高(TP.m)	水位(m)				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	過去最高
遠賀川	川島	福岡県飯塚市幸袋 30.5km	自・テレ	10.737	2.30	3.60	4.70	5.60	H30.7.6 6.16
穂波川	秋松橋	福岡県飯塚市秋松(合流点) 2.8km	自・テレ	13.679	2.80	3.70	4.30	4.90	H15.7.19 6.84

4 県知事が水防警報、避難判断水位到達情報を行う河川

本市域における該当指定河川は、遠賀川水系穂波川、泉河内川、建花寺川及び庄内川である。

■河川及び区域

水系名	河川名	区 域	水位観測所
遠賀川	穂波川	県管理区間全区間 (筑前町三ヶ山～直轄区間との境(桂川町大字中屋))	豆田橋
遠賀川	泉河内川	県管理区間全区間(嘉麻市泉河内～穂波川への合流点)	名代橋
遠賀川	建花寺川	県管理区間全区間(飯塚市建花寺～遠賀川への合流点)	井手浦橋

遠賀川	庄内川	県管理区間全区間（飯塚市庄内地区～遠賀川への合流点）	宮前橋
-----	-----	----------------------------	-----

■水防警報対象量水標及び条件

河川名	観測所名	第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 警戒	第5段階 嚴重警戒	第6段階 解除
穂波川	豆田橋	水防団待機水位(1.05m)を超え、氾濫注意水位(1.40m)に達する見込みがあるとき	水防団待機水位(1.05m)に達し、氾濫注意水位(1.40m)を突破する見込みがあるとき	氾濫注意水位(1.40m)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	<u>避難判断水位(1.55m)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき</u>	<u>氾濫危険水位(1.80m)に達し、氾濫発生のおそれがあるとき</u>	氾濫注意水位(1.40m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき
泉河内川	名代橋	(3.77m)	(3.77m)	(4.00m)	(4.30m)	(4.48m)	(4.00m)
建花寺川	井手浦橋	(1.99m)	(1.99m)	(2.41m)	(2.53m)	(2.95m)	(2.41m)
庄内川	宮前橋	(3.24m)	(3.24m)	(3.92m)	(4.23m)	(4.71m)	(3.92m)

■水防水位観測所（飯塚市域）

河川名	観測所名	位置	水位計 種別	水位（m）								
				零点 高	堤防高		水防団待 機	氾濫注 意	避難判 断	氾濫危 険	過去最高	
					右 岸	左 岸					水 位	年 月 日
穂波川	豆田橋	嘉穂郡桂川町大字豆田	テレメーター	28.90	2.80	3.00	1.05	1.40	1.55	1.80	2.63	H15.7.19
泉河内川	名代橋	嘉穂郡桂川町大字土師	テレメーター	37.36	5.51	5.50	3.77	4.00	4.30	4.48	—	—
建花寺川	井手浦橋	飯塚市伊岐須	テレメーター	17.50	5.30	4.30	1.99	2.41	2.53	2.95	3.71	H15.7.19
庄内川	宮前橋	飯塚市勢田	テレメーター	7.66	6.50	6.50	3.24	3.92	4.23	4.71	—	—
内住川	太郎丸	飯塚市太郎丸	臨時	—	4.10	4.10	1.20	2.10	—	3.50	—	—

注1) 水防団待機水位；各水防機関が準備をする水位で水防団体等の待機の指標となる水位

注2) 氾濫注意水位；水防団が出動し、警戒にあたる指標となる水位

注3) 避難判断水位；避難指示等の指標となる水位

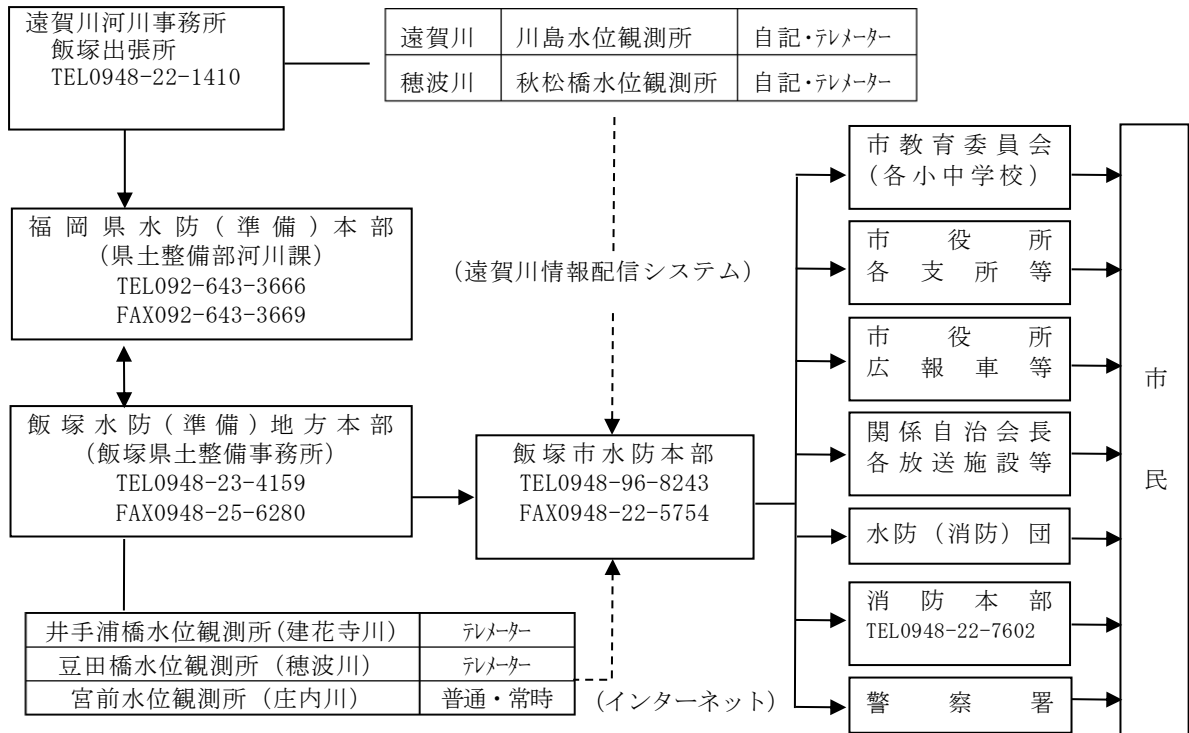
注4) 氾濫危険水位；氾濫の起こる恐れがある指標となる水位

5 水防警報等の伝達系統

事務局は、飯塚水防地方本部から水防警報の通知を受けたときは、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防団（消防団）及び、水防関係機関と連携して、「飯塚市水防計画」に基づき、市水防本部を設置し警戒活動や水防活動にあたる。

ただし、市災害対策本部が設置された場合は、市水防本部は市災害対策本部の指揮下に入る。

■連絡通信系統



6 水防信号

市が用いる水防信号は、次のとおりとする。

■水防信号

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止 (1点打)	(約5秒)(約15秒)(約5秒)(約15秒)(約5秒) ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ (3点打)	(約5秒)(約6秒)(約5秒)(約6秒)(約5秒) ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	市の区域内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ (4点打)	(約10秒)(約5秒)(約10秒)(約5秒)(約10秒) ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱 打	(約1分)(約5秒)(約1分) ○— 休止 ○—

注1) 信号は適宜の時間継続すること。

注2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

注3) 危険が去ったときには、口頭伝達により周知させるものとする。

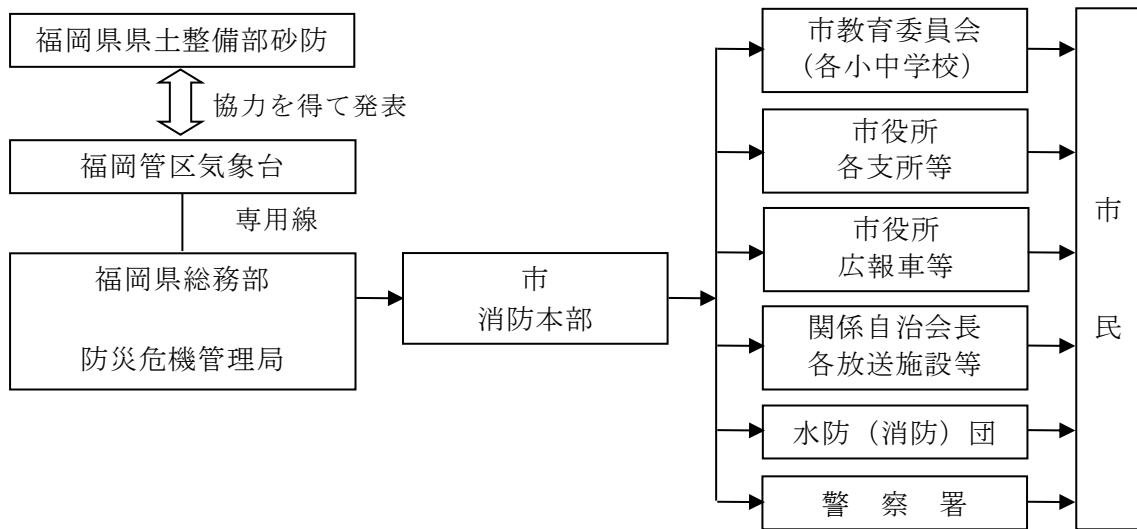
注4) 表中の氾濫注意水位とは、川島及び秋松橋の氾濫水位を指す。

第5 土砂災害警報等の伝達

1 土砂災害警報等の目的及び内容

福岡県と気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また気象台は、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づき福岡県の協力を得て作成・発表する土砂災害警報等を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

■土砂災害警戒情報の伝達



■特別警報・警報・注意報の名称と概要及び基準

名称	概要及び基準
レベル 5 土砂災害 特別警報	- 大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表 - 降雨予測に基づき、土壌雨量指数及び60分雨量による基準値（スネークライン）がレベル5特別警報基準（TP）に到達し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合に発表
レベル 4 土砂災害 危険警報	- 大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表 - 降雨予測に基づき、スネークラインが2時間先までにレベル4土砂災害警戒情報基準（CL）に到達する予想したときに発表
レベル 3 土砂災害 警報	- 大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表 - 降雨予測に基づき、スネークラインがレベル4基準（CL）に3時間後又は4～6時間後に到達すると予想された時に発表
レベル 2 土砂災害 注意報	- 大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表 - 降雨予測に基づき、スネークラインが6時間先までに発表レベル2基準（CP）に到達すると予想された時に発表

第6 異常現象発見時における措置

1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防署員又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

■通報を要する異常気象

事 項	現 象
気 象	○ 著しく異常な気象現象（大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等） ○ 地割れ、亀裂、落石等
水 象	○ 異常潮位、異常波浪 ○ 放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ

2 警察官等の通報

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

3 市長の通報

通報を受けた市長は、気象庁、県防災危機管理局、その他関係機関に通報する。

■通報先

通報先機関名	電話番号	備 考
気象庁	0570-015-024	竜巻などを目撃した場合の連絡先
福岡県総務部 防災危機管理局	(092)643-3112 (092)641-4734	防災企画課 災害時優先電話
福岡県警察本部	(092)641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
飯塚地区消防本部	(0948)22-7600	
福岡県飯塚県土整備事務所	(0948)21-4930	FAX：0948-25-6280

第3節 被害情報等の収集伝達

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 警戒活動	●			事務局、総務班、情報班、パトロール班、民地調査班、公共土木班、農林班、警防部、関係各班
第2 初期情報の収集	●			事務局、総務班、情報班、現地対策班、関係各班
第3 被害調査	●			事務局、総務班、現地対策班、避難支援班、民地調査班、被災者支援班、避難誘導班、公共土木班、農林班、建築住宅班、清掃班、水道総務班、教育施設班、消防本部、医療班、都市計画班、水道対策班
第4 災害情報のとりまとめ	●			事務局、総務班、情報班
第5 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供	●			事務局、総務班
第6 県、関係機関への報告、通	●			事務局
第7 国への報告	●			事務局

第1 警戒活動

1 水害の警戒活動

関係各班は、次のとおり、各々の機関と連携し、風水害の警戒活動を行う。

(1) 災害警戒本部体制

気象予警報、観測情報、水防警報等により災害の発生するおそれがある場合は、水防機関と連携して、災害警戒本部体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、水防団員を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

資料編 1-5 重要水防箇所（河川）

資料編 1-6 災害危険河川区域

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- 河川、ため池等の警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

■雨量観測所

河川名	観測所	種別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量	
				mm	年月日	mm	年月日
遠賀川	飯塚支部局	テレメーター	飯塚市新立岩 8-1 (飯塚総合庁舎)				
遠賀川	大隈	テレメーター	嘉麻市貞月 (上西郷橋上流約 15m)				
遠賀川	桑野	テレメーター	嘉麻市桑野字神有				
遠賀川	川島	テレメーター	飯塚市幸袋 (川島橋下流約 160m)				
山田川	平嘉穂養護 学校	テレメーター	嘉麻市鴨生 328-1 (嘉穂養護学校)				
庄内川	飯塚市颯田 支所	テレメーター	飯塚市勢田 1271-1	368.0	H13.6.19	57.0	H13.6.19
穂波川	内野	テレメーター	飯塚市内野 (内野ふるさとセンタ ー)				
宇美川	三郡山中継局	テレメーター	飯塚市馬敷字谷屋形 (国有林 11 い林小班内)				
八木山川	小河原	テレメーター	宮若市小河原				

■河川水位の観測情報（水位観測所のある河川と水位）

河川名	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	堤防設計 水位
遠賀川	川島	2.30m	3.60m	4.70m	5.60m	6.086m
穂波川	秋松橋	2.80m	3.70m	4.30m	4.90m	9.471m
穂波川	豆田橋	1.05m	1.40m	1.55m	1.80m	
泉河内川	名代橋	3.77m	4.00m	4.30m	4.48m	
建花寺川	井出浦橋	1.99m	2.41m	2.53m	2.95m	
庄内川	宮前橋	3.24m	3.92m	4.23m	4.71m	

■洪水危険度の予測情報

<指定河川洪水予報>

河川名	入手先	予測する内容
遠賀川	福岡管区気象台／遠賀川河川事務所	6時間先までの水位 3時間先までの雨量
穂波川	福岡管区気象台／遠賀川河川事務所	6時間先までの水位 3時間先までの雨量

<流域雨量指数>

河川名	入手先	指数基準		予測する内容
		警報基準	注意報基準	
穂波川	気象庁ホームページ	19	15	6時間先までの指数
泉河内川		15	12	
庄内川		14	11	
八木山川		8	6	

*1 最新基準に変更されている可能性があります。詳細は気象庁 HP「流域雨量指数の予測値（6時間先までの洪水危険度）」

https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/#area_type=class20s&area_code=4020500 をご覧ください。

<その他>

情 報	入手先	予測する内容
洪水キキクル	気象庁ホームページ	大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したもの。3時間先までの中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができる。
雨雲の動き		5～60分先までの雨量
今後の雨		1～15時間先までの雨量

■洪水の避難指示等の発令判断基準

【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 遠賀川上流部に、 <u>レベル3土砂災害警報又はレベル3氾濫警報</u> が発表されたとき 2 水位観測所の水位が、避難判断水位に到達することが見込まれる時で、河川監視カメラ、雨量、規格化版流域雨量指数、その他の情報が発令基準に達したとき（発令基準は資料編4-10を参照）
【警戒レベル4】 避難指示	1 遠賀川上流部に、 <u>レベル4大雨危険警報又はレベル4土砂災害危険警報又はレベル4氾濫危険警報</u> が発表されたとき

	2 水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達することが見込まれる時で、河川監視カメラ、雨量、規格化版流域雨量指数、その他の情報が発令基準に達したとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 レベル5大雨特別警報又はレベル5土砂災害特別警報又はレベル5氾濫特別警報が発表されたとき 2 各排水機場運転停止水位到達が予想されたとき 3 河川の溢水・破堤・異常が発見されたとき

■土砂災害危険度の予測情報

<土砂災害の危険度情報>

情 報	入手先	予測する内容
スネーク判定図	福岡県 土砂災害危険度情報	実況～3時間先までのスネーク曲線
危険度変化図		実況～3時間先までの危険度変化
土砂キキクル	気象庁ホームページ	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新。

注）土砂災害の危険度情報：「地すべり」には未対応

<その他>

情 報	入手先	予測する内容
雨雲の動き	気象庁ホームページ	5～60分先までの雨量
今後の雨		1～6時間先までの雨量

■土砂災害の避難指示等の発令基準

【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 レベル3土砂災害警報が発表されたとき 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	1 レベル4土砂災害危険警報が発表されたとき 2 次の土砂災害の兆候が確認されたとき (1)大規模な小石の転落、斜面からの水の噴出し (2)地鳴り、草木の朽ちた臭い
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 人命に影響を及ぼすような土砂災害が発生したとき

(2) 応急措置

重要箇所等を中心に巡回し、異常等が発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

■活動内容

- 水門、樋門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。
- 市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。
- 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。

(3) 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には現地調達あるいは土木事務所、関係業者等から調達する。

2 土砂災害の警戒活動

事務局、総務班、情報班、民地調査班、パトロール班、公共土木班、農林班、及び警戒部は、次のとおり各々の機関と連携し、土砂災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

- 資料編 1-7 砂防指定地指定箇所
- 資料編 1-8 土石流発生危険箇所
- 資料編 1-9 地すべり危険箇所
- 資料編 1-10 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表
- 資料編 1-11 急傾斜地崩壊危険箇所
- 資料編 1-13 山腹崩壊危険地区
- 資料編 1-14 崩壊土砂流出危険地区

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒巡視
- 対象住民（自主防災組織等）への警戒呼びかけ、情報収集
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

■警戒体制の雨量の目安と対応

体制	雨量の目安	対 応
第1次警戒体制	○ 前日まで連続雨量が 100 ミリ以上あった場合で、当日に日雨量が 50 ミリをこえた時 ○ 前日までに連続雨量が 40～100 ミリあった場合で、当日の日雨量が 80 ミリをこえた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が 100 ミリをこえた時	○ 防災パトロールの実施 ○ 地元自主防災組織等の活動の要請 ○ 必要に応じて警戒区域の設定

第2次警戒体制	○ 前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で、当日の日雨量が50ミリをこえ、時間降雨量が30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までに連続雨量が40～100ミリあった場合で、当日の日雨量が80ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリをこえ、30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時	○ 住民へ避難準備活動の広報 ○ 必要に応じて、災害対策基本法に基づき避難指示
---------	--	--

資料編 1-2 飯塚市の土砂災害発生状況

第2 初期情報の収集

1 初期情報の収集

関係各班は、災害の初期情報の収集活動に努める。

事務局は、被害が甚大で調査が困難な場合は、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。

本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市機関・施設等に各自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で自主集合し、初期情報の収集活動に努める。

資料編 7-2 参集途上の被災状況記録票

資料編 8-1 被害発生状況連絡票

資料編 8-2 災害箇所一覧表

■初期情報の収集方法

担 当	情報収集の方法	
各班員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。
総務班 現地対策班	○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。	
関係各班	○ 被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。	

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況及び活動状況を総務班及び情報班に報告する。

総務班及び情報班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報や応急対策の実施状況等を集約し整理する。また、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①～⑩の情報収集に努める。

■収集項目

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ① 人的被害（行方不明者を含む） | ⑦ 災害対策（警戒）本部の設置、配備状況 |
| ② 建物被害 | ⑧ 交通機関、道路の状況 |
| ③ 火災の発生状況 | ⑨ ライフライン等生活関連施設の状況 |
| ④ 水害・土砂災害等の発生状況 | ⑩ 応急対策の実施状況 |
| ⑤ 避難の指示の状況、
警戒区域の指定状況 | ⑪ 県への要請事項 |
| ⑥ 避難状況 | ⑫ その他必要な被害報告 |

第3 被害調査

1 被害の調査

関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、自治会等の協力を得て、担当地区別に住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

なお、被害調査は、「被害の判定基準」による。

資料編 5-5 被害の判定基準

資料編 8-4 人的被害報告

資料編 8-5 住家被害報告

資料編 8-6 その他被害報告

■班別調査の担当及び対象

調査担当班（副担当）	調 査 対 象
現地対策班、民地調査班、 建築住宅班	住家被害
避難支援班（医療班）	社会福祉施設被害、人的被害、医療施設被害
被災者支援班、避難誘導 班、農林班、公営競技班	観光施設被害、商業被害、工業被害、 農林水産業施設被害、農産被害、林業被害、水産被害
公共土木班（都市計画班）	道路・橋梁被害、公園施設被害、河川被害
清掃班	廃棄物処理施設被害
水道総務班（水道対策班）	水道施設被害
教育施設班	教育施設被害、社会教育施設被害、文化施設被害
（消防本部）	危険物施設被害

2 被害調査の提出

関係各班は、被害調査員の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づき、市域全体の被害確認を行い、総務班及び情報班に報告する。

3 住家の調査

民地調査班は現地対策班、建築住宅班と連携し、住家被害認定調査の実施体制を早期に確立する。

事務局は、調査結果に基づき、り災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。また、必要に応じ、県に家屋被害調査指導員の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

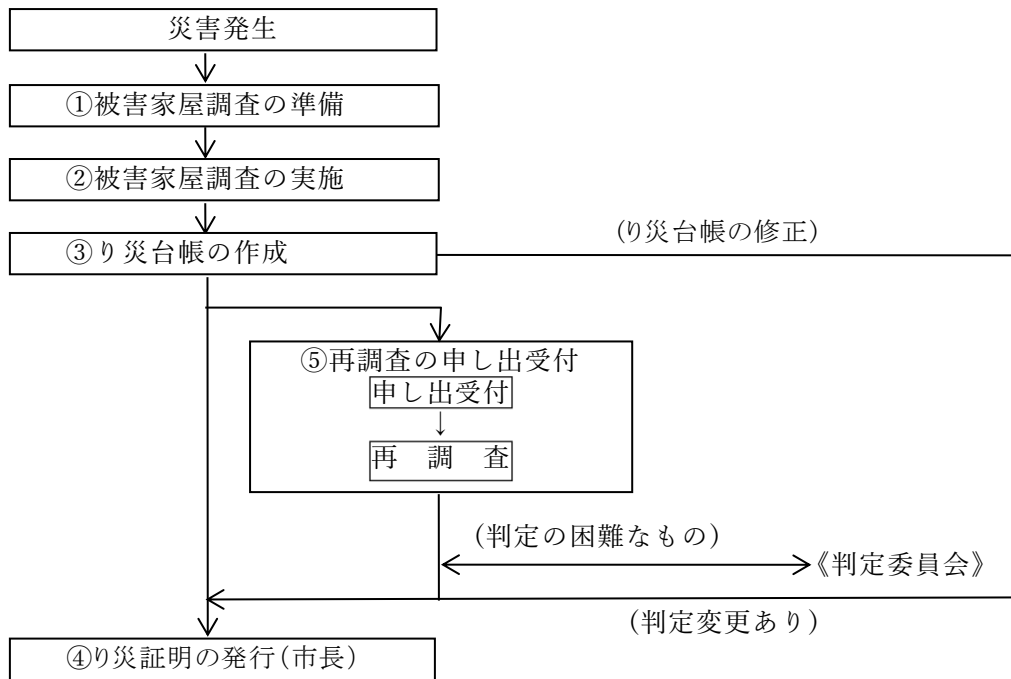
大規模災害時にはGISを活用して、判定結果の妥当性確認、作業の迅速化に努める。

なお、自治会長、住民等は家屋被害認定調査に協力し、自治会内の被害状況や地理の案内を行うものとする。

資料編 8-3 り災台帳

資料編 14-2 り災証明書

■住家被害認定調査フロー



■被害家屋の調査方法

調査方法	調査内容
①被害家屋調査の準備	○ 被害状況の速報を基に、次の準備を行う。 ・ 税務関係職員を中心とした調査員の確保 ※市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。 ・ 調査担当地区と担当調査員の編成表作成 ・ 調査票、地図、携帯品等の調査備品の準備
②被害家屋調査の実施	○ 被害家屋を対象に 2 人 1 組で外観目視により調査する。

調査方法	調査内容
③り災台帳の作成	○ 固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。
④り災証明書の発行	○ 被災家屋のり災証明書は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1世帯あたり1枚を原則に発行する。
⑤再調査の申し出と再調査の実施	○ 被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。 ○ 申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。 ○ 再調査は、1棟ごとの内部立ち入り調査を行う。 ※なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。
⑥り災証明に関する広報	○ り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第4 災害情報のとりまとめ

事務局、総務班は、情報班と連携し、関係各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめて、本部長に報告する。また、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

民地調査班は、被害調査結果をもとに整理を行い、り災証明の基礎資料とする。

■留意点

活動期	留意点
初動活動期	○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	○ 市全体の被害の状況 ○ 事項ごとの詳細な内容の整理 ○ 防災関連地理情報システム（GIS）等による被害情報のとりまとめ

なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

第5 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供

事務局、総務班は、市民の安否確認及び情報提供等について、速やかに対応を行う。

1 市民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）＊」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

＊避難者が、避難先の市町村に対して、避難先等に関する情報を任意に提供し、その情報を避難者の避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うもの。

第6 県、関係機関への報告、通知

1 県への報告

事務局は、福岡県災害調査報告実施要綱に基づき、災害情報を県に報告する。

資料編 5-4 福岡県災害調査報告実施要綱

資料編 8-8 福岡県災害調査報告実施要綱(様式)

■連絡先

地方本部等	飯塚農林事務所	T E L F A X 防災行政無線 T E L 防災行政無線 F A X	0948-21-4951 0968-24-1134 78-820-701 1-78-820-760
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	T E L F A X 防災行政無線 T E L 防災行政無線 F A X	0948-21-4911 0948-24-0186 78-820-211
	飯塚県土整備事務所	T E L F A X 防災行政無線 T E L 防災行政無線 F A X	0948-21-4932 0948-25-6280 78-820-711 1-78-820-761

県	総務部防災危機管理局 危機管理課	T E L F A X 防災行政無線 T E L 防災行政無線 F A X	092-643-3017 092-643-3117 78-700-7022 1-78-700-7390
総務省	消防庁	(平日 9:30～17:45) 応急対策室	(左以外) 宿直室
	T E L F A X 消防防災無線 T E L 消防防災無線 F A X	03-5253-7527 03-5253-7537 78-840-7527 78-840-7537	03-5253-7777 03-5253-7553 78-840-7782 78-840-7789

2 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報は、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。また、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。

なお、県に被害状況等の報告ができないときには、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合等には、県に加えて直接消防庁にも報告を行う。

■報告の区分、内容、様式

区分	内容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即報)	○被害発生後、直ちに報告 ○報告内容に変化があればその都度報告	第1号	電話又はファクシミリ	県災害対策地方本部
被害状況報告 (即報)	○被害状況が判明次第、報告 ○以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 (詳報)	○災害発生後、5日以内に報告	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	○応急対策終了後、15日以内に報告	第3号	文書(2部)	県災害対策本部

注) ただし、福岡県緊急防災システムが利用できる環境下では、同システムによる報告を基本とする。

3 関係機関への通知

事務局、総務班は、災害情報をとりまとめたときは、直ちに、警察署、消防本部、自衛隊、遠賀川河川事務所、ライフライン等の関係機関へ通知するものとする。

第7 国への報告

事務局は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の

火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内に、可能な限り速やかに、且つ分かる範囲で直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告し、その後速やかに被害状況を報告する。また、必要に応じて、防災関係機関に対し、災害状況を連絡し、必要な応援等を要請する。

市は、県に被害状況等が報告できない場合、直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告する。

また、119番通報が殺到した場合は、県に加えて直接国（総務省消防庁応急対策室 TEL 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537）にも報告する。

資料編 5-3 火災・災害等即報要領

資料編 8-7 火災・災害等即報要領(様式)

■消防庁への直接即報基準・即報基準

直接即報基準	下記において、死者及び行方不明者が生じたとき。 ○ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ○ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ○ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたとき	
即報基準	一般基準	○ 災害救助法の適用基準に合致するとき ○ 市が災対本部を設置したとき
	個別基準 (風水害)	○ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ○ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ○ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたとき

出典：火災・災害等即報要領

第4節 災害広報・広聴活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 災害広報	●			<u>事務局</u> 、 <u>広報班</u> 、 <u>情報班</u> 、 <u>パトロール班</u> 、 <u>警防部</u> 、 <u>関係各班</u>
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	●			<u>事務局</u> 、 <u>広報班</u>
第3 広聴活動	●			<u>広報班</u> 、 <u>被災者支援班</u> 、 <u>支所総括班</u> 、 <u>現地対策班</u> 、 <u>関係各班</u>

第1 災害広報

関係各班は互いに連携し、広報活動に必要な情報及び資料を広報班に提供する。

広報班及び事務局は、情報班及びパトロール班と連携し、適切な手段で迅速かつ正確な内容の広報活動を行うとともに、災害に関する情報を写真、ビデオ等により記録を行う。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

なお、広報活動にあたっては、高齢者、障がいのある方、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。

■ 広報の時期、手段、内容

時 期	手 段	内 容
警 戒 期 災害発生直 後	市防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 インターネット・携帯 電話 テレビ・ラジオ等 FAX・新聞 等	○ 市長の記者会見 (災害対応の方針発表) ○ 災害時における住民の心がまえ ○ 台風・気象情報に関すること ○ 河川情報(基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等)に関すること ○ 災害に関する気象予警報及び指示等に関すること ○ 避難情報(高齢者等避難、避難指示、避難所等)に関すること ○ 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること ○ 被災状況(浸水、道路冠水、土砂災害箇所)に関すること

時 期	手 段	内 容
応急対策活動時	市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・新聞 インターネット・携帯電話 テレビ・ラジオ等 FAX 等	○ 災害応急対策実施の状況に関する事 ○ 電気・ガス・水道等の供給に関する事 ○ 安否情報に関する事 ○ 避難所の設置に関する事 ○ 応急仮設住宅の供与に関する事 ○ 炊き出しその他による食品の供与に関する事 ○ 飲料水の供給に関する事 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関する事 ○ 災害応急復旧の見通しに関する事 ○ 物価の安定等に関する事 ○ その他

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1 報道機関への要請

(1) 放送要請

広報班及び事務局は、次の場合、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて報道機関に災害に関する通知、伝達・要請・警告等の放送要請を行う。なお、福岡県防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」では、自動的に報道機関にも配信される。

ただし、緊急かつやむを得ない場合は、各放送局へ直接要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	○ 県（緊急かつやむを得ない場合は、各放送局へ直接要請する。） ・日本放送協会福岡放送局（NHK）、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社（RKB）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社テレビ西日本（TNC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社の各放送局		
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ○ 事態が切迫し、避難の指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ○ 通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること		
要請内容	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ○ 放送要請の理由 ○ 放送事項 </td><td style="vertical-align: top;"> ○ 放送を行う日時及び放送系統 ○ その他必要な事項 </td></tr> </table>	○ 放送要請の理由 ○ 放送事項	○ 放送を行う日時及び放送系統 ○ その他必要な事項
○ 放送要請の理由 ○ 放送事項	○ 放送を行う日時及び放送系統 ○ その他必要な事項		

(2) 取材自粛の要請

報道機関に対しては、避難所等においてプライバシーを侵害する恐れのある取材等の自粛を要請する。

2 情報提供

広報班は、報道機関に対しては、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図るものとする。

記者会見場の設置にあたっては、必要な設備を準備するものとする。

■記者発表の方法

発表者	本部長、副本部長又は総務部長	場 所	市本庁舎
内 容	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況	○ 災害応急対策の状況等	

第3 広聴活動

1 相談窓口の設置

被災者支援班、現地対策班及び各支所総括班は、市民からの問い合わせ、苦情、要望や生活相談に対応し、また、それらの解決を目的として、状況に応じて関係各班の担当者を配置し、市庁舎等に被災者相談窓口を設置する。

相談窓口においては、女性や要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）による相談等に配慮する。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取を行い応急対策に反映させる。

また、各部署の被災者に対する支援内容を集約し、その内容を市ホームページ、広報紙等により広報する。

■対応事項

- 搜索依頼の受け付け
- 被災住宅の応急修理の相談
- 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 災害弔慰金等の申し込み
- り災証明書の発行
- 生活資金等の相談
- 埋葬許可証の発行
- 女性のための相談
- 各種証明書の発行
- 健康相談
- 仮設住宅の申し込み
- その他相談事項

第5節 応援要請

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 自衛隊派遣要請依頼等	●			<u>事務局</u>
第2 広域応援派遣要請	●			<u>事務局</u> 、 <u>人事班</u> 、 <u>消防本部</u>
第3 要員の確保	●			<u>事務局</u> 、 <u>人事班</u> 、 <u>現地対策班</u> 、 <u>災害ボランティア本部</u>
第4 災害ボランティアの受入れ・支援		●		<u>事務局</u> 、 <u>現地対策班</u> 、 <u>情報班</u> 、 <u>災害ボランティア本部</u>
第5 海外からの支援の受入れ		●		<u>事務局</u> 、 <u>消防本部</u>

第1 自衛隊派遣要請依頼等

市長（本部長）は、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

■災害派遣の要件

- ① 公 共 性： 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
- ② 緊 急 性： 災害の発生が迫り、予防措置が急を要する等、差し迫った必要がある。
- ③ 非代替性： 自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。

1 派遣要請依頼

事務局は、市長（本部長）の指示により県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県（防災危機管理局）に依頼する。

なお、事後速やかに県知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に対し、県知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。

また、市は、派遣要請を行った場合は、直ちに受入れ体制を整備する。

資料編 9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

■派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	○ 県知事（県防災危機管理局危機管理課） ※通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○ 電話又は口頭（事後速やかに文書送付）
要請依頼内容	○ 災害の状況 ○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ その他参考となる事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊の長
飯塚駐屯地	飯塚市津島 282	0948-22-7651	第2高射特科団長

2 活動内容

自衛隊は、人命財産の保護と救護のため、各関係機関と緊密な連絡を保って互いに協力し、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

災害発生前の活動	○ 連絡班及び偵察班の派遣	
災害発生後の活動	○ 被害状況の把握 ○ 消火活動 ○ 炊飯、給水の支援 ○ 避難の援助 ○ 道路、水路の応急啓開 ○ 危険物の保安、除去 ○ 被災者の捜索救助	○ 応急医療、救護、防疫 ○ 水防活動 ○ 救援物資の貸付、譲与 ○ 人員・物資の緊急輸送 ○ 予防派遣 ○ その他

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

なお、この場合において、部隊等の長は、できる限り早急に県知事に連絡し、密接に連絡調整しながら適切かつ効率的な救援活動の実施に努めるものとする。

4 派遣部隊の受入れ

事務局は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受入れ体制を準備する。

■受入れ体制

項 目	内 容
作業計画の作成	応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ☐ 作業箇所及び作業内容 ☐ 作業の優先順位 ☐ 資材の種類別保管（調達）場所 ☐ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	☐ 必要な機械、器具、材料、消耗品等を確保する。 ☐ 諸作業に関係のある管理者への了解を取る。
自衛隊集結地	☐ 市が指定する場所（小中学校グラウンド等）
連絡窓口	☐ 総務班に連絡窓口を一本化する。 ☐ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ☐ 専用電話回線を確保する。

5 臨時ヘリポートの設置

事務局は、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時ヘリポートの準備を行う。

資料編 2-12 災害時における臨時ヘリポート

6 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担する。ただし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

- ☐ 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- ☐ 宿泊に必要な土地、建物の経費
- ☐ 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ☐ 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- ☐ その他疑義あるときは、市と自衛隊で協議する。

7 撤収要請依頼

市長（本部長）は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を県知事に依頼する。

なお、災害派遣撤収依頼書（県知事への依頼書様式による）に記載する事項は、次のとおりである。

■記載事項（市長より県知事宛て）

- ☐ 派遣要請日時
- ☐ 派遣された部隊
- ☐ 派遣人員及び従事作業の内容
- ☐ その他参考事項

資料編 9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

第2 広域応援派遣要請

1 他市町村への応援要請

人事班は事務局と連携し、必要に応じて他の市町村長等に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、その協定に基づき、各種応援を要請することができ、その市町村は、大規模な地震の発生を覚知した時には、速やかに応援体制を整えるものとする。

なお、複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期するものとする。

資料編 6-1 応援協定等一覧

(1) 福岡県消防相互応援協定

本部長又は消防長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長又は消防長に対し、消防応援を求める。

■ 応援要請の内容

応援要請種別	第一要請	○ 現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
	第二要請	○ 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請
応援要請方法		○ 代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。 ※ 航空応援が必要な場合、消防長が本部長（市長）に報告の上、その指示に従って県を通じて要請を行うが、同時に応援先（福岡市消防局、北九州市消防局）の消防長にも連絡を行うものとする。
県への連絡		○ 本部長又は消防長は、県に応援要請の旨を通報する。

(2) その他協定による応援要請

災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他市町村等に対し、各種応援を要請する。

2 県への応援要請

事務局は、市域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、県知事に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づき応援を求め、地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣斡旋を要請する応急措置の実施を要請することができる。

■県への応援要請の手続き

要請先	県防災危機管理局危機管理課
伝達方法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
伝達事項	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所・活動内容 ○ その他必要な事項

3 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

人事班は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、当該機関の指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は災害対策基本法第30条の規定に基づき、県知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策の万全を期するものとする。

なお、九州地方整備局（遠賀川河川事務所を連絡窓口とする。）に派遣を要請する場合は、「飯塚市における大規模な災害時の応援に関する協定」（平成23年8月24日締結）に基づき、資機材及び職員の応援を要請することができる。

資料編 9-3 九州地方整備局災害時応援要請依頼書

■指定地方行政機関等への派遣要請の手続き

要請先	指定地方行政機関 （県知事に斡旋を求める場合は県防災危機管理局危機管理課）
伝達方法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
伝達事項	○ 派遣・斡旋を要請する理由 ○ 派遣・斡旋を要請する職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項

4 緊急消防援助隊

事務局は、県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、広域航空応援を要請することができる。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「福岡県における緊急消防援助隊受援計画」（平成24年4月策定）に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう支援体制の確保を図らなければならない。

■緊急消防援助隊への応援要請の手続き

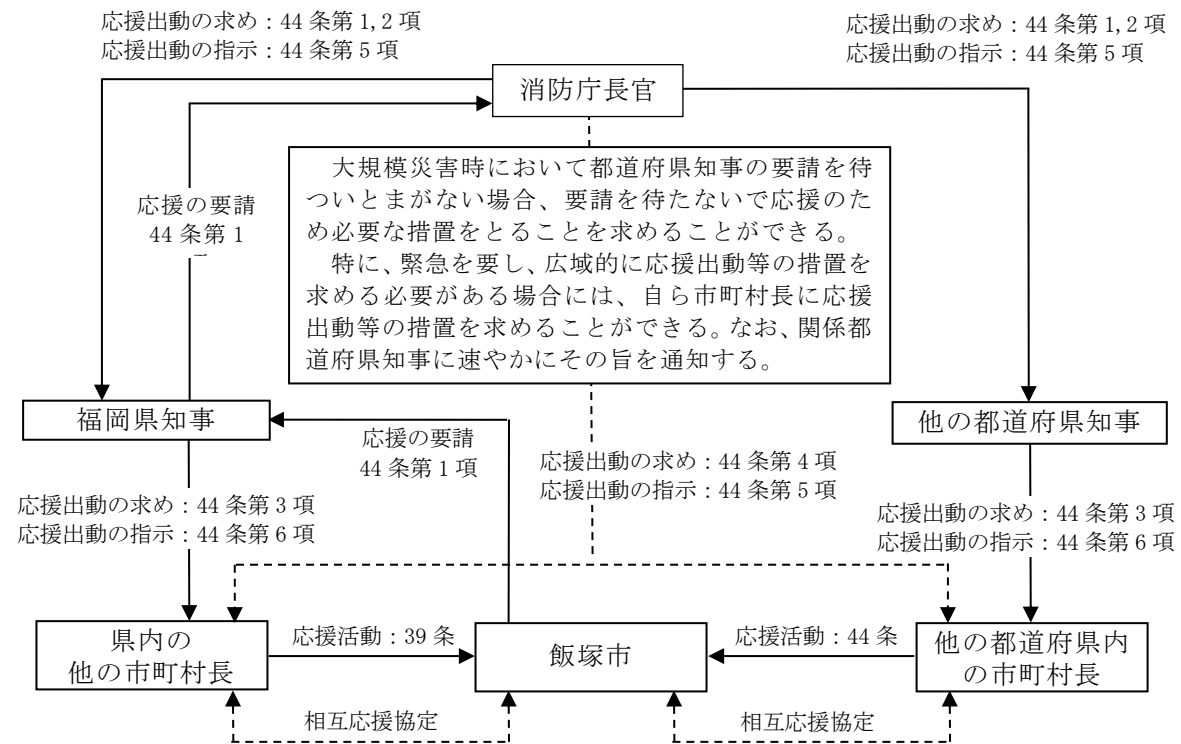
要請先	県防災危機管理局消防保安課
-----	---------------

伝達方法	文書（緊急のときは、災害時優先電話、無線等で行い、事後文書送付）
伝達事項	○ 災害発生日時 ○ 災害発生場所 ○ 災害の種別・状況 ○ 人的・物的被害の状況 ○ 応援要請日時・応援要請者職氏名 ○ 必要な部隊種別 ○ その他参考事項

■確保すべき支援体制

- 情報提供体制
- 集結及びヘリコプター離着陸場の確保
- 通信運用体制
- 補給体制 など

■応援要請系統図



※図中条項は、消防組織法の条項

5 応援隊の受入れ・活動支援

(1) 受入れ体制の準備

人事班は、応援が確定したときは、応援隊等の受入れ準備を行う。

■受入れ準備

- 応援隊の活動拠点施設
- 食料、資機材等の配付準備
- 応援要員の宿舎場所の斡旋
- その他

(2) 現場への案内

人事班は、関係各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。
各活動現場においては、関係各班が応援者の業務についての対応を行う。

6 国の現地対策本部の受入れ

大規模災害時において、国との連携は、被災地の状況の的確な把握や被災地の実情に合わせた迅速な災害応急対策等で重要なものであるため、本県に国の現地対策本部が設置される場合、県及び市は、その受入れに可能な範囲で協力する。

7 応援隊の撤収要請

事務局及び人事班は、応援の目的が達成されたとき又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第3 要員の確保

市は、災害応急対策実施のため、市のみで必要な労務を確保できない場合においては、労務者の雇用等により必要な人員を確保し、労務供給を図る。

1 労働力の確保

事務局、人事班、災害ボランティア本部、現地対策班は、次の手段により災害対策のための労働力を確保する。

■労働力確保の手段

種 別	担 当
○ 他対策部への職員動員要請	人事班
○ 災害対策実施機関の関係者等の動員（第5節第2参照）	事務局、人事班
○ 民間奉仕団（日赤奉仕団等）、婦人会、自治会等民間団体及びボランティアの協力動員	事務局、人事班、 災害ボランティア本部、 現地対策班
○ 公共職業安定所による労働者の斡旋	人事班
○ 関係機関等民間業者の応援派遣による技術者等の動員	関係各班
○ 緊急時における従事命令等による労働者等の動員	事務局

2 労務の配分

人事班は、労務供給の円滑な運営を図るため、関係各班が必要とする労務者人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、的確な配分に努めるものとする。

3 労働力確保の要請

人事班は、飯塚公共職業安定所に対し、次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介の斡旋を依頼する。

■公共職業安定所への要請事項

- 必要となる労働者の人数
- 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- 労働契約の期間に関する事項
- 賃金の額に関する事項
- 始業及び終業の時刻
- 所定労働時間を超える労働の有無
- 休憩時間及び休日に関する事項
- 就業の場所に関する事項
- 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- 労働者の輸送方法
- その他の必要な事項

4 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、民間団体、民間業者等へ協力要請を行う。

■要請先、内容

要請先	内 容 等
民間団体	○ 日赤奉仕団、赤十字ボランティア等に対し、避難誘導の補助、避難所、炊き出し、救援物資支給、清掃、防疫等について被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。
民間業者	○ 販売業者、流通業者、事業所等に対し、食糧、生活物資、飲料水、資材置場、車両、資機材、医薬品、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

5 従事命令等

応急措置を実施するために緊急の必要がある場合又は特に必要があると認めた場合は、命令又は協力命令等を執行し、次のとおり、関係機関に対し、当該応急措置の業務に従事させることができる。

■従事命令等とその執行者

対象作業		命	執行者	対象者及び物件	根拠法令
災害応急対策事業	災害応急対策全般	従事命令	市長	○ 市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条1項
			警察官 海上保安官	○ 市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条2項
			自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第65条3項
	災害救助法に基づく救助を除く応急措置	従事命令	県知事 又は 市長	○ 医師、歯科医師、薬剤師 ○ 栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士 ○ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者 ○ 土木技術者又は建築技術者 ○ 大工、左官又はとび職 ○ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ○ 鉄道事業者及びその従業者 ○ 軌道経営者及び従業者 ○ 自動車運送業者及びその従業者 ○ 船舶運送業者及びその従業者 ○ 港湾運送業者及びその従業者	災害対策基本法第71条1項
				○ 救助を要する者及びその近隣の者 ○ 登録被災者援護協力団体	
災害応急対策作業	災害応急対策全般	従事命令	警察官	○ その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他の関係者	警察官職務執行法第4条1項
災害救助作業	災害救助法に基づく救助	従事命令	知事	○ 医師、歯科医師、薬剤師 ○ 栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士 ○ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合	災害救助法第7条

対象作業		命	執行者	対象者及び物件	根拠法令
				的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第 2 項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者 ○ 土木技術者又は建築技術者 ○ 大工、左官又はとび職 ○ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ○ 鉄道事業者及びその従業者 ○ 軌道経営者及び従業者 ○ 自動車運送業者及びその従業者 ○ 船舶運送業者及びその従業者 ○ 港湾運送業者及びその従業者	
		協力命令	知事	○ 救助を要する者及びその近隣の者 ○ 登録被災者援護協力団体	災害救助法第8条
消防作業		従事命令	消防吏員 消防団員	○ 火災の現場付近にある者	消防法第29条5項
水防作業		従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	○ 区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防法第24条

注1) 県知事又は県知事の委任を受けた市長は、公用令書をもって執行する。

注2) 県知事又は県知事の委任を受けた市長が、従事命令等（協力命令を除く。）を執行した場合は実費を弁償し、又は損失を補償する。

注3) 執行者は、従事命令又は協力命令により、応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかった者又は死亡した者に対しては、それぞれ損害補償又は扶助金を支給する。

第4 災害ボランティアの受入れ・支援

大規模災害が発生したときは、市、災害中間支援組織及び飯塚市社会福祉協議会等が中心となり、速やかに災害ボランティア本部を設置し、被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整するものとする。

市及び県は、（仮称）飯塚市災害ボランティア本部（以下、「市災害ボランティア本部」という）及び福岡県災害ボランティア本部と連携を図り対応を行うものとする。

1 市災害ボランティア本部の設置

現地対策班は、事務局、総務班及び情報班と連携し、社会福祉協議会に対し、ボランティアの受入れ調整組織、活動拠点となる市災害ボランティア本部の設置及び運営の要請を行うものとする。

市災害ボランティア本部は、福岡県災害ボランティア本部と連絡調整をとりながら、日本赤十字社福岡県支部、ボランティア関係団体等と連携を図り、活動を展開する。

なお、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通して被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

■災害ボランティア本部の役割

福岡県災害ボランティア本部（県、福岡県社会福祉協議会）	○ 市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援 ○ 被災市町村間のボランティアの調整等 ○ 必要に応じて市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等
市災害ボランティア本部（社会福祉協議会）	○ 被災住民のニーズの把握 ○ 市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握 ○ ボランティアの募集、受付、登録 ○ ボランティア保険の受付、申し込み ○ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り ○ ボランティア活動用資機材の確保 ○ ボランティア連絡会議の開催 ○ ボランティアコーディネーターとの連絡調整 ○ 市、県災害ボランティア本部との連絡調整 ○ その他ボランティア活動について必要な活動

2 日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

市災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携を図り、現場活動についてできる限りの支援を行うものとする。

3 市のボランティア活動への支援

現地対策班は、市災害ボランティア本部の活動に必要な情報を提供するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう、設置及び運営について、必要に応じて支援を行うものとする。

■市の市災害ボランティア本部への支援

- 市災害ボランティア本部の場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室）の提供
- 市災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
- 資機材等（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）の提供
- ボランティアの飲料水、食料、物資等の調達
- 必要に応じボランティアへの宿泊場所等の確保・提供
- 市職員の派遣
- 被災状況についての情報提供
- その他必要な事項

4 連絡調整等

ボランティアの活動支援を必要とする班は、現地対策班及び市災害ボランティア本部に要望等を的確に伝える。

市災害ボランティア本部は、現地対策班及び県災害ボランティア本部と連携し、必要

な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、情報を提供するとともに、活動内容等について調整を行う。

事務局は、県災害対策本部へ情報を提供する。

5 ボランティアへの協力要請

現地対策班及び市災害ボランティア本部は、各応急活動について必要とするボランティアの種類及び人数等のニーズを把握する。また、ボランティアのニーズに関する情報を、コラボステーション福岡（福岡県 NP0・ボランティア支援センター）や報道機関及びホームページ等を通じて公表するものとする。

■参加・協力を要請するボランティア団体

- | | |
|------------------------------|---|
| ☐ 赤十字奉仕団 | ☐ 大学生等の学生・生徒 |
| ☐ 自治会 | ☐ 教職員 |
| ☐ 青年団 | ☐ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者 |
| ☐ 婦人会 | ☐ その他各種ボランティア団体 |

6 ボランティアへの対応

市災害ボランティア本部においては、ボランティアコーディネーター等と連携し、ボランティアを必要としている地域ボランティアを配置する。

関係各班は、各活動地点においてボランティアが的確に対応できるよう調査を行う。

■一般ボランティアの活動内容

- | |
|--|
| ☐ 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達 |
| ☐ 在宅者の支援（災害時要配慮者の安否確認、食事、飲料水の提供） |
| ☐ 物資集配拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送） |
| ☐ 被災地外からの応援者に対する地理案内 |
| ☐ 避難所での避難者に対する生活支援 |
| ☐ 高齢者、障がいのある方等の介護補助 |
| ☐ 被災者の話し相手、励まし |
| ☐ 被災者家屋等の清掃活動 |
| ☐ 子どもの見守り、母子の相談・対応 |
| ☐ その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業 |

■専門ボランティアの活動内容

- | |
|--|
| ☐ 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等） |
| ☐ 救急・救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等） |
| ☐ 通訳ボランティア（外国語の堪能な者） |
| ☐ 通信ボランティア（アマチュア無線通信技術者） |
| ☐ 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等） |
| ☐ 土木ボランティア（公共土木施設の調査等） |
| ☐ 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等） |
| ☐ 保健ボランティア（保健師、栄養士、家庭児童相談所職員、保育士、精神科医、臨床心理士、心理カウンセラー等） |
| ☐ その他、災害救助活動において専門技能を要する業務 |

第5 海外からの支援の受入れ

事務局は、海外からの救援隊受入に際しては、消防本部、県と連携し、円滑な協力体制が確保されるよう配慮する。

第6節 災害救助法の適用

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 災害救助法の適用申請	●			財政班
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告			●	財政班 、 関係各班

第1 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

財政班は、市域の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供する。

その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はファクシミリをもって要請し、後日文書により改めて要請するものとする。

■災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする機関
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市からの被害情報に基づき、県が適用する。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。

本市における具体的適用は、次の適用基準のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市内 100世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500世帯以上 かつ 市 50世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 12,000世帯以上 かつ 市内多数 ※1	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※2	第1項第3号

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は 受けるおそれが生じた場合	※3	第1項第4号
--	----	--------

注1) ※1,2は、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したことによる。

※3 は、厚生労働省令の定める基準に該当することによる。

注2) (1)～(4)に規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

資料編 5-5 被害の判定基準

3 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うことができる。

また、その他の事務についても、市長は、県知事が行う救助を補助するものとする。

4 適用申請の特例

市長は、災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行わなければならない。

その後の処置に関しては、県知事の指示を受けて行うものとする。

5 救助の種類等

災害救助法による救助の種類（救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）は、福岡県災害救助法施行細則によるものとする。

なお、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と厚生労働大臣と協議によりこれを延長することがある。

資料編 5-6 福岡県災害救助法施行細則

資料編 5-7 災害救助法による救助内容

■救助の種類

実 施 者	救 助 の 種 類
県 知 事	○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 応急仮設住宅の供与 ○ 福祉サービスの提供

市 長	○ 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与 ○ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ○ 医療及び助産 ○ 被災者の救出 ○ 福祉サービスの提供（災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を除く。） ○ 被災した住宅の応急修理 ○ 学用品の給与 ○ 遺体の捜索及び処理 ○ 遺体の埋葬 ○ 障害物の除去（災害によって住居及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去） ○ 応急仮設住宅（賃貸型仮設住宅）の供与
-----	---

6 特別基準の適用申請

救助の程度、方法及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請することができる。当該の適用申請は県知事に対して行うものとし、また期間延長については、救助期間内に行わなければならない。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

市長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

財政班は、関係各班に関係帳簿の作成を指示し、整理を行ったうえで、これを県知事（県災害対策本部）に報告するものとする。

第7節 救助・救急・消防活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 行方不明者の搜索	●			事務局 、 消防本部 、 警防部
第2 救助活動の実施	●			事務局 、 消防本部 、 警防部
第3 救急活動の実施	●			医療班 、 消防本部 、 警防部
第4 消防活動の実施	●			事務局 、 総務班 、 情報班 、 消防本部 、 警防部

※救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者の搜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）があるときは、これを対象として搜索活動を実施するものとする。

1 行方不明者名簿の作成

避難所班及び学校避難所班は、警防部と連携し、被災者相談窓口等で受け付けた行方不明者の搜索願いや被災現場等での情報を収集し、行方不明者名簿を作成する。

なお、行方不明者名簿は、消防本部及び警察署に提出し相互に連携を図るものとする。

資料編 11-1 行方不明者名簿

■行方不明者名簿

- 市庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署及び消防本部にも提供する。

2 搜索活動

警防部は、行方不明者名簿に基づき、消防本部及び警察署、必要に応じて、自衛隊等と協力して搜索活動を行う。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められたときは、警察署に連絡するものとする。

また、発見した遺体には、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添えるものとする。

第2 救助活動の実施

1 救助情報の収集

(1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、事務局、消防本部又は警察署等へ通報するものとする。

(2) 要救助情報の収集

警防部等災害現場に派遣された者は、地域住民等から要救助情報を収集し、事務局に連絡する。

事務局は、消防本部及び警察署等と連携し、通報された情報を収集し、これを管理する。

2 救助活動

警防部は、消防本部と連携して救助チームを編成し、要救助情報をもとに災害現場に出動する。

市長は、災害の規模及び状況等に応じて市職員等を配備する。

救助チームは、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

また、災害時要配慮者の登録台帳等を活用し、救助・救急活動を実施する。

3 応援要請

救助活動が困難なときは、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。

自衛隊の応援や広域応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼するものとする。

なお、詳細は第3章第5節「応援要請」を参照。

また、車両、特殊機械器具が必要なときは、県及び隣接市町村の協力又は建設事業者団体等の出動を要請する。

4 市民、自主防災組織及び事業所等の救助活動

市民、自主防災組織及び事業所等は、災害が発生したときは、二次災害の発生に十分注意しながら連携し、市備蓄倉庫及び自主防災倉庫等の救助資機材を活用して、救助活動を行うとともに、行方不明者の確認にも協力を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助する。

なお、消防本部及び警防部等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力するものとする。

第3 救急活動の実施

医療班及び警防部は、消防本部と連携し、次のとおり救急活動を行うものとする。

なお、傷病者が多数発生した場合は、医師会、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMA T）の派遣を要請する。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察署（第1）、市（第2）、自主防災組織（第3）等に搬送を要請する。
- 市内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

資料編 2-9 医療機関

第4 消防活動の実施

1 情報の収集

事務局及び総務班は、情報班と連携し、消防本部、住民及び警察署等から火災発生等の全体状況の情報収集を行う。

■収集する情報の種類

- 火災の発生状況
- 自治会、自主防災組織等の活動状況
- 通行可能な道路の状況
- 無線通信の状況
- 使用可能な消防水利の状況

2 消火活動

消防本部及び警防部は、次の点に留意して消火活動を行うものとする。

■消火活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民に避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行うとともに、安全な方向への避難誘導に努める。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

3 活動体制の確立

警防部は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常招集を発令し、非常警備体制を確立する。

また、災害により必要と判断したときは、班員を非常招集し、適切な警備体制を確立するものとする。

なお、警防部は、災害時に次のような活動を行う。

■警防部（消防団）の活動内容

出火防止	○ 状況に応じて市民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時は、市民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	○ 火災時は、関係機関と協力し、消火活動を行う。 ○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	○ 避難指示がなされたときは、市民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

4 消防広域応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災や救助事象等が発生した場合は、「福岡県消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。

また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼するものとする。

なお、詳細は本章第5節「応援要請」を参照。

5 市民、自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合は、関係機関への通報及び初期消火活動を行うとともに、消防本部へ通報する。

消防機関が到着したときは、その指示に従う。

6 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合は、消防本部への通報を行うとともに、自衛の消防組織等により、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとるものとする。

■事業所の消火活動等

- 消防署、警察等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 立ち入り禁止措置等の実施

第8節 医療救護活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 医療救護チームの編成	●			医療班
第2 医療救護所の設置	●			医療班 、避難所班、学校避難所班
第3 医療救護活動	●			医療班
第4 後方医療機関の確保と搬送	●			医療班 、 警防部
第5 医薬品、医療資器材等の確保	●			医療班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		医療班 、 清掃班
第7 心のケア対策			●	医療班

市は、大規模な災害が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資器材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所で対応できない場合は後方医療として後方医療機関※¹、災害拠点病院※²で対応する。

なお、本市は地域災害医療センターである飯塚病院が災害拠点病院となる。

※¹ 後方医療機関：救急医療機関及びその他の病院で被災を免れた全ての医療機関

※² 災害拠点病院：医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うための高度な診療を有する地域の中核的な救命医療施設

第1 医療救護チームの編成

1 医療情報の収集

災害発生時は、県救急医療情報センターが県災害医療情報センター、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センター、災害拠点病院等がそのサブセンターとして機能する。

医療班は、県及び医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

資料編 2-9 医療機関

資料編 2-10 歯科医院

■医療情報の収集内容

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

2 要請及び出動

医療班は、必要に応じ医療救護チームに対して次のとおり出動を要請する。

また、災害の規模、状況によっては、県に対し福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請等を行う。

■医療救護チームへの要請事項

- 災害により多数の傷病者が発生した場合、医師会に医療救護チームの出動を要請する
- 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
- 医療関係者が自ら必要と認めたときは、要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する

3 医療救護チームの編成

医療班は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。

医師会は、歯科医師会及び薬剤師会と連携し、編成する。

災害の規模、状況によっては、市外の公立病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行うものとする。

なお、医療救護チームには、以下の他に歯科医師や精神科医等も配置するなど、被災者への多様な対応が可能な体制を整えるものとする。

■医療救護チームの編成基準

構 成	備 考
医師(1～2名)、薬剤師(1名)、看護師(1～4名)、補助員(1名)	運転手(必要に応じて1名)

■医師会等への伝達・要請事項

- 災害の種類、規模、発生場所
- 必要とする救護班数
- 救護所の設置場所
- 資器材等の状況
- その他

第2 医療救護所の設置

医療班は、避難所班、学校避難所班と連携し、次の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として学校等、指定避難所等に設置するが、状況に応じて、災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置するものとする。

資料編 11-2 医療救護所開設状況報告

■医療救護所設置の留意点

- 被災傷病者の発生及び避難状況
- 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- 被災地の医療機関の稼働状況
- 医療資器材、水、非常用電源等の確保の見通し
- 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第3 医療救護活動

派遣された医療救護チーム等の活動内容は、次のとおりとする。

■医療救護チームの活動内容

- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ※¹）
- 負傷者の応急処置
- 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ・タグ※²の活用）
- 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- 助産救護
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

■医療機関の活動内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報（診療可能状況）の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療班、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

※1 トリアージ：傷病者の重傷度と緊急度を判定し、治療や搬送の優先順位を決めること。

※2 トリアージ・タグ：トリアージ区分の識別表で、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

（注意事項）クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）は、一見して重傷に見えないことから注意が必要である。

第4 後方医療機関の確保と搬送

1 後方医療機関の確保

医療班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベット数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保するものとする。

市内の医療機関で収容困難な重症者は、市外の病院、災害拠点病院及び近隣の災害拠

点病院等に収容するものとする。

なお、市外への転送が必要な時は、県又は近隣市町村へ要請する。

■災害拠点病院等

区分	医療機関名称	病床数		電話番号	ヘリポートの状況		
		一般	精神・療養		敷地内外	区分	病院からの距離
災害拠点病院	飯塚病院	978	精 138	0948-22-3800	敷地外	緊急時	0.2km
近隣災害拠点病院	田川市立病院※	334	感 8	0947-44-2100	敷地外	緊急時	2.5km
基幹拠点病院	国立病院機構九州医療センター	650	精 50	092-852-0700	屋上	緊急時	—

※人工透析対応可能数は 50 台

2 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行うものとする。

搬送手段がないときは、市民の協力を得て搬送するか、または消防、警察、自衛隊等緊急拠点関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに搬送する。

また、交通の状況により災害拠点病院等、後方医療機関への搬送が救急車等では困難な場合は、県や自衛隊等に対し、ヘリコプターでの搬送を要請する。

また、ドクターヘリは、消防機関や医療機関からの要請に基づき出動する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬 送 先	搬 送 主 体
被災現場から医療救護所、医療機関等へ	消防本部、警察、市、自主防災組織等
被災現場、医療救護所等から災害拠点病院等へ	消防本部、市
被災現場、医療救護所等から被災地域外災害拠点病院等へ	消防本部、自衛隊、市、県

第5 医薬品、医療資器材等の確保

1 医薬品、医療資器材の確保

医療班は、原則として次のとおり医薬品及び医療資器材を確保するものとする。

■医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
- 不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療資器材を調達する
- 入手が困難なときは、市対策本部から保健福祉環境事務所を通じて県災対本部へ、又は県災対本部へ直接供給を要請する
- なおも医薬品等が不足する場合は、医療救護チームが携行したものを使用する
この場合、費用は市が実費弁償する

2 血液製剤等の確保

医療班は、輸血用血液及び血液製剤が必要なときは、福岡県赤十字血液センター等に供給を依頼する。

また、必要に応じて市民へ献血を呼びかけるものとする。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

医療班及び清掃班は、保健福祉環境事務所の協力を得て、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

1 生活環境の整備、確認

医療班は、保健福祉環境事務所の協力を得て、被災地の台所、トイレ等の衛生管理の徹底や手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2 健康状況の把握

医療班は、保健福祉環境事務所や医師会等と協議しながら、巡回相談等を通じて被災者の健康状況を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

3 相談・指導

医療班は、保健福祉環境事務所の協力を得ながら、巡回相談等の場で必要な指導を行う。

特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止するよう努めるものとする。

4 医療の確保

医療班は、医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者への医療体制の確保に努める。

5 医療情報の提供

医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、市ホームページ、災害広報紙等で市民に必要な情報を提供する。

第7 心のケア対策

医療班は、大規模な災害が発生したとき又は避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、保健福祉環境事務所、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、精神科救護チームを編成し、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、医師や保健師等の指導のもと、福祉・医療ボランティアが被災者や災害時要配慮者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的負担の軽減に努めるものとする。

■活動内容

- 原則として精神科救護チームを市災害対策本部に設置する。
- 精神科救護チームは、巡回相談等を行う。
- 精神科救護チームは、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談などの相談業務を行う。

■精神科救護チームの編成基準

構 成	備 考
精神科医（1名）、保健師（1名）、看護師（1名）、事務（1名）、作業療法士（1名）	保健師、作業療法士、運転手は必要に応じて編成

第9節 交通・輸送対策

項 目	動 員	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 交通情報の収集、道路規制	●			公共土木班 、 支所対策班
第2 道路交通の確保	●			公共土木班 、 支所対策班
第3 車両等、燃料の確保、配車	●			車両班 、 事務局
第4 緊急通行車両の確認申請	●			事務局
第5 緊急輸送	●			事務局 、 避難所班 、 物資受援班
第6 物資集配拠点の設置		●		避難所班 、 物資受援班
第7 臨時ヘリポートの設置	●			事務局 、 医療班 、 教育施設班

第1 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集

公共土木班及び支所対策班は、警察署、道路管理者から道路及び交通規制の実施状況、交通の状況、特に危険と認められた道路及び橋梁の位置、復旧の見通し等の情報を収集し、緊急輸送道路等の状況把握を図り、関係各班に伝達する。

2 市道の交通規制

公共土木班は、必要に応じ、道路管理者として市道の交通規制を実施する。
交通規制に際しては、次のとおり警察署と密接に連絡をとることとする。

(1) 相互連携・協力

公共土木班及び支所対策班は、警察署と連携し、パトロール等を実施して迅速に被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を把握、相互に交換する。

また、交通規制を必要とする場合には、事前に通行の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

公共土木班は、道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

資料編 12-2 緊急車両以外の車両通行止め標示

(3) 広 報

公共土木班は、道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及び回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和 35 法律第 105 号）第 4 条
	○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法 第 76 条
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第 5 条 又は第 114 条の 3
警 察 官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第 6 条 又は第 75 条の 3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3
自衛官及び消防吏員	○ 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3 第 3 項 及び第 4 項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 46 条

第 2 道路交通の確保

1 緊急輸送道路の確保

公共土木班は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、車両及び人の通行を確保する。

また、警察署と密接に連絡を行い、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について綿密に把握する。

2 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定しており、市域の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

路線区分	市域の路線
緊急輸送道路（1次）	一般国道 ； 国道200号、201号、211号
緊急輸送道路（2次）	一般国道 ； 国道200号 主要地方道 ； 飯塚福岡線、飯塚大野城線、北九州小竹線、穂波嘉穂線 一般県道 ； 口ノ原稲築線

3 道路の障害物の除去

公共土木班及び支所対策班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、迅速に通行可能にするため、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行う。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとるものとする。

なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

第3 車両等、燃料の確保、配車

1 車両、燃料の確保

車両班は、次のとおり緊急輸送のための車両、燃料等を確保する。

(1) 車両、燃料の調達

市有車両及びその他車両を管理し、燃料の調達を行う。

市有車両が不足する場合は、市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して車両の借り上げを要請する。

資料編 2-13 市有車両

■車両、燃料の調達

区 分	内 容
市有車両の把握	○ 調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○ 市有車両で対応が困難なときは、他の市町村、輸送業者等から借り上げる。
燃 料 の 調 達	○ 各班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

(2) 配 車

各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。
車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

2 県への要請依頼

事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼するものとする。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両において、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行ったときは、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、県または県公安委員会は、同法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

事務局は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

なお、事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

資料編 12-1 緊急通行車両事前届出書

資料編 12-3 緊急通行車両通行標章

資料編 12-4 緊急通行車両確認証明書

2 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側フロントガラス内側上部の、前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつけるものとする。

第5 緊急輸送

避難所班は、避難支援班と連携し、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食糧、飲料水、生活物資、資機材等を搬送するものとする。

多数の避難所等へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請するものとする。

事務局は、緊急予想手段として航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

■緊急輸送の範囲

第1段階	○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動、応急危険度判定等災害の拡大防止のための人員、物資 ○ 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ○ 後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 ○ その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	上記第1段階の続行 ○ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	上記第2段階の続行 ○ 災害復旧に必要な人員、物資 ○ 生活必需品

第6 物資集配拠点の設置

避難所班又は物資受援班は、備蓄物資だけでは物資が不足し、業者等から調達するとき又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設するものとする。

■物資集配拠点施設

- 指定避難所 ほか

第7 臨時ヘリポートの設置

事務局は、医療班、教育施設班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。
 なお、危険防止の措置として、離着陸場所の付近には飛散物を放置しないようにする。

資料編 2-12 災害時における臨時ヘリポート

第10節 避難対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 避難の指示等	●			<u>事務局</u> 、関係各班、警防部
第2 警戒区域の設定	●			<u>事務局</u> 、 <u>警防部</u>
第3 避難誘導	●			<u>事務局</u> 、 <u>警防部</u> 、 <u>学校避難所班</u> 、 <u>避難支援班</u>
第4 避難所の開設	●			<u>事務局</u> 、 <u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u>
第5 避難所の運営		●		<u>事務局</u> 、 <u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u> 、 <u>避難支援班</u> 、 <u>外国人支援班</u>
第6 旅行者、滞在者の安全確保	●			<u>被災者支援班</u>
第7 広域的避難者の受入れ	●			<u>事務局</u>

市は、災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合には、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるための避難の指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図るものとする。

なお、その際には災害時要配慮者に十分配慮し、福祉避難所が設置されている場合には、必要に応じて福祉避難所に誘導・移送する。

第1 避難の指示等

1 高齢者等避難情報

市長は、避難を要する地区の住民に対し、「高齢者等避難」を発令する。

事務局は、関係各班、関係機関と連携し、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がいのある方等の避難行動に時間を要する災害時要配慮者（避難行動要支援者）が迅速に避難できるよう、「高齢者等避難」の伝達を行う。

2 避難の指示権者

市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害の発生又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の必要と認める住民に対し「避難の指示」を行う。また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要すると認めるときは必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急に安全を確保するための措置の指示を行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を仰ぐいとまがないとき、又は市長が不在のときは、第3章第1節第5の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）するものとする。

事務局は、関係各班、関係機関と連携し、避難の指示に関する事務を行う。

■避難の指示等の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	指示等を行う要件	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	指示	○ 災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合にお いて、人の生命又は身体を 災害から保護し、その他災 害の拡大を防止するため特 に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
			緊急安全 確保	○ 災害が発生し、又はまさ に発生しようとしている 場合において、避難のた めの立退きを行うことに よりかえつて人の生命又 は身体に危険が及ぶおそ れがあるとき	災害対策基本法 第60条第3項
	知事	災害全般	指示 緊急安全 確保	○ 上記の場合において、市 長がその全部又は大部分の 事務を行なうことができな くなったとき	災害対策基本法 第60条第6項
	警察官	災害全般	指示 緊急安全 確保	○ 上記の場合において、市 長が避難のための立ち退き を指示することができな いと認めるとき、又は市長から 要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	指示等を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	○ 人の生命もしくは身体に危険を及 ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす おそれがあるなど、危険な状態である 場合	警察官職務執 行法 第4条第1項
	災害全般	避難等の 措置命令 措置	○ 上記の状況で、特に急を要するとき	
自衛官 (災害派遣 時に限る)	災害全般	警告 (準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にいない場合 に限る)	自衛隊法 第94条第1項
	災害全般	避難等の 措置命令 措置 (準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にいない場合 に限る)	自衛隊法 第94条第1項
県知事、県知 事の命を受け た職員水防管 理者を含む)	地すべり	指示	○ 地すべりにより著しい危険が切迫 していると認められるとき	地すべり等防 止法第25条
	がけ崩れ	指示	○ がけ崩れにより著しい危険が切迫 していると認められるとき	急傾斜地法第 7条
	土石流	指示	○ 土石流により著しい危険が切迫し ていると認められるとき	砂防法第4条

発令権者	災害種類	実施事項	指示等を行う要件	根拠法令
	洪水	指示	○ 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

3 避難指示等の区分

避難指示等の区分については、以下のとおりとする。

■避難指示等の区分

	発令時の状況	市民等に求める行動	サイレン吹鳴
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○要配慮者（避難行動要支援者）等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者（避難行動要支援者）等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	水防サイレン 1号 （適時吹鳴）
避難指示【警戒レベル4】	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始、また避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了	水防サイレン 4号 （適時吹鳴）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○災害発生または切迫している状況	○未だ危険な場所にいる住民は、直ちに生命を守る最低限の行動、安全確保	水防サイレン 4号 （連続吹鳴）

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の上層階等に避難することもある。

（サイレン吹鳴は、風水害－25「6 水防信号」を参照）

4 避難指示等の基準

市長が行う避難の指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、又は発生するおそれのある場合に市民等の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがあることを基準として実施するものとする。

■避難指示等をする場合の目安

【警戒レベル3】高齢者等避難

- 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき

【警戒レベル4】避難指示

- 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき
- 河川の氾濫注意水位突破や水路等がオーバーフローし、洪水のおそれがあるとき
- レベル4土砂災害危険警報が発令され、地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあると判断されるとき
- 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき
- ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき

【警戒レベル5】緊急安全確保

- 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- レベル5土砂災害特別警報又はレベル5大雨特別警報又はレベル5氾濫特別警報が発表されたとき
- その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

5 避難の指示等の伝達

事務局は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難情報を市防災行政無線、緊急速報メール(エリアメール)、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい災害時要配慮者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難の指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	事務局及び関係各班	市防災行政無線、広報車、消防団等
	各施設管理者、自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	○ 避難対象地域 ○ 避難先 ○ 避難経路 ○ 避難情報発令の理由 ○ 注意事項（戸締まり、携行品）等	

6 県・関係機関への報告、要請

事務局は、避難の指示等が発令された場合は、県及び関係機関等にその旨を報告し要請を行う。

■連絡先

報 告	県知事（県防災危機管理局危機管理課）
協力要請	消防本部、警察署等
避難所開設要請	避難所担当班（避難所派遣職員）、避難施設管理者等

7 解除とその伝達、報告

市長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の指示等を解除する。事務局は、避難所運営者と連携し、避難所に避難している対象者にこれを伝達する。

また、解除後は速やかに県知事に報告するものとする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

事務局は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合は、その旨を本部長に通知するものとする。

なお、警戒区域の設定に伴い、立入禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留（災害対策基本法第116条第2項）、又は6月以下の懲役または30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

■災害対策基本法及び他の法律に基づく警戒区域の設定権者とその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他委任市職員	災害全般	○ 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
	警察官	災害全般	○ 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	災害対策基本法 第63条第2項
	自衛官	災害全般	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	災害対策基本法 第63条第3項
	知事	災害全般	○ 市長がその事務を行なうことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
消防長 消防署長		火災 その他	○ ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2 第1項
	警察署長	火災 その他	○ 上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法 第23条の2 第2項
消防吏員 消防団員		火災	○ 火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第28条第1項
	警察官	火災	○ 上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防法 第28条第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○ 水防上緊急の必要がある場所	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	○ 上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防法 第21条第2項

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから各設定権者は、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定するものとする。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に各設定権者は、必要な情報を設定区域の市民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

本部長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

事務局は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1 避難誘導体制の整備

避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、避難者の混乱を招くなど、特定の危険地域や施設がある場合、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報提供のため、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

また、警防部、自主防災組織及び関係機関等の協力を得ながら、安全な避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、要配慮者利用施設については、次のとおり各担当班が安全な避難誘導体制の整備に努めるものとする。

■要配慮者利用施設の対象、担当

対 象	担 当
教育施設	○ 教職員、学校避難所班
保育施設	○ 保育所職員、避難支援班
社会福祉施設	○ 施設管理者、避難支援班

※災害の規模、状況に応じて警察署、消防本部へ協力を得る。

2 避難者の携帯品等

避難者の携帯品等は、次のものを目安とし円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

また、市は、平常時より下記の携帯品等を収納した非常袋を用意しておくよう、市民への啓発に努めるものとする。

■携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料・飲料水（1人当たり3日分程度）、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

3 避難の誘導方法

避難の際の誘導方法については、以下のとおりとする。

なお、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合や、避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

■避難誘導の方法

- 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、障がいのある方その他単独で避難することが困難な人など、災害時要配慮者（避難行動要支援者）を優先する。
- 状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認し、徒歩により避難させる。
- 自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。

■避難誘導の対象、担当

対 象	担 当
市 民	○ 警防部 ※在宅の災害時要配慮者は、自主防災組織等の協力により行う。
教育施設	○ 教職員、学校避難所班
保育施設	○ 保育所職員、避難支援班
社会福祉施設	○ 施設管理者、避難支援班
事業所等	○ 施設の防火管理者及び管理責任者等

※災害の規模、状況に応じて警察署、消防本部へ協力を得る。

4 誘導時の留意事項

避難誘導の際の留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難所までの避難が困難な場合は、自宅等の屋内での待避のほか、建物の2階以上や屋上で待避するなど垂直避難を行うものとする。

■留意事項

- 避難の目的・場所を明確にすること。
- 自治会、世帯単位等の地域住民の生活単位ごとにまとまるように誘導し、状況に応じて班を編成して避難者の確認を行う。
- 誘導者は少なくとも先頭、中間及び後方に位置して脱落者等のないように注意する。
- 誘導に際しては、必要に応じロープ等を利用する。

5 災害時要配慮者(避難行動要支援者)の誘導

在宅の災害時要配慮者(避難行動要支援者)の避難は、原則として地域の自主防災組織等が行うが、避難支援が困難な場合は、避難支援班が車両等を用いて輸送する。

施設入所者は、施設管理者が車両等を用いて輸送する。

車両班は、必要に応じて車両等の手配など支援を行う。

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

避難所は、原則的に本部長が設定する避難所のうちから選定する。

避難所の開設は、避難所班及び学校避難所班で構成する避難所派遣職員が、事務局と連携し、施設管理者等の協力を得て実施する。緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施するものとする。

また、本部長が開設しない場合であって、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者、自治会長等が開設することができる。

※災害救助法による避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。

(1) 避難所の開設基準

■避難所開設基準（災害対策本部設置前）

開設基準	開設避難所
自主避難	① 飯塚地区：交流センター（飯塚・片島、二瀬、幸袋、鎮西、鯉田、菰田、立岩、飯塚東）、 ② 穂波地区：穂波交流センター、穂波福祉総合センター ③ 筑穂地区：筑穂交流センター ④ 庄内地区：庄内交流センター（別館及び旧庄内保健福祉総合センター含む） ⑤ 穎田地区：穎田交流センター
警戒レベル3 （高齢者等避難）	交流センター（飯塚・片島、二瀬、幸袋、鎮西、鯉田、菰田、立岩、飯塚東、穂波、筑穂、庄内、穎田）、中央公民館（コミュニティセンター）、片島小学校、飯塚市役所、飯塚市総合体育館、小中一貫幸袋校、健康の森公園多目的施設、穂波福祉総合センター、忠隈住民センター、棕本小学校、筑穂支所、筑穂人権啓発センター、内野小学校、小中一貫校穎田校、九州工業大学
警戒レベル4 （避難指示など）	市指定の全ての避難所の開設検討

資料編 2-7-2 指定避難所

(2) 避難所開設の担任

避難所は避難所班及び学校避難所班が開設するが、施設の鍵の開放はそれぞれの施設を管理する班が行う。

2 避難所の追加指定

事務局は、避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に避難所として位置づけることができるものとする。

また、市域の避難所で収容力が不足するときは、県又は近隣市町村へ避難所の開設を要請するものとする。

3 自主避難への対応

市が開設する指定避難所への避難とは別に、市民が自主避難するときは、地区避難所、自治会等が開設する自治公民館等を使用する。

4 避難者の受入れ

避難所の開設時に、すでに避難者があるときは、一時的に広いスペースに誘導するものとする。

その後は、災害時要配慮者とその他避難者のスペースを確保し、それぞれを受入れるものとする。

■避難者の受入れ事項

- 収容スペースへの案内
- 避難者の把握（居住地域、避難者数等）
- 災害情報等の収集及び本部への伝達

5 避難所内事務室の開設

避難所内は、事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。

なお、事務室には、避難所利用者登録票、事務用品等を事前に準備するものとする。

資料編 10-1 避難所利用者登録票

6 避難所開設の報告

避難所班及び学校避難所班は、避難所を開設したときは、事務局に報告を行うものとする。

事務局は、県に対し、次の報告を行う。

■避難所開設の報告事項

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人数
- 避難対象地区名（災害危険箇所名等）
- 開設当初は、1～2時間毎に報告、2日目以降10時、15時までに県へ報告

7 避難所の孤立防止等

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での避難所の設置・維持についての適否を検討する。

この場合、以下の点に留意する。

■留意事項

- 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- 警察等との連携
- 避難所責任者の専任とその権限の明確化
- 避難者名簿の作成（なお、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握する）
- 災害時要配慮者に対する配慮
- 次の事項について県へ速やかに報告する。
 - ・ 避難所開設の日時及び場所
 - ・ 収容状況及び収容人員
 - ・ 開設期間の見込
 - ・ 避難対象地区

第5 避難所の運営

1 運営担当

避難所の運営は、災害初期においては、避難所班及び学校避難所班を中心に、避難所派遣職員が担当するものとする。

避難所派遣職員は、避難所の運営、市対策本部との連絡調整を行うほか、男女共同参画推進センターと連携し、避難所における避難者のニーズの把握・調整を行うものとする。特に、高齢者や身体障がいのある方等の福祉ニーズをはじめ、女性や乳幼児等のニ

ーズの把握には十分配慮した運営に努めるものとする。

ただし、避難所生活が長期化するときは、避難所の運営は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行えるように努めるものとする。

2 避難所利用者登録票・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難所利用者登録票を配り避難者に世帯単位に記入を行うよう指示する。

また、避難者名簿を、集まった避難所利用者登録票を基にして作成し、保管するとともに、避難所班及び学校避難所班に報告する。

避難所班及び学校避難所班は、各避難所の避難者名簿を集計して、本部に報告する。

資料編 10-2 避難者名簿

3 市、施設管理者の措置

市は、避難所開設時には、あらかじめ定める避難所に避難所班、学校避難所班又は避難所派遣職員を配置し、次のとおり避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行うものとする。指定外の避難所にあつては、施設管理者がその任務にあたるものとする。

■統括者の運営措置

- 統括者に防災行政無線戸別受信機、携帯電話等を携行させ、避難所との通信、広報手段を確保する。
- 統括者に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、関係各班、ボランティアセンターに対して、各避難所への支援活動、物品等の供給を要請する。
- 統括者は、避難所の管理体制を確立する。
 - ・ 避難者への開放区域、授乳室、避難所事務室等の設定
 - ・ 避難者名簿、避難所運営記録の作成
 - ・ 避難者の把握及び報告（特に、災害時要配慮者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに医療班に報告する。）
 - ・ 避難所自治組織（避難所コミュニティ）の結成、運営方針、ルールづくりの支援
 - ・ 館内放送、情報等の掲示等
 - ・ 供給物資等の受領、保管
 - ・ 避難所における事業等への協力

4 教職員の協力

教職員は、学校に避難所が開設された場合は、原則として次のとおり避難所運営業務に協力する。

なお、この期間は7日以内を原則とし、その後は、避難所派遣職員、自主防災組織、又は、避難所自治組織に運営を引き継ぐものとする。

■教職員による運営協力（例）

- 施設等開放区域の明示
- 避難者誘導・避難者名簿の作成
- 情報連絡活動
- 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ボランティアの受入れ
- 炊き出しへの協力
- 避難所自治組織（避難所コミュニティ）づくりの協力
- 重傷者への対応

5 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所派遣職員は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努めるものとする。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

なお、班長等の人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行う。

■協力要請事項

- 市からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

6 避難所の自主運営体制の確立

自治会、自主防災組織、住民等は、避難所派遣職員等に協力し、避難所自治組織（避難所コミュニティ）を設立するとともに、避難所自治組織（避難所コミュニティ）の班長を選出し、班長の下で、主に次の事項について避難所運営をサポートするものとする。

また、避難所運営における性的少数者等の意見を反映できる者の参画に努める。

なお、避難所班及び学校避難所班は、避難所自治組織（避難所コミュニティ）の設立を支援するものとする。

■自治会長、自主防災組織、住民等の避難所での協力措置

- 運営方針、生活ルール決定
- 食料、物資の配布、炊き出し協力
- 避難者への広報の伝達（呼びかけ、チラシの配布等）
- 避難者のニーズ調査、統括者への報告
- ごみの管理、施設・トイレの清掃等
- 秩序の保持

7 食糧、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所派遣職員は、食糧、飲料水、生活物資等の必要量を避難所班に請求するものとする。

物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者にこれを配分する。

8 避難所等の警備

避難所派遣職員等は、避難所自主運営組織と連携して、避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保する。

また、自主防災組織、防犯協会等に対し、避難所及び被災地における警備・防犯活動への協力要請を行うとともに広報を行うものとする。

9 運営記録の作成、報告

避難所派遣職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日に1回、避難所班及び学校避難所班へ報告する。

傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告するものとする。

資料編 10-3 避難所運営記録

資料編 10-4 物品の受払簿（避難所用）

資料編 10-5 避難所設置及び収容状況

10 広 報

避難所班及び学校避難所班は、次のとおり所管する各々の避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、避難者に情報をより正確に伝達するものとする。

また、必要に応じて、手話通訳や要約筆記者、外国語通訳等のボランティアを避難所に派遣するなど、災害時要配慮者で情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行うものとする。

■避難所における広報の方法

- ☐ 災害広報紙の掲示、配布等
- ☐ 掲示板
- ☐ 避難所運営組織による口頭伝達

11 管理・運営の留意点

自治会、自主防災組織、住民等は、避難所派遣職員等と協力して、避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行う。

■留意事項

- 避難者の把握（出入りの確認を行う）
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 生活環境への配慮
- 災害時要配慮者への配慮
- 間仕切りの設置
- 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する）
- 医療従事者の派遣・巡回（女性医療従事者の派遣等に配慮する）
- 動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- 安全、保健・衛生（メンタル含む）、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室・物干し場、授乳室、休養スペースを確保
- 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- 男女双方のニーズを生かすため、各部署スタッフは男女で担当
- 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当
- トイレは男女別とし、男女用の比率は1:3を目標に整備を推進する。また、避難所の長期開設が見込まれる場合は仮設トイレを設置することとし、すべての被災者（子ども・高齢者・妊娠中の女性・障がいのある人々）がプライバシーの確保を保てる設計を行い、日中・夜間を通して安全で安心して使えるよう設置（照明や防犯ブザー等を設置）する
- テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る
- 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者、要約筆記者の配置など、災害時要配慮者の情報環境に配慮
- 防犯対策・DV対策のための警備・巡回の徹底（巡回警備は男女ペア、女性用トイレや女性更衣室には女性が巡回を行う）
- 必要に応じ、家庭動物のためのスペースの確保に努める

12 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■長期化への対策事項

対策項目	対策事項
居住環境	○ グループ分け ○ 共同利用する器具、場所等に関する生活ルール確立 ○ 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材の確保 ○ 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等
健康・衛生	○ 仮設トイレ、入浴施設、ごみ箱等の設置による良好な衛生状態の確保 ○ 持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るための医師、保健師による健康管理、衛生管理
災害時要配慮者	○ 福祉避難所の開設の検討と災害時要配慮者の移送・誘導等 ○ 乳幼児のいる家庭優先の部屋の設置 ○ トイレ・更衣室以外での女性専用スペースの設置 ○ 性的少数者に配慮した多目的トイレの設置

対策項目	対策事項
防 犯	○ 防犯対策・DV対策のための避難所の警備・巡回のパトロール等の徹底
その他（全体）	○ 非常用電源設備の整備・強化 ○ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮 ○ ボランティア等支援スタッフの確保

13 避難者の把握及び避難所の生活環境の把握

(1) 避難者の把握

避難所班及び学校避難所班は、避難場所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。

また、避難場所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、県等への報告を行う。

(2) 避難所の生活環境の把握

避難所班及び学校避難所班は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。

避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースを確保する。

14 在宅避難者対策

在宅で生活可能な者のうち、食糧、水、日用品等の入手が困難なもの（在宅避難者）については、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握

在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄の避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

在宅避難者への食糧等の配給は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。

配給の実施機関は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

(3) 情報の提供

在宅避難者への情報の提供は、ホームページ、チラシ、ポスター等により避難者支援に係る情報を周知する。

15 車中泊避難者対策

車内で生活する者のうち、食糧、水、日用品等の入手が困難なもの（車中泊避難

者)については、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

(1) 車中泊避難者の把握

車中泊避難者の把握については、最寄りの避難所、被災者台帳で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

車中泊避難者への食糧等の配給は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。配給の実施機関は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

(3) 情報の提供

車中泊避難者への情報の提供は、ホームページ、チラシ、ポスター等により避難者支援に係る情報を周知する。

第6 旅行者、滞在者の安全確保

被災者支援班は、交通機関の管理者等と連携し、道路、鉄道等の交通機関の不通により自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し、必要に応じ、各種の支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、市、警察署等と連携し、旅行者等に被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 施設等の提供

滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

なお、市は、これらの避難者を受入れるときは、関係する交通機関、施設の管理者と避難生活、その他について十分協議する。

第7 広域的避難者の受入れ

市は、市外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受入れ体制を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第11節 避難行動要支援者等の対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 <i>斜字</i> は副担当)
第1 安全確保、安否確認	●			避難支援班 、避難所班、学校避難所班
第2 避難支援	●			避難支援班 、 警防部
第3 避難所での応急支援		●		避難支援班 、避難所班、学校避難所班
第4 福祉避難所等の確保、移送		●		避難支援班 、避難所班、学校避難所班
第5 災害時要配慮者への各種支援			●	避難支援班
第6 福祉仮設住宅の供給			●	建築住宅班 、 <i>避難支援班</i>
第7 福祉仮設住宅での支援			●	医療班
第8 外国人等への支援			●	外国人支援班 、 <i>現地対策班</i>
第9 帰宅困難者への支援対策	●			事務局

災害時要配慮者とは、災害による危険回避のために必要不可欠な情報を迅速かつ的確に把握したり、安全な場所に避難するなどの行動を取ることが特に困難な人々をいう。

具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がいのある方（児）、知的障がいのある方、精神障がいのある方、難病患者、人工透析者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等である。

また、避難行動要支援者とは、災害対策基本法（第49条の10）により、市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者としている。

第1 安全確保、安否確認

1 安全確保

避難支援班は、避難所班及び学校避難所班と連携して、災害発生初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の機関に要請し、各災害時要配慮者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導するものとする。

2 安否確認

避難支援班は、避難所班及び学校避難所班と連携して、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、災害時要配慮者（避

難行動要支援者)の安否確認を行う。

安否確認は、災害時要配慮者台帳(避難行動要支援者名簿)等の情報を活用し、次の方法で名簿を作成し、次の方法により実施するものとする。

■安否確認の方法

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 保健福祉環境事務所その他関係機関の調査に基づく報告
- 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告又は市が名簿により直接確認
- 身体障がいのある方(世帯)、生活保護世帯の一人暮らし世帯等に対し、市が名簿により直接確認

第2 避難支援

避難支援班は、避難誘導にあたり、傷病者、高齢者及び乳幼児等の災害時要配慮者(避難行動要支援者)を十分考慮する。

また、要配慮者の中でも、特に自らの移動が困難な要介護・要介助の者を優先するなど配慮する。

第3 避難所での応急支援

避難支援班は、避難所班及び学校避難所班と連携して、避難所派遣職員等を通じて、避難所の災害時要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

なお、支援に際しては、男女ニーズの違いに配慮する。

■避難所の災害時要配慮者への支援内容

ケアサービスリストの作成	○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具(車いす、つえ等)の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション(間仕切り) ○ 車椅子、紙おむつ、障がいのある方用携帯トイレ等
災害時要配慮者専用スペースの確保	○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	○ 掲示板の設置、手話通訳者等の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

第4 福祉避難所等の確保、移送

1 福祉避難所等の確保

避難支援班は、避難所班及び学校避難所班と連携して、災害時要配慮者が避難所や在宅で介護等が困難で必要と認めるときは、福祉避難所等を確保するとともに、必要に応じて、市内社会福祉施設等に緊急受入れを要請する。

なお、福祉避難所の開設においては、利用できる施設の中から応急危険度判定を受け、使用に差し支えないことを確認した施設において、福祉避難所の開設を行う。

資料編 2-8-2 社会福祉施設

■福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保（原則としてたたみがある施設）
 - ・福祉避難所として市と協定を締結した福祉施設
- 不足するときは、県と協議し、社会福祉施設等に特別受入れ要請
 - ・老人保健施設、老人ホーム、障がい者福祉施設など

■福祉避難所の入所対象者等について

- 高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者
- 介護認定を受けている者、被災後介護認定を受けた者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を図る
- なお、災害時における要配慮者の避難生活場所については、在宅、指定避難所、福祉避難所、緊急入所等が考えられるが、避難生活中の要配慮者の身体状態等の変化に留意し、必要に応じて福祉避難所への入所や緊急入所等を図るなど、適切に対応する
- 要配慮者一人あたりの面積の目安としては、2～4 m²/人

2 福祉避難所等への移送

避難支援班は、避難所班及び学校避難所班と連携して、福祉避難所等が確保されたときは、福祉関係団体及びボランティア等の協力を得て、速やかに災害時要配慮者等を移送する。

この際、災害時要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

3 福祉避難所の管理・運営

福祉避難所を開設したときは、担当職員を派遣し、避難所の管理・運営を行う。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、大規模災害の発生当初においては、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

第5 災害時要配慮者への各種支援

避難支援班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の災害時要配慮者に対し、次のような支援を行う。

■在宅等の災害時要配慮者への支援内容

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障がいのある方向けの広報活動等
- 保健師等によるケア

第6 福祉仮設住宅の供給

建築住宅班は、避難支援班と連携し、県と協議のうえ必要があると認めるときは、災害時要配慮者向けの福祉仮設住宅を建設、供給するものとする。

建設、供給においては、次の点に留意する。

■供給の留意点

- 災害時要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 災害時要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第7 福祉仮設住宅での支援

医療班は、保健福祉環境事務所及び福祉関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- ケースワーカー、カウンセラー等による全般的な生活相談
- 各種行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣
- その他災害時要配慮者向けサービスの実施等

第8 外国人等への支援

外国人支援班及び現地対策班は、県と協力し、災害時に外国人等が孤立しないよう必要な情報を収集し、次のとおり情報の提供及び必要な支援を行う。

1 外国人への情報提供

外国人支援班は、県、FM放送局等と連携し、多言語による緊急情報（避難指示等）の提供を行う。

2 外国人の支援

外国人支援班は、県、警察署、国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握及び相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に県が実施する（公財）福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、ふくおか防災ナビ・まもるくん、インターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアで広報を行うものとする。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターと連携を図り、外国語会話可能なボランティアを確保する。

3 旅行者への対策

市は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、避難所等の情報を伝達する。

第9 帰宅困難者への支援対策

災害により、公共交通機関が停止した場合に、速やかに帰宅できない帰宅困難者や徒歩による帰宅者に対して支援を行う。

1 徒歩帰宅者への支援

通勤・通学者等の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗などにおいて、トイレや水道水、地図などによる道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

2 帰宅困難者への支援

職場・学校・駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、避難所等において一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。

第12節 生活救援活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 飲料水の確保、供給	●			<u>水道総務班</u> 、 <u>水道対策班</u>
第2 食糧の確保、供給	●			<u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u> 、 <u>避難支援班</u> 、 <u>人事班</u>
第3 炊き出しの実施、支援		●		<u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u>
第4 生活物資の確保、供給	●			<u>現地対策班</u> 、 <u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u>
第5 救援物資の受入れ等		●		<u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u> 、 <u>物資受援班</u>
第6 被災者相談		●		<u>被災者支援班</u>

第1 飲料水の確保、供給

1 水源の確保

水道総務班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止したときは、被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保するものとする。

資料編 2-5 水道施設一覧表

■確保する水源

- 浄水施設等 ○ 民間の井戸 ○ 飲料用浄水装置の活用

2 給水需要の調査

水道総務班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、早急に応急給水の需要を把握する。

■把握する内容

- 断水地区の範囲 ○ 避難所及び避難者数
○ 断水地区の人口、世帯数 ○ 給水所の設置場所

3 給水活動の準備

水道総務班は、前項調査による給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行うものとする。

応急給水の目標水量の目安としては、災害発生後3日間は飲料水として3^{リットル}／人・日

とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として設定する。

■応急給水の目標水量

経過日数	目標水量	市民の運搬距離	給水レベル
3日間	3ℓ／人・日	概ね1km以内	飲料水（生命維持用水）
10日	20ℓ／人・日	概ね250m以内	飲料水＋炊事用水＋トイレ用水
21日	100ℓ／人・日	概ね100m以内	上記＋洗濯水＋避難所での入浴
28日	約250ℓ／人・日	概ね10m以内	自宅での洗濯・入浴
29日以降	通水	—	被災前と同水準

■給水活動の準備事項

活動計画作成	☐ 給水方法 ☐ 給水量 ☐ 資機材の準備 ☐ 人員配置 ☐ 広報の内容・方法 ☐ 水質検査等
資機材などの確保	☐ 保有する車両及び資機材を使用する。 ☐ 不足するときは業者から調達する。
応援要請	☐ 市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、嘉麻市水道局等、近隣市町村及び保健福祉環境事務所に応援を要請する。

4 給水活動

水道総務班及び水道対策班は、原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行うものとする。

給水所では、避難所派遣職員等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を準備し、使用させるものとする。

また、給水所の設置場所には、給水所の看板等を掲示する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬方法については、応援機関の協力を得て、浄水施設から給水タンク車、給水容器等を使用して行うものとする。

資料編 2-4 給水車及び給水タンク保有状況

(2) 井戸の活用

民間の井戸等の利用が必要なときは、当該所有者に協力を要請し、使用するものとする。

なお、井戸は、状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であることから、事前に実施した調査結果により、飲料水として不適切な井戸については、生活用水として利用するものとする。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間要するときは、状況により仮配水管等の設置を行うものとする。

5 広報

水道総務班は、広報班、避難所班及び学校避難所班と連携し、被災した市民に対し給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を適宜行う。

第2 食糧の確保、供給

1 食糧供給の対象者等

食糧の供給は、次の者を対象に、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により行うものとする。また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■災害救助法による食糧の給与

給与の対象	○ 避難所に収容された者 ○ 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者 ○ 市長が、給与が必要と認めた者
給与の方法	○ 炊き出しを行うときは、知事に直ちに災害応急用米穀の供給申請を行う ○ 県知事が指定する者から給与を受ける

2 食糧需要の把握

避難所班は、食糧の需要について、次により情報を把握し対応する。

■需要の把握

対象者	担 当
○ 避難所	避難所班
○ 住宅残留者	避難支援班（自主防災組織等の協力による）
○ 災害応急対策活動の従事者	人事班

3 食糧の調達

(1) 業者からの調達

避難所班及び学校避難所班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは、次の供給品目が不足すると判断したときは、食料品業者などから調達するものとする。

必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。

■供給品目

- 主 食；炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等
- 副 食；即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等
- その他；高齢者や乳幼児等災害時要配慮者のニーズに配慮した食品

(2) 国の米穀等の調達

避難所班は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀及び乾パンの供給を県に要請する。米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、受託事業体から調達する。

なお、手続きは、「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知、最終改正：令和8年4月1日付け7農産第5398号農産局長通知）による。

■ 国の米穀等の調達要請

- 県知事又は九州農政局を通じて、農林水産省農産局長に米穀の引き渡しを要請
 - 九州農政局福岡地域センターに対し米穀及び乾パン等の調達を要請
 - 九州農政局福岡地域センターを通じて自衛隊保有の乾パン等の放出を要請
- ※要請に必要な項目
- ・ 品目（国内産玄米、外国産玄米、外国産精米、乾パン、乾燥米飯）
 - ・ 数量
 - ・ 精米予定場所等

4 食糧の輸送及び配分

(1) 食糧の輸送

避難所班は、原則として調達業者に対し、供給先（避難所、炊き出し施設等）の指定地まで食糧の輸送を依頼する。

食料品業者が指定地まで食糧を輸送できない場合や物資集積拠点に到着した食料については、物資受援班が輸送業者に要請して輸送を行わせることができる。

市職員及び市公有車による輸送は原則として行わない。

※調達先は極力一括要請とする。

(2) 食糧の配分

食糧は、原則として避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者、ボランティア等の協力を得て配布する。

なお、食糧の配分にあたっては、食物アレルギー等食事管理を必要とする者に留意するとともに、災害時要配慮者等への優先的な供給、公平性や衛生状態の確保に留意する。

5 食糧の保管

避難所班は、調達した食糧の保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点に保管する。

資料編 12-5 物品の受払簿（物資集配拠点用）

第3 炊き出しの実施、支援

1 炊き出しの実施

避難所班及び学校避難所班は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる学校の調理室、給食センター、自治公民館等を使用する。なお、それらの施設や部屋が使用できない場合は、屋外の適切な場所を確保して炊き出しを行う。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- 状況に応じて自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第4 生活物資の確保、供給

1 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者及び品目は、次のとおりとする。

なお、供給に際しては、例えば女性には女性担当者が直接手渡すなどの配慮を行うものとする。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■供給品目

- 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服、肌着等）
- 身廻品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁、ガス器具等）
- 食器（茶碗、汁椀、皿、はし等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、バケツ、トイレットペーパー等）
- 生理・衛生用品
- その他

■災害救助法による生活必需品の給与

給与の対象	○ 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊、床上浸水等）を受けた者 ○ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ○ 生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
給与の方法	○ 一括購入し、又は備蓄物資から供与する。
費用の限度額	○ 福岡県災害救助法施行細則で定める額
給与・貸与期間	○ 災害発生の日から10日以内 ○ 特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認を得て延長できる。

2 需要の把握

現地対策班は、避難所班又は学校避難所班と協力し、生活物資の需要について、食糧と同様に情報を把握し、対応を行うものとする。

3 生活必需品の調達

避難所班は、当該販売業者に生活必需品を発注する。

なお、地域内だけの業者だけでは不足するときは、県、日赤県支部又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

4 生活物資の輸送

(1) 生活物資の輸送

避難所班及び学校避難所班は、（原則として）調達業者に避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

この場合、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市職員による直接的な調達・配送活動は、管理上必要な場合を除いて最小限にとどめるものとする。

(2) 生活物資の分配

生活物資は、（原則として）避難所で供給する。

避難所派遣職員は、避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て物資を配布する。

なお、乳幼児や高齢者、病弱者等を優先し、公平な配布に留意する。

5 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け及び保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

第5 救援物資の受入れ等

物資受援班、避難所班及び学校避難所班は、県と連携し、救援物資の受入れを希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表する。

1 受入れ

受入れ場所は、あらかじめ指定した物資集配拠点とする。

物資提供の申し出に対しては、次のことを確認のうえ受入れる。

また、受入れに際しては、物資の仕分け等に手間がかからないよう留意する。

■供給対象者への確認事項

☐ 品目、数量	☐ 輸送ルート
☐ 輸送手段	☐ 到着予定日時

■物資集配拠点

☐ 指定避難所 ほか

2 受入れ・仕分け

救援物資は、物資集配拠点で受入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

受入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等）を確認する。

資料編 12-5 物品の受払簿（物資集配拠点用）

3 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

特に、食料品等で常温保存がきかないものは、優先して配布する。

第6 被災者相談

1 相談窓口の設置

被災者支援班は、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて市庁舎等及び男女共同参画推進センターに被災者相談窓口を設置し、関係各班の担当者を配置する。

相談窓口においては、女性や要配慮者等に配慮するとともに、相談への対応を迅速に行うため、災害の状況等に応じて、相談窓口には各班の担当者を置く。

2 対応事項

被災者相談窓口で取り扱う事項は、次のとおりである。

なお、各部署の被災者に対する支援内容を集約し、その内容を市ホームページ、広報紙等により広報する。

■対応事項

☐ 搜索依頼の受け付け	☐ 被災住宅の応急修理の相談
☐ 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報	☐ 災害弔慰金等の申し込み
☐ 被災証明書の発行	☐ 生活資金等の相談
☐ 埋葬許可証の発行	☐ 女性相談
☐ 各種証明書の発行	☐ 健康相談
☐ 仮設住宅の申し込み	☐ その他相談事項

第13節 住宅対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 <i>斜字</i> は副担当)
第1 応急仮設住宅の建設等			●	建築住宅班 、事務局、民地調査班
第2 応急仮設住宅の入居者選定			●	建築住宅班 、 <i>総務班</i>
第3 空家住宅への対応			●	建築住宅班
第4 被災住宅の応急修理			●	建築住宅班

第1 応急仮設住宅の建設等

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。また、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は市長がこれを行う。

市は、災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合は、災害救助法に準じて応急仮設住宅を建設する。ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて市営住宅等の既存施設を応急住宅として提供するものとする。

1 需要の把握

建築住宅班は、事務局及び民地調査班と連携して、被害調査の結果により応急仮設住宅の概数を把握する。

また、仮設住宅入居の申し込みは、被災者相談窓口又は避難所にて受け付けるものとする。

2 用地の確保

建築住宅班は、応急仮設住宅の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先して、確保するものとする。

3 応急仮設住宅の建設

建築住宅班は、応急仮設住宅の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、（原則として）市の工事指名登録業者の中から業者を指名し、請負工事にて建設する。

なお、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がいのある方向けの仕様には、十分配慮するものとする。

(1) 建設実施の決定

災害救助法適用前	○ 応急仮設住宅の建設は市長が行い、事業の内容については災害救助法の規定に準じて行う。
災害救助法適用後	○ 災害救助法が適用されたとき、応急仮設住宅の建設は県知事が行い、県知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

(2) 建設の実施

災害救助法が適用されたとき、次の点を踏まえて仮設住宅を建設する。

建設の基準	○ 建設の基準は、災害救助法の規定による。 ○ 住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。
建設の実施	○ 仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設の期間	○ 災害発生日から20日以内を目標に着工し、速やかに完成する。

(3) 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

4 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、かつ老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

建築住宅班は、県と連携して、福祉仮設住宅の設置においては、被災の規模及び程度、被災者のうち高齢者や障がいのある方等の利用しやすい施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定める。

5 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6 応急仮設住宅の管理

建築住宅班は、県が行う応急仮設住宅の管理に協力する。

なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第2 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■災害救助法の適用による入居対象者

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
- ※被災地における住民登録の有無は問わない

2 入居者の選定

建築住宅班は、総務班と連携して、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

なお、災害時要配慮者は、必要に応じて福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。
また、県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

第3 空家住宅への対応

建築住宅班は、住宅を失った被災者に対し、被災者相談窓口等に市営住宅等の空家情報を提供し、被災者の相談に対応する。

■空家住宅の募集

市	市営住宅・県営住宅等の公的住宅
提供する事業主体	民間アパート等賃貸住宅、企業住宅、保養所等

第4 被災住宅の応急修理

建築住宅班は、被災家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施を行う。また、災害救助法が適用された場合の被災家屋の応急修理は、災害救助法で定める基準において実施する。

資料編 5-7 災害救助法による救助内容

1 災害救助法による被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の実施対象者

応急修理を行う実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

- ・住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- ・自らの資力では、住家の修理ができない者

(2) 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分について実施するものとする。

災害救助法が適用された場合の修理の期間は、災害が発生した日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。

建築業者の不足や建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示して斡旋及び調達を依頼するものとする。

■県への斡旋依頼時の連絡事項

- 被害戸数（半焼・半壊）
- 修理を必要とする戸数
- 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- 派遣を必要とする建築業者数
- 連絡責任者
- その他参考となる事項

2 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（令和5年6月16**日内閣府告示第91号）****(1) 実施対象者**

災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(2) 費用の限度額

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、一世帯当たり 53,900 円以内

(3) 救助期間

災害発生の日から 10 日以内に完了

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、住宅金融支援機構九州支店と連携して相談窓口を設置し、住宅に関する相談等の対応を行う。

建築住宅班は、避難所等の被災者に、相談窓口の設置情報等を提供する。

第14節 防疫・清掃活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 <i>斜字</i> は副担当)
第1 食品の衛生対策		●		医療班
第2 防疫活動		●		医療班 、 清掃班
第3 有害物質の漏洩等防止	●			被災者支援班 、 清掃班
第4 し尿の処理	●			清掃班
第5 清 掃		●		清掃班 、 公共土木班 、 <i>被災者支援班</i>
第6 障害物の除去	●			清掃班 、 公共土木班
第7 動物の保護、収容		●		清掃班 、 被災者支援班

第1 食品の衛生対策

医療班は、保健福祉環境事務所と協力して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒等の未然防止に努める。

特に、梅雨期や夏期等は広報を強化するものとする。

第2 防疫活動

1 疫病調査・健康診断

医療班は、保健福祉環境事務所と連携し、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、無症状病原体保有者の早期発見に努め、患者の隔離収容など適切な予防措置を講じるための疫病調査を実施する。

疫病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。

感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の行う必要な措置について協力する。

2 被災地の防疫

医療班、清掃班は、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の指導又は指示により、感染症の予防、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を行う。

(1) 防疫チームの編成

市は、防疫活動を行うために防疫チームを編成する。

人員等が不足するときは、保健福祉環境事務所に応援要請を行う。

■防疫チーム編成

担 当	1チームの構成人員
医療班、清掃班	衛生技術者1名，作業員2～3名，事務1名

(2) 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動においては、業者からの調達や市が保有する薬剤・資機材を使用するものとする。薬材、資機材等が不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

(3) 作業の実施

医療班、清掃班は、災害により感染症が発生又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶ場合、状況に応じて自主防災組織や市民の協力を得て、防疫活動を実施する。

■災害防疫活動

- 予防教育及び広報活動の強化
- 消毒方法の施行
- ねずみ族、昆虫等の駆除
- 生活用水の使用制限及び供給等
- 避難所の衛生管理及び防疫指導
- 臨時予防接種の実施

3 避難所における衛生管理

医療班は、避難所派遣職員、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、あわせて避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- トイレの清掃・消毒
- 避難所居住スペースの清掃
- ごみ置き場の清掃・消毒
- 手洗い、うがい等の励行
- 食品の衛生管理

4 家畜の防疫

医療班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、県が行う防疫活動への協力を行う。

第3 有害物質の漏洩等防止

被災者支援班は清掃班と連携し、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関にこれを報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

第4 し尿の処理

清掃班は、災害により発生したし尿を適正に処理するとともに、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

1 仮設トイレの設置

清掃班は、必要に応じて避難所等に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、これを調達できないときは、他市町村、県に要請する。

2 し尿の処理

清掃班は、市の指定する許可業者とも連携し、収集・処理の体制を確立し貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、市の指定する許可業者にも協力を要請し、し尿・下水道処理施設において処理する。

激甚な災害のためし尿の収集が遅滞する場合は、市民に対し、隣近所での協力を呼びかける。

収集・処理が困難なときは保健福祉環境事務所に連絡し、近隣市町村等へ応援を要請するとともに、これによっても対応できない場合は県へ応援を要請する。

資料編 2-16 し尿処理施設

■留意点

- 仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者、障がいのある方等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。
- 仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。
- 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。
- し尿処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。
- し尿処理量の算出基準

$$\text{要総処理量 (キロリットル)} = (\text{全壊} + \text{半壊} + \text{床上浸水}) \text{戸数} \times 75 \text{リットル}$$

第5 清 掃

清掃班は、災害により一時的に発生した廃棄物やごみを適正に処理するとともに、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

1 ごみの処理

清掃班は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみの収集・処理の

体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

ごみの収集は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて市職員が行い、ごみ処理場で焼却又は埋め立てにより処理する。

市で対応出来ない場合は、保健福祉環境事務所へ連絡し、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

なお、収集・処理にあたっては、次の点に留意する。

資料編 2-15 ゴミ焼却施設

資料編 2-17 資源化施設

■留意点

- 市民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
 - ・ごみ収集処理方針の周知
 - ・ごみ量の削減、分別への協力
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 世帯および避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。
- 粗大ごみや資源物回収については、状況によっては一時的に中止する。
- 通常同様にごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせた処理を行う。
- 処理量を上回るごみが発生した場所では、ごみの仮置場を指定する。
- 破碎が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確立する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。
- ごみ処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。
- ごみ処理量の算出基準（1戸当たり）
 - ・全壊（流出）1トン ・半壊0.5トン ・床上浸水 0.2トン

2 がれきの処理

(1) がれき処理の対象

災害による建物の消失、倒壊・解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の多量のがれきは、原則として所有者が処理する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは公共土木班、清掃班は被災者支援班と連携し、適正に収集・処理を行うものとする。

(2) 実施体制

市のみでがれきの処理が困難なときは、民間業者や他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立し、実施するものとする。

(3) 処理方法

がれきの処理方法は、次のとおりである。

■がれき処理の方法

- 障害物や全壊・大規模半壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所でがれきの分別を行う。
- 木くずは、焼却処分とする。
- コンクリート等は、選別して再生処理業者又は最終処分場に運搬し、処理する。
- 適切な分別に、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。
- 必要に応じ、事前に定めた候補地から選定し、仮置場を開設する。
- がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。
- アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

なお、がれきの処理量については、環境省による算定例を参考に被害家屋数より算定する。

■水害廃棄物の処理量等算定例（水害廃棄物対策指針・H17 環境省）

- 水害廃棄物発生量の算定
概 算：全被害家屋1棟あたり2トン
参考1：水害廃棄物量＝（3.79×床上浸水家屋数）＋（0.08×床下浸水家屋数）
参考2：水害廃棄物量＝ 16.1 a + 1.20 b + 1.37 c - 0.015 d
a：床上浸水家屋数（0～49cm）
b：床上浸水家屋数（50～99cm）
c：床上浸水家屋数（100cm～）
d：床下浸水家屋数
- 一次仮置き場面積＝ 5.8 m²/棟
- 二次仮置き場面積＝ 3.5 m²/トン（水害廃棄物1トンあたり）

(4) 住民等への広報

住民等に対し、がれき処理を円滑に推進するため、適切な広報活動を次のとおり行う。

■がれき処理の広報活動

- がれきの収集処理方針の周知
- がれきの分別への協力要請
- 仮置場の周知
- 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

資料編 2-18 最終処分場

3 廃棄物処理に係る特例

大規模災害の発生により、甚大な建物被害に伴うがれき等の廃棄物が大量に発生し、環境大臣が廃棄物処理特例地域として指定した場合、廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の処理を行うことができる。

本部長（市長）は、当該廃棄物処理業者が、特例基準に適合しない廃棄物の処理を行った場合には、廃棄物の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第6 障害物の除去

1 除去の対象

災害時における障害物除去の対象及び条件は、おおむね次のとおりとする。

■障害物除去の対象

- 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

■建物関係の障害物除去の条件

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

なお、災害救助法による障害物の除去は県が行うが、必要に応じて市が実施し、その期間は災害発生日から10日以内とする。（特別基準により延長は可能）

2 除去の方法

公共土木班は、市所有の資機材を用いて又は建設事業者団体等に応援を要請して障害物を除去する。

※他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

※除去した障害物は、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し仮置場に集積する。

3 除去の実施

公共土木班は、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。

道路、河川等の管理者は、道路、河川等にある障害物の除去は、それぞれが行うものとする。

公共土木班は、市管理外の道路、河川等については、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。ただし、市管理外であっても、交通、日常生活に著しい障害がある場合は、市が緊急的に障害物を除去する。

市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て除去を実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請するものとする。

■障害物の除去実施者

障害物	担 当
住家又は周辺に運ばれた障害物	公共土木班、施設管理者
道路、河川、水路にある障害物	公共土木班、清掃班、施設管理者

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

■留意事項

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 盗難の危険のない場所を選定する。
- 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第7 動物の保護、収容

1 死亡獣畜の処理

清掃班は、被災者支援班と連携し、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、^{やきん}野禽等処理する。

これを処理ができないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。

2 愛護動物への対応

大規模災害においては、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じ又、避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。

清掃班と被災者支援班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり愛護動物の収容対策を行うものとする。

(1) 被災地における愛護動物の保護

飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。

危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 避難所における動物の適切な飼育

飼い主とともに避難した動物の飼育については、県と協力して適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

■愛護動物への対応

- 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 愛護動物に関する相談の実施
- 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
(飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)

第15節 遺体の処理・埋葬

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 <i>斜字</i> は副担当)
第1 遺体の搜索	●			警防部
第2 遺体の処理、検案	●			医療班 、 清掃班
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			清掃班
第4 遺体の埋葬		●		清掃班

第1 遺体の搜索

1 遺体の搜索

警防部は、救出作業あるいは搜索中、遺体を発見した時は速やかに収容し、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）に届出る。

発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。

2 漂着遺体の取り扱い

漂着遺体は、次のように取り扱うものとする。

■漂着遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- 遺体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第2 遺体の処理、検案

1 遺体の処理

医療班は、警察から市に引き渡された引取人がない、又は身元不明の遺体を、医師による検案等により処理を行う。

清掃班は、医師会等に対し、次のとおり遺体の処理を要請する。

■遺体の処理

- 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置
- 遺体の一時保存（識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。）
- 検案（遺体の死因その他医学的検査）

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

1 納棺用品等の確保

清掃班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2 身元の確認

清掃班は、行方不明者名簿の確認を行うとともに、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、住民等からの問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人があるときは、遺族等に遺体を引き渡す。

3 遺体の収容、安置

清掃班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋葬できない場合は、遺体安置所へ搬送し、次のとおり一時安置を行うものとする。

資料編 13-1 遺体処理票

■遺体安置所の場所

- 災害協定に基づく遺体の収容、安置等の協力依頼
- 被災地に近い寺院等に設置する。

第4 遺体の埋葬

1 埋火葬許可書

遺体の埋火葬許可書は、清掃班又は各支所窓口で発行するものとする。

2 埋葬の実施

清掃班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行うものとする。

資料編 2-14 近隣火葬場

資料編 13-2 遺留品処理票

■埋葬方法

- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣市町村等に協力を要請する。
- 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。
- 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管する。
- 外国人等の埋葬者の際は、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

なお、災害救助法による遺体の埋葬等は、以下のとおり。

■災害救助法に基づく遺体の埋葬等

対 象	○ 災害時の混乱の際に死亡した者 ○ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき
埋葬の方法	○ 棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬又は納骨等について現物給付をもって実施する
期 間	○ 災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

なお、厚生労働大臣により手続の特例が定められた場合には、厚生労働大臣が定める期間内に指定した地域において死亡した者の遺体について、以下の事項が可能となる。

- ア) 墓地埋葬法第5条2項に規定する市町村長以外の市町村長が埋火葬の許可ができる。
- イ) 厚生労働大臣が定める墓地または火葬場において遺体の埋火葬を行うときに限り、埋・火葬の許可を要しない。

第16節 文教対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 事前の措置	●			<u>避難支援班</u> 、 <u>学校避難所班</u>
第2 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	●			<u>学校避難所班</u> 、 <u>避難支援班</u>
第3 応急教育			●	<u>学校避難所班</u> 、 <u>避難支援班</u>
第4 保育所児童、学童の安全確保、安否確認	●			<u>学校避難所班</u> 、 <u>避難支援班</u>
第5 応急保育			●	<u>避難支援班</u>
第6 文化財対策		●		<u>教育施設班</u> 、 <u>施設管理者</u>

第1 事前の措置

1 災害発生前の準備

園長、保育所（園）長及び学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急対策計画を策定するとともに、日頃から施設・設備の管理及び点検・整備、防災教育の実施、情報連絡体制の整備を行いPTA、地域との協力体制づくりに努めるとともに、園児、児童、生徒の安全を確保するものとする。

また、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、教職員と協力し、応急教育体制を備えて、次の措置を行う。

■事前準備

- 幼稚園・学校行事、会議、出張等を中止するとともに、状況に応じて市教育委員会に連絡のうえ、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の適切な措置をとり、県教育委員会に報告する。
- 幼稚園児、児童、生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡及び引き渡し方法等を確認する。
- 市教育委員会、警察署・交番、消防署等関係機関との連絡網を確認すること。
- 勤務時間以外においては、学校長は所属職員の所在を確認し非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

2 避難所としての事前対策

避難所指定を受けている学校においては、学校長は職員の緊急連絡体制を整え、学校避難所班との連絡調整を行うとともに、避難所指定施設の安全点検を行う。

第2 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

園長及び学校長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、園児、児童、生徒の安全を確保する。

また、事故等により、幼稚園、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部等と連携のうえ、園児、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 下校時の危険防止

園長及び学校長は、下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒に必要な注意を促す対応をする。

気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

園長、学校長は、園児、児童、生徒を帰宅、下校させることに危険が伴うときは、幼稚園、学校で園児等を保護者に引き渡す。

保護者の迎えがないときは、幼稚園、学校で保護し、対応する。

4 安否の確認

学校避難所班は、災害が発生したときは、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出書や教職員による訪問等により連絡先名簿を作成するものとする。これにより疎開先の園児、児童、生徒への照会及び連絡を行う。

なお、災害により教職員に被害が発生した場合、市教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

第3 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

園長及び学校長は、各施設の被害を調査し、避難支援班及び教育施設班と連携し、次のとおり応急教育の場所を確保する。

■ 応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	☐ 被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ☐ 二部授業の実施

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の全部が被害を受けたとき	○ 交流センター等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地外の最寄の幼稚園、学校、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

園長及び学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど授業の再開に努め、速やかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

学校避難所班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等の必要な措置を講ずるものとする。

2 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、学校避難所班から避難所開設の連絡を受けた場合又は緊急を要する場合は、避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。

また、避難所派遣職員等と連携して避難所の運営に努める。

3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童、生徒等へのメンタルケアを行う。

■ 応急教育の内容

学習に関する教育内容	○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 専門家と連携し、園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。

4 学用品の調達及び給与

教育施設班は、災害救助法の適用により、以下のとおり学用品等の給与を行う。

■学用品の調達・給与

給与の対象	○ 災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	○ 支給期間は、災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。
調達の仕方	○ 教育施設等は、本部長の指示により関係業者から調達する。
費用の限度	○ 被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

5 学校給食の措置

学校避難所等は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、次の点に留意し給食実施の可否について決定しなければならない。

■学校給食の留意事項

- 被害があっても、できる限り学校給食を継続実施するように努める。
- 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに給食が実施できるよう努める。
- 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意し、給食を実施する。
- 感染症・食中毒が発生しないよう、衛生管理について特に留意し、給食を実施する。

第4 保育所児童、学童の安全確保、安否確認

1 安全の確保

保育所（園）長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、保育所児童、学童の安全を確保する。

また、事故等により保育所等にガスの漏出又は火災等の危険があるときは、消防本部、警防部等と連携のうえ、保育所児童、学童を安全な場所に避難誘導する。

2 園児等の保護

保育所（園）長は、保護者の迎えがないときは、保育所等において保育所児童、学童を保護する。

3 安否の確認

避難支援等は、災害が発生したときは、保育所（園）長を通じて保育所児童、学童及

び職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第5 応急保育

避難支援班は、保育所（園）長を通じて保育施設の被害状況を把握し、施設復旧に努める。

既存施設で保育が行えないときは、臨時的な保育施設を確保する。

災害により緊急に保育が必要なときは、通常の保育措置の手続きを省き、一時的保育に努めることができる。

第6 文化財対策

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を教育施設班に通報する。

教育施設班は、所有者（管理責任者）から文化財に被害が発生したとの報告があったときは、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずるものとする。

なお、市が所有・管理する文化財については、教育施設班がその被害状況を調査し、市域の文化財の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

第17節 公共施設等の応急対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担 当)
第1 上水道施設	●			水道総務班 、 水道対策班
第2 下水道施設	●			水道対策班 、 水道対策班
第3 電気施設	●			九州電力
第4 ガス施設	●			ガス事業者
第5 通信施設	●			通信事業者
第6 道路施設	●			公共土木班 、 関係機関
第7 河川、水路	●			公共土木班 、 関係機関
第8 ダム	●			各施設管理者
第9 ため池	●			農林班 、 関係機関
第10 鉄道施設	●			JR 九州
第11 その他の公共施設	●			各施設管理者

第1 上水道施設

水道総務班及び水道対策班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに次のとおり応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1 応急対策

水源池、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■ 応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

■復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源池から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 下水道施設

水道総務班及び水道対策班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1 応急対策

汚水管渠、污水处理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■応急対策

- 管渠は、汚水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。
- ポンプ場、処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 污水处理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。
- 建物その他の施設には、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資器材を備蓄し、応急対策を行う。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力をえて、復旧対策を行う。

第3 電気施設

九州電力送配電株式会社は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、次のとおり応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

2 復旧対策

市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食糧、衛生対策の手配等

第4 ガス施設

ガス事業者は、災害が発生した場合「災害に関する規程」に基づき、次のとおり応急対策を行う。

1 緊急対策

社内に災害対策本部を設置し、被害状況を調査し、社内各部署の連絡協力のもと緊急対策活動にあたる。

■緊急対策

- 情報の収集伝達
- テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼
- ガスの漏えい等による二次災害防止措置（避難区域の設定、火気の使用停止等）

2 復旧対策

被災の正確な情報を収集し、速やかに復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ゴミ焼却場等社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

■復旧対策

- 復旧計画の策定
- 復旧要員の確保
- 代替熱源等の提供
- 災害広報
- 救援要請

第5 通信施設

通信事業者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、次のとおり応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■ 応急対策

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 通信輻輳の緩和及び重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置（避難場所への設置を含む）、携帯電話の貸出し
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先
- 災害用伝言ダイヤル「171」の提供
- 災害用ブロードバンド伝言板「web 171」の提供
- 広報
- 社外機関に対する応援・協力要請

2 復旧対策

復旧計画を策定し、次に挙げる優先回線の復旧にあたる。

■ 優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第6 道路施設

公共土木班は道路管理者と連携し、災害が発生したときは、各所管の道路、橋梁について被害状況を調査し、次のとおり応急復旧対策を行う。

1 応急対策

災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。

また、市道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

資料編 1-12 道路危険箇所

2 復旧対策

市道が被災したときは、建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、市単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第7 河川、水路

公共土木班は河川管理者と連携し、河川施設等の緊急点検を実施して被害状況と危険箇所を把握し、河川、水路を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

市管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請する。

第8 ダム

ダム管理者は、ダム及び貯水池周辺の緊急パトロールを実施し、被害及び危険箇所を把握する。

ダムの機能に支障をきたしている場合は応急対策を実施し、堤体の安全性に問題がある場合は、緊急放流を行って貯水位の低減を図るとともに、堤体の補強等を行う。

また、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

資料編 1-17 ダム

第9 ため池

農林班は、ため池管理者と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低減や堤体の補強等を行うとともに、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

また、ため池施設の被害の発生は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、速やかに応急対策を行う。

■ため池施設の応急対応

- 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- 人命を守るため、ため池下流の地域住民を安全な場所へ避難させる。
- 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

資料編 1-18 ため池

第10 鉄道施設

鉄道事業者（九州旅客鉄道㈱）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、防災実施計画に基づき、次のとおり応急復旧対策を行うものとする。

■鉄軌道施設の応急措置

- 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 鉄軌道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。

1 駅舎及び駅構内等

駅長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

2 客車運行中

走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

3 貨車運行

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒、又はそのおそれのあるときは、関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察機関に速やかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立ち入りを禁止する。

第11 その他の公共施設

市庁舎、交流センター、学校、福祉センター、図書館等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、次のとおり応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第18節 災害警備

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 防犯活動への協力			●	<u>事務局</u> 、 <u>警防部</u> 、 <u>関係各班</u>

第1 防犯活動への協力

市は、風水害など自然災害への対応のほか、災害に乗じた犯罪への対応として、警察機関、消防組織等と連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、次のとおり防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

1 巡回パトロール

警防部は、自主防災組織、自主防犯組織、消防本部、警察署と連携し、火災予防、放火、窃盗、性犯罪その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2 防犯活動への協力要請等

事務局は、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

第19節 鉱山災害の応急対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 <i>斜字</i> は副担当)
第1 鉱山災害への対応		●		公共土木班

第1 鉱山災害への対応

公共土木班は、鉱山事務所や九州産業保安監督部からの連絡により、県と連携して、以下の措置を講じる。

■鉱山災害への措置

- 災害状況の把握
- 要請に基づく、現地出動及びその他応急措置
 - ・ 消防機関の出動
 - ・ 日赤その他の医療機関の協力要請
 - ・ 自衛隊の災害派遣要請
 - ・ 車両、資機材等による協力
 - ・ 災害救助法の適用
- り災者に対する救護措置

第4章 震災応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 気象情報等の収集伝達
- 第3節 被害情報等の収集伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援要請
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 交通・輸送対策
- 第10節 避難対策
- 第11節 避難行動要支援者等の対策
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 防疫・清掃活動
- 第15節 遺体の処理・埋葬
- 第16節 文教対策
- 第17節 公共施設等の応急対策
- 第18節 災害警備
- 第19節 鉱山災害の応急対策

本章は、震災時に市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な地震が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時期区分	目安とする期間
初動活動期	災害警戒又は発生～2日目まで
応急活動期	3日目～7日目まで
復旧活動期	8日目以降

第1節 応急活動体制

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 職員の動員配備	●			事務局 、 人事班 、 関係各班
第2 警戒活動	●			事務局
第3 災害警戒本部の設置	●			事務局 、 関係各班
第4 災害対策本部の設置	●			事務局 、 支所対策部 、 関係各班
第5 災害対策本部の運営	●			事務局 、 関係各班

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準により行うものとする。

■ 配備基準【地震災害】

配備体制	配備規模	発令基準	配備職員	参集方法
災害警戒準備室	第1配備	市域に 震度4 の地震が発生したとき	情報収集及び伝達に必要な人員	自主参集
災害警戒本部	第3配備	市域に 震度5弱 の地震が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	
災害対策本部	第4配備	市域に 震度5強 の地震が発生したとき	避難、局地的な災害等に対する応急対策活動に必要な人員	
	第5配備	市域に 震度6弱以上 の地震が発生したとき または 震度6弱以上の緊急地震速報（特別警報） が発表されたとき	全職員	

※市職員は、マスコミ報道、ふくおか防災ナビ・まもるくん（福岡県）等から警報情報等を得て、登庁する。

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員は、自主参集を基準とする。

3 参集場所

各職員は、勤務時間内・外を問わず、本庁及び支所の災害対策（警戒）本部に参集する。

なお、災害現場及び所属先以外へ直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、直ちに該当する避難所に参集する。

4 参集の報告

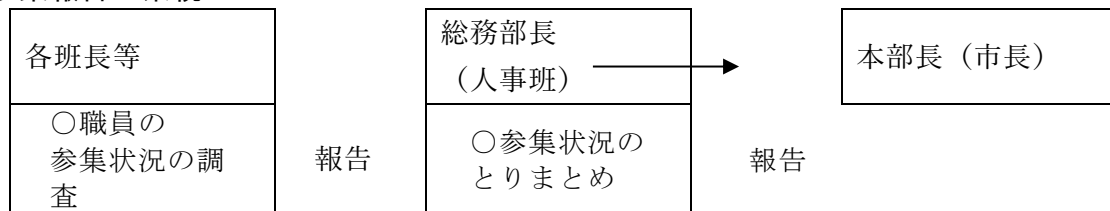
参集した職員は、本庁及び支所の対策本部において参集報告を行う。

各班長は各班（各部）で参集状況を取りまとめた後、本部（人事班）に報告する。

資料編 7-1 参集記録票

資料編 7-2 参集途上の被災状況記録票

■参集報告の系統



5 職員の動員要請

各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、応援を必要とするときは、人事班に職員の動員を要請する。

人事班は、各班長から職員動員の要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

第2 警戒活動

1 警戒活動

事務局長は、災害対策本部の設置前の段階として、災害警戒準備室を設置し、次の基準に基づき必要があると認めるときは、防災担当職員を配備する。

■注意配備の設置基準

- ○市域で震度4の地震が発生したとき
- その他、事務局長が必要と認めるとき

2 活動体制、活動内容

震災警戒体制として、事務局職員は、次のとおり警戒活動を行う。

■活動内容

- 地震情報等の収集、警戒、連絡
- 被害状況に関する情報収集
- 市民への地震情報等の伝達

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総括部長は、次の基準に基づき災害警戒本部を設置し、警戒配備体制として、関係各班（各班）の担当職員を配備する。

■災害警戒本部の設置基準

- 市域で震度5弱の地震が発生したとき
- その他、総括部長が必要と認めるとき

2 設置、指揮の権限

総括部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行う。
但し、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位 公共施設部長

第2順位 避難所・避難支援部長

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。
詳細については、「飯塚市防災初動マニュアル」による。

■主な活動内容

- 地震情報等の収集伝達
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関へ伝達
- 市民への地震情報等の伝達

4 災害警戒本部の解散等

総括部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を解散する。

また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて次のとおり各班の担当職員を配備する。

資料編 4-3 飯塚市災害対策本部条例

資料編 4-4 飯塚市災害対策本部規程

■災害対策本部の設置基準

- 市域で震度5強以上の地震が発生したとき
- 震度6弱以上の緊急地震速報（特別警報）が発表されたとき
- その他、本部長（市長）が必要と認めるとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、飯塚本庁舎内庁議室・301会議室に置く。
- 飯塚本庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により、次のいずれかの施設に本部を確保する。

穂波支所

筑穂支所

2 支所対策部（穂波支所、筑穂支所、庄内支所、潁田支所）

支所対策部は、所管区域内の災害情報の把握、市民に対する災害広報、災害応急対策等を行う。

支所対策部には、事前指名された支所対策本部担当職員及び交通途絶等により非常参集した職員等を配備し、その機能をより強化する。

なお、初期活動がおおむね完了したとき、又は適当と認めたときは、支所対策部担当職員等は本来の所属部署に戻り、支所対策部は廃止する。

■支所対策本部の活動内容

- 所管区域内の災害情報のとりまとめ
- 所管区域内の災害広報
- 所管区域内の住民組織（自治会、自主防災組織等）との連絡
- 所管区域内の災害応急対策
- 所管区域内の被災者相談
- その他応急対策に必要なこと

3 現地災害対策本部

本部長（市長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置し、また、現地の災害応急対策が終了したと認められる時はこれを廃止する。

■現地災害対策本部の設置場所

- 支所の管轄区域内で設置が必要な場合は、それぞれの支所庁舎内
- 飯塚市防災センター内（飯塚市芳雄町16-7）
- その他、本部長が適当と認める場所

(1) 組織

現地災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

■ 現地災害対策本部の組織

設置場所	現地本部長	現地副本部長	現地本部員
支 所	本部長指名部長	支所長	支所職員及び本部長指名職員
防災センター	消防団長	消防団副団長	消防団員及び本部長指名職員

(2) 現地災害対策本部の役割

現地災害対策本部の役割は、次のとおりとする。

■ 現地災害対策本部の所掌事務

- 避難情報等の発表
- 災害時避難行動要支援者対策
- 被害軽減のための災害応急対策
- 関係機関との連携
- 被害者の救出・救護
- その他、応急対策に必要なこと
- 避難指示等の市民への伝達

(3) 現地対策班

現地災害対策本部を設置するには至らない程度の大規模な被害が発生した場合において、現地における被害情報の収集、関係機関との調整及び被災者への対応等を迅速に実施する必要がある場合は、本部長が現地対策班を設置する。

■ 現地対策班の概要

設置場所	交流センター、被災現地、指定避難所等	
活動内容	○ 被害情報の収集及び本部長への報告に関すること ○ 現地における関係機関との調整に関すること ○ 被災者の救出・救護、避難誘導に関すること ○ 災害時避難行動要支援者等の安否確認に関すること ○ 災害の応急復旧に関すること	
編 成	班 長	災害対策本部長が指名する者
	班 員	現地の状況を踏まえ、現地対策班長が必要な人員を配置する。

4 災害対策本部の解散

総括部長若しくはその命を受けた職員は、災害対策の必要がなくなったと認めた場合は、各部の責任者を召集し、災害対策本部の解散について協議を行い、その結果、災害対策本部の解散を認めた場合は、本部長（市長）及び副本部長（副市長）に具申する。

本部長及び副本部長は、具申を受けて、災害対策の必要がないと認めた場合は、災害対策本部解散を決定する。

5 災害対策本部の設置及び解散の通知等

事務局は、災害対策本部を設置又は解散したときは、直ちに県及び関係機関へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び解散の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、一般電話、電子メール等
関係機関	○ F A X、一般電話等
市民等	○ 同報無線、インターネット（市HP）、電子メール、報道機関等
報道機関	○ 一般電話、口頭、文書等

第5 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、市長が行う。

市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行者が代行を行う。

なお、代理で意思決定を行った者は、事後速やかに市長にこれを報告し、その承認を得る。

■代行順位

第1順位	副本部長	第2順位	総括部長	第3順位	公共施設部長
------	------	------	------	------	--------

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりとする。

各班員は、所属する組織とその役割を把握し、飯塚市防災初動マニュアルを確認しつつ、安全かつ迅速に行動を開始する。

なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図り、運営を行う。

■組織、役割

本部長	市 長	○ 本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
-----	-----	---------------------------

副本部長	副市長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	教育長 企業管理者 災害対策本部各部長 消防団長 本部長が必要と認める者	○ 災害対策に関する重要な事項について協議する。 ・本部会議は、本部長が招集し議長となる。
本部職員	本部長が指名	○ 本部長の命を受け、各部の事務に従事する。 ・本部に部、班及び係を置く。 ・班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。 ・係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。 ・係員は、係の事務を処理する。
連絡員	本部長が指名	○ 各部に連絡員を置き、次の事務に従事する。 ①本部の指示により、参集していない第3・4配備職員への連絡 ②各配備職員の参集状況を人事班に連絡 ③各部・班の災害対策状況を本部に報告 ④本部からの情報及び指示を各部・班の責任者に伝達

なお、災害対策本部組織の詳細は、「■飯塚市災害対策本部組織図」に示す。

■災害対策本部 編成表

本部長 副本部長	企業管理者	総括部	事務局 総務班 秘書班 広報班 人事班	防災安全課長 総務課長 企画政策担当主幹 シティプロモーション担当主幹 人事課長
		情報部	情報班（車両班） パトロール班 財政班 管財班 会計班	行政管理課長 税務課長 財政課長 財産活用課長 会計管理者
		避難所・避難支援部	避難所班 避難支援班 民地調査班	市民活動支援課長 高齢者支援課長 生活支援課長
		環境対策部	医療班 清掃班 現地対策班	医療保険課長 環境整備課長 市民課長
		被災者支援部	被災者支援班 外国人支援班 避難誘導班 物資受援班 公営競技班	農林振興課長 国際政策課長 商工観光課長 産学振興課長 公営競技事業所副所長
		公共施設部	公共土木班 都市計画班 農林班 建築住宅班	土木管理課長 都市計画課長 農業土木課長 建築課長
		議会部	議会班	議会事務局次長
		教育対策部	教育施設班 学校避難所班	教育施設課長 教育総務課長
		上下水道部	水道総務班 水道対策班	企業管理課長 上水道課長
		穂波支所対策部	支所総括班 支所対策班	市民窓口課長補佐 経済建設課長
	教育長	筑穂支所対策部	支所総括班 支所対策班	市民窓口課長補佐 経済建設課長
		庄内支所対策部	支所総括班 支所対策班	市民窓口課長補佐 経済建設課長
		穎田支所対策部	支所総括班 支所対策班	市民窓口課長補佐 経済建設課長
		警防部	情報連絡班 各方面隊 後方支援隊	防災安全課長 各方面隊長 女性分団長
		消防団長		
		現地災害対策本部	設置場所 支所・防災センター・被災現地等	
		現地災害対策班	設置場所 交流センター、被災現地、指定避難所等	

3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

本部会議の開催時期	○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	○ 災害対策本部の組織図を参照
事務局	○ 防災安全課、防災危機管理監
協議事項	本部会議の議題（例） ○ 気象情報等の報告 ○ 全体の状況、問題点、今後の状況予測等の報告 ・被害状況 ・応急措置状況 ・要請状況 ○ 各班（部）の対応状況、問題点報告 ○ 対応方針、対策実施スケジュールの検討 ○ 市の体制検討 ・配備態勢の切替 ・班（部）間の人員等の調整 ・応急対策に要する予算、資金調達 ・本部の解散 ○ 外部への応援要請等の検討 ・自衛隊の災害派遣要請要求 ・県、他市町村及び関係機関、団体への応援要請 ・国、県への要望、陳情等 ○ 重要事項の検討 ・高齢者等避難、避難の指示の発令、警戒区域の設定 ・災害救助法の適用申請 ・激甚災害の早期指定要望 ○ 広報、記者発表の内容、時期等の検討

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じ、自衛隊、警察署、ライフライン機関等を招集し、庁舎内に連絡室を設置して災害対策本部との連携を図る。

5 災害対策本部の表示

(1) 腕章等

災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書（様式）を携帯する。

(2) 看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板（様式）を掲示する。

■主な災害対策拠点の種類

- | | | |
|-------------|--------------|---------|
| ・災害対策本部 | ・応援部隊集結地 | ・福祉避難所 |
| ・現地災害対策本部 | ・医療救護所 | ・遺体安置所 |
| ・災害ボランティア本部 | ・災害対応病院（市指定） | ・給水所 |
| ・プレスセンター | ・臨時ヘリポート | ・物資集積拠点 |
| ・災害相談窓口 | ・避難所 | |

6 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「■飯塚市災害対策本部の分掌事務（班別）」（飯塚市地域防災計画 資料編）のとおりである。

ただし、被害状況に応じて柔軟な対応をとる必要がある場合は、本部長の命によりこれを変更することがある。

なお、支所対策本部の各班は、所管区域内において、該当する本部の各対策部（総括部、公共施設部、避難支援部）の補完的役割を担う。

■飯塚市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	飯塚本庁舎（建物破損等の場合は本部長の判断により移設する；穂波庁舎、その他）
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊	状況に応じて指定
	災害ボランティア本部	飯塚社会福祉協議会
医療救護	地域災害医療情報センター	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	飯塚病院
交通輸送対策	県緊急輸送道路	(1次) 一般国道：国道200号、201号、211号 (2次) 一般国道：国道200号 主要地方道：飯塚福岡線、飯塚大野城線、 北九州小竹線、穂波嘉穂線 一般県道：口ノ原稲築線
	物資集配拠点	指定避難所ほか
	臨時ヘリポート	資料編 2-12 災害時における臨時ヘリポート参照
避難対策	指定避難所	資料編 2-7-2 指定避難所参照
災害時 要配慮者対策	福祉避難所	資料編 2-8-2 社会福祉施設参照
生活救援	市備蓄倉庫	状況に応じて指定
	給水拠点	指定避難所ほか
	炊き出し場所	指定避難所、学校の給食室・家庭科室、 自治公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎、指定避難所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	状況に応じて指定
清掃活動	がれきの集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	状況に応じて指定
水防対策	水防（資機材）倉庫	二瀬、幸袋、鎮西、穂波、筑穂、庄内、顚田 飯塚市防災センター、本庁

第2節 気象情報等の収集伝達

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 通信体制の確保	●			事務局 、 総務班 、 関係各班
第2 地震情報の収集伝達	●			事務局
第3 異常現象発見時における措置	●			事務局

第1 通信体制の確保

1 通信機能の確保と統制

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。

事務局及び総務班は、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

なお、無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置を取る。

資料編 2-1 飯塚市防災行政無線

資料編 3-1 災害時の連絡先

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信先
通 信 系 等	一般加入電話・ファックス	本部～自治会長、住民等
	災害時優先電話	本部～市出先施設、県、他市町村、防災関係機関、国等
	福岡県防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」	市～県～住民等
	災害対応情報ネットワークシステム	本部～県～他市町村、防災関係機関等
	防災行政無線（移動系）、消防防災無線等	本部～消防本部、県、現場職員等
	衛星（携帯）電話	本部～消防本部
	防災行政無線（同報系）、消防防災無線等	本部～住民等
	有線放送	本部 → 避難所、住民等
	広報車の巡回	本部、防災関係機関 → 住民等

主な通信手段		主な通信先
	放送要請	本部 → (県→) 放送事業者 → 住民等
	水防計画等による警鐘	本部 → 住民等
口頭	連絡員による伝令 (文書携行)	各班、防災関係機関等

2 窓口の統一解釈

事務局は、関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。

指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3 代替通信機能の確保

事務局は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 他機関の通信設備の利用

電話等の利用が不可能となり、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条及び79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定に基づき、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用する。

資料編 2-2 地方通信ルート（非常通信ルート）

■利用できる主な通信設備

○ 県（福岡県防災・行政情報通信ネットワーク）	○ 警察	○ 福岡管区気象台
○ 九州地方整備局	○ 大阪航空局	○ 自衛隊
	○ 九州旅客鉄道株式会社	○ 九州電力送配電株式会社

(2) 非常通信の利用

災害が発生又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条の規定に基づいて福岡地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとする。

(3) アマチュア無線の協力要請

災害時及び緊急時においては、アマチュア無線のボランティアに対し、市域内での災害情報の収集、伝達の通信協力を要請するものとする。

4 市民への周知

事務局は、関係各班と連携し、気象予警報等に基づき、浸水、がけ崩れ等による被害を受ける恐れがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の指示を実施することが予想される場合は、市民に対し相応の情報伝達手段により避難情報を周知するものとする。

■活動内容

- 気象予警報等は、防災行政無線やワンストップ防災情報伝達システムによる周知、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施することによって周知されるが、被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、広報車、サイレンなどを利用し、又は状況に応じて自治会長・自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。
- なお、周知にあたっては、災害時要配慮者に特段の配慮を行うものとする。

第2 地震情報の収集伝達

1 地震関連情報の発表

気象庁は、地震に関する情報を発表する。

県知事は、気象庁が発表する地震に関する情報のうち、県内で震度4以上の地震が観測された場合、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク等により市、消防本部に伝達する。

事務局は、地震を覚知した場合、速やかに福岡県震度情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ等で地震情報を確認する。

2 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報（警報）は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市の防災行政無線等を通して市民に伝達される。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

3 地震情報の種類

気象庁は、次のような地震情報を発表する。

本市に係る震度情報や緊急地震速報で用いる区域名称の予報区は「福岡」、区域は「福岡県筑豊」である。

■地震情報の種類

種 類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	○ 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報

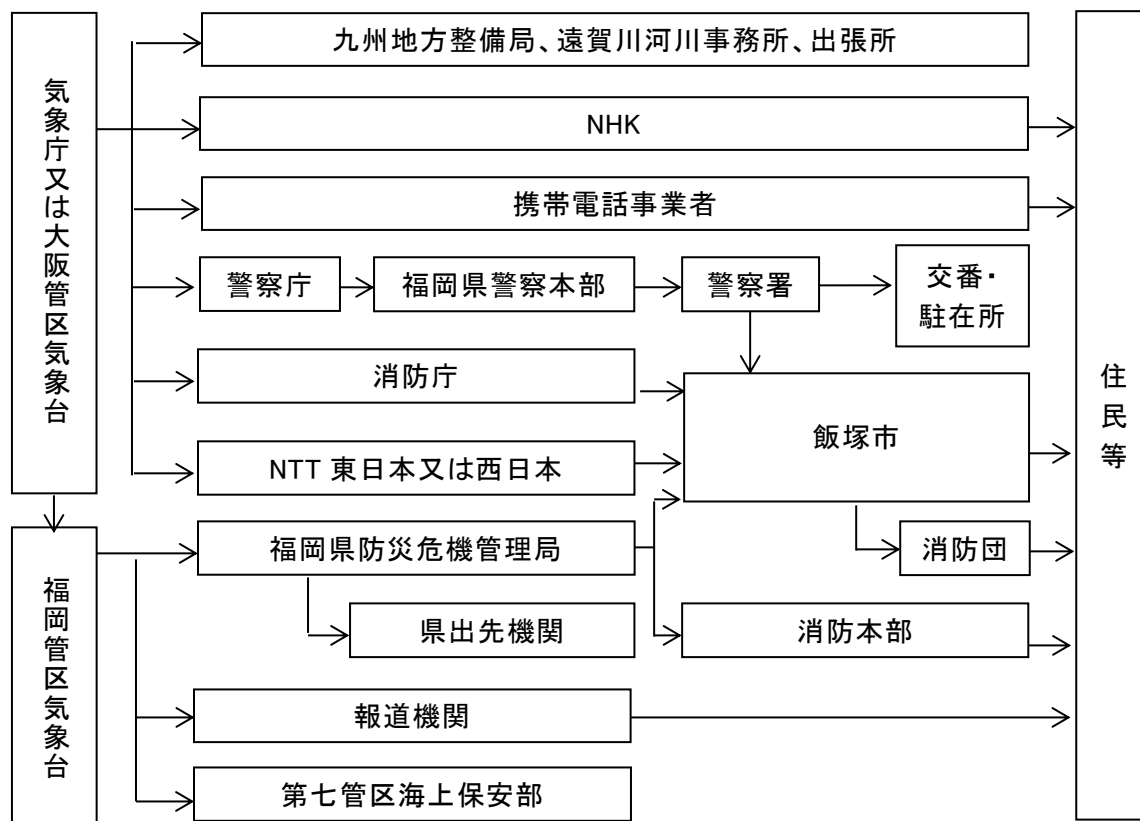
種 類	発表基準	内 容
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	○ 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○ 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	○ 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。震度3以上の地域名と市町村名を発表。 ○ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	○ 地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
推計震度分布図	・震度5弱以上	○ 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に対する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	○ 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 ○ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○ 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

資料編 5-2 気象庁震度階級解説関連表

4 地震情報等の伝達

事務局は、地震の関連情報の収集を行い、速やかに市民及び関係機関へ伝達する。

■地震関連情報の伝達系統



5 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
 - 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。
- ※飯塚市内は、各庁舎に計測震度計を設置している。

第3 異常現象発見時における措置

1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村

長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

■通報を要する異常現象

事 項	現 象
地震に関する事項	○ 群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震） ○ がけ崩れ、落石、道路や堤防の亀裂等

2 警察官等の通報

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

3 市長の通報

通報を受けた市長は、気象庁、県総務部防災危機管理局、その他関係機関に通報する。

■通報先

通報先機関名	電話番号	備 考
気象庁	0570-015-024	火山噴火などを目撃した場合の連絡先
福岡県総務部 防災危機管理局	(092) 643-3017 (092) 641-4734	危機管理課 夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092) 641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
飯塚地区消防本部	0948-22-7600	
福岡県飯塚県土整備事務所	(0948) 21-4930	FAX：0948-25-6280

第3節 被害情報等の収集伝達

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 警戒活動	●			<u>事務局</u> 、 <u>総務班</u> 、 <u>情報班</u> 、 <u>パトロール班</u> 、 <u>公共土木班</u> 、 <u>農林班</u> 、 <u>警防班</u> 、 <u>関係各班</u>
第2 初期情報の収集	●			<u>事務局</u> 、 <u>総務班</u> 、 <u>情報班</u> 、 <u>現地対策班</u> 、 <u>関係各班</u>
第3 被害調査	●			<u>総務班</u> 、 <u>現地対策班</u> 、 <u>避難支援班</u> 、 <u>公共土木班</u> 、 <u>農林班</u> 、 <u>清掃班</u> 、 <u>水道総務班</u> 、 <u>教育施設班</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>民地調査班</u> 、 <u>建築住宅班</u> 、 <u>医療班</u> 、 <u>都市計画班</u> 、 <u>水道総務班</u>
第4 災害情報のとりまとめ	●			<u>事務局</u> 、 <u>総務班</u> 、 <u>情報班</u> 、 <u>民地調査班</u>
第5 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供	●			<u>事務局</u> 、 <u>総務班</u>
第6 県、関係機関への報告、通知	●			<u>事務局</u>
第7 国への報告	●			<u>事務局</u>

第1 警戒活動

1 地震災害の警戒活動

関係各班は、次のとおり、各々の機関と連携し、地震災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、水防団員を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 重要施設の警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への地震災害情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

第2 初期情報の収集

1 初期情報の収集

各班員、事務局、総務班、現地対策班等は、災害の初期情報の収集活動に努める。

事務局は、被害が甚大で調査が困難な場合は、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。

本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市機関・施設等に各自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で自主集合し、初期情報の収集活動に努める。

資料編 7-2 参集途上の被災状況記録票

資料編 8-1 被害発生状況連絡票

資料編 8-2 災害箇所一覧表

■初期情報の収集方法

担 当	情報収集の方法	
各班員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。
総務班 現地対策班	○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。	
関係各班	○ 所管区域内の災害情報の収集を行う。 ○ （地区担当）職員は、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、居住区域及び参集ルート上の被害状況を速やかに把握し、総務班に報告する。	

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況及び活動状況を総務班及び情報班に報告する。

総務班及び情報班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報や応急対策の実施状況等を集約し整理する。また、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①～⑩の情報収集に努める。

■収集項目

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 人的被害（行方不明者を含む） | ⑦ 災害対策（警戒）本部の設置、配備状況 |
| ② 建物被害 | ⑧ 交通機関、道路の状況 |
| ③ 火災の発生状況 | ⑨ ライフライン等生活関連施設の状況 |
| ④ 水害・土砂災害等の発生状況 | ⑩ 応急対策の実施状況 |
| ⑤ 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況 | ⑪ 県への要請事項 |
| ⑥ 避難状況 | ⑫ その他必要な被害報告 |

第3 被害調査

1 被害の調査

関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、自治会等の協力を得て、担当地区別に住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

なお、被害調査は、「被害の判定基準」による。

資料編	5-5	被害の判定基準
資料編	8-4	人的被害報告
資料編	8-5	住家被害報告
資料編	8-6	その他被害報告

■班別調査の担当及び対象

調査担当班（副担当）	調査対象
現地対策班、民地調査班、建築住宅班	住家被害
避難支援班（医療班）	社会福祉施設被害、人的被害、医療施設被害
被災者支援班、避難誘導班、農林班、公営競技班	観光施設被害、商業被害、工業被害、農林水産業施設被害、農産被害、林業被害、水産被害
公共土木班（都市計画班）	道路・橋梁被害、公園施設被害、河川被害
清掃班	廃棄物処理施設被害
水道総務班（水道対策班）	水道施設被害
教育施設班	教育施設被害、社会教育施設被害、文化施設被害
（消防本部）	危険物施設被害

2 被害調査の提出

関係各班は、被害調査員の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づき、市域全体の被害確認を行い、総務班及び情報班に報告する。

3 住家の調査

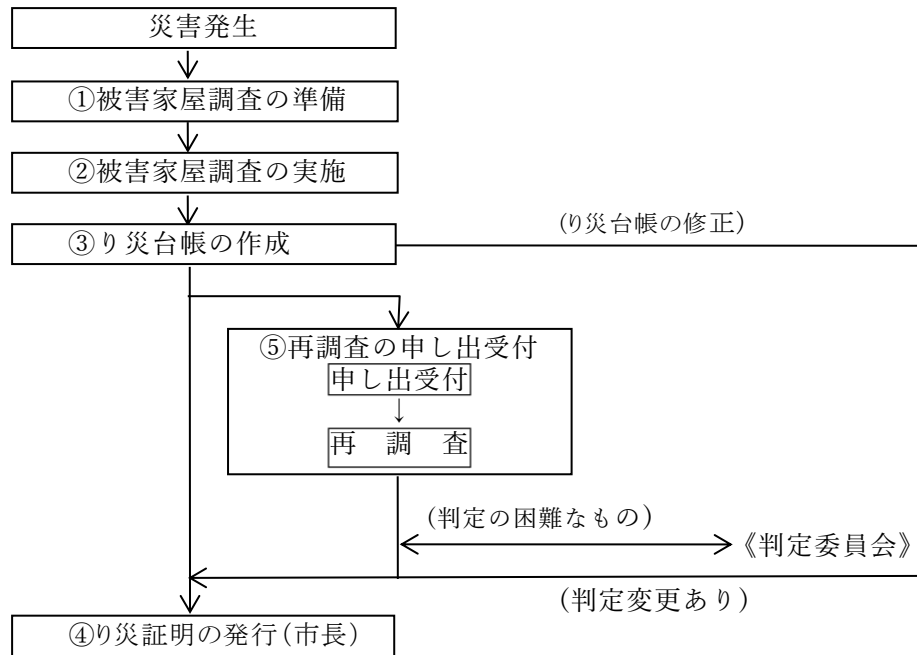
民地調査班は現地対策班、建築住宅班と連携し、住家被害認定調査の実施体制を早期に確立する。復旧・復興段階において復旧・復興本部を立ち上げ、り災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。また、必要に応じ、県に家屋被害調査指導員の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

大規模災害時にはGISを活用して、判定結果の妥当性確認、作業の迅速化に努める。

なお、自治会長、住民等は家屋被害認定調査に協力し、自治会内の被害状況や地理の案内を行うものとする。

資料編	8-3	り災台帳
資料編	14-2	り災証明書

■住家被害認定調査フロー



■被害家屋の調査方法

調査方法	調査内容
①被害家屋調査の準備	○ 被害状況の速報を基に、次の準備を行う。 ・ 税務関係職員を中心とした調査員の確保 ※市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。 ・ 調査担当地区と担当調査員の編成表作成 ・ 調査票、地図、携帯品等の調査備品の準備
②被害家屋調査の実施	○ 被害家屋を対象に2人1組で外観目視により調査する。
③り災台帳の作成	○ 固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。
④り災証明書の発行	○ 被災家屋のり災証明書は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1世帯あたり1枚を原則に発行する。
⑤再調査の申し出と再調査の実施	○ 被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。 ○ 申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。 ○ 再調査は、1棟ごとの内部立ち入り調査を行う。 ※なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。
⑥り災証明に関する広報	○ り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第4 災害情報のとりまとめ

事務局及び総務班は、情報班と連携し、関係各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめて、本部長に報告する。また、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

民地調査班は、被害調査結果をもとに整理を行い、り災証明の基礎資料とする。

■留意点

活動期	留意点
初動活動期	○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項ごとの詳細な内容の整理 ○ 防災関連地理情報システム（GIS）等による被害情報のとりまとめ

なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

第5 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供

事務局及び避難所班は、市民の安否確認及び情報提供等について、速やかに対応を行う。

1 市民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）＊」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

＊避難者が、避難先の市町村に対して、避難先等に関する情報を任意に提供し、その情報を避難者の避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うもの。

第6 県、関係機関への報告、通知

1 県への報告

事務局は、福岡県災害調査報告実施要綱に基づき、災害情報を県に報告する。

資料編 5-4 福岡県災害調査報告実施要綱

資料編 8-8 福岡県災害調査報告実施要綱(様式)

■連絡先

地方本部等	飯塚農林事務所	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0948-21-4951 0968-24-1134 78-820-701 1-78-820-760
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0948-21-4911 0948-24-0186 78-820-211
	飯塚県土整備事務所	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0948-21-4932 0948-25-6280 78-820-711 1-78-820-761
県	総務部防災危機管理局 危機管理課	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	092-643-3017 092-643-3117 78-700-7022 1-78-700-7390
総務省	消防庁	(平日 9:30～17:45) 応急対策室	(左以外) 宿直室
	TEL FAX 消防防災無線TEL 消防防災無線FAX	03-5253-7527 03-5253-7537 78-840-7527 78-840-7537	03-5253-7777 03-5253-7553 78-840-7782 78-840-7789

2 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報は、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。また、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。

なお、県に被害状況等の報告ができないときには、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合等には、県に加えて直接消防庁にも報告を行う。

■報告の区分、内容、様式

区分	内容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即報)	○被害発生後、直ちに報告 ○報告内容に変化があればその都度報告	第1号	電話又はファクシミリ	県災害対策 地方本部
被害状況報告 (即報)	○被害状況が判明次第、報告 ○以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		

区分	内容	様式	報告の方法	報告先
被害情報報告 (詳報)	○災害発生後、5日以内に報告	第2号 第3号		
被害情報報告 (確定報告)	○応急対策終了後、15日以内に報告		文書(2部)	県災害対策本部

注) ただし、福岡県緊急防災システムが利用できる環境下では、同システムによる報告を基本とする。

3 関係機関への通知

事務局は、災害情報をとりまとめたときは、直ちに、警察署、消防本部、自衛隊、遠賀川河川事務所、ライフライン等の関係機関へ通知するものとする。

第7 国への報告

事務局は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内に、可能な限り速やかに、且つ分かる範囲で直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告し、その後速やかに被害状況を報告する。また、必要に応じて、防災関係機関に対し、災害状況を連絡し、必要な応援等を要請する。

市は、県に被害状況等が報告できない場合、直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告する。

また、119番通報が殺到した場合は、県に加えて直接国（総務省消防庁応急対策室 TEL 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537）にも報告する。

資料編 5-3 火災・災害等即報要領
資料編 8-7 火災・災害等即報要領(様式)

■消防庁への直接即報基準

直接即報基準	○ 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したとき (被害の有無を問わない)	
即報基準	一般基準	○ 災害救助法の適用基準に合致するとき ○ 市が災対本部を設置したとき
	個別基準 (地震・津波)	○ 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したとき

出典：火災・災害等即報要領

第4節 災害広報・広聴活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担 当)
第1 災害広報	●			事務局 、 広報班 、 情報班 、 パトロール班 、 警防部 、 関係各班
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	●			事務局 、 広報班
第3 広聴活動	●			広報班 、 被災者支援班 、 支所総括 班 、 現地対策班 、 関係各班

第1 災害広報

関係各班は互いに連携し、広報活動に必要な情報及び資料を事務局に提供する。

広報班及び事務局は、情報班及びパトロール班と連携し、適切な手段で迅速かつ正確な内容の広報活動を行うとともに、災害に関する情報を写真、ビデオ等により記録を行う。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

なお、広報活動にあたっては、高齢者、障がいのある方、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。

■広報の時期、手段、内容

時 期	手 段	内 容
災害発生直後	市防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災情報システム インターネット・携帯 電話 テレビ・ラジオ等 FAX・新聞 等	○ 市長の記者会見（災害対応の指針） ○ 災害時における住民の心がまえ ○ 地震情報（震度、震源、余震の可能性等） に関すること ○ 災害に関する注意報・警報及び指示等に関する こと ○ 避難情報（避難指示、避難所等）に関する こと ○ 自主防災組織等に対する活動実施要請に関 すること ○ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇 所）に関すること

時 期	手 段	内 容
応急対策活動時	市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・新聞 インターネット・携帯電話 テレビ・ラジオ等 県防災情報システム F A X 等	○ 市長の定時記者会見（被災状況と市の対応状況） ○ 災害応急対策実施の状況に関する事 ○ 電気・ガス・水道等の供給に関する事 ○ 安否情報に関する事 ○ 避難所の設置に関する事 ○ 応急仮設住宅の供与に関する事 ○ 炊き出しその他による食品の供与に関する事 ○ 飲料水の供給に関する事 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関する事 ○ 災害応急復旧の見通しに関する事 ○ 応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等） ○ 物価の安定等に関する事 ○ その他

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1 報道機関への要請

(1) 放送要請

広報班及び事務局は、次の場合、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて報道機関に災害に関する通知、伝達・要請・警告等の放送要請を行う。なお、事務局は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）及び福岡県防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」と連携している福岡県防災情報システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

ただし、緊急かつやむを得ない場合は、各放送局へ直接要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	○ 県（緊急かつやむを得ない場合は、各放送局へ直接要請する。） ・ 日本放送協会福岡放送局（NHK）、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社（RKB）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社テレビ西日本（TNC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社の各放送局	
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ○ 事態が切迫し、避難の指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ○ 通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること	
要請内容	○ 放送要請の理由 ○ 放送事項	○ 放送を行う日時及び放送系統 ○ その他必要な事項

(2) 取材自粛の要請

報道機関に対しては、避難所等においてプライバシーを侵害する恐れのある取材等の自粛を要請する。

2 情報提供

広報班は、報道機関に対しては、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図るものとする。

記者会見場の設置にあたっては、必要な設備を準備するものとする。

■記者発表の方法

発表者	本部長、副本部長又は情報管理課長	場 所	市本庁舎
内 容	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等		

第3 広聴活動

1 相談窓口の設置

被災者支援班、現地対策班及び各支所総括班は、市民からの問い合わせ、苦情、要望や生活相談に対応し、また、それらの解決を目的として、状況に応じて関係各班の担当者を配置し、市庁舎等に被災者相談窓口を設置する。

相談窓口においては、女性、高齢者及び障がいのある方等による相談等に配慮する。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取を行い応急対策に反映させる。

また、各部署の被災者に対する支援内容を集約し、その内容を市ホームページ、広報紙等により広報する。

■対応事項

- 搜索依頼の受け付け
- 被災住宅の応急修理の相談
- 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 災害弔慰金等の申し込み
- り災証明書の発行
- 生活資金等の相談
- 埋葬許可証の発行
- 女性のための相談
- 各種証明書の発行
- 健康相談
- 仮設住宅の申し込み
- その他相談事項

第5節 応援要請

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 自衛隊派遣要請依頼等	●			<u>事務局</u>
第2 広域応援派遣要請	●			<u>人事班</u> 、 <u>事務局</u> 、 <u>消防本部</u>
第3 要員の確保	●			<u>事務局</u> 、 <u>人事班</u> 、 <u>情報班</u> 、 <u>災害ボランティア本部</u> 、 <u>農林班</u>
第4 災害ボランティアの受入れ・支援		●		<u>事務局</u> 、 <u>現地対策班</u> 、 <u>情報班</u> 、 <u>災害ボランティア本部</u>
第5 海外からの支援の受入れ		●		<u>事務局</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>関係各班</u>

第1 自衛隊派遣要請依頼等

市長（本部長）は、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

■災害派遣の要件

- ① 公 共 性： 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
- ② 緊 急 性： 災害の発生が迫り、予防措置が急を要する等、差し迫った必要がある。
- ③ 非代替性： 自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。

1 派遣要請依頼

事務局は、市長（本部長）の指示により県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県（防災危機管理局）に依頼する。

なお、事後速やかに県知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に対し、県知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。

また、市は、派遣要請を行った場合は、直ちに受入れ体制を整備する。

資料編 9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

■派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	○ 県知事（県防災危機管理局危機管理課） ※通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○ 電話又は口頭（事後速やかに文書送付）
要請依頼内容	○ 災害の状況 ○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ その他参考となる事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊の長
飯塚駐屯地	飯塚市津島 282	0948-22-7651	第2高射特科団長

2 活動内容

自衛隊は、人命財産の保護と救護のため、各関係機関と緊密な連絡を保って互いに協力し、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

災害発生前の活動	○ 連絡班及び偵察班の派遣	
災害発生後の活動	○ 被害状況の把握 ○ 消火活動 ○ 炊飯、給水の支援 ○ 避難の援助 ○ 道路、水路の応急啓開 ○ 危険物の保安、除去 ○ 被災者の捜索救助	○ 応急医療、救護、防疫 ○ 水防活動 ○ 救援物資の貸付、譲与 ○ 人員・物資の緊急輸送 ○ 予防派遣 ○ その他

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

なお、この場合において、部隊等の長は、できる限り早急に県知事に連絡し、密接に連絡調整しながら適切かつ効率的な救援活動の実施に努めるものとする。

4 派遣部隊の受入れ

事務局は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受入れ体制を準備する。

■受入れ体制

項 目	内 容
作業計画の作成	応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ☐ 作業箇所及び作業内容 ☐ 作業の優先順位 ☐ 資材の種類別保管（調達）場所 ☐ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	☐ 必要な機械、器具、材料、消耗品等を確保する。 ☐ 諸作業に関係のある管理者への了解を取る。
自衛隊集結地	☐ 市が指定する場所（小中学校グラウンド等）
連絡窓口	☐ 総務班に連絡窓口を一本化する。 ☐ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ☐ 専用電話回線を確保する。

5 臨時ヘリポートの設置

事務局は、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時ヘリポートの準備を行う。

資料編 2-12 災害時における臨時ヘリポート

6 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担する。ただし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

- ☐ 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- ☐ 宿泊に必要な土地、建物の経費
- ☐ 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ☐ 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- ☐ その他疑義あるときは、市と自衛隊で協議する。

7 撤収要請依頼

市長（本部長）は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を県知事に依頼する。

なお、災害派遣撤収依頼書（県知事への依頼書様式による）に記載する事項は、次のとおりである。

■記載事項（市長より県知事宛て）

- ☐ 派遣要請日時
- ☐ 派遣された部隊
- ☐ 派遣人員及び従事作業の内容
- ☐ その他参考事項

資料編 9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

第2 広域応援派遣要請

1 他市町村への応援要請

人事班は事務局と連携し、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、その協定に基づき、各種応援を要請することができ、その市町村は、大規模な地震の発生を覚知した時には、速やかに応援体制を整えるものとする。

なお、複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期するものとする。

資料編 6-1 応援協定等一覧

(1) 福岡県消防相互応援協定

本部長又は消防長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長又は消防長に対し、消防応援を求める。

■ 応援要請の内容

応援要請種別	第一要請	○ 現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
	第二要請	○ 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請
応援要請方法		○ 代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。 ※ 航空応援が必要な場合、消防長が本部長（市長）に報告の上、その指示に従って県を通じて要請を行うが、同時に応援先（福岡市消防局、北九州市消防局）の消防長にも連絡を行うものとする。
県への連絡		○ 本部長又は消防長は、県に応援要請の旨を通報する。

(2) 他協定による応援要請

災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他市町村等に対し、各種応援を要請する。

2 県への応援要請

人事班は、市域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、県知事に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づき応援を求め、地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣斡旋を要請する応急措置の実施を要請することができる。

■県への応援要請の手続き

要請先	県防災危機管理局危機管理課
伝達方法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
伝達事項	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所・活動内容 ○ その他必要な事項

3 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

人事班は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、当該機関の指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は災害対策基本法第30条の規定に基づき、県知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策の万全を期するものとする。

なお、九州地方整備局（遠賀川河川事務所を連絡窓口とする。）に派遣を要請する場合は、「飯塚市における大規模な災害時の応援に関する協定」（平成23年8月24日締結）に基づき、資機材及び職員の応援を要請することができる。

資料編 9-3 九州地方整備局災害時応援要請依頼書

■指定地方行政機関等への派遣要請の手続き

要請先	指定地方行政機関 (県知事に斡旋を求める場合は県防災危機管理局危機管理課)
伝達方法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
伝達事項	○ 派遣・斡旋を要請する理由 ○ 派遣・斡旋を要請する職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項

4 緊急消防援助隊

事務局は、県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、広域航空応援を要請することができる。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「福岡県における緊急消防援助隊受援計画」（平成24年4月策定）に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう支援体制の確保を図らなければならない。

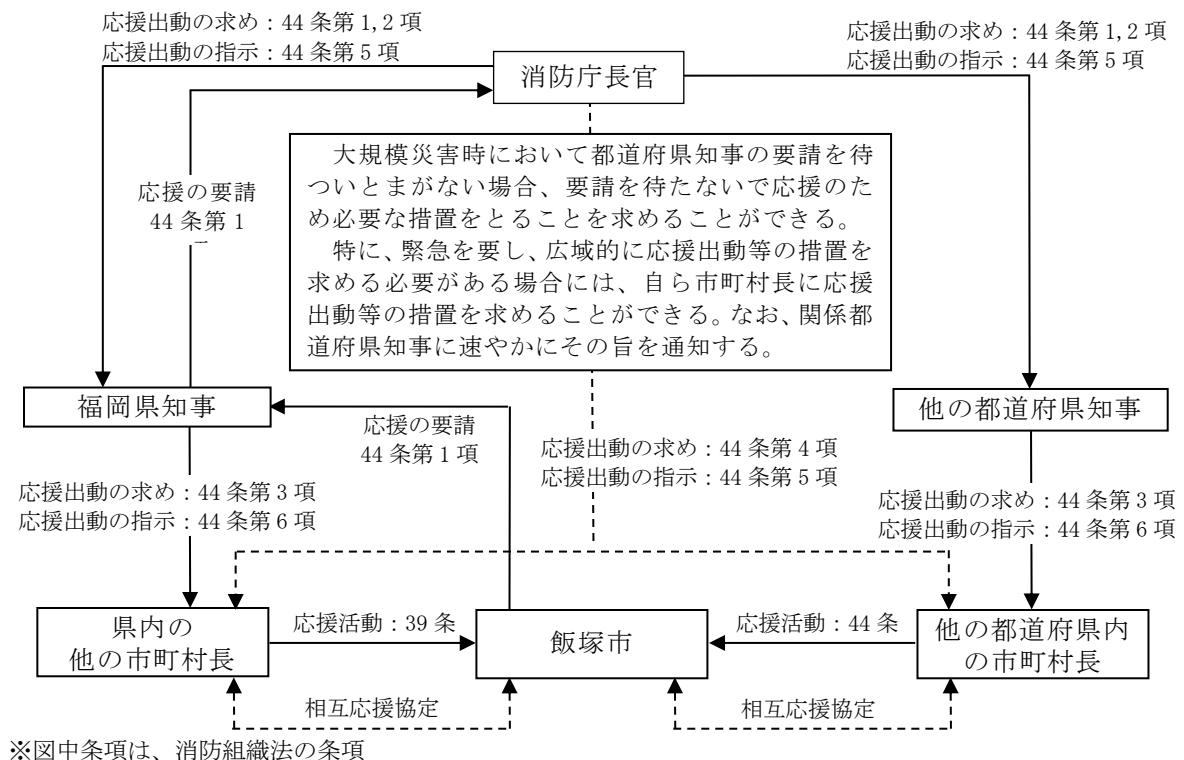
■緊急消防援助隊への応援要請の手続き

要請先	県防災危機管理局消防保安課
伝達方法	文書（緊急のときは、災害時優先電話、無線等で行い、事後文書送付）
伝達事項	○ 災害発生日時 ○ 災害発生場所 ○ 災害の種別・状況 ○ 人的・物的被害の状況 ○ 応援要請日時・応援要請者職氏名 ○ 必要な部隊種別 ○ その他参考事項

■確保すべき支援体制

- 情報提供体制
- 集結及びヘリコプター離着陸場の確保
- 通信運用体制
- 補給体制 など

■応援要請系統図



5 応援隊の受入れ・活動支援

(1) 受入れ体制の準備

人事班は、応援が確定したときは、応援隊等の受入れ準備を行う。

■受入れ準備

- 応援隊の活動拠点施設
- 食料、資機材等の配付準備
- 応援要員の宿舎場所の斡旋
- その他

(2) 現場への案内

人事班は、関係各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。

各活動現場においては、関係各班が応援者の業務についての対応を行う。

6 国の現地対策本部の受入れ

大規模災害時において、国との連携は、被災地の状況の的確な把握や被災地の実情に合わせた迅速な災害応急対策等で重要なものであるため、本県に国の現地対策本部が設置される場合、県及び市は、その受入れに可能な範囲で協力する。

7 応援隊の撤収要請

人事班は、応援の目的が達成されたとき又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第3 要員の確保

市は、災害応急対策実施のため、市のみで必要な労務を確保できない場合においては、労務者の雇用等により必要な人員を確保し、労務供給を図る。

1 労働力の確保

事務局、人事班、災害ボランティア本部、現地対策班は、次の手段により災害対策のための労働力を確保する。

■労働力確保の手段

種 別	担 当
○ 他対策部への職員動員要請	人事班、事務局
○ 災害対策実施機関の関係者等の動員（第5節第2参照）	人事班、事務局
○ 民間奉仕団（日赤奉仕団等）、婦人会、自治会等民間団体及びボランティアの協力動員	人事班、事務局 災害ボランティア本部、 現地対策班
○ 公共職業安定所による労働者の斡旋	人事班
○ 関係機関等民間業者の応援派遣による技術者等の動員	関係各班
○ 緊急時における従事命令等による労働者等の動員	事務局

2 労務の配分

人事班は、労務供給の円滑な運営を図るため、関係各班が必要とする労務者人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、的確な配分に努めるものとする。

3 労働力確保の要請

人事班は、飯塚公共職業安定所に対し、次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介の斡旋を依頼する。

■公共職業安定所への要請事項

- 必要となる労働者の人数
- 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- 労働契約の期間に関する事項
- 賃金の額に関する事項
- 始業及び終業の時刻
- 所定労働時間を超える労働の有無
- 休憩時間及び休日に関する事項
- 就業の場所に関する事項
- 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- 労働者の輸送方法
- その他の必要な事項

4 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、民間団体、民間業者等へ協力要請を行う。

■要請先、内容

要請先	内 容 等
民間団体	○ 日赤奉仕団、赤十字ボランティア等に対し、避難誘導の補助、避難所、炊き出し、救援物資支給、清掃、防疫等について被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。
民間業者	○ 販売業者、流通業者、事業所等に対し、食糧、生活物資、飲料水、資材置場、車両、資機材、医薬品、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

5 従事命令等

応急措置を実施するために緊急の必要がある場合又は特に必要があると認めた場合は、命令又は協力命令等を執行し、次のとおり、関係機関に対し、当該応急措置の業務に従事させることができる。

■従事命令等とその執行者

対象作業	命	執行者	対象者及び物件	根拠法令
災害応急対策事業	災害応急対策全般	市長	○市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条1項
		警察官 海上保安官	○市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条2項
		自衛官	○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第65条3項
	災害救助法に基づく救助を除く応急措置	従事命令 県知事又は市長	○医師、歯科医師、薬剤師 ○栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士 ○保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者 ○土木技術者又は建築技術者 ○大工、左官又はとび職 ○土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ○鉄道事業者及びその従業者 ○軌道経営者及び従業者 ○自動車運送業者及びその従業者 ○船舶運送業者及びその従業者 ○港湾運送業者及びその従業者	災害対策基本法第71条1項

対象作業		命	執行者	対象者及び物件	根拠法令
		協力命令	県知事 又は市長	○救助を要する者及びその近隣の者 ○登録被災者援護協力団体	災害対策基本法 第71条2項
災害応急対策作業	災害応急対策全般	従事命令	警察官	○その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他の関係者	警察官職務執行法 第4条1項
災害救助作業	災害救助法に基づく救助	従事命令	知事	○医師、歯科医師、薬剤師 ○栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士 ○保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 2 項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者 ○土木技術者又は建築技術者 ○大工、左官又はとび職 ○土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ○鉄道事業者及びその従業者 ○軌道経営者及び従業者 ○自動車運送業者及びその従業者 ○船舶運送業者及びその従業者 ○港湾運送業者及びその従業者	災害救助法 第7条
		協力命令	知事	○救助を要する者及びその近隣の者 ○登録被災者援護協力団体	災害救助法 第8条
消防作業		従事命令	消防吏員 消防団員	○火災の現場付近にある者	消防法 第29条5項
水防作業		従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	○区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防法 第24条

注1) 県知事又は県知事の委任を受けた市長は、公用令書をもって執行する。

注2) 県知事又は県知事の委任を受けた市長が、従事命令等（協力命令を除く。）を執行した場合は実費を弁償し、又は損失を補償する。

注3) 執行者は、従事命令又は協力命令により、応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかった者又は死亡した者に対しては、それぞれ損害補償又は扶助金を支給する。

第4 災害ボランティアの受入れ・支援

大規模災害が発生したときは、市、災害中間支援組織及び飯塚市社会福祉協議会等が中心となり、速やかに災害ボランティア本部を設置し、被災住民の支援を図るとともに

に、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整するものとする。

市及び県は、（仮称）飯塚市災害ボランティア本部（以下、「市災害ボランティア本部」という）及び福岡県災害ボランティア本部と連携を図り対応を行うものとする。

1 市災害ボランティア本部の設置

現地対策班は、事務局、総務班及び情報班と連携し、社会福祉協議会に対し、ボランティアの受入れ調整組織、活動拠点となる市災害ボランティア本部の設置及び運営の要請を行うものとする。

市災害ボランティア本部は、福岡県災害ボランティア本部と連絡調整をとりながら、日本赤十字社福岡県支部、ボランティア関係団体等と連携を図り、活動を展開する。

なお、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通して被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

■災害ボランティア本部の役割

福岡県災害ボランティア本部（県、福岡県社会福祉協議会）	○ 市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援 ○ 被災市町村間のボランティアの調整等 ○ 必要に応じて市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等
市災害ボランティア本部（社会福祉協議会）	○ 被災住民のニーズの把握 ○ 市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握 ○ ボランティアの募集、受付、登録 ○ ボランティア保険の受付、申し込み ○ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り ○ ボランティア活動用資機材の確保 ○ ボランティア連絡会議の開催 ○ ボランティアコーディネーターとの連絡調整 ○ 市、県災害ボランティア本部との連絡調整 ○ その他ボランティア活動について必要な活動

2 日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

市災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携を図り、現場活動についてできる限りの支援を行うものとする。

3 市のボランティア活動への支援

情報班は、市災害ボランティア本部の活動に必要な情報を提供するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう、設置及び運営について、必要に応じて支援を行うものとする。

■市の市災害ボランティア本部への支援

- 市災害ボランティア本部の場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室）の提供
- 市災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
- 資機材等（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）の提供
- ボランティアの飲料水、食料、物資等の調達
- 必要に応じボランティアへの宿泊場所等の確保・提供
- 市職員の派遣
- 被災状況についての情報提供
- その他必要な事項

4 連絡調整等

ボランティアの活動支援を必要とする班は、現地対策班及び市災害ボランティア本部に要望等を的確に伝える。

市災害ボランティア本部は、現地対策班及び県災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、情報を提供するとともに、活動内容等について調整を行う。

事務局は、県災害対策本部へ情報を提供する。

5 ボランティアへの協力要請

現地対策班及び市災害ボランティア本部は、各応急活動について必要とするボランティアの種類及び人数等のニーズを把握する。また、ボランティアのニーズに関する情報を、コラボステーション福岡（福岡県 NPO・ボランティア支援センター）や報道機関及びホームページ等を通じて公表するものとする。

■参加・協力を要請するボランティア団体

- | | |
|----------|-----------------------|
| ○ 赤十字奉仕団 | ○ 大学生等の学生・生徒 |
| ○ 自治会 | ○ 教職員 |
| ○ 青年団 | ○ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者 |
| ○ 婦人会 | ○ その他各種ボランティア団体 |

6 ボランティアへの対応

市災害ボランティア本部においては、ボランティアコーディネーター等と連携し、ボランティアを必要としている地域ボランティアを配置する。

関係各班は、各活動地点においてボランティアが的確に対応できるよう調査を行う。

■一般ボランティアの活動内容

- 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- 在宅者の支援（災害時要配慮者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- 物資集配拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
- 被災地外からの応援者に対する地理案内
- 避難所での避難者に対する生活支援
- 高齢者、障がいのある方等の介護補助
- 被災者の話し相手、励まし
- 被災者家屋等の清掃活動
- 子どもの見守り、母子の相談・対応
- その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業

■専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救急・救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 通信ボランティア（アマチュア無線通信技術者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 土木ボランティア（公共土木施設の調査等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、家庭児童相談所職員、保育士、精神科医、臨床心理士、心理カウンセラー等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5 海外からの支援の受入れ

事務局は、海外からの救援隊受入れに際しては、消防本部、県と連携し、円滑な協力体制が確保されるよう配慮する。

第6節 災害救助法の適用

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 災害救助法の適用申請	●			財政班
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告			●	財政班 、 関係各班

第1 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

財政班は、市域の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供する。

その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はファクシミリをもって要請し、後日文書により改めて要請するものとする。

■災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする機関
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、都道府県が適用する。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本市における具体的適用は、次の適用基準のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	減失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が減失した世帯の数	市内 100 世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が減失した世帯の数のうち市内の住家が減失した世帯の数	県内 2,500 世帯以上 かつ 市 50 世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が減失した世帯の数のうち市内の住家が減失した世帯の数	県内 12,000 世帯以上 かつ 市内多数 ※1	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※2	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※3	第1項第4号

注1) ※1,2は、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したことによる。

※3は、厚生労働省令の定める基準に該当することによる。

注2) (1)～(4)に規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

資料編 5-5 被害の判定基準

3 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うことができる。

また、その他の事務についても、市長は、県知事が行う救助を補助するものとする。

4 適用申請の特例

市長は、災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行わなければならない。

その後の処置に関しては、県知事の指示を受けて行うものとする。

5 救助の種類等

災害救助法による救助の種類（救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）は、福岡県災害救助法施行細則によるものとする。

なお、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と厚生労働大臣と協議によりこれを延長することがある。

資料編 5-6 福岡県災害救助法施行細則

資料編 5-7 災害救助法による救助内容

■救助の種類

実 施 者	救 助 の 種 類
県 知 事	○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 応急仮設住宅の供与 ○ 福祉サービスの提供

実 施 者	救 助 の 種 類
市 長	○ 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与 ○ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ○ 医療及び助産 ○ 被災者の救出 ○ 福祉サービスの提供（災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を除く。） ○ 被災した住宅の応急修理 ○ 学用品の給与 ○ 遺体の捜索及び処理 ○ 遺体の埋葬 ○ 障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去） ○ 応急仮設住宅（賃貸型仮設住宅）の供与

6 特別基準の適用申請

救助の程度、方法及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請することができる。当該の適用申請は県知事に対して行うものとし、また期間延長については、救助期間内に行わなければならない。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

市長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

財政班は、関係各班に関係帳簿の作成を指示し、整理を行ったうえで、これを県知事（県災害対策本部）に報告するものとする。

第7節 救助・救急・消防活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 行方不明者の搜索	●			<u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u> 、 <u>被災者支援班</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>警防部</u>
第2 救助活動の実施	●			<u>事務局</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>警防部</u>
第3 救急活動の実施	●			<u>医療班</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>警防部</u>
第4 消防活動の実施	●			<u>事務局</u> 、 <u>現地対策班</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>警防部</u>

※救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者の搜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）があるときは、これを対象として搜索活動を実施するものとする。

1 行方不明者名簿の作成

避難所班及び学校避難所班は、警防部と連携し、被災者相談窓口等で受け付けた行方不明者の搜索願いや被災現場等での情報を収集し、行方不明者名簿を作成する。

なお、行方不明者名簿は、消防本部及び警察署に提出し相互に連携を図るものとする。

資料編 11-1 行方不明者名簿

■行方不明者名簿

- 市庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署及び消防本部にも提供する。

2 搜索活動

警防部は、行方不明者名簿に基づき、消防本部及び警察署、必要に応じて、自衛隊等と協力して搜索活動を行う。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められたときは、警察署に連絡するものとする。

また、発見した遺体には、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添えるものとする。

第2 救助活動の実施

1 救助情報の収集

(1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、事務局、消防本部又は警察署等へ通報するものとする。

(2) 要救助情報の収集

警防部等災害現場に派遣された者は、地域住民等から要救助情報を収集し、事務局に連絡する。

事務局は、消防本部及び警察署等と連携し、通報された情報を収集し、これを管理する。

2 救助活動

警防部は、消防本部と連携して救助チームを編成し、要救助情報をもとに災害現場に出動する。

市長は、災害の規模及び状況等に応じて市職員等を配備する。

救助チームは、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

また、災害時要配慮者台帳を活用し、救助・救急活動を実施する。

3 応援要請

救助活動が困難なときは、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。

自衛隊の応援や広域応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼するものとする。

なお、詳細は第3章第5節「応援要請」を参照。

また、車両、特殊機械器具が必要なときは、県及び隣接市町村の協力又は建設事業者団体等の出動を要請する。

4 市民、自主防災組織及び事業所等の救助活動

市民、自主防災組織及び事業所等は、災害が発生したときは、二次災害の発生に十分注意しながら連携し、市備蓄倉庫及び自主防災倉庫等の救助資機材を活用して、救助活動を行うとともに、行方不明者の確認にも協力を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助する。

なお、消防本部及び警防部等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力するものとする。

第3 救急活動の実施

医療班及び警防部は、消防本部と連携し、次のとおり救急活動を行うものとする。

なお、傷病者が多数発生した場合は、医師会、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察署（第1）、市（第2）、自主防災組織（第3）等に搬送を要請する。
- 市内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

資料編 2-9 医療機関

第4 消防活動の実施

1 情報の収集

事務局及び総務班は、情報班と連携し、消防本部、住民及び警察署等から火災発生等の全体状況の情報収集を行う。

■収集する情報の種類

- 火災の発生状況
- 自治会、自主防災組織等の活動状況
- 通行可能な道路の状況
- 無線通信の状況
- 使用可能な消防水利の状況

2 消火活動

消防本部及び警防部は、次の点に留意して消火活動を行うものとする。

■消火活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民に避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行うとともに、安全な方向への避難誘導に努める。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

3 活動体制の確立

警防部は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常招集を発令し、非常警備体制を確立する。

また、災害により必要と判断したときは、班員を非常招集し、適切な警備体制を確立するものとする。

なお、警防部は、災害時に次のような活動を行う。

■警防班（消防団）の活動内容

出火防止	○ 状況に応じて市民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時は、市民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	○ 火災時は、関係機関と協力し、消火活動を行う。 ○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	○ 避難指示等がなされたときは、市民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

4 消防広域応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災や救助事象等が発生した場合は、「福岡県消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。

また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼するものとする。

なお、詳細は本章第5節「応援要請」を参照。

5 市民、自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合は、関係機関への通報及び初期消火活動を行うとともに、消防本部へ通報する。

消防機関が到着したときは、その指示に従う。

6 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合は、消防本部への通報を行うとともに、自衛の消防組織等により、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとるものとする。

■事業所の消火活動等

- 消防署、警察等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 立ち入り禁止措置等の実施

第8節 医療救護活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 医療救護チームの編成	●			医療班
第2 医療救護所の設置	●			医療班 、避難所班、学校避難所班
第3 医療救護活動	●			医療班
第4 後方医療機関の確保と搬送	●			医療班 、 警防部
第5 医薬品、医療資器材等の確保	●			医療班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		医療班 、 清掃班
第7 心のケア対策			●	医療班

市は、地震が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資器材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所に対応できない場合は後方医療として後方医療機関^{※1}、災害拠点病院^{※2}で対応する。

なお、本市は地域災害医療センターである飯塚病院が災害拠点病院となる。

※1 後方医療機関：救急医療機関及びその他の病院で被災を免れた全ての医療機関

※2 災害拠点病院：医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うための高度な診療を有する地域の中核的な救命医療施設

第1 医療救護チームの編成

1 医療情報の収集

災害発生時は、県救急医療情報センターが県災害医療情報センター、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センター、災害拠点病院等がそのサブセンターとして機能する。

医療班は、県及び医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

資料編 2-9 医療機関

資料編 2-10 歯科医院

■医療情報の収集内容

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

2 要請及び出動

医療班は、必要に応じ医療救護チームに対して次のとおり出動を要請する。

また、災害の規模、状況によっては、県に対し福岡県災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣要請等を行う。

■医療救護チームへの要請事項

- 災害により多数の傷病者が発生した場合、医師会に医療救護チームの出動を要請する
- 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
- 医療関係者が自ら必要と認めたときは、要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する

3 医療救護チームの編成

医療班は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。

医師会は、歯科医師会及び薬剤師会と連携し、編成する。

災害の規模、状況によっては、市外の公立病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行うものとする。

なお、医療救護チームには、以下の他に歯科医師や精神科医等も配置するなど、被災者への多様な対応が可能な体制を整えるものとする。

■医療救護チームの編成基準

構 成	備 考
医師(1～2名)、薬剤師(1名)、看護師(1～4名)、補助員(1名)	運転手(必要に応じて1名)

■医師会等への伝達・要請事項

- 災害の種類、規模、発生場所
- 必要とする救護班数
- 救護所の設置場所
- 資器材等の状況
- その他

第2 医療救護所の設置

医療班は、避難所班及び学校避難所班と連携し、次の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として学校等、指定避難所等に設置するが、状況に応じて、災害

現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置するものとする。

資料編 11-2 医療救護所開設状況報告

■医療救護所設置の留意点

- 被災傷病者の発生及び避難状況
- 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- 被災地の医療機関の稼働状況
- 医療資器材、水、非常用電源等の確保の見通し
- 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第3 医療救護活動

派遣された医療救護チーム等の活動内容は、次のとおりとする。

■医療救護チームの活動内容

- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ※¹）
- 負傷者の応急処置
- 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ・タグ※²の活用）
- 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- 助産救護
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

■医療機関の活動内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報（診療可能状況）の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療班、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

※1 トリアージ：傷病者の重傷度と緊急度を判定し、治療や搬送の優先順位を決めること。

※2 トリアージ・タグ：トリアージ区分の識別表で、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

（注意事項）クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）は、一見して重傷に見えないことから注意が必要である。

第4 後方医療機関の確保と搬送

1 後方医療機関の確保

医療班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベット数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保するものとする。

市内の医療機関で収容困難な重症者は、市外の病院、災害拠点病院及び近隣の災害拠点病院等に収容するものとする。

なお、市外への転送が必要な時は、県又は近隣市町村へ要請する。

■災害拠点病院等

区分	医療機関名称	病床数		電話番号	ヘリポートの状況		
		一般	精神・療養		敷地内外	区分	病院からの距離
災害拠点病院	飯塚病院	978	精 138	0948-22-3800	敷地外	緊急時	0.2km
近隣災害拠点病院	田川市立病院※	334	感 8	0947-44-2100	敷地外	緊急時	2.5km
基幹拠点病院	国立病院機構九州医療センター	650	精 50	092-852-0700	屋上	緊急時	—

※人工透析対応可能数は 50 台

2 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行うものとする。

搬送手段がないときは、市民の協力を得て搬送するか、または消防、警察、自衛隊等緊急拠点関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに搬送する。

また、交通の状況により災害拠点病院等、後方医療機関への搬送が救急車等では困難な場合は、県や自衛隊等に対し、ヘリコプターでの搬送を要請する。

また、ドクターヘリは、消防機関や医療機関からの要請に基づき出動する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬 送 先	搬 送 主 体
被災現場から医療救護所、医療機関等へ	消防本部、警察、市、自主防災組織等
被災現場、医療救護所等から災害拠点病院等へ	消防本部、市
被災現場、医療救護所等から被災地域外災害拠点病院等へ	消防本部、自衛隊、市、県

第5 医薬品、医療資器材等の確保

1 医薬品、医療資器材の確保

医療班は、原則として次のとおり医薬品及び医療資器材を確保するものとする。

■医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
- 不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療資器材を調達する
- 入手が困難なときは、市対策本部から保健福祉環境事務所を通じて県災対本部へ、又は県災対本部へ直接供給を要請する
- なおも医薬品等が不足する場合は、医療救護チームが携行したものを使用する
この場合、費用は市が実費弁償する

2 血液製剤等の確保

医療班は、輸血用血液及び血液製剤が必要なときは、福岡県赤十字血液センター等に供給を依頼する。

また、必要に応じて市民へ献血を呼びかけるものとする。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

医療班及び清掃班は、保健福祉環境事務所の協力を得て、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

1 生活環境の整備、確認

医療班は、保健福祉環境事務所の協力を得て、被災地の台所、トイレ等の衛生管理の徹底や手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2 健康状況の把握

医療班は、保健福祉環境事務所や医師会等と協議しながら、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

3 相談・指導

医療班は、保健福祉環境事務所の協力を得ながら巡回相談等の場で必要な指導を行う。特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止するよう努めるものとする。

4 医療の確保

医療班は、医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者への医療体制の確保に努める。

5 医療情報の提供

医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、市ホームページ災害広報紙等で市民に必要な情報を提供する。

第7 心のケア対策

医療班は、大規模な災害が発生したとき又は避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、保健福祉環境事務所、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力

により、精神科救護チームを編成し、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、医師や保健師等の指導のもと、福祉・医療ボランティアが被災者や災害時要配慮者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的負担の軽減に努めるものとする。

■活動内容

- 原則として精神科救護チームを市災害対策本部に設置する。
- 精神科救護チームは、巡回相談等を行う。
- 精神科救護チームは、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談などの相談業務を行う。

■精神科救護チームの編成基準

構 成	備 考
精神科医（1名）、保健師（1名）、看護師（1名）、事務（1名）、作業療法士（1名）	保健師、作業療法士、運転手は必要に応じて編成

第9節 交通・輸送対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 <i>斜字</i> は副担当)
第1 交通情報の収集、道路規制	●			公共土木班 、 支所対策班
第2 道路交通の確保	●			公共土木班 、 支所対策班
第3 車両等、燃料の確保、配車	●			車両班 、 事務局
第4 緊急通行車両の確認申請	●			事務局
第5 緊急輸送	●			事務局 、 避難所班 、 <i>物資受援班</i>
第6 物資集配拠点の設置		●		避難所班 、 物資受援班
第7 臨時ヘリポートの設置	●			事務局 、 医療班 、 教育施設班

第1 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集

公共土木班及び支所対策班は、警察署、道路管理者から道路及の交通規制の実施状況、交通の状況、特に危険と認められた道路及び橋梁の位置、復旧の見通し等の情報を収集し、緊急輸送道路等の状況把握を図り、関係各班に伝達する。

2 市道の交通規制

公共土木班は、必要に応じ、道路管理者として市道の交通規制を実施する。
交通規制に際しては、次のとおり警察署と密接に連絡をとることとする。

(1) 相互連携・協力

公共土木班及び支所対策班は、警察署と連携し、パトロール等を実施して迅速に被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を把握、相互に交換する。また、交通規制を必要とする場合には、事前に通行の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

公共土木班は、道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

資料編 12-2 緊急車両以外の車両通行止め標示

(3) 広 報

公共土木班は、道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及び回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法 (昭和 35 法律第 105 号) 第 4 条
	○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第 76 条
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第 5 条 又は 第 114 条の 3
警 察 官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第 6 条 又は 第 75 条の 3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第 76 条の 3
自衛官及び消防吏員	○ 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 46 条

第 2 道路交通の確保

1 緊急輸送道路の確保

公共土木班は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、車両及び人の通行を確保する。

また、警察署と密接に連絡を行い、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について綿密に把握する。

2 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定しており、市域の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

路線区分	市域の路線
緊急輸送道路（1次）	一般国道 ； 国道 200 号、201 号、211 号
緊急輸送道路（2次）	一般国道 ； 国道 200 号 主要地方道 ； 飯塚福岡線、飯塚大野城線、北九州小竹線、穂波嘉穂線 一般県道 ； 口ノ原稲築線

3 道路の障害物の除去

公共土木班及び支所対策班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、迅速に通行可能にするため、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行う。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとるものとする。

なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

第3 車両等、燃料の確保、配車

1 車両、燃料の確保

車両班は、次のとおり緊急輸送のための車両、燃料等を確保する。

(1) 車両、燃料の調達

市有車両及びその他車両を管理し、燃料の調達を行う。

市有車両が不足する場合は、市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して車両の借り上げを要請する。

資料編 2-13 市有車両

■車両、燃料の調達

区 分	内 容
市有車両の把握	○ 調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○ 市有車両で対応が困難なときは、他の市町村、輸送業者等から借り上げる。
燃 料 の 調 達	○ 各班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

(2) 配 車

各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。
車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

2 県への要請依頼

事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼するものとする。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両において、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行ったときは、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、県または県公安委員会は、同法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

事務局は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

なお、事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

資料編 12-1 緊急通行車両事前届出書

資料編 12-3 緊急通行車両通行標章

資料編 12-4 緊急通行車両確認証明書

2 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側フロントガラス内側上部の、前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつけるものとする。

第5 緊急輸送

避難所班及び学校避難所班は、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食糧、飲料水、生活物資、資機材等を搬送するものとする。

多数の避難所等へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請するものとする。

事務局は、緊急輸送手段として航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

■緊急輸送の範囲

第1段階	○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動、応急危険度判定等災害の拡大防止のための人員、物資 ○ 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ○ 後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 ○ その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	上記第1段階の続行 ○ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	上記第2段階の続行 ○ 災害復旧に必要な人員、物資 ○ 生活必需品

第6 物資集配拠点の設置

避難所班又は物資受援班は、備蓄物資だけでは物資が不足し、業者等から調達するとき又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設するものとする。

■物資集配拠点施設

- | |
|--------------|
| ○ 指定避難所 ほか |
|--------------|

第7 臨時ヘリポートの設置

事務局は、医療班、教育施設班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

なお、危険防止の措置として、離着陸場所の付近には飛散物を放置しないようにする。

資料編 2-12 災害時における臨時ヘリポート

第10節 避難対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 避難の指示等	●			<u>事務局</u> 、関係各班、警防班
第2 警戒区域の設定	●			<u>事務局</u> 、 <u>警防部</u>
第3 避難誘導	●			<u>事務局</u> 、 <u>警防部</u> 、 <u>学校避難所班</u> 、 <u>避難支援班</u> 、 <u>車両班</u>
第4 避難所の開設	●			<u>事務局</u> 、 <u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u>
第5 避難所の運営		●		<u>事務局</u> 、 <u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u> 、 <u>避難支援班</u> 、 <u>外国人支援班</u>
第6 旅行者、滞在者の安全確保	●			<u>被災者支援班</u>
第7 広域的避難者の受入れ	●			<u>事務局</u>

市は、災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合には、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるための避難の指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図るものとする。

なお、その際には災害時要配慮者（避難行動要支援者）に十分配慮し、福祉避難所が設置されている場合には、必要に応じて福祉避難所に誘導・移送する。

第1 避難の指示等

1 高齢者等避難情報

市長は、避難を要する地区の住民に対し、「高齢者等避難」を発令する。

事務局は、関係各班、関係機関と連携し、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がいのある方等の避難行動に時間を要する災害時要配慮者（避難行動要支援者）が迅速に避難できるよう、「高齢者等避難」の伝達を行う。

2 避難の指示権者

市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害の発生又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の必要と認める住民に対し「避難の指示」を行う。また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要すると認めるときは必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急に安全を確保するための措置の指示を行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を仰ぐいとまがないとき、又は市長が不在のときは、第3章第1節第5の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）するものとする。

事務局は、関係各班、関係機関と連携し、避難の指示に関する事務を行う。

■避難の指示等の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	指示等を行う要件	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	指示	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
			緊急安全確保	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき	災害対策基本法 第60条第3項
	知事	災害全般	指示 緊急安全確保	○上記の場合において、市長がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第6項
	警察官	災害全般	指示 緊急安全確保	○上記の場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	指示等を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	○人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	警察官 職務執行法 第4条第1項
	災害全般	避難等の措置命令 措置	○上記の状況で、特に急を要するとき	
自衛官 (災害派遣時に限る)	災害全般	警告 (準用)	○警察官の要件と同じ（ただし、警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法 第94条第1項
	災害全般	避難等の措置命令 措置（準用）	○警察官の要件と同じ（ただし、警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法 第94条第1項
県知事、県知事の命を受けた職員（洪水等は水防管理者を含む）	地すべり	指示	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	がけ崩れ	指示	○がけ崩れにより著しい危険が切迫していると認められるとき	急傾斜地法 第7条
	土石流	指示	○土石流により著しい危険が切迫していると認められるとき	砂防法第4条
	洪水	指示	○洪水のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

3 避難指示等の区分

避難指示等の区分については、以下のとおりとする。

■避難指示等の区分

	発令時の状況	市民等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○要配慮者(避難行動要支援者)等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者(避難行動要支援者)等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示【警戒レベル4】	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始、また避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○災害が発生または切迫した状況	○未だ危険な場所にいる住民は、直ちに生命を守る最低限の行動、安全確保

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の上層階等に避難することもある。

4 避難指示等の基準

市長が行う避難の指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、又は発生するおそれのある場合は、市民等の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがあることを基準として実施するものとする。

資料編 4-9 被害想定箇所における避難指示等の発令基準と現況

■避難指示等をする場合の目安

【警戒レベル3】高齢者等避難

- 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき

【警戒レベル4】避難指示

- 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき
- 河川の氾濫注意水位突破や水路等がオーバーフローし、洪水のおそれがあるとき
- レベル4土砂災害危険警報が発令され、地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあると判断されるとき
- 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき
- ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき

【警戒レベル5】緊急安全確保

- 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- レベル5大雨特別警報又はレベル5土砂災害特別警報又はレベル5氾濫特別警報が発表されたときが発表されたとき
- その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

5 避難の指示等の伝達

事務局は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難情報を市防災行政無線、緊急速報メール(エリアメール)、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい災害時要配慮者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難の指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	事務局及び関係各班	市防災行政無線、広報車、消防団等
	各施設管理者、自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	○ 避難対象地域 ○ 避難先 ○ 避難経路 ○ 避難情報発令の理由 ○ 注意事項（戸締まり、携行品）等	

6 県・関係機関への報告、要請

事務局は、避難の指示等が発令された場合は、県及び関係機関等にその旨を報告し要請を行う。

■連絡先

報 告	県知事（県防災危機管理局危機管理課）
協力要請	消防本部、警察署等
避難所開設要請	避難所担当班（避難所派遣職員）、避難施設管理者等

7 解除とその伝達、報告

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の指示等を解除する。

事務局は、避難所運営者と連携し、避難所に避難している対象者にこれを伝達する。

また、解除後は速やかに県知事に報告するものとする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

事務局は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合は、その旨を本部長に通知するものとする。

なお、警戒区域の設定に伴い、立入禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留（災害対策基本法第116条第2項）、又は6月以下の懲役または30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

■災害対策基本法及び他の法律に基づく警戒区域の設定権者とその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	○災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
	警察官	災害全般	○上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	災害対策基本法 第63条第2項
	自衛官	災害全般	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	災害対策基本法 第63条第3項
	知事	災害全般	○市長がその事務を行なうことができなくなったとき	災害対策基本法第73条
消防長 消防署長		火災 その他	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2第1項

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
	警察署長	火災 その他	○上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2 第2項
消防吏員 消防団員		火災	○火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法第28条第1項
	警察官	火災	○上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防法第28条第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○水防上緊急の必要がある場所	水防法第21条第1項
	警察官	水害	○上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防第21条第2項

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから各設定権者は、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定するものとする。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に各設定権者は、必要な情報を設定区域の市民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

本部長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

事務局は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1 避難誘導体制の整備

避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、避難者の混乱を招くなど、特定の危険地域や施設がある場合、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報提供のため、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

また、警防部、自主防災組織及び関係機関等の協力を得ながら、安全な避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、要配慮者利用施設については、次のとおり各担当班が安全な避難誘導体制の整

備に努めるものとする。

■要配慮者利用施設の対象、担当

対 象	担 当
教育施設	○ 教職員、学校避難所班
保育施設	○ 保育所職員、避難支援班
社会福祉施設	○ 施設管理者、避難支援班

※災害の規模、状況に応じて警察署、消防本部へ協力を得る。

2 避難者の携帯品等

避難者の携帯品等は、次のものを目安とし円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

また、市は、平常時より下記の携帯品等を収納した非常袋を用意しておくよう、市民への啓発に努めるものとする。

■携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料・飲料水（1人当たり3日分程度）、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

3 避難の誘導方法

避難の際の誘導方法については、以下のとおりとする。

なお、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合や、避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

■避難誘導の方法

- 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、障がいのある方その他単独で避難することが困難な人など、災害時要配慮者（避難行動要支援者）を優先する。
- 状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認し、徒歩により避難させる。
- 自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。

■避難誘導の対象、担当

対 象	担 当
市 民	○ 警防部 ※在宅の災害時要配慮者は、自主防災組織等の協力により行う。
教育施設	○ 教職員、学校避難所班
保育施設	○ 保育所職員、避難支援班
社会福祉施設	○ 施設管理者、避難支援班
事業所等	○ 施設の防火管理者及び管理責任者等

※災害の規模、状況に応じて警察署、消防本部へ協力を得る。

4 誘導時の留意事項

避難誘導の際の留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難所までの避難が困難な場合は、自宅等の屋内での待避のほか、建物の2階以上や屋上で待避するなど垂直避難を行うものとする。

■留意事項

- 避難の目的・場所を明確にすること。
- 自治会、世帯単位等の地域住民の生活単位ごとにまとまるように誘導し、状況に応じて班を編成して避難者の確認を行う。
- 誘導者は少なくとも先頭、中間及び後方に位置して脱落者等のないように注意する。
- 誘導に際しては、必要に応じロープ等を利用する。

5 災害時要配慮者(避難行動要支援者)の誘導

在宅の災害時要配慮者(避難行動要支援者)の避難は、原則として地域の自主防災組織等が行うが、避難支援が困難な場合は、避難支援班が車両等を用いて輸送する。

施設入所者は、施設管理者が車両等を用いて輸送する。

車両班は、必要に応じて車両等の手配など支援を行う。

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

避難所は、原則的に本部長が設定する避難所のうちから選定する。

避難所の開設は、避難所班及び学校避難所班で構成する避難所派遣職員が、事務局と連携し、施設管理者等の協力を得て実施する。緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施するものとする。

また、本部長が開設しない場合であって、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者、自治会長等が開設することができる。

※災害救助法による避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。

(1) 避難所の開設基準

■避難所開設の目安

震 度	開設避難所
5弱～5強	交流センター（飯塚片島、菰田、立岩、飯塚東、鯉田、鎮西、幸袋、穂波、庄内（別館及び旧庄内保健福祉センター含む）、潁田）、中央公民館（コミュニティセンター）、片島小学校、菰田小学校、飯塚東小学校、鯉田小学校、飯塚市総合体育館、二瀬中学校、小中一貫幸袋校、飯塚市役所、旧潤野児童センター、旧蓮台寺児童センター、穂波人権啓発センター、忠隈住民センター、穂波福祉総合センター、筑穂支所、九州工業大学、(株)福岡ソフトウェア、クラブハウス本店・川津支店、目尾支店、庄内支店、ダイナム福岡飯塚花瀬店・潁田店
6弱以上	市指定の全ての避難所

※全ての避難所を開設する場合、例外として、各施設を管理する班が避難所を開設する。

資料編 2-7-2 指定避難所

(2) 避難所開設の担任

避難所は避難所班及び学校避難所班が開設するが、施設の鍵の開錠はそれぞれの施設を管理する班が行う。

2 避難所の追加指定

事務局は、避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に避難所として位置づけることができるものとする。

また、市域の避難所で収容力が不足するときは、県又は近隣市町村へ避難所の開設を要請するものとする。

3 自主避難への対応

市が開設する指定避難所への避難とは別に、市民が自主避難するときは、地区避難所、自治会等が開設する自治公民館等を使用する。

4 避難者の受入れ

避難所の開設時に、すでに避難者があるときは、一時的に広いスペースに誘導するものとする。

その後は、災害時要配慮者とその他避難者のスペースを確保し、それぞれを受入れるものとする。

■避難者の受入れ事項

- 収容スペースへの案内
- 避難者の把握（居住地域、避難者数等）
- 災害情報等の収集及び本部への伝達

5 避難所内事務室の開設

避難所内は、事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。

なお、事務室には、避難所利用者登録票、事務用品等を事前に準備するものとする。

資料編 10-1 避難所利用者登録票

6 避難所開設の報告

避難所班及び学校避難所班は、避難所を開設したときは、事務局に報告を行うものとする。

事務局は、県に対し、次の報告を行う。

■避難所開設の報告事項

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人数
- 避難対象地区名（災害危険箇所名等）
- 開設当初は、1～2時間毎に報告、2日目以降10時、15時までに県へ報告

7 避難所の孤立防止等

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での避難所の設置・維持についての適否を検討する。

この場合、以下の点に留意する。

■留意事項

- 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- 警察等との連携
- 避難所責任者の専任とその権限の明確化
- 避難者名簿の作成（なお、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握する）
- 災害時要配慮者に対する配慮
- 次の事項について県へ速やかに報告する。
 - ・ 避難所開設の日時及び場所
 - ・ 収容状況及び収容人員
 - ・ 開設期間の見込
 - ・ 避難対象地区

第5 避難所の運営

1 運営担当

避難所の運営は、災害初期においては、避難所班を中心に学校避難所班、避難支援班等、避難所派遣職員が担当するものとする。

避難所派遣職員は、避難所の運営、市対策本部との連絡調整を行うほか、男女共同参画推進センターと連携し、避難所における被難者のニーズの把握・調整を行うものとする。特に、高齢者や身体障がいのある方等の福祉ニーズをはじめ、女性や乳幼児等のニーズの把握には十分配慮した運営に努めるものとする。ただし、避難所生活が長期化するときは、避難所の運営は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行えるように努めるものとする。

2 避難所利用者登録票・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難所利用者登録票を配り避難者に世帯単位に記入を行うよう指示する。

また、避難者名簿を、集まった避難所利用者登録票を基にして作成し、保管するとともに、避難所班及び学校避難所班に報告する。

避難所班及び学校避難所班は、各避難所の避難者名簿を集計して、本部に報告する。

資料編 10-2 避難者名簿

3 市、施設管理者の措置

市は、避難所開設時には、あらかじめ定める避難所に避難所班及び学校避難所班又は避難所派遣職員を配置し、次のとおり避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行うものとする。指定外の避難所にあつては、施設管理者がその任務にあたるものとする。

■統括者の運営措置

- 統括者に防災行政無線戸別受信機、携帯電話等を携行させ、避難所との通信、広報手段を確保する。
- 統括者に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、関係各班、ボランティアセンターに対して、各避難所への支援活動、物品等の供給を要請する。
- 統括者は、避難所の管理体制を確立する。
 - ・ 避難者への開放区域、授乳室、避難所事務室等の設定
 - ・ 避難者名簿、避難所運営記録の作成
 - ・ 避難者の把握及び報告（特に、災害時要配慮者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに医療班に報告する。）
 - ・ 避難所自治組織（避難所コミュニティ）の結成、運営方針、ルールづくりの支援
 - ・ 館内放送、情報等の掲示等
 - ・ 供給物資等の受領、保管
 - ・ 避難所における事業等への協力

4 教職員の協力

教職員は、学校に避難所が開設された場合は、原則として次のとおり避難所運営業務に協力する。

なお、この期間は7日以内を原則とし、その後は、避難所派遣職員に運営を引き継ぐものとする。

■教職員による運営協力（例）

- 施設等開放区域の明示
- 避難者誘導・避難者名簿の作成
- 情報連絡活動
- 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ボランティアの受入れ
- 炊き出しへの協力
- 避難所自治組織（避難所コミュニティ）づくりの協力
- 重傷者への対応

5 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所派遣職員は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努めるものとする。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

なお、班長等の人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行う。

■協力要請事項

- 市からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

6 避難所の自主運営体制の確立

自治会、自主防災組織、住民等は、避難所派遣職員等に協力し、避難所自治組織（避難所コミュニティ）を設立するとともに、避難所自治組織（避難所コミュニティ）の班長を選出し、班長の下で、主に次の事項について避難所運営をサポートするものとする。

また、避難所運営における性的少数者等の意見を反映できる者の参画に努める。

なお、避難所班及び学校避難所班は、避難所自治組織（避難所コミュニティ）の設立を支援するものとする。

■自治会長、自主防災組織、住民等の避難所での協力措置

- 運営方針、生活ルール の決定
- 食料、物資の配布、炊き出し協力
- 避難者への広報の伝達（呼びかけ、チラシの配布等）
- 避難者のニーズ調査、統括者への報告
- ごみの管理、施設・トイレの清掃等
- 秩序の保持

7 食糧、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所派遣職員は、食糧、飲料水、生活物資等の必要量を避難所班に請求するものとする。物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者にこれを配分する。

8 避難所等の警備

避難所派遣職員等は、避難所自主運営組織と連携して、避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保する。

また、自主防災組織、防犯協会等に対し、避難所及び被災地における警備・防犯活動への協力要請を行うとともに広報を行うものとする。

9 運営記録の作成、報告

避難所派遣職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日に1回、避難所班へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告するものとする。

資料編 10-4 物品の受払簿（避難所用）

資料編 10-5 避難所設置及び収容状況

10 広 報

避難所班及び学校避難所班は、次のとおり所管する各々の避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、避難者に情報をより正確に伝達するものとする。

また、必要に応じて、手話通訳や要約筆記者、外国語通訳等のボランティアを避難所に派遣するなど、災害時要配慮者で情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行うものとする。

■避難所における広報の方法

- 災害広報紙の掲示、配布等
- 掲示板
- 避難所運営組織による口頭伝達

11 管理・運営の留意点

自治会、自主防災組織、住民等は、避難所派遣職員等と協力して、避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行う。

■留意事項

- 避難者の把握（出入りの確認）
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 生活環境への配慮
- 災害時要配慮者への配慮
- 間仕切りの設置
- 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- 医療従事者の派遣・巡回（女性医療従事者の派遣等に配慮する。）
- 動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- 安全、保健・衛生（メンタル含む）、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室・物干し場、授乳室、休養スペースを確保
- 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- 男女双方のニーズを生かすため、各部署スタッフは男女で担当
- 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当
- トイレは男女別とし、男女用の比率は1：3を目標に整備を推進する。また、避難所の長期開設が見込まれる場合は仮設トイレを設置することとし、すべての被災者（子ども・高齢者・妊娠中の女性・障がいのある人々）がプライバシーの確保を保てる設計を行い、日中・夜間を通して安全で安心して使えるよう設置（照明や防犯ブザー等を設置）する。
- テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る
- 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者、要約筆記者の配置など、災害時要配慮者の情報環境に配慮
- 防犯対策・DV対策のための警備・巡回の徹底（巡回警備は男女ペア、女性用トイレや女性更衣室には女性が巡回を行う。）
- 必要に応じ、家庭動物のためのスペースの確保に努める

12 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■長期化への対策事項

対策項目	対策事項
居住環境	○ グループ分け ○ 共同利用する器具、場所等に関する生活ルール確立 ○ 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材の確保 ○ 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等
健康・衛生	○ 仮設トイレ、入浴施設、ごみ箱等の設置による良好な衛生状態の確保 ○ 持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るための医師、保健師による健康管理、衛生管理
災害時要配慮者	○ 福祉避難所の開設の検討と災害時要配慮者の移送・誘導等 ○ 乳幼児のいる家庭優先の部屋の設置 ○ トイレ・更衣室以外での女性専用スペースの設置 ○ 性的少数者に配慮した多目的トイレの設置
防 犯	○ 防犯対策・DV対策のための避難所の警備・巡回のパトロール等の徹底
その他（全体）	○ 非常用電源設備の整備・強化 ○ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮 ○ ボランティア等支援スタッフの確保

13 避難者の把握及び避難所の生活環境の把握

(1) 避難者の把握

避難所班及び学校避難所班は、避難場所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。

また、避難場所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、県等への報告を行う。

(2) 避難所の生活環境の把握

避難所班及び学校避難所班は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。

避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースを確保する。

14 在宅避難者対策

在宅で生活可能な者のうち、食糧、水、日用品等の入手が困難なもの（在宅避難者）については、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握

在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄の避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

在宅避難者への食糧等の配給は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。

配給の実施機関は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

(3) 情報の提供

在宅避難者への情報の提供は、ホームページ、チラシ、ポスター等により避難者支援に係る情報を周知する。

15 車中泊避難者対策

車中で避難生活を行う者のうち、食糧、水、日用品等の入手が困難なもの（車中泊避難者）については、避難所入所者に準じ救済措置をとる。

(1) 車中泊避難者の把握

車中泊避難者の把握については、最寄りの避難所、被災者台帳で状況を把握する

(2) 食料等の配給

車中泊避難者への食糧等の配給は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。

配給の実施機関は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

(3) 情報の提供

車中泊避難者への情報の提供は、ホームページ、チラシ、ポスター等により避難者支援に係る情報を周知する。

第6 旅行者、滞在者の安全確保

被災者支援班は、交通機関の管理者等と連携し、道路、鉄道等の交通機関の不通により自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し、必要に応じ、各種の支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、市、警察署等と連携し、旅行者等に被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 施設等の提供

滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

なお、市は、これらの避難者を受入れるときは、関係する交通機関、施設の管理者と避難生活、その他について十分協議する。

第7 広域的避難者の受入れ

市は、市外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受入れ体制を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第11節 避難行動要支援者等の対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 安全確保、安否確認	●			避難支援班 、避難所班、学校避難所班
第2 避難支援	●			避難支援班 、 警防部
第3 避難所での応急支援		●		避難支援班 、避難所班、学校避難所班
第4 福祉避難所等の確保、移送		●		避難支援班 、避難所班、学校避難所班
第5 災害時要配慮者への各種支援			●	避難支援班
第6 福祉仮設住宅の供給			●	建築住宅班 、 避難支援班
第7 福祉仮設住宅での支援			●	医療班
第8 外国人等への支援			●	外国人支援班 、 現地対策班
第9 帰宅困難者への支援対策	●			事務局

災害時要配慮者とは、災害による危険回避のために必要不可欠な情報を迅速かつ的確に把握したり、安全な場所に避難するなどの行動を取ることが特に困難な人々をいう。具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がいのある方（児）、知的障がいのある方、精神障がいのある方、難病患者、人工透析者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等である。

また、避難行動要支援者とは、災害対策基本法（第49条の10）により、市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者としている。

第1 安全確保、安否確認

1 安全確保

避難支援班は、避難所班及び学校避難所班と連携して、災害発生初期の緊急措置として、自主防災組織や、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の機関に要請し、各災害時要配慮者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導するものとする。

2 安否確認

避難支援班は、避難所班及び学校避難所班と連携して、自主防災組織、民生委員・児

童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、災害時要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認を行う。

安否確認は、災害時要配慮者台帳（避難行動要支援者名簿）等の情報を活用し、次の方法で名簿を作成し、次の方法により実施するものとする。

■安否確認の方法

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 保健福祉環境事務所その他関係機関の調査に基づく報告
- 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告又は市が名簿により直接確認
- 身体障がいのある方（世帯）、生活保護世帯の一人暮らし世帯等に対し、市が名簿により直接確認

第2 避難支援

避難支援班は、避難誘導にあたり、傷病者、高齢者及び乳幼児等の災害時要配慮者（避難行動要支援者）を十分考慮する。

なお、避難にあたっては、自主防災組織等が責任をもって、速やかに地域住民を集団避難させる。

避難順位は、概ね次の順位によるものとし、臨機応変かつ迅速に対応する。

第3 避難所での応急支援

避難支援班は、避難所班及び学校避難所班と連携して、避難所派遣職員等を通じて、避難所の災害時要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

なお、支援に際しては、男女ニーズの違いに配慮する。

■避難所の災害時要配慮者への支援内容

ケアサービスリストの作成	○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具（車いす、つえ等）の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障がいのある方用携帯トイレ等
災害時要配慮者専用スペースの確保	○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮

生活支援措置	○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	○ 掲示板の設置、手話通訳者等の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

第4 福祉避難所等の確保、移送

1 福祉避難所等の確保

避難支援班は、避難所班及び学校避難所班と連携して、災害時要配慮者が避難所や在宅で介護等が困難で必要と認めるときは、福祉避難所等を確保するとともに、必要に応じて、市内社会福祉施設等に緊急受入れを要請する。

なお、福祉避難所の開設においては、利用できる施設の中から応急危険度判定を受け、使用に差し支えないことを確認した施設において、福祉避難所の開設を行う。

資料編 2-8-2 社会福祉施設

■福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保（原則としてたたみがある施設）
 - ・福祉避難所として市と協定を締結した福祉施設
- 不足するときは、県と協議し、社会福祉施設等に特別受入れ要請
 - ・老人保健施設、老人ホーム、障がい者福祉施設など

■福祉避難所の入所対象者等について

- 高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者
- 介護認定を受けている者、被災後介護認定を受けた者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を図る
- なお、災害時における要配慮者の避難生活場所については、在宅、指定避難所、福祉避難所、緊急入所等が考えられるが、避難生活中の要配慮者の身体状態等の変化に留意し、必要に応じて福祉避難所への入所や緊急入所等を図るなど、適切に対応する
- 要配慮者一人あたりの面積の目安としては、2～4 m²/人

2 福祉避難所等への移送

避難支援班は、避難所班及び学校避難所班と連携して、福祉避難所等が確保されたときは、福祉関係団体及びボランティア等の協力を得て、速やかに災害時要配慮者等を送る。

この際、災害時要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

3 福祉避難所の管理・運営

福祉避難所を開設したときは、担当職員を派遣し、避難所の管理・運営を行う。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、大規模災害の発生当初においては、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

第5 災害時要配慮者への各種支援

避難支援班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の災害時要配慮者に対し、次のような支援を行う。

■在宅等の災害時要配慮者への支援内容

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障がいのある方向けの広報活動等
- 保健師等によるケア

第6 福祉仮設住宅の供給

建築住宅班は、避難支援班と連携し、県と協議のうえ必要があると認めるときは、災害時要配慮者向けの福祉仮設住宅を建設、供給するものとする。

建設、供給においては、次の点に留意する。

■供給の留意点

- 災害時要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 災害時要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第7 福祉仮設住宅での支援

医療班は、保健福祉環境事務所及び福祉関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- ケースワーカー、カウンセラー等による全般的な生活相談
- 各種行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣等
- その他災害時要配慮者向けサービスの実施等

第8 外国人等への支援

外国人支援班及び現地対策班は、県と協力し、災害時に外国人等が孤立しないよう必要な情報を収集し、次のとおり情報の提供及び必要な支援を行う。

1 外国人への情報提供

外国人支援班は、県、FM放送局等と連携し、多言語による緊急情報（避難情報等）の提供を行う。

2 外国人の支援

外国人支援班及び現地対策班は、県、警察署、国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握及び相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に県が実施する（公財）福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、ふくおか防災ナビ・まもるくん、インターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアで広報を行うものとする。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターと連携を図り、外国語会話可能なボランティアを確保する。

3 旅行者への対策

市は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、避難所等の情報を伝達する。

第9 帰宅困難者への支援対策

災害により、公共交通機関が停止した場合に、速やかに帰宅できない帰宅困難者や徒歩による帰宅者に対して支援を行う。

1 徒歩帰宅者への支援

通勤・通学者等の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗などにおいて、トイレや水道水、地図などによる道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

2 帰宅困難者への支援

職場・学校・駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、避難所等において一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。

第12節 生活救援活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 飲料水の確保、供給	●			<u>水道総務班</u> 、 <u>水道対策班</u>
第2 食糧の確保、供給	●			<u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u> 、 <u>避難支援班</u> 、 <u>人事班</u>
第3 炊き出しの実施、支援		●		<u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u>
第4 生活物資の確保、供給	●			<u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u> 、 <u>現地対策班</u>
第5 救援物資の受入れ等		●		<u>避難所班</u> 、 <u>学校避難所班</u> 、 <u>物資受援班</u>
第6 被災者相談		●		<u>被災者支援班</u>

第1 飲料水の確保、供給

1 水源の確保

水道総務班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止したときは、被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保するものとする。

資料編 2-5 水道施設一覧表

■確保する水源

☐ 浄水施設等 ☐ 民間の井戸 ☐ 飲料用浄水装置の活用

2 給水需要の調査

水道総務班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、早急に応急給水の需要を把握する。

■把握する内容

☐ 断水地区の範囲 ☐ 避難所及び避難者数
☐ 断水地区の人口、世帯数 ☐ 給水所の設置場所

3 給水活動の準備

水道総務班は、前項調査による給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行うものとする。

応急給水の目標水量の目安としては、災害発生後3日間は飲料水として3ℓ/人・日とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として設定する。

■ 応急給水の目標水量

経過日数	目標水量	市民の運搬距離	給水レベル
3日間	3 $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$	概ね 1 km 以内	飲料水（生命維持用水）
10日	20 $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$	概ね 250m 以内	飲料水＋炊事用水＋トイレ用水
21日	100 $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$	概ね 100m 以内	上記＋洗濯水＋避難所での入浴
28日	約 250 $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$	概ね 10m 以内	自宅での洗濯・入浴
29日以降	通 水	—	被災前と同水準

■ 給水活動の準備事項

活動計画作成	☐ 給水方法 ☐ 給水量 ☐ 資機材の準備 ☐ 人員配置 ☐ 広報の内容・方法 ☐ 水質検査等
資機材などの確保	☐ 保有する車両及び資機材を使用する。 ☐ 不足するときは業者から調達する。
応援要請	☐ 市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、嘉麻市水道局等、近隣市町村及び保健福祉環境事務所に応援を要請する。

4 給水活動

水道総務班及び水道対策班は、原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行うものとする。

給水所では、避難所派遣職員等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を準備し、使用させるものとする。

また、給水所の設置場所には、給水所の看板等を掲示する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬方法については、応援機関の協力を得て、浄水施設から給水タンク車、給水容器等を使用して行うものとする。

資料編 2-4 給水車及び給水タンク保有状況

(2) 井戸の活用

民間の井戸等の利用が必要なときは、当該所有者に協力を要請し、使用するものとする。

なお、井戸は、状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であることから、事前に実施した調査結果により、飲料水として不適切な井戸については、生活用水として利用するものとする。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間要するときは、状況により仮配水管等の設置を行うものとする。

5 広 報

水道総務班は、広報班、避難所班及び学校避難所班と連携し、被災した市民に対し給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を適宜行う。

第2 食糧の確保、供給

1 食糧供給の対象者等

食糧の供給は、次の者を対象に、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により行うものとする。また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■災害救助法による食糧の給与

給与の対象	○ 避難所に収容された者 ○ 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者 ○ 市長が、給与が必要と認めた者
給与の方法	○ 炊き出しを行うときは、知事に直ちに災害応急用米穀の供給申請を行う ○ 知事が指定する者から給与を受ける

2 食糧需要の把握

避難所班及び学校避難所班は、食糧の需要について、次により情報を把握し対応する。

■需要の把握

対象者	担 当
○ 避難所	避難所班及び学校避難所班
○ 住宅残留者	避難支援班（自主防災組織等の協力による）
○ 災害応急対策活動の従事者	人事班

3 食糧の調達

(1) 業者からの調達

避難所班及び学校避難所班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは、次の供給品目が不足すると判断したときは、食料品業者などから調達するものとする。

必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。

■供給品目

- 主 食；炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等
- 副 食；即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等
- その他；高齢者や乳幼児等災害時要配慮者のニーズに配慮した食品

(2) 国の米穀等の調達

避難所班及び学校避難所班は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀

及び乾パンの供給を県に要請する。米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、受託事業者から調達する。

なお、手続きは、「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知、最終改正：令和 8 年 4 月 1 日付け 7 農産第 5398 号農産局長通知）による。

■国の米穀等の調達要請

- 県知事又は九州農政局を通じて、農林水産省農産局長に米穀の引き渡しを要請
 - 九州農政局福岡地域センターに対し米穀及び乾パン等の調達を要請
 - 九州農政局福岡地域センターを通じて自衛隊保有の乾パン等の放出を要請
- ※要請に必要な項目
- ・品目（国内産玄米、外国産玄米、外国産精米、乾パン、乾燥米飯）
 - ・数量
 - ・精米予定場所等

4 食糧の輸送及び配分

(1) 食糧の輸送

避難所班及び学校避難所班は、原則として調達業者に対し、供給先（避難所、炊き出し施設等）の指定地まで食糧の輸送を依頼する。

食料品業者が指定地まで食糧を輸送できない場合や物資集積拠点に到着した食料については、車両班が輸送業者に要請して輸送を行わせることができる。

市職員及び市公有車による輸送は原則として行わない。

※調達先は極力一括要請とする。

(2) 食糧の配分

食糧は、原則として避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者、ボランティア等の協力を得て配布する。

なお、食糧の配分にあたっては、食物アレルギー等食事管理を必要とする者に留意するとともに、災害時要配慮者等への優先的な供給、公平性や衛生状態の確保に留意する。

5 食糧の保管

避難所班及び学校避難所班は、調達した食糧の保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点に保管する。

資料編 12-5 物品の受払簿（物資集配拠点用）

第3 炊き出しの実施、支援

1 炊き出しの実施

避難所班及び学校避難所班は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる学校の調理室、給食センター、自治公民館等を使用する。なお、それらの施設や部屋が使用できない場合は、屋外の適切な場所を確保して炊き出しを行う。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- 状況に応じて自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第4 生活物資の確保、供給

1 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者及び品目は、次のとおりとする。

なお、供給に際しては、例えば女性には女性担当者が直接手渡すなどの配慮を行うものとする。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■供給品目

- 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服、肌着等）
- 身廻品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- 食器（茶碗、汁椀、皿、はし等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、バケツ、トイレットペーパー等）
- 生理・衛生用品
- その他

■災害救助法による生活必需品の給与

給与の対象	○ 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊、床上浸水等）を受けた者 ○ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ○ 生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
給与の方法	○ 一括購入し、又は備蓄物資から供与する。
費用の限度額	○ 福岡県災害救助法施行細則で定める額
給与・貸与期間	○ 災害発生の日から10日以内 ○ 特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認を得て延長できる。

2 需要の把握

現地対策班は、避難所班及び学校避難所班と協力し、生活物資の需要について、食糧と同様に、情報を把握し、対応を行うものとする。

3 生活必需品の調達

避難所班及び学校避難所班は、当該販売業者に生活必需品を発注する。

なお、地域内だけの業者だけでは不足するときは、県、日赤県支部又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

4 生活物資の輸送

(1) 生活物資の輸送

避難所班及び学校避難所班は、（原則として）調達業者に避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

この場合、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市職員による直接的な調達・配送活動は管理上必要な場合を除いて最小限にとどめるものとする。

(2) 生活物資の分配

生活物資は、（原則として）避難所で供給する。

避難所派遣職員は、避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て物資を配布する。

なお、乳幼児や高齢者、病弱者等を優先し、公平な配布に留意する。

5 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け及び保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

第5 救援物資の受入れ等

物資受援班、避難所班及び学校避難所班は、県と連携し、救援物資の受入れを希望する品目をとりまとめ、報道機関等を通して公表する。

1 受入れ

受入れ場所は、あらかじめ指定した物資集配拠点とする。

物資提供の申し出に対しては、次のことを確認のうえ受入れる。

また、受入れに際しては、物資の仕分け等に手間がかからないよう留意するものとする。

■供給対象者への確認事項

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| ☐ 品目、数量 | ☐ 輸送ルート |
| ☐ 輸送手段 | ☐ 到着予定日時 |

■物資集配拠点

- | |
|--------------------------------|
| ☐ 指定避難所 ほか |
|--------------------------------|

2 受入れ・仕分け

救援物資は、物資集配拠点で受入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

受入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等）を確認する。

資料編 12-5 物品の受払簿（物資集配拠点用）

3 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

特に、食料品等で常温保存がきかないものは、優先して配布する。

第6 被災者相談

1 相談窓口の設置

被災者支援班は、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて市庁舎等及び男女共同参画推進センターに被災者相談窓口を設置し、関係各班の担当者を配置する。

相談窓口においては、女性、高齢者及び障がいのある方等による相談等に配慮するとともに、相談への対応を迅速に行うため、災害の状況等に応じて、相談窓口には各班の担当者を置く。

2 対応事項

被災者相談窓口で取り扱う事項は、次のとおりである。

なお、各部署の被災者に対する支援内容を集約し、その内容を市ホームページ、広報紙等により広報する。

■対応事項

○ 搜索依頼の受け付け	○ 被災住宅の応急修理の相談
○ 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報	○ 災害弔慰金等の申し込み
○ 被災証明書の発行	○ 生活資金等の相談
○ 埋葬許可証の発行	○ 女性相談
○ 各種証明書の発行	○ 健康相談
○ 仮設住宅の申し込み	○ その他相談事項

第13節 住宅対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 被災建築物の応急危険度判定		●		<u>建築住宅班</u>
第2 被災宅地の危険度判定		●		<u>建築住宅班</u>
第3 応急仮設住宅の建設等			●	<u>建築住宅班</u> 、 <u>総務班</u> 、 <u>民地調査班</u>
第4 応急仮設住宅の入居者選定			●	<u>建築住宅班</u> 、 <u>総務班</u>
第5 空家住宅への対応			●	<u>建築住宅班</u>
第6 被災住宅の応急修理			●	<u>建築住宅班</u>

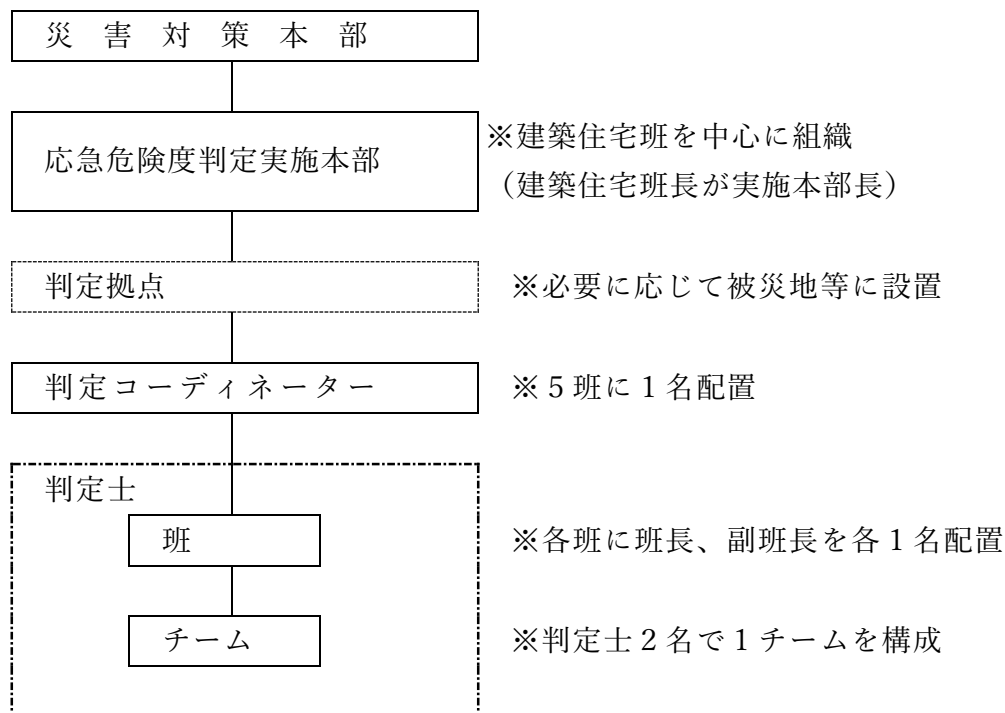
第1 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定実施本部の設置

本部長（市長）は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めたときは、次のとおり応急危険度判定実施本部を設置する。

建築住宅班は、被災建築物応急危険度判定マニュアル（応急危険度判定協議会編）等に基づき判定作業を行う。

■ 応急危険度判定実施本部の組織



■応急危険度判定実施本部の業務

- 実施本部、判定拠点の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

2 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長（建築住宅班長）は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

3 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、事前登録された市職員が担当する。人員が不足するときは、県に応援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき応急危険度の判定を行い、判定結果に基づき、次に示す「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、当該建物の見やすい場所に貼りつける。

■判定内容

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤 色	○ その建築物には立ち入らないこと
要注意	黄 色	○ 立ち入りには十分注意すること
調査済	緑 色	○ 建築物は使用可能

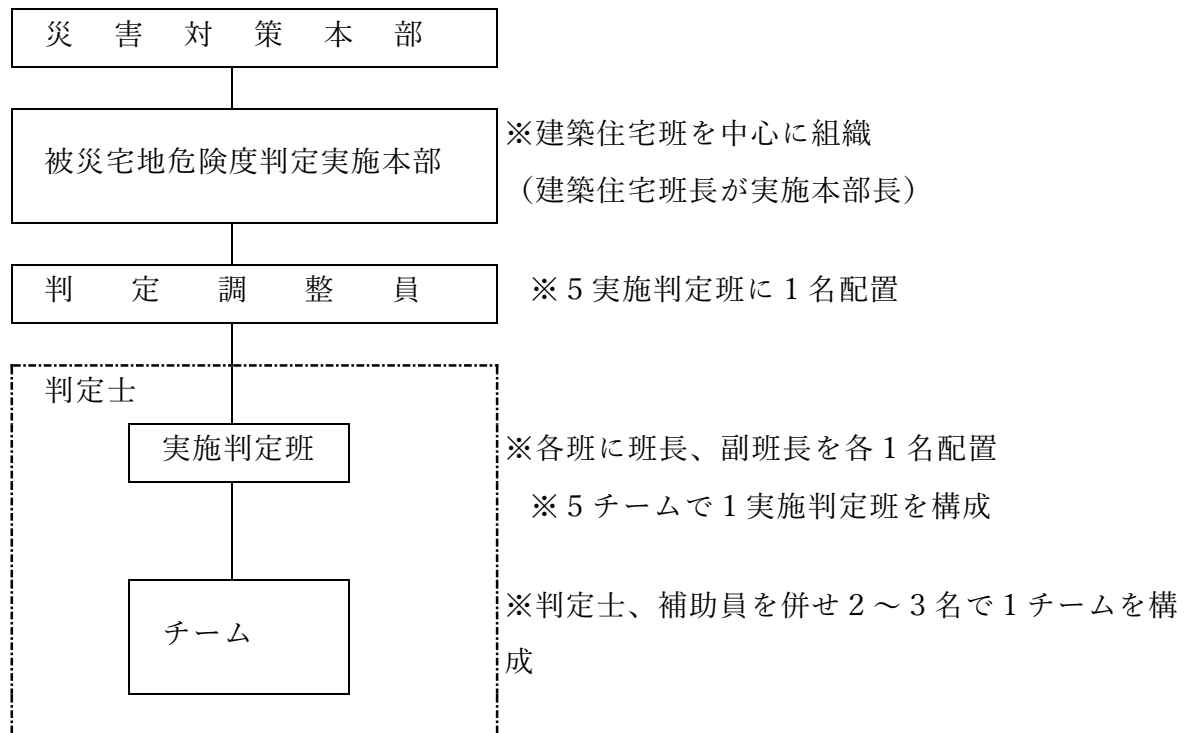
第2 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長（市長）は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めたときは、次のとおり被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

建築住宅班は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災地危険度判定連絡協議会編）等に基づき次のように判定作業を行う。

■被災宅地危険度判定実施本部の組織



■被災宅地危険度判定実施本部の業務

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 実施本部の設置 | ☐ 判定士の受入れ |
| ☐ 県等への支援要請 | ☐ 判定の実施 |
| ☐ 判定士の参集要請、派遣要請 | ☐ 判定結果の集計、報告等 |

■判定対象施設

- | | |
|---|----------------------------|
| ☐ 擁壁 | ☐ 排水施設 |
| ☐ 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面 | ☐ その他 |

2 被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長（建築住宅班長）は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

3 判定調整員

判定調整員は、事前に登録された市職員が担当する。人員が不足するときは、県に応援を要請する。

判定調整員は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアルマニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定調整員の業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援により、別途調査を行うものとする。

第3 応急仮設住宅の建設等

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。また、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は市長がこれを行う。

市は、災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合は、災害救助法に準じて応急仮設住宅を建設する。ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて市営住宅等の既存施設を応急住宅として提供するものとする。

1 需要の把握

建築住宅班は、総務班及び民地調査班と連携して、被害調査の結果により応急仮設住宅の概数を把握する。

また、仮設住宅入居の申し込みは、被災者相談窓口又は避難所にて受け付けるものとする。

2 用地の確保

建築住宅班は、応急仮設住宅の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先して、確保するものとする。

3 応急仮設住宅の建設

建築住宅班は、応急仮設住宅の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、（原則として）市の工事指名登録業者の中から業者を指名し、請負工事にて建設する。

なお、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がいのある方向けの仕様には、十分配慮するものとする。

(1) 建設実施の決定

災害救助法適用前	○ 応急仮設住宅の建設は本部長（市長）が行い、事業の内容については災害救助法の規定に準じて行う。
災害救助法適用後	○ 災害救助法が適用されたとき、応急仮設住宅の建設は県知事が行い、県知事が政令で定めるときは、本部長（市長）が行う。

(2) 建設の実施

災害救助法が適用されたとき、次の点を踏まえて仮設住宅を建設する。

建設の基準	○ 建設の基準は、災害救助法の規定による。 ○ 住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。
建設の実施	○ 仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設の期間	○ 災害発生日から20日以内を目標に着工し、速やかに完成する。

(3) 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

4 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、かつ老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

建築住宅班は、県と連携して、福祉仮設住宅の設置においては、被災の規模及び程度、被災者のうち高齢者や障がいのある方等の利用しやすい施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定める。

5 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6 応急仮設住宅の管理

建築住宅班は、県が行う応急仮設住宅の管理に協力する。

なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■災害救助法の適用による入居対象者

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
- ※被災地における住民登録の有無は問わない

2 入居者の選定

建築住宅班は、総務班と連携して、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

なお、災害時要配慮者は、必要に応じて福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

また、県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

第5 空家住宅への対応

建築住宅班は、住宅を失った被災者に対し、被災者相談窓口等に市営住宅等の空家情報を提供し、被災者の相談に対応する。

■空家住宅の募集

市	市営住宅・県営住宅等の公的住宅
提供する事業主体	民間アパート等賃貸住宅、企業住宅、保養所等

第6 被災住宅の応急修理

建築住宅班は、被災家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施を行う。また、災害救助法が適用された場合の被災家屋の応急修理は、災害救助法で定める基準において実施する。

1 応急修理の実施対象者

応急修理を行う実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

- ・住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- ・自らの資力では、住家の修理ができない者

2 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分について実施するものとする。

災害救助法が適用された場合の修理の期間は、災害が発生した日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。

建築業者の不足や建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示して斡旋及び調達を依頼するものとする。

■県への斡旋依頼時の連絡事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被害戸数（半焼・半壊）○ 修理を必要とする戸数○ 調達を必要とする資機材の品目及び数量○ 派遣を必要とする建築業者数○ 連絡責任者○ その他参考となる事項 |
|--|

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、住宅金融支援機構九州支店と連携して相談窓口を設置し、住宅に関する相談等の対応を行う。

建築住宅班は、避難所等の被災者に、相談窓口の設置情報等を提供する。

第14節 防疫・清掃活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 <i>斜字</i> は副担当)
第1 食品の衛生対策		●		医療班
第2 防疫活動		●		医療班 、 清掃班
第3 有害物質の漏洩等防止	●			被災者支援班 、 清掃班
第4 し尿の処理	●			清掃班
第5 清 掃		●		清掃班 、 公共土木班 、 <i>被災者支援班</i>
第6 障害物の除去	●			清掃班 、 公共土木班
第7 動物の保護、収容		●		清掃班 、 被災者支援班

第1 食品の衛生対策

医療班は、保健福祉環境事務所と協力して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒等の未然防止に努める。

特に、梅雨期や夏期等は広報を強化するものとする。

第2 防疫活動

1 疫病調査・健康診断

医療班は、保健福祉環境事務所と連携し、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、無症状病原体保有者の早期発見に努め、患者の隔離収容など適切な予防措置を講じるための疫病調査を実施する。

疫病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。

感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の行う必要な措置について協力する。

2 被災地の防疫

医療班、清掃班は、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の指導又は指示により、感染症の予防、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を行う。

(1) 防疫チームの編成

市は、防疫活動を行うために防疫チームを編成する。

人員等が不足するときは、保健福祉環境事務所に応援要請を行う。

■防疫チーム編成

担 当	1チームの構成人員
医療班、清掃班	衛生技術者1名，作業員2～3名，事務1名

(2) 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動においては、業者からの調達や市が保有する薬剤・資機材を使用するものとする。薬材、資機材等が不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

(3) 作業の実施

医療班、清掃班は、災害により感染症が発生又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶ場合、状況に応じて自主防災組織や市民の協力を得て、防疫活動を実施する。

■災害防疫活動

- | | |
|-----------------|------------------|
| ○ 予防教育及び広報活動の強化 | ○ 生活用水の使用制限及び供給等 |
| ○ 消毒方法の施行 | ○ 避難所の衛生管理及び防疫指導 |
| ○ ねずみ族、昆虫等の駆除 | ○ 臨時予防接種の実施 |

3 避難所における衛生管理

医療班は、避難所派遣職員、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、あわせて避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- | | |
|----------------|---------------|
| ○ トイレの清掃・消毒 | ○ 手洗い、うがい等の励行 |
| ○ 避難所居住スペースの清掃 | ○ 食品の衛生管理 |
| ○ ごみ置き場の清掃・消毒 | |

4 家畜の防疫

医療班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、県の行う防疫活動への協力を行う。

第3 有害物質の漏洩等防止

被災者支援班は清掃班と連携し、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関にこれを報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

第4 し尿の処理

清掃班は、災害により発生したし尿を適正に処理するとともに、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

1 仮設トイレの設置

清掃班は、必要に応じて避難所等に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、これを調達できないときは、他市町村、県に要請する。

2 し尿の処理

清掃班は、市の指定する許可業者とも連携し、収集・処理の体制を確立し貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、市の指定する許可業者にも協力を要請し、し尿・下水道処理施設において処理する。

激甚な災害のためし尿の収集が遅滞する場合は、市民に対し、隣近所での協力を呼びかける。

収集・処理が困難なときは保健福祉環境事務所に連絡し、近隣市町村等へ応援を要請するとともに、これによっても対応できない場合は県へ応援を要請する。

資料編 2-16 し尿処理施設

■留意点

- 仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者、障がいのある方等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。
- 仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。
- 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。
- し尿処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。
- し尿処理量の算出基準

$$\text{要総処理量 (キロリットル)} = (\text{全壊} + \text{半壊} + \text{床上浸水}) \text{戸数} \times 75 \text{リットル}$$

第5 清 掃

清掃班は、災害により一時的に発生した廃棄物やごみを適正に処理するとともに、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

1 ごみの処理

清掃班は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみの収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

ごみの収集は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて市職員が行い、ごみ処理場で焼却又は埋め立てにより処理する。

市で対応出来ない場合は、保健福祉環境事務所へ連絡し、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

なお、収集・処理にあたっては、次の点に留意する。

資料編 2-15 ゴミ焼却施設

資料編 2-17 資源化施設

■留意点

- 市民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
 - ・ごみ収集処理方針の周知
 - ・ごみ量の削減、分別への協力
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 世帯及び避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。
- 粗大ごみや資源物回収については、状況によっては一時的に中止する。
- 通常同様にごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせた処理を行う。
- 処理量を上回るごみが発生した場所では、ごみの仮置場を指定する。
- 破碎が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確立する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。
- ごみ処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。
- ごみ処理量の算出基準（1戸当たり）
 - ・全壊（流出） 1 トン ・半壊 0.5 トン ・床上浸水 0.2 トン

2 がれきの処理

(1) がれき処理の対象

災害による建物の消失、倒壊・解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の多量のがれきは、原則として所有者が処理する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは公共土木班、清掃班は農林班と連携し、適正に収集・処理を行うものとする。

(2) 実施体制

市のみでがれきの処理が困難なときは、民間業者や他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立し、実施するものとする。

(3) 処理方法

がれきの処理方法は、次のとおりである。

■がれき処理の方法

- 障害物や全壊・大規模半壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所でがれきの分別を行う。
- 木くずは、焼却処分とする。
- コンクリート等は、選別して再生処理業者又は最終処分場に運搬し、処理する。
- 適切な分別に、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。
- 必要に応じ、事前に定めた候補地から選定し、仮置場を開設する。
- がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。
- アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

なお、震災がれきの処理量については、環境省による「災害廃棄物対策指針」を参考に算定するものとし、下表に、過去の震災等における発生量原単位及び計算例を示す。

■震災廃棄物の発生量原単位及び推定式の例

＜床面積当たり原単位から求める例（原単位：トン／㎡）＞

建物構造	被害程度	発生量原単位	災害／地域	提示された計算式	出典等
木造	倒壊	0.6	—	$(全壊 + 半壊 / 2) \times (床面積 \times 原単位) + 焼失 \times 焼失原単位$	中央防災会議(2001)
非木造	倒壊	1			
—	焼失	0.23			
木造	—	0.31	東京都	—	大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係る調査報告書(2009)
R C 構造	—	1.1			
S 造	—	0.8			
—	焼失	0.21			
木造	—	可燃 0.13～0.26	阪神・淡路大震災(兵庫県資料)	$(一棟あたりの平均延床面積) \times 発生量原単位 \times 解体建物の棟数$	環境省 震災廃棄物対策指針
		不燃 0.6～0.37			
鉄筋	—	可燃 0.0～0.15			
		不燃 0.85～1.5			
鉄骨	—	可燃 0.05～0.14			
		不燃 0.36～1.13			

木造	－	0.61～0.71	同上		
木造・非木造	－	0.20～0.61	(京都大学ほか)		

＜棟・世帯・戸当たり原単位から求める例（原単位：トン／棟・世帯・戸）＞

建物構造	被害程度	発生量原単位	災害／地域	提示された計算式	出典等
－	－	39.7～44.7(戸)	－	－	住宅作業解体処理業者連絡協議会(2012)
－	－	57～85(棟)	新潟県 中越沖地震	－	環境省報告書(2006)
非公共・公共を含む	－	61.9(世帯) 113(棟)	阪神・淡路及び 中越沖地震	－	N.Hirayama 他(2011)
木造	－	29.3(棟)	東京都	－	大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係る調査報告書(2009)
R C 構造	－	230.7(棟)			
S 造	－	195.9(棟)			
－	焼失	19.82(棟)			
－	－	49.2(棟)	新潟県 中越沖地震	うち、廃木材 7.2、木くず 2.1、コンクリート 24、可燃 2.3、廃家電 0.1 等	

資料：災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえてー（平成 24 年）
一般社団法人 廃棄物資源循環学会

(4) 住民等への広報

住民等に対し、がれき処理を円滑に推進するため、適切な広報活動を次のとおり行う。

■がれき処理の広報活動

- がれきの収集処理方針の周知
- がれきの分別への協力要請
- 仮置場の周知
- 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

資料編 2-18 最終処分場

3 廃棄物処理に係る特例

大規模災害の発生により、甚大な建物被害に伴うがれき等の廃棄物が大量に発生し、環境大臣が廃棄物処理特例地域として指定した場合、廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の処理を行うことができる。

本部長（市長）は、当該廃棄物処理業者が、特例基準に適合しない廃棄物の処理を行った場合には、廃棄物の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示する

ことができる。

第6 障害物の除去

1 除去の対象

災害時における障害物除去の対象及び条件は、おおむね次のとおりとする。

■障害物除去の対象

- 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

■建物関係の障害物除去の条件

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

なお、災害救助法による障害物の除去は県が行うが、必要に応じて市が実施し、その期間は災害発生日から10日以内とする。（特別基準により延長は可能）

2 除去の方法

公共土木班は、市所有の資機材を用いて又は建設事業者団体等に応援を要請して障害物を除去する。

※他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

※除去した障害物は、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し仮置場に集積する。

3 除去の実施

公共土木班は、山(がけ)崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。

道路、河川等の管理者は、道路、河川等にある障害物の除去は、それぞれが行うものとする。

公共土木班は、市管理外の道路、河川等については、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。ただし、市管理外であっても、交通、日常生活に著しい障害がある場合は、市が緊急的に障害物を除去する。

市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て除去を実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請するものとする。

■障害物の除去実施者

障害物	担 当
住家又は周辺に運ばれた障害物	公共土木班、施設管理者
道路、河川、水路にある障害物	公共土木班、清掃班、施設管理者

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

■留意事項

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 盗難の危険のない場所を選定する。
- 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第7 動物の保護、収容

1 死亡獣畜の処理

清掃班は、被災者支援班と連携し、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等^{やきん}を処理する。これを処理ができないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。

2 愛護動物への対応

大規模災害においては、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じ、避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。

清掃班と被災者支援班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり愛護動物の収容対策を行うものとする。

(1) 被災地における愛護動物の保護

飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。

危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 避難所における動物の適切な飼育

飼い主とともに避難した動物の飼育については、県と協力して適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

■愛護動物への対応

- 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 愛護動物に関する相談の実施
- 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
(飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)

第15節 遺体の処理・埋葬

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 <i>斜字</i> は副担当)
第1 遺体の搜索	●			警防部
第2 遺体の処理、検案	●			医療班 、 清掃班
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			清掃班
第4 遺体の埋葬		●		清掃班

第1 遺体の搜索

1 遺体の搜索

警防部は、救出作業あるいは搜索中、遺体を発見した時は速やかに収容し、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）に届出る。

発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。

2 漂着遺体の取り扱い

漂着遺体は、次のように取り扱うものとする。

■漂着遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- 遺体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第2 遺体の処理、検案

1 遺体の処理

医療班は、警察から市に引き渡された引取人がない、又は身元不明の遺体を、医師による検案等により処理を行う。

清掃班は、医師会等に対し、次のとおり遺体の処理を要請する。

■遺体の処理

- 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置
- 遺体の一時保存（識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。）
- 検案（遺体の死因その他医学的検査）

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

1 納棺用品等の確保

清掃班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2 身元の確認

清掃班は、行方不明者名簿の確認を行うとともに、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、住民等からの問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人があるときは、遺族等に遺体を引き渡す。

3 遺体の収容、安置

清掃班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋葬できない場合は、遺体安置所へ搬送し、次のとおり一時安置を行うものとする。

資料編 13-1 遺体処理票

■遺体安置所の場所

- ☐ 災害協定に基づく遺体の収容、安置等の協力依頼
- ☐ 被災地に近い寺院等に設置する。

第4 遺体の埋葬

1 埋火葬許可書

遺体の埋火葬許可書は、清掃班又は各支所窓口で発行するものとする。

2 埋葬の実施

清掃班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行うものとする。

資料編 2-14 近隣火葬場

資料編 13-2 遺留品処理票

■埋葬方法

- ☐ 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣市町村等に協力を要請する。
- ☐ 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。
- ☐ 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管する。
- ☐ 外国人等の埋葬者の際は、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

なお、災害救助法による遺体の埋葬等は、以下のとおり。

■災害救助法に基づく遺体の埋葬等

対 象	☐ 災害時の混乱の際に死亡した者 ☐ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき
-----	--

埋葬の方法	○ 棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬又は納骨等について現物給付をもって実施する
期 間	○ 災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

なお、厚生労働大臣により手続の特例が定められた場合には、厚生労働大臣が定める期間内に指定した地域において死亡した者の遺体について、以下の事項が可能となる。

- ア) 墓地埋葬法第5条2項に規定する市町村長以外の市町村長が埋火葬の許可ができる。
- イ) 厚生労働大臣が定める墓地または火葬場において遺体の埋火葬を行うときに限り、埋・火葬の許可を要しない。

第16節 文教対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
	●			<u>避難支援班</u> 、 <u>学校避難所班</u>
第2 応急教育			●	<u>避難支援班</u> 、 <u>学校避難所班</u>
第3 保育所児童、学童の安全確保、安否確認	●			<u>避難支援班</u> 、 <u>学校避難所班</u>
第4 応急保育			●	<u>避難支援班</u>
第5 文化財対策		●		<u>教育施設班</u> 、 <u>施設管理者</u>

第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

園長及び学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急対策計画を策定するとともに、日頃から施設・設備の管理及び点検・整備、防災教育の実施、情報連絡体制の整備を行いPTA、地域との協力体制づくりに努めるとともに、園児、児童、生徒の安全を確保するものとする。

また、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、教職員と協力し、応急教育体制を備えて、次の措置を行う。

■事前準備

- 幼稚園・学校行事、会議、出張等中止するとともに、状況に応じて市教育委員会に連絡のうえ、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の適切な措置をとり、県教育委員会に報告する。
- 幼稚園児、児童、生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡及び引き渡し方法等を確認する。
- 市教育委員会、警察署・交番、消防署等関係機関との連絡網を確認すること。
- 勤務時間以外においては、学校長は所属職員の所在を確認し非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- 事故等により、幼稚園、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部等と連携のうえ、園児、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 下校時の危険防止

園長及び学校長は、下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒に必要な注意を促す対応をする。

気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

園長、学校長は、園児、児童、生徒を帰宅、下校させることに危険が伴うときは、幼稚園、学校で園児等を保護者に引き渡す。

保護者の迎えがないときは、幼稚園、学校で保護し、対応する。

4 安否の確認

避難支援班及び学校避難所班は、災害が発生したときは、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出書や教職員による訪問等により連絡先名簿を作成するものとする。これにより疎開先の園児、児童、生徒への照会及び連絡を行う。

なお、災害により教職員に被害が発生した場合、市教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

第2 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

園長及び学校長は、各施設の被害を調査し、避難支援班及び教育施設班と連携し、次のとおり応急教育の場所を確保する。

■ 応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	○ 被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ○ 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○ 交流センター等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地外の最寄の幼稚園、学校、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

園長及び学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど授業の再開に努め、速やかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

学校避難所班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等の必要な措置を講ずるものとする。

2 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、学校避難所班から避難所開設の

連絡を受けた場合又は緊急を要する場合は、避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。

また、避難所派遣職員等と連携して避難所の運営に努める。

3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童生徒等へのメンタルケアを行う。

■応急教育の内容

学習に関する教育内容	○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 専門家と連携し、園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。

4 学用品の調達及び給与

教育施設班は、災害救助法の適用により、以下のとおり学用品等の給与を行う。

■学用品の調達・給与

給与の対象	○ 災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	○ 支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。
調達の仕方	○ 教育施設班は、本部長の指示により関係業者から調達する。
費用の限度	○ 被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

5 学校給食の措置

学校避難所班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、次の点に留意し給食実施の可否について決定しなければならない。

■学校給食の留意事項

- 被害があっても、できうる限り学校給食を継続実施するように努める。
- 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに給食が実施できるよう努める。
- 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意し、給食を実施する。
- 感染症・食中毒が発生しないよう、衛生管理について特に留意し、給食を実施する。

第3 保育所児童、学童の安全確保、安否確認

1 安全の確保

保育所（園）長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、保育所児童、学童の安全を確保する。

また、事故等により保育所等にガスの漏出又は火災等の危険があるときは、消防本部、警防部等と連携のうえ、保育所児童、学童を安全な場所に避難誘導する。

2 園児等の保護

保育所（園）長は、保護者の迎えがないときは、保育所等において保育所児童、学童を保護する。

3 安否の確認

避難支援班は、災害が発生したときは、保育所（園）長を通じて保育所児童、学童及び職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4 応急保育

避難支援班は、保育所（園）長を通じて保育施設の被害状況を把握し、施設復旧に努める。既存施設で保育が行えないときは、臨時的な保育施設を確保する。災害により緊急に保育が必要なときは、通常の保育措置の手続きを省き、一時的保育に努めることができる。

第5 文化財対策

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を教育施設班に通報する。

教育施設班は、所有者（管理責任者）から文化財に被害が発生したとの報告があったときは、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずるものとする。

なお、市が所有・管理する文化財については、教育施設班がその被害状況を調査し、地域の文化財の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

第17節 公共施設等の応急対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当、 斜字 は副担 当)
第1 上水道施設	●			水道総務班 、 水道対策班
第2 下水道施設	●			水道総務班 、 水道対策班
第3 電気施設	●			九州電力
第4 ガス施設	●			ガス事業者
第5 通信施設	●			通信事業者
第6 道路施設	●			公共土木班 、 関係機関
第7 河川、水路	●			公共土木班 、 関係機関
第8 ダム	●			各施設管理者
第9 ため池	●			農林班 、 関係機関
第10 鉄道施設	●			JR 九州
第11 その他の公共施設	●			各施設管理者

第1 上水道施設

水道総務班及び水道対策班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに次のとおり応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1 応急対策

水源池、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■ 応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

■復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源池から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 下水道施設

水道総務班及び水道対策班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1 応急対策

汚水管渠、污水处理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■応急対策

- 管渠は、汚水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。
- ポンプ場、処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 污水处理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。
- 建物その他の施設には、地震に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資器材を備蓄し、応急対策を行う。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力をえて、復旧対策を行う。

第3 電気施設

九州電力送配電株式会社は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、次のとおり応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

2 復旧対策

市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食糧、衛生対策の手配等

第4 ガス施設

ガス事業者は、災害が発生した場合「災害に関する規程」に基づき、次のとおり応急対策を行う。

1 緊急対策

社内に災害対策本部を設置し、被害状況を調査し、社内各部署の連絡協力のもと緊急対策活動にあたる。

■緊急対策

- 情報の収集伝達
- テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼
- ガスの漏えい等による二次災害防止措置（避難区域の設定、火気の使用停止等）

2 復旧対策

被災の正確な情報を収集し、速やかに復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ゴミ焼却場等社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

■復旧対策

- 復旧計画の策定
- 復旧要員の確保
- 代替熱源等の提供
- 災害広報
- 救援要請

第5 通信施設

通信事業者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、次のとおり応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■応急対策

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 通信輻輳の緩和及び重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置（避難場所への設置を含む）、携帯電話の貸出し
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先
- 災害用伝言ダイヤル「171」の提供
- 災害用ブロードバンド伝言板「web 171」の提供
- 広報
- 社外機関に対する応援・協力要請

2 復旧対策

復旧計画を策定し、次に挙げる優先回線の復旧にあたる。

■優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第6 道路施設

公共土木班は道路管理者と連携し、災害が発生したときは、各所管の道路、橋梁について被害状況を調査し、次のとおり応急復旧対策を行う。

1 応急対策

災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。

また、市道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

資料編 1-12 道路危険箇所

2 復旧対策

市道が被災したときは、建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、市単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第7 河川、水路

公共土木班は河川管理者と連携し、河川施設等の緊急点検を実施して被害状況と危険箇所を把握し、河川、水路を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

市管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請する。

第8 ダム

ダム管理者は、一定規模以上の地震が発生した直後に、ダム及び貯水池周辺の緊急点検を実施し、被害及び危険箇所を把握する。

ダムの機能に支障をきたしている場合は応急対策を実施し、堤体の安全性に問題がある場合は、緊急放流を行って貯水位の低減を図るとともに、堤体の補強等を行う。

また、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

資料編 1-17 ダム

第9 ため池

農林班は、ため池管理者と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低減や堤体の補強等を行うとともに、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

また、ため池施設の被害の発生は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、速やかに応急対策を行う。

■ため池施設の応急対応

- 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- 人命を守るため、ため池下流の地域住民を安全な場所へ避難させる。
- 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

資料編 1-18 ため池

第10 鉄道施設

鉄道事業者（九州旅客鉄道㈱）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、防災実施計画に基づき、次のとおり応急復旧対策を行うものとする。

■鉄軌道施設の応急措置

- 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 鉄軌道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。

1 駅舎及び駅構内等

駅長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

2 客車運行中

走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

3 貨車運行

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒、又はそのおそれのあるときは、関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察機関に速やかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立ち入りを禁止する。

第11 その他の公共施設

市庁舎、交流センター、学校、福祉センター、図書館等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、次のとおり応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第18節 災害警備

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 <i>斜字</i> は副担当)
第1 防犯活動への協力			●	事務局 、 警防部 、 <i>関係各班</i>

第1 防犯活動への協力

市は、震災など自然災害への対応のほか、災害に乗じた犯罪への対応として、警察機関、消防組織等と連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、次のとおり防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

1 巡回パトロール

警防部は、自主防災組織、自主防犯組織、消防本部、警察署と連携し、火災予防、放火、窃盗、性犯罪その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2 防犯活動への協力要請等

事務局は、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

第19節 鉱山災害の応急対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 <i>斜字</i> は副担当)
第1 鉱山災害への対応		●		公共土木班

第1 鉱山災害への対応

公共土木班は、鉱山事務所や九州産業保安監督部からの連絡により、県と連携して、以下の措置を講じる。

■ 鉱山災害への措置

- 災害状況の把握
- 要請に基づく、現地出動及びその他応急措置
 - ・ 消防機関の出動
 - ・ 日赤その他の医療機関の協力要請
 - ・ 自衛隊の災害派遣要請
 - ・ 車両、資機材等による協力
 - ・ 災害救助法の適用
- り災者に対する救護措置

第 5 章 大規模事故等応急対策計画

第 1 節 大規模事故対策

第 2 節 危険物等災害対策

第 3 節 林野火災対策

第 4 節 放射線災害対策

第 5 節 原子力災害対策

本章は、大規模事故等の際に市及び防災関係機関が実施する対策について、実施担当者、手順などを定めたものである。

第1節 大規模事故対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 大規模事故の応急対策				事務局 、 総務班 、 情報班 、 警防部 、 関係各班

第1 大規模事故の応急対策

1 大規模事故の対象と対応方針

大規模事故として対象となる災害は、次のとおりである。

大規模事故は、風水害及び地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市全域に甚大な被害が発生することはないといえる。

大規模事故が発生したときは、一刻も早く人命を救助し、二次災害を防止することを基本とする。

■対象となる災害の種類

- ☐ 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- ☐ 航空機事故
- ☐ 大規模な火災
- ☐ 土木工事における事故
- ☐ その他

2 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

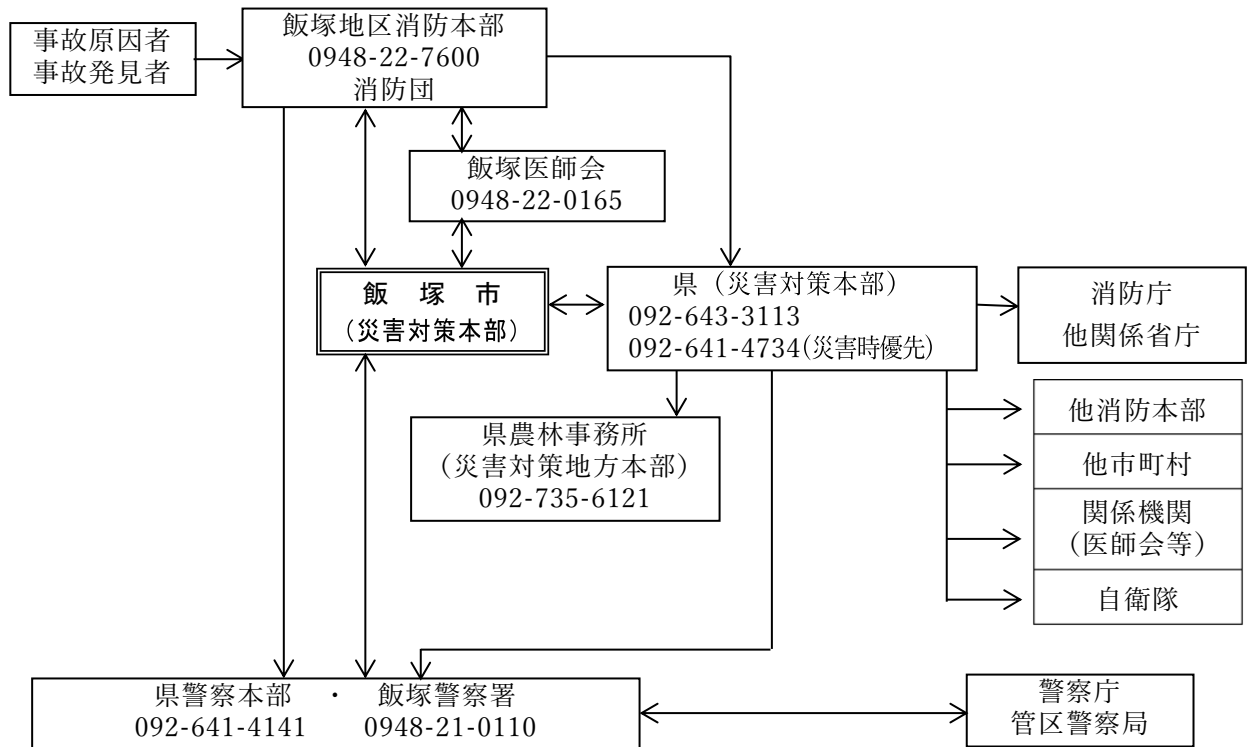
なお、災害の状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

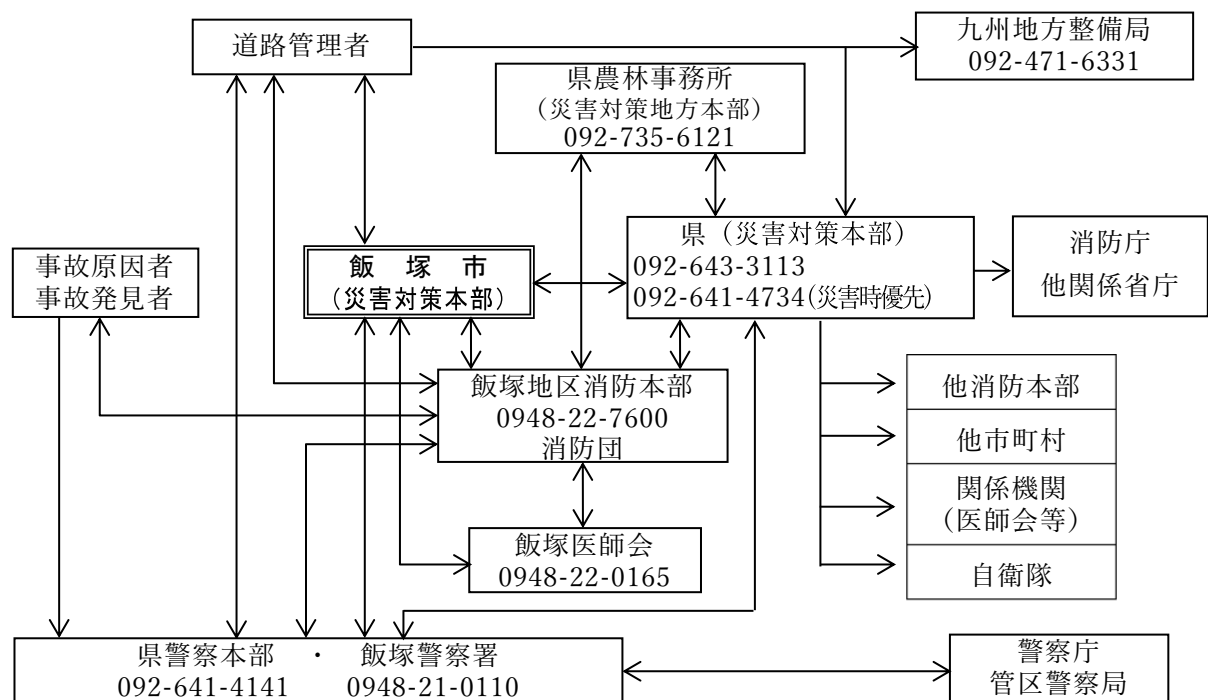
- (1) 事務局、情報班及び警防部は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。
- (2) 事務局、情報班及び警防部は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

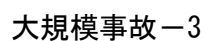
- (3) 事務局、情報班及び警防部は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

■大規模火災情報伝達系統



■道路事故災害情報伝達系統





4 国、県への報告

消防本部は、火災・災害等即報要領（消防庁）に基づき、直接即報基準等に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で国（消防庁）に報告する。

また、即報基準に該当する場合は、県に報告する。

■即報基準・直接即報基準

即 報 基 準	火災等即報	○ 死者が 3 人以上生じたもの ○ 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
	建物火災	○ 特定防火対象物で死者の発生した火災 ○ 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○ 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 ○ 建物焼損延べ面積 3,000 m²以上と推定される火災 ○ 損害額 1 億円以上と推定される火災
	救急・救助 事故即報	○ 死者 5 人以上の救急事故 ○ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 ○ 要救助者が 5 人以上の救助事故 ○ 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）
直 接 即 報 基 準	火災等即報	○ 自動車、列車、航空機の火災で、次に掲げるもの・トンネル内車両火災、列車火災、航空機火災 ○ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 ○ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
	救急・救助 事故即報	死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ○ 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 ○ バスの転落等による救急・救助事故 ○ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○ 映画館、百貨店、駅構内等、不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの

5 緊急避難

本部長（市長）は、必要と認めたとき、消防本部及び消防団、警察と協力して、事故現場の周辺住民に避難指示を行う。

6 応急対策活動

市は、事故発生元関係者と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 関係防災機関との調整
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 死傷病者の身元確認
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 県又は他の市町村に対する応援要請

第2節 危険物等災害対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担当)
第1 危険物等災害の応急対策				事務局 、 警防部 、 関係各班

第1 危険物等災害の応急対策

1 危険物等の対象と対応方針

本節における危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

危険物等により災害が発生したときは、警防部が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとり、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

また、大規模地震等が発生したときは、二次災害の防止のため必要な応急措置を行う。

2 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

- (1) 事務局、情報班及び警防部は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。
- (2) 事務局、情報班及び警防部は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (3) 事務局、情報班及び警防部は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

4 国、県への報告

消防本部は、火災・災害等即報要領（消防庁）に基づき、直接即報基準等に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で国（消防庁）に報告する。

また、即報基準に該当する場合は、県に報告する。

■即報基準・直接即報基準

即 報 基 準	火災	○ 特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
	危険物等に 係る事 故	○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故。 ・ 死者又は行方不明者が発生したもの ・ 負傷者が5名以上発生したもの ・ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ・ 500kl以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ・ 河川への危険物等流出事故 ・ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災、危険物の漏えい事故
直 接 即 報 基 準	危険物等に 係る事故	○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故。 ・ 死者又は行方不明者が発生したもの ・ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・ 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・ 500kl以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ・ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ・ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

5 緊急避難

本部長（市長）は、必要と認めたとき、消防本部及び消防団、警察と協力して、事故現場の周辺住民に避難指示を行う。

6 応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するため、消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

また、危険物等の大量流出等により、市及び関係機関等では対処できない場合には、

県、自衛隊等に応援を要請し、応急対策にあたる。
 なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 関係防災機関との調整
- 危険物等に関する規制

7 二次災害の防止措置

各種危険物を取り扱い又は保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模地震等が発生したときは、火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、次のとおり速やかに必要な応急措置を行う。

■二次災害の防止措置

区 分	応急対策
危険物施設	○ 危険物取扱作業の緊急停止と安全点検 ○ 危険物施設からの出火、流出の防止措置 ○ 危険物による災害発生時の活動体制の確立 ○ 消防、警察等関係機関への通報 ○ 従業員及び周辺住民に対する人命安全措置
毒物・劇物保有施設	○ 施設等の安全確認 ○ 汚染区域の拡大防止措置
高圧ガス施設	○ 製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認 ○ 落下防止、転倒防止等の安全措置 ○ 火気使用禁止の広報や危険なときの警告、通報措置
火薬類貯蔵施設	○ 施設等の安全確認 ○ 火薬類の数量等の確認 ○ 危険なときの警告、通報措置

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 斜字 は副担当)
第 1 林野火災の応急対策				事務局 、 総務班 、 警防部 、 関係各 班

1 林野火災の対応方針

なお、林野火災は、消火活動が極めて困難であることから、空中消火の実施要請など、状況に応じては、近隣消防機関、県等の広域応援体制を確立し、対応を図る。

市長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県、隣接市町村、警察署等へ通報するとともに、状況に応じ、地区住民、入山者等に対し周知を図る。

```

graph TD
    A[火災発見者] --> B[飯塚地区消防本部  
0948-22-7600  
消防団]
    B <--> C[飯塚医師会  
0948-22-0165]
    B <--> D[飯塚市  
(災害対策本部)]
    B --> E[県(災害対策本部)  
092-643-3113  
092-641-4734(災害時優先)]
    C <--> D
    D <--> E
    D --> F[県農林事務所  
(災害対策地方本部)  
092-735-6121]
    F --> E
    B --> G[県警察本部  
092-641-4141]
    D --> G
    E --> G
    E --> H[警察庁  
管区警察局]
    E --> I[消防庁  
他関係省庁]
    E --> J[他消防本部]
    E --> K[他市町村]
    E --> L[関係機関  
(医師会等)]
    E --> M[自衛隊]
  
```

The diagram illustrates the disaster response coordination structure in Ina City. It starts with a fire incident report from the fire discoverer to the Ina Regional Fire Department. This department then coordinates with the Ina Medical Association and the Ina City Disaster Response Headquarters. The City Headquarters also coordinates with the Prefectural Disaster Response Headquarters. The Prefectural Headquarters then coordinates with the Prefectural Agriculture and Forestry Office, the Prefectural Police Department, and various other agencies including the National Police Agency, Fire Agency, other fire departments, municipalities, related organizations, and the Self-Defense Forces.

3 県への報告

事務局及び消防本部は、火災・災害等即報要領（消防庁）に基づき、即報基準に該当する一定規模以上の林野火災について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で県に報告する。

■即報基準

火災等即報	林野火災	○ 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの ○ 空中消火を要請又は実施したもの ○ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
-------	------	---

4 緊急避難

本部長（市長）は、必要と認めたとき、消防本部及び消防団、警察と協力して、火災現場の周辺住民に避難指示を行う。

5 活動体制の確立

(1) 現場指揮本部の設置

消防本部及び消防団は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、林業関係団体、関係機関と連携、協力して防御にあたる。

(2) 関係機関への応援要請

火災が拡大し、消火困難と認めたときは、現地災害対策本部を設置し、消防相互応援協定や自衛隊の派遣要請に基づき広域的な応援体制をとる。

(3) 空中消火体制

林野火災は、地理的条件が悪く、消防水利の利用不能な場合が多いため、必要に応じて空中消火を行う。

市は、次のとおり自衛隊等による円滑な空中消火を実施するための体制をとる。

■空中消火の実施方法

空中消火の要請	○ 地上消火が困難と認めるときは、県へ通報し、防災ヘリコプター（福岡市、北九州市の消防ヘリコプター等）、自衛隊ヘリコプター等の空中消火を要請する。
空中消火の支援体制	空中消火を円滑に行うため、次の措置を行う。 ○ 陸空通信隊の編成 ○ 林野火災用防災地図の作成 ○ 空中消火補給基地の設定 ○ ヘリポート等の設定 ○ 空中消火用資機材等の点検、搬入

6 応急対策活動

市は、消防本部と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

※各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 関係防災機関との調整

7 林野火災対策資料の作成

消防本部は、焼失面積 20ha 以上の火災の場合は、昭和 55 年 3 月 11 日付け消防地第 81 号に定める林野火災対策資料を作成し、速やかに県に報告を行う。

第4節 放射線災害対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 放射線災害の応急対策				事務局、総務班、警防部、関係各 班

第1 放射線災害の応急対策

1 放射線災害の対象と対応方針

本節における放射線災害とは、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）からの火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生をいう。

放射線災害が発生したときは、消防本部、警防部が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

2 災害対策本部の設置

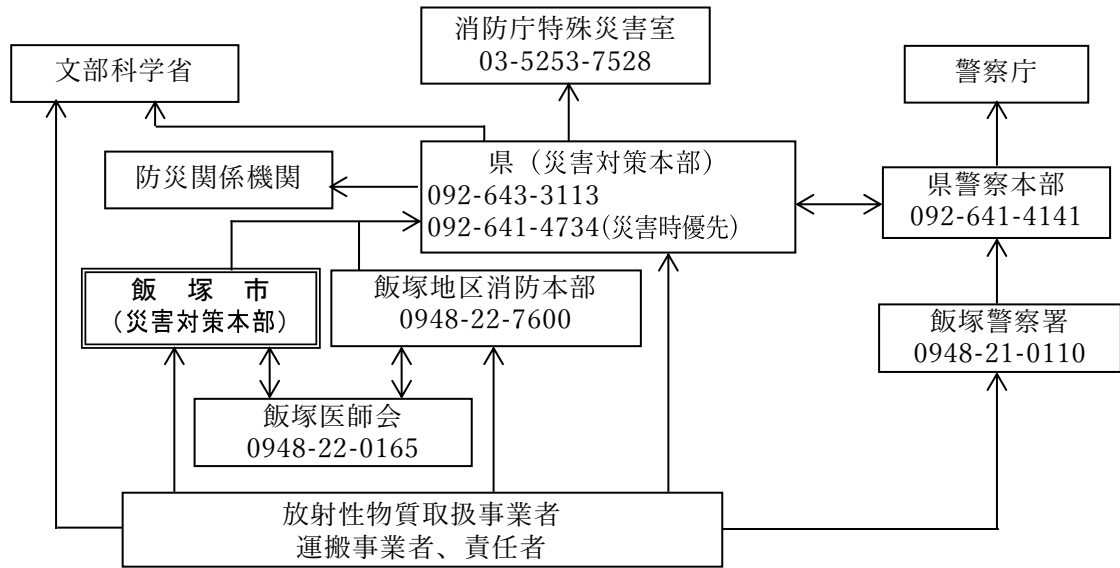
市長は、災害の状況を判断して、災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じては、現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

- (1) 事務局、消防本部及び警防部は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。
- (2) 事務局、消防本部及び警防部は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (3) 事務局、消防本部及び警防部は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

■放射線災害情報伝達系統



4 国、県への報告

事務局は、火災・災害等即報要領（消防庁）に基づき、直接即報基準等に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で国（消防庁）に報告する。

また、即報基準に該当する場合は、県に報告する。

■即報基準・直接即報基準（原子力災害等）

即報基準	○ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
直接即報基準	○ 原子力施設において、爆発または火災の発生したもの及び放射性物質または放射線の漏えいがあったもの ○ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ○ 原子力災害対策特別措置法第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ○ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの

5 応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、次のとおり必要な応急対策を行う。

※各応急対策活動の詳細は、第 3 章の各節による。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請

6 屋内待避・避難誘導等の防護活動

(1) 待避及び避難に関する基準

市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が「避難等に関する OIL」に掲げる線量区分に該当し、または該当するおそれがあると認められる場合は、国からの指示等に基づき、当該地域住民に対し、屋内待避若しくは避難のための立ち退きの勧告または指示等避難の区分に応じた必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。

その他放射性物質又は放射線により、地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとる。

■避難等に関する O I L

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OI L1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内待避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難なものの一次屋内待避を含む)
	OI L4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線： 40,000cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線： 13,000cpm※4 【1 ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ※5

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

参考：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

(2) 待避等の方法

市は、あらかじめ定める屋内待避・避難誘導の方法に基づき、対象者を待避又は避難させる。

また、避難時の服装等について、広報車及び消防団等により住民等への周知を図る。

■避難時の服装等

- ゴーグル、マスク、ビニールカップ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。
- 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

7 飲料水、飲食物等の摂取制限

(1) 飲料水、飲食物

水道総務班は、国の指導・助言、指示または県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OIL及び「食品中の放射性物質の規格基準」（食品衛生法）を超えまたは超えるおそれがあると認められる場合は、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等の必要な措置を講じる。

国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、OILの基準値を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限

等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

■ 飲食物摂取制限に関する O I L ※ 1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

資料：福岡県地域防災計画・原子力災害対策編

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(2) 農林水産物の摂取及び出荷制限

被災者支援班は、前述の放射性物質の汚染結果により必要と認められた場合は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の摂取禁止、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

第5節 原子力災害対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当、 <i>斜字</i> は副担当)
第1 原子力災害の応急対策	●			事務局 、 警防部 、 関係各班

第1 原子力災害の応急対策

1 原子力災害の対象と方針

本節の原子力災害とは、玄海原子力発電所において災害が起こったことによる放射性物質の漏えい等の発生をいう。

原子力災害が発生したときは、県及び関係機関と連携をとりながら、速やかに情報収集及び市民等への情報伝達等を行う。

2 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

■処理すべき事務又は業務

- 1 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- 2 教育及び訓練の実施
- 3 災害状況の把握及び伝達
- 4 緊急時モニタリングへの協力
- 5 広域避難民等の受入れに係る協力
- 6 避難所の開設
- 7 市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限
- 8 市民等への汚染農水産物等の出荷制限等
- 9 被ばく者の診断及び措置への協力
- 10 放射性物質による汚染の除去
- 11 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- 12 各種制限措置の解除
- 13 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- 14 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減
- 15 文教対策

3 緊急モニタリング体制の整備

事務局は、県から緊急モニタリング活動への協力を依頼された場合、県から派遣されるモニタリング要員等と協力してモニタリング班を編成し、モニタリングを実施できる体制をとる。

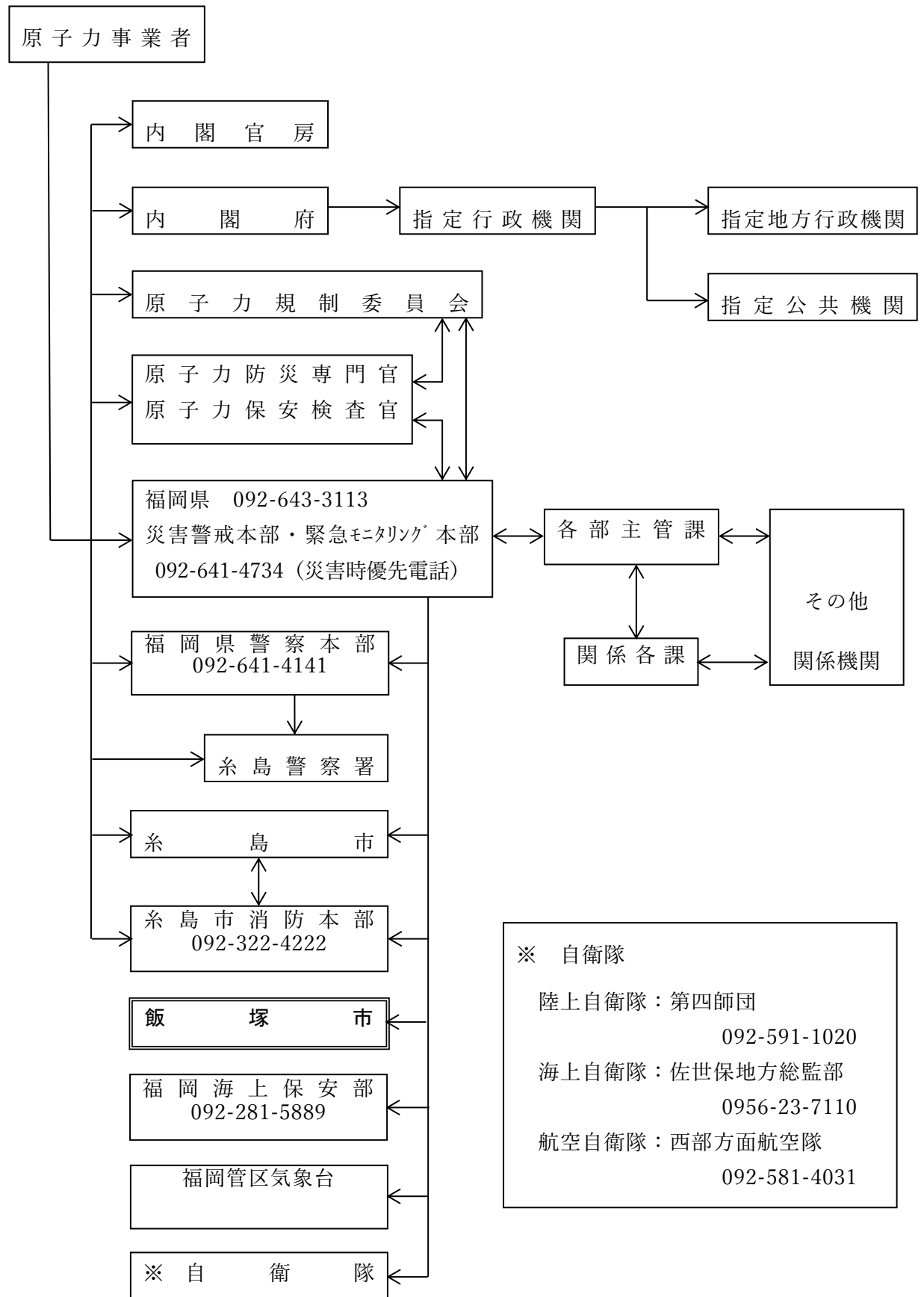
4 情報の収集、連絡

事務局は、原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、速やかに職員の非常参集を行い、情報の収集・連絡体制、広報体制を確立するとともに、県が行う緊急時モニタリングへの協力の準備を行う。

消防本部は、原子力事業者、国、県から発表される災害情報を収集するとともに、県内のモニタリングポストで監視している空間放射線量率等の情報収集を行う。

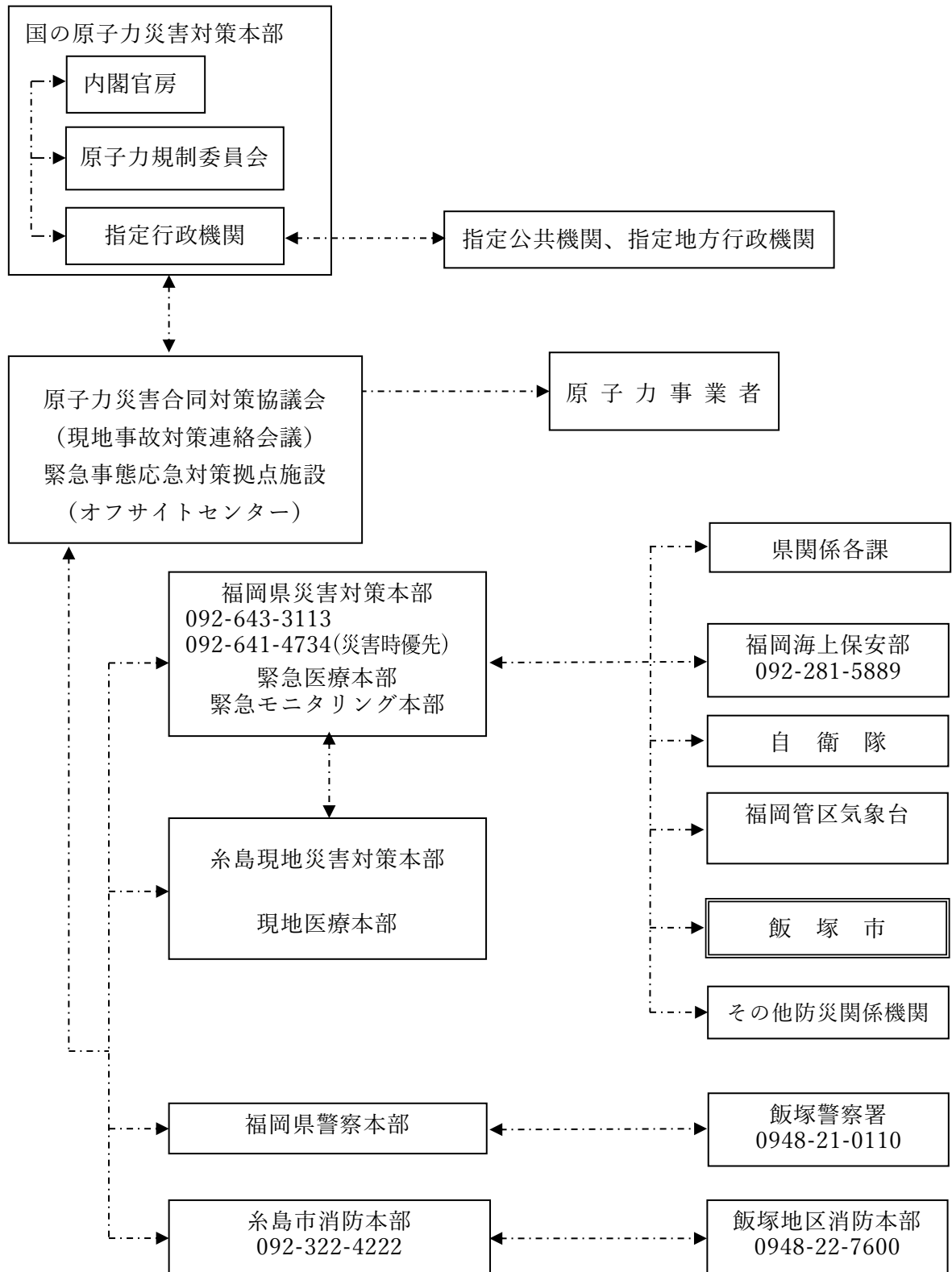
事務局、警防部及び消防本部は、関係機関に対し、保有する広報手段を活用し、収集した災害情報を広報する。また、情報班は、災害発生直後に市民等に対し、広報車、防災行政無線等の方法で、災害情報や危険情報、避難情報の伝達を行う。

■特定事象発生時の情報伝達経路



出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編より作成

■緊急事態宣言発出後の情報伝達経路



※緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編より作成

5 応急対策活動

原子力災害に必要な応急対策活動は、次のとおりである。

■主な活動内容

- 災害状況の実態把握及び的確な情報の収集
- 関係防災機関への連絡及び対応の調整
- 広域避難者の受入れ
- 放射性物質の拡散による影響が予想される警戒区域の設定及び立入制限、付近住民に対する避難の指示
- 県又は他の市町村に対する応援

※各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

6 屋内待避・避難誘導等の防護活動

(1) 待避及び避難に関する基準

市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が「避難等に関するOIL」に掲げる線量区分に該当し、または該当するおそれがあると認められる場合は、国からの指示等に基づき、当該地域住民に対し、屋内待避若しくは避難のための立ち退きの勧告または指示等避難の区分に応じた必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。

その他放射性物質又は放射線により、地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとる。

■避難等に関するOIL

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内待避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に地域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難なものの一次屋内待避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線： 40,000cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： 13,000cpm ※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

	基準 の 種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
早期 防 護 措 置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。※5

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

参考：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

(2) 待避等の方法

市は、あらかじめ定める屋内待避・避難誘導の方法に基づき、対象者を待避又は避難させる。

また、避難時の服装等について、広報車及び消防団等により住民等への周知を図る。

■避難時の服装等

- ゴーグル、マスク、ビニールカップ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。
- 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

7 飲料水、飲食物等の摂取制限

(1) 飲料水、飲食物

水道総務班は、国の指導・助言、指示または県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OIL及び「食品中の放射性物質の規格基準」（食品衛生法）を超えまたは超えるおそれがあると認められる場合は、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の

出荷制限及び摂取制限等の必要な措置を講じる。

国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、OILの基準値を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

■ 飲食物摂取制限に関するOIL※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき地域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空

間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

資料：福岡県地域防災計画・原子力災害対策編

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(2) 農林水産物の摂取及び出荷制限

被災者支援班は、前述の放射性物質の汚染結果により必要と認められた場合は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の摂取禁止、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

8 広域的な避難者の受入れ

事務局は、県から広域避難計画に基づく避難者の受入れ等の要請があった場合、受入れ人数を県との調整により設定し、人数に応じた避難場所・避難所の決定を行う。

また、事務局は、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な避難所において受入れる体制を整え、避難場所・避難所の開設や避難者の誘導等、必要な支援を行うよう各班に指示を行う。

第 6 章 災害復旧復興計画

第 1 節 災害復旧事業

第 2 節 被災者等の生活再建等の支援

第 3 節 地域経済復興の支援

第 4 節 復興計画

本章は、被災した市民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

第1節 災害復旧事業

項 目	担 当
第1 災害復旧事業の推進	関係各部
第2 激甚法による災害復旧事業	関係各部

第1 災害復旧事業の推進

市は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、次のとおり迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にし、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

また、被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

1. 災害復旧事業計画の策定

各施設を所管する部及び課は、災害復旧事業計画を立案し、関係機関と連携して災害復旧事業にあたる。

1) 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、海岸、砂防設備、道路、橋梁・下水道等について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を進め、再度の災害発生を防止する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
河川の復旧事業	河川法（昭和39年法律第167号） 第60条～第62条、第65条の2
道路の復旧事業	道路法（昭和27年法律第180号）第56条
河川、道路、下水道の復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 （昭和26年法律第97号）第3条

2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設・漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業を進める。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を蒙るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度の災害発生を防止する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和25年法律第169号)第3条

3) 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路、公園等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。

また、復旧にあたっては都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
災害により急を要する土地区画整理事業	土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)第121条

4) 公営住宅災害復旧事業計画

市民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速適切な公営住宅の建設を進める。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）の復旧事業	公営住宅法 (昭和26年法律第193号)第8条

5) 公立文教施設災害復旧事業計画

児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する。

再度の災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。

被災した学校施設の復興に当たり、学校の振興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
公立学校施設の復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和28年法律第247号)第3条

6) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

施設の性格上、緊急に復旧する必要があることから、国、県その他関係機関の融資を促進する。

再度の災害発生防止のため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
生活保護施設復旧事業	生活保護法 (昭和25年法律第144号)第75条
児童福祉施設復旧事業	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)第52条
身体障害者更正援護施設復旧事業	身体障害者福祉法

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
	(昭和24年法律第283号)第37条の2
老人福祉施設復旧事業	老人福祉法 (昭和38年法律第133号)第26条
知的障害者援護施設復旧事業	知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号)第26条
婦人保護施設復旧事業	売春防止法 (昭和31年法律第118号)第40条

7) 医療施設災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
感染症指定医療機関等復旧事業、感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)第62条

8) 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

9) ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があることから早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
上水道施設の復旧事業	水道法(昭和32年法律第177号)第45条

10) 災害廃棄物処理計画

県及び関係機関と連携して、がれきの処理方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることによりがれきの円滑かつ適正な処理を行う。

また、環境汚染の未然防止又は市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
災害により特に必要となった廃棄物の処理費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)第22条

第2 激甚法による災害復旧事業

著しく激甚な災害（激甚災害）発生時においては、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。激甚災害に指定されたときは、市は、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条においては、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、次のとおり内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」¹⁾（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」²⁾（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に定められている。

激甚な災害が発生した場合は、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

1) 大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするもの。激甚災害法に基づいて政令で指定される。地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定（本激）」と、市町村単位での指定を行う「局地激甚災害指定基準による指定（局激）」の2種があり、内閣府に置かれる中央防災会議が指定・適用措置の決定を行う。激甚災害に指定されると、国は災害復旧事業の補助金を上積みして、被災地の早期復旧を支援する。

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助は、A：公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%、B：公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2%、かつ、一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% の県が一つ以上、または、県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5% の県が一つ以上の場合

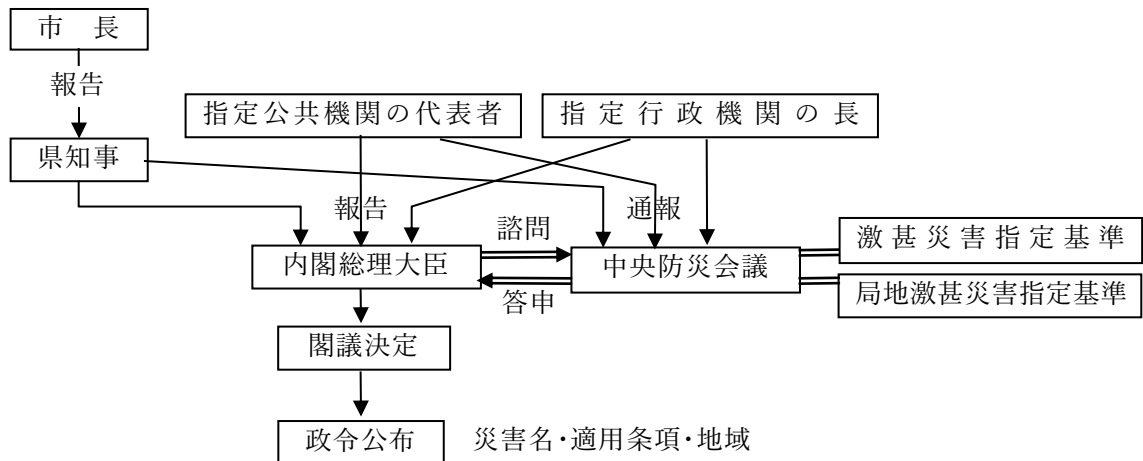
A：全国的に大規模な災害が生じた場合の基準（本激A基準）

B：Aの災害ほど大規模でなくとも、特定の都道府県の区域に大きな被害がもたらされた場合の基準（本激B基準）

2) 地震や水害などで甚大な被害が出たとき、市町村単位で指定される制度。地方の負担軽減が目的で、復旧工事の際に国の補助率がかさ上げされる。基準は分野ごとに異なり、道路や河川など公共土木施設は市町村の標準的な税収入の50%超、農地は農業所得推定額の10%超の復旧費がかかることが条件である。

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助は、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く。）ただし、この基準に該当する市ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。

■激甚災害指定手続きの流れ



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設 災害 復旧事業等 に関する 特別の財政援 助	○ 公共土木施設災害復旧事業（激甚法第 3 条第 1 項） ○ 公共土木施設災害関連事業（激甚法第 3 条第 2 項） ○ 公立学校施設災害復旧事業（激甚法第 3 条第 3 項） ○ 公営住宅災害復旧事業（激甚法第 3 条第 4 項） ○ 生活保護施設災害復旧事業（激甚法第 3 条第 5 項） ○ 児童福祉施設災害復旧事業（激甚法第 3 条第 6 項） ○ 老人福祉施設災害復旧事業（激甚法第 3 条第 6 の 2 項） ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業（激甚法第 3 条第 7 項） ○ 障害福祉サービスの事業の用に供する施設等に係る災害復旧事業（激甚法第 3 条 8 項） ○ 婦人保護施設災害復旧事業（激甚法第 3 条第 9 項） ○ 感染症指定医療機関の災害復旧事業（激甚法第 3 条第 10 項） ○ 感染症予防事業（激甚法第 3 条第 11 項） ○ 堆積土砂排除事業（激甚法第 3 条第 12 項、第 13 項） ○ 湛水排除事業（激甚法第 3 条第 14 項）
農林水産業に 関する 特別の助成	○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第 5 条） ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第 6 条） ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 7 条） ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第 8 条） ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第 9 条） ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第 10 条） ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第 11 条） ○ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第 11 条の 2）
中小企業に関 する 特別の助成	○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第 12 条） ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚法第 13 条） ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第 14 条）

助成区分	財政援助を受ける事業等
その他の財政援助及び助成	○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条） ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条） ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条） ○ 母子及び寡婦福祉法による国の貸し付けの特例（激甚法第20条） ○ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条） ○ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条） ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（激甚法第24条） ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例（激甚法第25条）

2 激甚災害に関する調査報告

市は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

県は、市からの被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項を速やかに調査する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

項 目	担 当
第1 生活相談	総務部、福祉部
第2 り災証明の発行	総務部、各支所、消防本部
第3 女性のための相談	総務部、福祉部、市民協働部
第4 雇用機会の確保	経済部
第5 義援金品の受入れ及び配分	会計管理者、各種委員会
第6 災害弔慰金等の支給	福祉部
第7 生活資金の貸付	福祉部、社会福祉協議会
第8 租税の減免等	行政経営部、福祉部、関係各部
第9 住宅復興資金の融資	都市建設部
第10 災害公営住宅の建設等	都市建設部、総務部
第11 郵便事業の特例措置	日本郵便株式会社
第12 風評被害等への対応	総務部

第1 生活相談

市は、災害時における市民からの問い合わせや要望に対応するため、生活相談を実施するとともに、相談窓口の設置をした場合は、関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮する。なお、詳細については、第3章 第4節「災害広報・広聴活動」による。

また、精神科医療機関等と協力し、被災者や災害時要援護者の精神的な苦痛を軽減させるため、カウンセリング等の必要な措置を行う。さらに、必要な情報資料を作成し、市へ提供を依頼する。

さらに、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。また、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2 り災証明の発行

市は、家屋の被害調査の結果から「り災台帳」を作成する。また、火災による焼損等は、消防本部が「火災記録書」を作成する。

被災者から、り災証明の申請が行われた場合は、り災台帳により確認のうえ、速やかにり災証明書を発行する。

なお、り災台帳、火災記録書で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を交付する。

り災証明の範囲は、次のとおり災害対策基本法第2条第1号に規定する災害とする。

■ り災証明の担当及び証明の範囲

総務部、各支所	○ 家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損等
消防本部	○ 火災による焼損等

資料編 14-1 り災届出兼証明願

資料編 14-2 り災証明書

資料編 14-3 被害届出兼証明書

第3 女性のための相談

市は、災害によって生じたストレスなどを軽減し、女性特有の問題（心身の健康や夫婦・親子関係の問題等）について、男女共同参画推進センターと連携し、電話相談や避難所等に女性相談員や保健師の派遣などを行う。

第4 雇用機会の確保

市は、離職者の早期再就職の促進に向けて、災害により被害を受けた市民が速やかに再起できるよう、被災地域内事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職に向けた相談支援等を行う。

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

■ 職業安定所の措置

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出向くことが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置

第5 義援金品の受入れ及び配分

市は、災害時において、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、次のとおり、市は、これらの受入れ体制や配分等について速やかに体制を確立する。

1 義援金品の受入れ

義援品の受入れに際しては、被災地のニーズに応じた物資とすること及び、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とすること等、義援品提供者に呼びかける。

また、義援金品の受付窓口を設置し、受付記録の作成及び保管等の手続きを行うとともに、寄託者に対しては受領書を発行する。

■義援金品の受付要領

- 受付期間はおおむね災害発生の日から1ヶ月以内とする。
- 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て行う。
- 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- 受付期間中は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。
- 義援金品は、市長及び災害対策本部宛で募る。

2 義援金品の保管

義援金は、被災者に配分するまで指定金融機関において専用口座をつくり保管することとし、義援品は市所有の倉庫等に保管する。

3 義援金品の配分

市は、義援金品の配分に関して配分委員会等を設置し、次の県の配分基準等を参考に配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

■配分基準

区 分	対 象	配分比率
義援金 (床上浸水世帯 を1とする)	○ 死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
	○ 重傷者（3ヵ月以上の治療を要する見込みの者）	5
	○ 重傷者（1ヵ月以上3ヵ月未満の治療を要する見込みの者）	3
	○ 全壊・全焼・流失世帯	10
	○ 半壊・半焼世帯	5
	○ 一部損壊世帯	1
	○ 床上浸水世帯	1

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第120号）により、次のとおり災害弔慰金を支給する。

資料編 4-7 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料編 4-8 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

■災害弔慰金の要件

対象災害	自然災害	・ 1 の市町村の区域内で住家が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において、住居が 5 世帯以上滅失した市町村の数が 3 以上ある災害 ・ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害
支給額	☐ 生計維持者 ☐ その他の者	500 万円 250 万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていたものに限る）	

2 災害障がい見舞金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律第 8 条の規定に基づき、飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障がい見舞金を支給する。

資料編 4-7 飯塚市災害弔慰金の支給に関する条例

■災害障害見舞金の要件

対象災害	自然災害	・ 1 の市町村の区域内で住家が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において、住居が 5 世帯以上滅失した市町村の数が 3 以上ある災害 ・ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害
支給額	☐ 生計維持者 ☐ その他の者	250 万円 125 万円
障害の程度	☐ 両目が失明した者 ☐ 咀嚼及び言語の機能を廃した者 ☐ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ☐ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ☐ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ☐ 両上肢の用を全廃した者 ☐ 両下肢のひざ関節以上で失った者 ☐ 両下肢の用を全廃した者 ☐ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	

3 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により被災した市民に対し支援金を支給する。

市は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、これらを取りまとめの上、県に提出する。

■法適用の要件

対象となる 自然災害 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象による生じる災害)	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害 ④ 県内で①又は②に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害 ⑤ ①又は②に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害 ⑥ ①又は②に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、 ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害
支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯(中規模半壊世帯)

■ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)
 (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯①に該当)	半壊 (支給対象世帯②に該当)	長期避難 (支給対象世帯③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	全壊～大規模半壊 (支給対象世帯①～④に該当)	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊 (支給対象世帯⑤に該当)	100万円	50万円	25万円

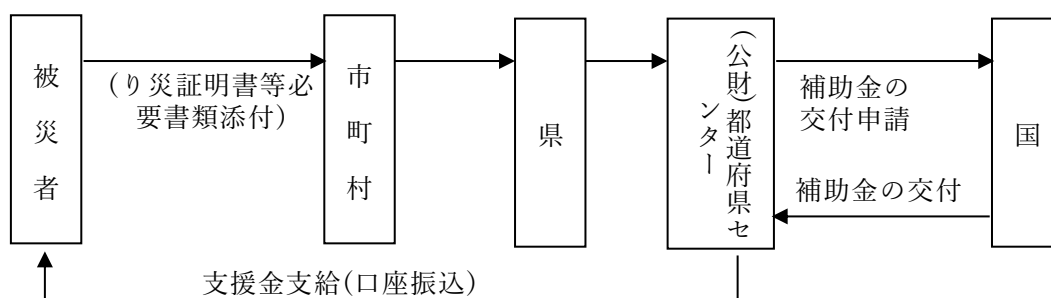
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合

- ・全壊～大規模半壊世帯は、合計で200（又は100）万円
- ・中規模半壊世帯は、合計100（又は50）万円

■ 申請期間

基礎支援金	災害のあった日から13ヶ月の間
加算支援金	災害のあった日から37ヶ月の間

■ 被災者生活再建支援制度のフロー



※県では支援金支給に関する事務の全部を（公財）都道府県センターに委託している。

第7 生活資金の貸付

1 災害援護資金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷し、又は住居もしくは家財に相当程度の被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、次のとおり災害援護資金を貸し付けを行う。

資料編 14-4 義援金品受領書

■災害援護資金の内容

災害 援 護 資 金	定 義	災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。
	支 給 額	貸付限度額 a 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害（被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合 150万円 ②家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 ③住居が半壊した場合 270万円 ④住居が全壊した場合 350万円
		b 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円 ②住居が半壊した場合 170万円 ③住居が全壊した場合（④の場合を除く。） 250万円 ④住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
		c aの③又はbの②若しくは③において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
	償 還 期 間 等	期間 償還期間は10年、据置期間はそのうち3年 利率 保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセント 償還等 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 償還方法は、元利均等償還の方法

2 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用を受けない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、福岡県生活福祉資金貸付規程及び福岡県生活福祉資金貸付規程細則に基づき、次のとおり資金の種類ごとに、貸付の条件、貸付限度額等に従いそれぞれの用途に応じた生活福祉資金を貸し付ける。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

市は、県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付け事業について、市民への周知を図る。

■生活福祉資金の内容

貸付対象	低所得世帯等（生活保護基準額の概ね1.7倍以内）のうち他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯	
貸付金額	一世帯150万円以内	
貸付条件	措置期間	貸付の日から1年以内（特別の場合2年以内）
	償還期間	据置期間経過後7年以内
	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）
	保証人	以下の条件を満たす連帯保証人1人以上必要 ア 原則として、借受人と同じ市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦

3 母子福祉資金・寡婦福祉資金

県保健福祉環境事務所は、「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭又は寡婦に対し資金の貸付けを行っている。

災害の場合においては、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

福祉部は、この受付事務を行う。

■資金の要件及び種類

要件	☐ 母子家庭の母で、20歳未満の子どもを扶養している人 ☐ かつて母子家庭の母だった人（寡婦） ☐ 40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人（所得制限あり）			
種類	☐ 事業開始 ☐ 事業継続 ☐ 住宅 ☐ 就職支度	☐ 技能習得 ☐ 生活 ☐ 転居 ☐ 修学	☐ 修業 ☐ 修学支度 ☐ 医療介護 ☐ 結婚	☐ 特例児童扶養手当

第8 租税の減免等

市は、災害によって被害を受けた市民に対して次のとおり市民税等の減免や、納税の延期及び徴収猶予等の措置を行う。

また、市やライフライン機関は、被災した市民の生活を支援するため、次の公共料金等の支払いについて可能な限り特例措置を講じる。

■市税等の減免等の種類、内容

納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。 ○ 災害が広範囲にわたる場合、市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。 ○ その他の場合、規則で定める申請書を市長に提出するものとする。	
徴収猶予	災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、市民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）	
滞納処分の執行の停止等	災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。	
減免免除	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免、免除等を行う。	
	個人の市民税の減免	○ 被災した納税義務者の状況に応じて行う。
	固定資産税の減免	○ 災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について減免を行う。
	国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 国民年金保険料の免除 医療費一部負担金の減免 心身障害者扶養共済掛金の減免 軽自動車税等の減免	○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。
	特別土地保有税の減免	○ 災害により著しく価値を減じた土地について行う。
	後期高齢者医療制度保険料の減免の受付	○ 財産（住宅及び家財）が災害により著しい損害を受け保険料の納付が困難になった場合に行う。
	後期高齢者医療制度一部負担金の減免の受付	○ 災害により財産（住宅及び家財）が著しい損害を受け、市民税の減免を受け、かつ世帯収入が基準額以下の場合に行う。

■県、国の減免等の種類

制度名	窓口
更生医療身体補装具および重度身体障がい者 日常生活用具の自己負担額の減免	県保健福祉環境事務所、市福祉事務所
社会福祉施設の入所費用の減免	県保健福祉環境事務所、児童相談所、市（区）町村
精神障がい者措置入院費の減免	県保健福祉環境事務所

制度名	窓 口
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免および徴収猶予	県税事務所
国税の減免および納税猶予	税務署

■公共料金等の特別処置

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ○ り災証明手数料の免除 | ○ ごみ処理手数料の減免等 |
| ○ 保育料の減免 | ○ テレビ受信料金の免除等 |
| ○ 市営住宅家賃等の減免 | ○ 電話料金・電話工事費の減免等 |
| ○ 水道料金の減免等 | ○ 電気料金・工事費負担金の免除等 |
| ○ し尿くみ取り手数料の免除等 | ○ ガス料金の納付延長等 |

第9 住宅復興資金の融資

市は、被災者に対し、住宅建設等に関する次の融資制度についての情報提供等を行う。

1 住宅復興資金

住宅金融公庫は、住宅金融公庫法に基づき、災害により住宅を失い又は住宅を破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等が行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

2 個人住宅災害緊急建設資金

県は、福岡県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度に基づき、被災者に対し、個人住宅の新築及び、改築資金を貸し付ける。

3 災害対策資金融資

市は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進して、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資あつせん及び利子補助を行う。

第10 災害公営住宅の建設等

市は、県と連携して、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況や、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設するか、若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げを行うものとする。

また、県の指導により、低所得被災世帯のために、国庫から補助を受け、災害公営住

宅を整備して当該被災者を入居させる。

第11 郵便事業の特例措置

災害救助法の適用があった場合において、日本郵便株式会社九州支社長は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

（主な実施期間）

日本郵便株式会社

■郵便事業の特別業務

- 被災者に対する通常葉書、郵便書簡の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - ・ 支店長は、日本郵便株式会社九州支社長の指示に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便物（ゆうパック）及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物

第12 風評被害等への対応

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

なお、広報・啓発を行う際には、以下の方法を検討し速やかに実施する。

■風評対策の広報・啓発

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策用リーフレットの作成
- 市広報誌への掲載
- 講演会等の開催

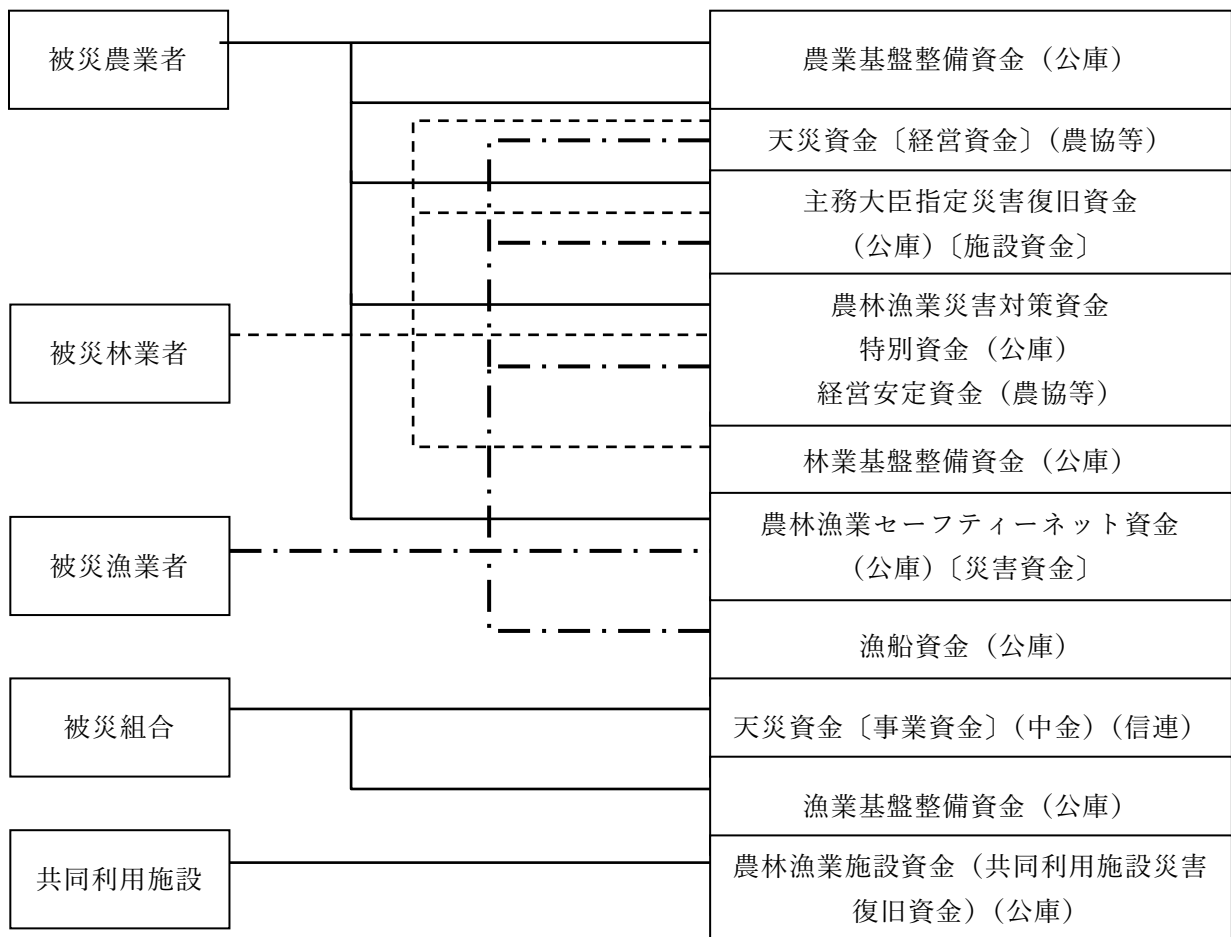
第3節 地域経済復興の支援

項 目	担 当
第1 農林漁業者への支援	経済部
第2 中小企業者への支援	経済部

第1 農林漁業者への支援

市は、県、農業協同組合及び漁業協同組合等の協力により、被災した農林水産業者に対し、次のとおり災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■農林漁業関係融資



中金：農林中央金庫

信連：信用漁業協同組合連合会

第2 中小企業者への支援

市は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

1. 福岡県中小企業融資制度【緊急経済対策資金】（地域産業対策資金）

1) 融資対象等

県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、県知事の指定する風水害、震災、又は感染症の発生等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会議所又は商工会（組合にあっては中央会）の確認を受けている者。

2) 申込場所

- ア) 各商工会議所、商工会
- イ) 県中小企業団体中央会（組合関係）
- ウ) 指定金融機関

2. 政府系金融機関

1) 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（中小企業振興課）

被災中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。

2) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）（中小企業振興課）

被災中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。

3) 株式会社商工組合中央金庫（中小企業振興課）

被災中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。

第4節 復興計画

項 目	担 当
第1 復興計画作成の体制づくり	総務部、関係各部
第2 復興に対する合意形成	総務部
第3 復興計画の推進	総務部、関係各部

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者や、各分野にわたる有識者及び市民団体等の参画を得て、その提案等に十分配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、再度の災害の防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

また、「住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していく」という取組みが重要であり、市は、住民、企業及び団体等の多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2 復興に対する合意形成

市は、復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、「防災のまちづくり」の方向についてできるだけ速やかに住民の合意が得られるように努めるものとする。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の施策を展開する。

■合意形成のための施策

- 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整し、計画的に復興を進めるものとする。

市は、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業は、災害からの復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とし、実施する。

1 復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進める「まちづくり計画」を生かしながら、被害状況の早期把握により、的確に計画及び事業に反映されるよう配慮して被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画が策定されるよう、速やかな事業の実現を図る。

2 復興計画の策定

計画の策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働及び将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、次の構成のとおり被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

■計画構成例

- 基本方針
- 基本理念
- 基本目標
- 施策体系
- 復興事業計画等（想定される事業分野・生活）
 - ・住宅
 - ・保健・医療
 - ・福祉
 - ・教育・文化
 - ・産業・雇用
 - ・環境
 - ・都市及び都市基盤
 - ・その他

飯塚市地域防災計画

－ 本 編 －

平成 26 年 6 月	初版発行
平成 27 年 6 月	改正
平成 28 年 6 月	改正
平成 29 年 6 月	改正
平成 30 年 6 月	改正
令和 1 年 6 月	改正
令和 2 年 6 月	改正
令和 3 年 5 月	改正
令和 4 年 5 月	改正
令和 5 年 5 月	改正
令和 6 年 5 月	改正
令和 7 年 5 月	改正
令和 8 年 5 月	改正

編集・発行 飯塚市防災会議
事務局 飯塚市 総務部 防災安全課
〒820-8501
福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号
TEL 0948-96-8243（直通）
FAX 0948-22-5754